

令和7年度

障害者総合福祉推進事業

「地域生活支援事業における

移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」

事業報告書

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社



## 概要

---

### 【事業目的】

地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者等のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成 18 年に創設された。近年、障害児・者の地域移行や社会参加が進展する中で、事業に対するニーズは定量的に増大するだけでなく、内容的にも多様な支援が求められているところである。他方、増大するニーズに対し、国の予算額も拡充しているが、なおも予算は不足しているとの意見がある。また、自治体によって、利用方法が異なるといった意見、個別給付のサービスと近い内容になっているといった指摘もある。

さらに、令和 4 年に成立した「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議においては、「地域生活支援事業により実施されている移動支援について、個別給付とすることも含め、その見直しを検討すること。」と明記されている。

こうした状況を踏まえ、本事業では移動支援事業や訪問入浴サービスに関し、検討に必要な実態把握を行った。併せて、地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付等事業について、自治体において支給対象としている用具の種目や基準額について実態把握を行った。

### 【調査方法】

本事業では、全国の市区町村、移動支援事業所、訪問入浴事業所を対象とした実態調査（アンケート調査）を実施した。

### 【調査結果および考察】

調査結果を踏まえ、以下のとおり結果をとりまとめた。詳細は第 5 章を確認されたい。

#### ① 移動支援事業

個別給付サービスとの優先関係については「個別給付サービスを優先」と「優先関係の定めはない」がほぼ半数に分かれた。移動支援を利用する理由は「給付サービスで対応できない外出ニーズのため」が最多であり、レジャー・レクリエーションや日用品の買い物が具体例として挙げられている。個別給付サービスの対象となりにくい社会参加活動等の外出において、移動支援事業が重要な役割を担っていることが示唆される。優先関係に起因する課題が「ほぼない」との回答が 7～8 割と最多である一方、「活動区分ごとの明確なガイドラインの策定・周知」や「自治体間での運用差の緩和・標準化」を求める声もあった。

利用目的については、レジャー・レクリエーションや冠婚葬祭、日用品の買い物等

の社会参加に関わる活動は約9～10割の自治体が利用を可としている一方、通勤・通所・通学・政治活動等は可とする自治体が4割以下であり、他制度との切り分けや公費支出の原則への配慮が背景にあると考えられる。利用可とする目的の選択肢数と事業費総額の間に関連関係は見られず、特定の利用目的を可とするかどうかは財政規模よりも自治体の政策的な姿勢が影響している可能性がある。また、一人当たりの利用時間数に上限が設けられていることが、利用目的の範囲を広げた場合でも事業費総額が一定の範囲内に収まるよう機能していると示唆される。

通勤・通所・通学を利用可とする自治体はそれぞれ3割未満であるが、個別給付サービスで対応しきれないニーズの受け皿として移動支援事業に頼らざるを得ない状況がうかがえる。利用可とした自治体の約半数が利用制限を設けているものの、訓練目的の実施方法については「取り決めなし」が約8割を占め、対応は各自治体の判断に委ねられ多様である。事業所への調査でも、ニーズが集中する時間帯における支援については人員不足から対応が困難な実態が浮き彫りとなった。

障害種別ごとの利用状況では知的障害が利用者数・延べ利用回数ともに他の障害種別を上回っており、知的障害者の地域生活における外出を支えるうえで重要な役割を果たしていることが定量的に示された。障害支援区分別では、身体障害・知的障害ともに区分4以上の利用が区分1～3の2倍以上であり、「給付サービスで対応できない社会参加等の外出ニーズ」や「支給限度量の補完」といった移動支援の役割が区分4以上の障害者を支えるうえでも重要な機能となっていることがうかがえる。

事業所の経営については「収益が減少傾向にある」や「赤字が続いている」を合わせると約半数が厳しい状況にあり、「人材の確保」が最大の課題として挙げられた。「報酬単価の見直し・加算の充実」を求める声が9割を超え、直接的な経営支援策へのニーズが高いことがわかった。

## ② 訪問入浴サービス

約7割の自治体が事前登録を「行っている」と回答しており、移動支援事業と同様に広く実施されている。個別給付サービスとの優先関係は「優先関係の定めはない」が約6割と最多であり、利用理由の最多は「医療的ケア等特別な支援の必要性から入浴設備が使用できないため」（約6割）であった。重度障害者や医療的ケアが必要な利用者の入浴ニーズを満たすサービスとして機能していることがわかる。介護保険の訪問入浴介護との関係では、補完的な位置づけでの運用が多数を占めた。一方、事業所側では約半数が「時間・回数等の制度上の枠により、利用者の希望への柔軟な対応が困難」という課題を経験しており、「優先関係に関する明確なガイドラインの策定・周知」および「自治体間での運用差の緩和・標準化」を求める声がいずれも6割を超えた。基準単価は約8割が介護保険制度の基本報酬と同等以下に設定されてお

り、「報酬単価の見直し・加算の充実」を求める声が9割を超えた。「人材の確保」と「人材の育成・定着」が主な課題であることも明らかになった。

### ③ 日常生活用具給付等事業

自己負担の上限を「設定している」自治体は約72.5%、減免措置を「設定している」自治体は約7割であり、世帯の経済状況に応じた負担軽減策が主流である。種目・基準額の見直しは「必要に応じて実施」が多数を占める一方、給付対象者については「見直しを行っていない」が約6割と最多であった。共通の課題として「専門的知見やノウハウが不足している」との回答が各項目で約6～7割に上り、多くの自治体が「他自治体の動向」を主な参考情報とせざるを得ない状況にある。検討委員からは、国や都道府県レベルでの専門的な情報集約・提供の仕組みの構築が必要との意見が挙げられた。情報提供については窓口での相談・申請時が主な方法であり、受動的な情報発信が中心であることから、潜在的な給付対象者への情報伝達に課題がある可能性が示唆される。



# 目次

---

1. 事業概要 .....	1
(1) 背景と目的 .....	1
(2) 事業の全体像 .....	2
(3) 検討委員会 .....	4
2. 移動支援事業に関する実態調査.....	6
(1) 移動支援事業の概要 .....	6
(2) 調査概要.....	7
(2) 市区町村調査結果 .....	10
(3) 事業所調査結果.....	40
3. 訪問入浴サービスに係る実態調査.....	59
(1) 訪問入浴サービスの概要 .....	59
(2) 調査概要.....	60
(2) 市区町村調査結果 .....	63
(3) 事業所調査結果.....	82
4. 日常生活用具給付等事業に係る実態調査.....	96
(1) 日常生活用具給付等事業の概要 .....	96
(2) 調査概要.....	98
(2) 市区町村調査結果 .....	100
5. まとめ.....	122
(1) 移動支援事業 .....	122
(2) 訪問入浴サービス .....	127
(3) 日常生活用具給付等事業 .....	130
付録.....	132
付録1 移動支援事業に関する実態調査票（市区町村調査） .....	133
付録2 移動支援事業に関する実態調査票（事業所調査） .....	161
付録3 訪問入浴サービスに関する実態調査票（市区町村調査） .....	182
付録4 訪問入浴サービスに関する実態調査票（事業所調査） .....	200
付録5 日常生活用具給付等事業に関する実態調査票（市区町村調査） .....	215



## 1. 事業概要

---

本章では、本事業の背景と目的、および、事業の全体像等について掲載する。

### (1) 背景と目的

---

#### ① 背景

地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者等のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成18年に創設された。近年、障害児・者の地域移行や社会参加が進展する中で、事業に対するニーズは定量的に増大するだけでなく、内容的にも多様な支援が求められているところである。他方、増大するニーズに対し、国の予算額も拡充しているが、なおも予算は不足しているとの意見がある。また、自治体によって、利用方法が異なるといった意見、個別給付のサービスと近い内容になっているといった指摘もある。

さらに、令和4年に成立した「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議においては、「地域生活支援事業により実施されている移動支援について、個別給付とすることも含め、その見直しを検討すること。」と明記されている。

こうした状況を踏まえ、移動支援事業や訪問入浴サービス、日常生活用具給付等事業に関し、実態把握を行うことは検討を進める上で重要な情報になると考えられる。

#### ② 目的

以上の背景を踏まえ、本事業では、移動支援事業や訪問入浴サービス、日常生活用具給付等事業について、次の目的のもと実態把握調査を実施した。

- (1) 自治体における移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具給付等事業の実態を把握すること
- (2) 移動支援事業所および訪問入浴サービス事業所における支援実態を把握すること
- (3) 上記の実態を把握するとともに、各事業の検討に資するとりまとめを行うこと

## (2) 事業の全体像

### ① アンケート調査

本事業で実施したアンケート調査は、図表 1 のとおりである。

図表 1 アンケート調査の実施概要

調査の種類	目的	概要
調査 1 市区町村調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体における移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具給付等事業の実態を把握する</li> </ul>	<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の市区町村</li> </ul> <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省よりメールおよび一斉通知・調査システムにて調査票 (Excel) を展開</li> <li>専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領</li> </ul> <p>【調査期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月12日(金)～10月31日(金)</li> </ul> <p>※11月14日(金)までに提出のあった回答を集計</p>
調査 2 移動支援事業所調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援事業所の支援実態を把握する</li> </ul>	<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の移動支援事業所</li> </ul> <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査1「市区町村調査」に回答した自治体に登録事業所への調査票 (Excel) 展開を依頼</li> <li>専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領</li> </ul> <p>【調査期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月1日(月)～12月26日(金)</li> </ul> <p>※1月6日(火)までに提出のあった回答を集計</p>
調査 3 訪問入浴事業所調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問入浴事業所の支援実態を把握する</li> </ul>	<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の訪問入浴事業所</li> </ul> <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査1「市区町村調査」に回答した自治体に登録事業所への調査票 (Excel) 展開を依頼</li> <li>専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領</li> </ul> <p>【調査期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月1日(月)～12月26日(金)</li> </ul> <p>※1月6日(火)までに提出のあった回答を集計</p>

## ② 事業経過

本事業は令和7年5月19日に内示を受け、令和8年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 2 事業経過

事業実施状況	
令和7年 5月	↑
6月	委員調整
7月	市区町村 調査設計 検討
8月	★第1回検討 委員会
9月	事業所 調査設計 検討
10月	市区町村 調査実施
11月	市区町村 調査集計
12月	★第3回検討 委員会
令和8年 1月	市区町村 調査 追加分析
2月	★第4回検討 委員会
3月	事業所 調査 追加分析
	報告書作成

### (3) 検討委員会

移動支援、訪問入浴、日常生活用具について知見のある有識者による検討委員会を組織して議論を進めた。検討委員会は全4回実施した。

#### ① 検討委員

検討委員は図表3のとおりである。なお、座長には曾根氏が就任した。

図表3 検討委員

氏名	所属
飯野 正夫	横浜市 健康福祉局 障害自立支援課 課長
梅澤 秀樹	株式会社デベロ 統括営業本部 取締役・統括営業本部長
高木 憲司	和洋女子大学 家政学部 教授
曾根 直樹	日本社会事業大学 専門職大学院 客員教授
丹羽 彩文	社会福祉法人昴 理事長
藤井 亘	NPO 法人クローバー 理事長
松山 香里	品川区 福祉部 障害者支援課 課長

(五十音順、敬称略)

検討委員会のオブザーバーとして次の者が参画した。

図表4 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
増田 岳史	厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 室長補佐
岩本 まどか	厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 予算係・地域生活支援係係長
鴻巣 正浩	厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 予算係・地域生活支援係 厚生労働事務官
平山 多輝男	厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐
押尾 朋子	厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課 訪問サービス係 係長
疋田 有弥菜	厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課 訪問サービス係 厚生労働事務官

(敬称略)

本事業を実施した事務局は下記のとおりである。

図表5 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
青木 佑夏	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
藤井 瞭	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
リヒゼ	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

## ② 検討委員会開催状況

検討委員会は全4回開催し、オンライン開催とした。

図表 6 検討委員会の開催日および議題

開催日	主な議題案
第1回 令和7年8月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業概要</li><li>・ 全体の調査方針の検討</li><li>・ 市区町村調査票の検討</li></ul>
第2回 令和7年10月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市区町村調査速報値の報告</li><li>・ 速報値を踏まえた事業所調査票の検討</li></ul>
第3回 令和7年12月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市区町村調査結果の報告および分析案の検討</li><li>・ 推計値の計算結果の報告</li></ul>
第4回 令和8年2月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市区町村追加調査結果の報告</li><li>・ 事業所調査結果の報告および分析案の検討</li><li>・ 報告書骨子案の検討</li></ul>

## 2. 移動支援事業に関する実態調査

本章では、全国の市区町村、事業所を対象として実施した移動支援事業に係るアンケート調査の内容とその結果について詳細を記載する。

### (1) 移動支援事業の概要

移動支援事業の概要については、次のとおりである。

図表 7 移動支援事業の概要

項目	概要
事業の位置づけ	・市町村地域生活支援事業（裁量的経費）の必須事業として実施
移動の目的	・社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出
対象者	・障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者
支援の範囲	・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援
実施方法	ア 個別支援型 ・個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援  イ グループ支援型 ・複数の障害者等への同時支援 ・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援  ウ 車両移送型 ・福祉バス等車両の巡回による送迎支援 ・公共施設、駅、福祉センター等障害者当の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じた支援

## (2) 調査概要

本調査の調査概要、調査項目および調査の回収状況は次のとおりである。

### ① 調査概要

本調査は以下のとおり実施した。

**図表 8 市区町村調査概要（移動支援）**

項目	概要
目的	・自治体における移動支援事業の実態を把握する
調査対象	・全国の市区町村
調査方法	・厚生労働省よりメールおよび一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開 ・専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・9月12日（金）～10月31日（金） ※11月14日（金）までに提出のあった回答を集計

**図表 9 事業所調査概要（移動支援）**

項目	概要
目的	・移動支援事業所の支援実態を把握する
調査対象	・全国の移動支援事業所 ※自治体調査に回答した自治体に登録している事業所が対象
調査方法	・「市区町村調査」に回答した自治体に登録事業所への調査票（Excel）展開を依頼 ・専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・12月1日（月）～12月26日（金） ※1月6日（火）までに提出のあった回答を集計

### ② 調査項目

検討委員会等での検討を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。

**図表 10 市区町村調査項目（移動支援）**

大項目	調査項目
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体名</li> <li>・人口規模</li> <li>・障害者手帳保有者数</li> <li>・担当者の連絡先等</li> </ul>
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業所の事前登録の実施有無、実施方法</li> <li>・実施事業所数</li> <li>・利用者数（利用決定を受けている障害児・者数）</li> <li>・延べ利用回数（利用決定を受けている障害児・者の延べ利用回数の総計）</li> <li>・総事業費（事業者へ委託費等として支出した金額の総計）</li> <li>・自己負担の設定状況、規定、上限金額の設定、方法</li> <li>・職員の要件</li> <li>・利用を可と定めている利用目的</li> <li>・利用対象要件</li> <li>・「通勤」「通所」「通学」の利用制限や上限、「訓練目的」の取り決めの有無や内容</li> <li>・「通勤」「通所」「通学」の実人数</li> </ul>

大項目	調査項目
個別給付サービスとの優先関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先関係または併給の可否を定めたルール</li> <li>・個別給付サービスとの併用者数</li> <li>・個別給付サービスを優先とする一方、移動支援事業を利用することとなっている理由</li> <li>・個別給付サービスで対応できない外出ニーズの内容</li> </ul>
報酬基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法ごとの報酬基準</li> <li>・報酬加算の有無、内容</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー確保の工夫</li> </ul>

図表 11 事業所調査項目（移動支援）

大項目	調査項目
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答依頼のあった市区町村</li> <li>・事業所の開設年度、所在地、法人格</li> <li>・提供サービス</li> <li>・移動支援事業の実施有無</li> <li>・対象とする主たる障害種別</li> <li>・職員配置状況、資格保有状況</li> </ul>
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数</li> <li>・入所施設の入所者の利用可否と利用の円滑さ</li> </ul>
個別給付サービスとの優先関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先関係の判断主体</li> <li>・併用者数</li> <li>・優先関係を原因として発生する課題</li> <li>・優先関係に関して行政や地域に期待すること</li> </ul>
事業運営・経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近三年間の収支状況</li> <li>・収入内訳</li> <li>・提供回数、延べ提供時間</li> <li>・事業運営における主な課題</li> <li>・事業運営・経営状況に関して行政や地域に期待すること</li> </ul>
ヘルパーの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各研修の実施状況、受講者の有無</li> <li>・ヘルパー確保の工夫</li> </ul>
通勤・通所・通学での利用や他サービスでの代替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通所・通学での申込や相談の有無、対応できた割合、対応できなかった理由</li> <li>・他サービスでの連携・代替実績の有無</li> </ul>

### ③ 回収状況

回収状況は次のとおりである。

図表 12 回収状況（移動支援）

大項目	有効回答数	有効回答率	母数
市区町村調査	947	約 54.4%	1,741
事業所調査 <sup>1</sup>	1,386	約 6.8%	20,266

図表 13 市区町村の回収状況の内訳（移動支援）

大項目	有効回答数	有効回答率	母数
全体 <sup>2</sup>	947	約 54.4%	1,741
政令指定都市	17	約 85.0%	20
中核市	58	約 93.5%	62
特別区	19	約 82.6%	23
一般市	438	約 56.7%	710
その他	406	約 47.0%	926

<sup>1</sup> 事業所調査の有効回答率の算出にあたっては、各自治体が把握している登録事業所数の合計を母集団としている。同一の事業所が複数の自治体に重複して登録しているケースが含まれるため、母集団の数値が実数より大きくなり、算出された有効回答率は想定される最小の値である。

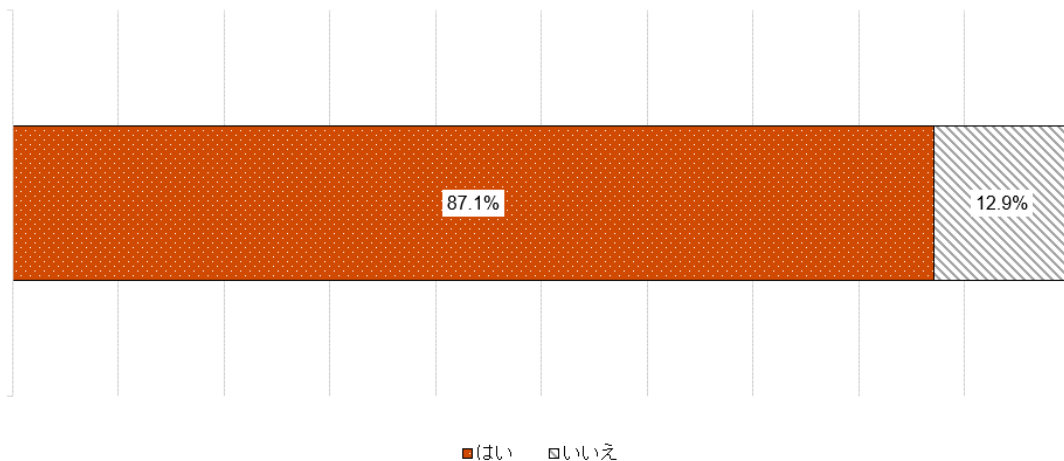
<sup>2</sup> 有効回答 947 件のうち、自治体種別（政令指定都市、中核市、特別区、一般市、その他）が特定できた回答は 938 件であった。残りの 9 件については自治体種別が不明であったため、内訳の集計からは除外しているが、全体の数値には含めて算出している。

## (2) 市区町村調査結果<sup>3</sup>

### ① 事業所の事前登録の実施（問 1-1）

移動支援事業の実施事業所の事前登録については、「はい」が最多の約 87.1%、「いいえ」が約 12.9%であった。

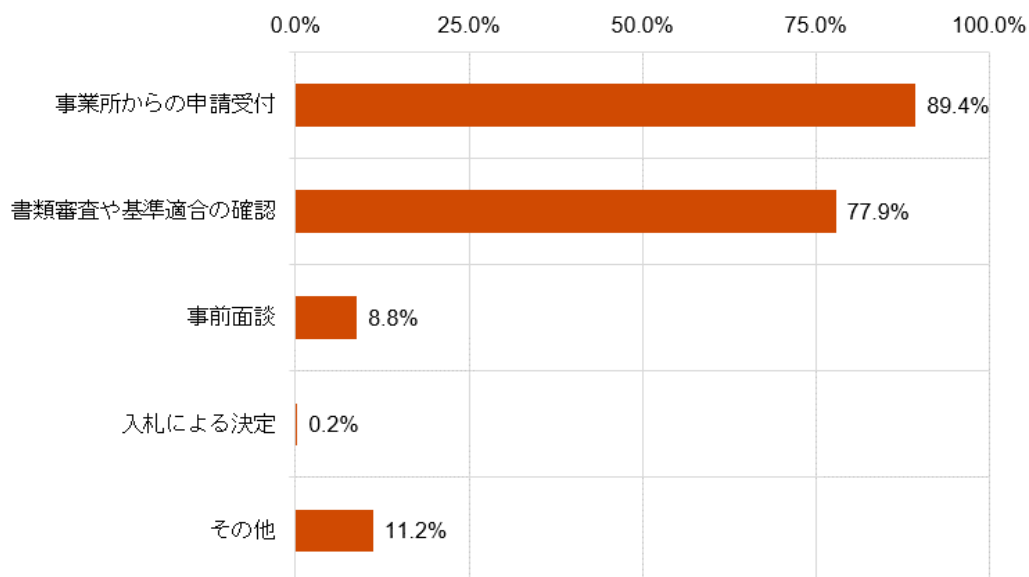
図表 14 事業所の事前登録の実施（n=936、単一回答）



### ② 事業所の事前登録の実施方法（問 1-2）

問 1-1 で「はい」と答えた自治体に、事業所の事前登録をするまでに実施する方法について聞いたところ、「事業所からの申請受付」が最多の約 89.4%、「書類審査や基準適合の確認」が次点の約 77.9%であった。

図表 15 事業所の事前登録の実施方法（n=814、複数回答）



<sup>3</sup> 本調査結果における各設問の集計値（n 数）は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答および判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設問によって n 数が異なる場合がある。

### ③ 登録事業所数（問2）

移動支援の登録事業所数については、以下のとおりであった。

図表 16 登録事業所数（数値回答、単位：か所）

分類	件数 (回答 自治体数)	合計 (事業所数)	平均 (事業所数)
① 登録事業所総数	909	20,762	22.84
② ①のうち居宅介護と併設している登録事業所数	725	9,721	13.41
③ ①のうち重度訪問介護と併設している登録事業所数	683	6,281	9.20
④ ①のうち行動援護と併設している登録事業所数	673	1,477	2.19
⑤ ①のうち同行援護と併設している登録事業所数	685	3,115	4.55
⑥ ①のうち個別支援型移動支援を提供している事業所数	681	10,402	15.27
⑦ ①のうちグループ支援型移動支援を提供している事業所数	611	1,426	2.33
⑧ ①のうち車両移送型個別支援を提供している事業所数	609	379	0.62

### ④ 利用者<sup>4</sup>数（問3）

移動支援の利用者数（利用決定を受けている障害児・者数。令和7年7月1日現在）については、以下のとおりであった<sup>5,6</sup>。なお、重複障害のある場合には主たる障害に計上している。

図表 17 利用者数（身体障害、合計値、n=947、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	1,122	3	3	26	21	16	30	1,182	2,403
	18～39歳	457	40	105	383	606	911	3,302	3,363	9,167
	40～64歳	920	71	431	1,270	1,276	1,424	2,229	4,713	12,334
	65歳以上	2,211	66	229	717	544	395	649	3,270	8,081
	年齢を把握していない	47	3	13	49	48	74	112	8,919	9,265
計		4,757	183	781	2,445	2,495	2,820	6,322	21,447	41,250

<sup>4</sup> 本事業で実施したアンケート調査における「利用者」とは、利用決定を受けている障害児・者を指す。

<sup>5</sup> 「合計値」の図表について、回答結果に基づき集計を行っているが、一部の回答において小数点以下の数値が含まれており、小数点第一位を四捨五入した整数で表記しているため、内訳の合計値が「計」の数値と完全に一致しない場合がある。

<sup>6</sup> 「平均値」の図表について、「計」以外の各区分における数値は、各区分における有効回答（無回答を除いた件数）を分母として算出している。また、行・列の「計」は、各区分の平均値の積算ではなく、全回答者数を分母として算出した加重平均値である。区分ごとに有効回答数が異なるため、各区分の平均値を合算しても「計」の数値とは一致しない場合がある。

図表 18 利用者数（知的障害、合計値、n=947、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	6,123	14	33	72	71	18	25	2,749	9,105
	18～39 歳	3,681	119	1,838	4,350	7,176	5,765	4,768	18,238	45,935
	40～64 歳	1,288	102	1,578	3,352	5,076	3,921	3,154	12,274	30,745
	65 歳以上	451	18	281	501	637	535	361	1,874	4,658
	年齢を把握していない	108	7	50	128	152	133	87	21,763	22,428
計		11,651	260	3,780	8,403	13,112	10,372	8,395	56,898	112,871

図表 19 利用者数（精神障害、合計値、n=947、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	1,131	14	25	41	11	5	6	350	1,583
	18～39 歳	723	14	581	680	495	143	93	2,197	4,926
	40～64 歳	1,206	88	2,871	3,155	1,927	544	224	9,018	19,033
	65 歳以上	1,042	36	580	580	333	127	84	2,440	5,222
	年齢を把握していない	269	0	37	46	37	12	6	7,393	7,800
計		4,371	152	4,094	4,502	2,803	831	413	21,398	38,564

図表 20 利用者数（難病等、合計値、n=947、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	709	0	11	19	0	0	0	3	742
	18～39 歳	16	0	2	7	2	0	5	116	148
	40～64 歳	27	2	15	42	18	15	13	84	216
	65 歳以上	51	0	4	11	5	8	6	61	146
	年齢を把握していない	16	3	7	17	9	10	5	298	365
計		819	5	39	96	34	33	29	562	1,617

図表 21 利用者数（身体障害、平均値、n=947、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	3.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	2.5	2.5
	18～39 歳	1.4	0.2	0.4	1.1	1.6	2.3	7.1	9.8	9.7
	40～64 歳	2.4	0.3	1.2	2.9	2.8	3.3	5.0	13.0	13.0
	65 歳以上	5.0	0.2	0.7	1.8	1.5	1.2	1.8	8.9	8.5
	年齢を把握していない	0.2	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	24.8	9.8
計		5.0	0.2	0.8	2.6	2.6	3.0	6.7	22.6	43.6

図表 22 利用者数（知的障害、平均値、n=947、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	15.2	0.1	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	7.8	9.6
	18～39 歳	8.7	0.4	4.4	9.0	14.1	12.1	10.4	49.6	48.5
	40～64 歳	3.5	0.4	3.8	7.0	10.6	8.8	7.9	33.9	32.5
	65 歳以上	1.4	0.1	0.8	1.4	1.7	1.5	1.2	5.3	4.9
	年齢を把握していない	0.4	0.0	0.2	0.5	0.6	0.5	0.3	60.6	23.7
計		12.3	0.3	4.0	8.9	13.8	11.0	8.9	60.1	119.2

図表 23 利用者数（精神障害、平均値、n=947、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	3.6	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	1.1	1.7
	18～39 歳	2.3	0.1	1.8	2.1	1.6	0.5	0.4	6.4	5.2
	40～64 歳	3.5	0.3	6.6	7.5	4.9	1.7	0.8	25.4	20.1
	65 歳以上	3.0	0.1	1.7	1.7	1.1	0.4	0.3	7.1	5.5
	年齢を把握していない	1.1	0.0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	20.7	8.2
計		4.6	0.2	4.3	4.8	3.0	0.9	0.4	22.6	40.7

図表 24 利用者数（難病等、平均値、n=947、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	4.6	0.2	4.3	4.8	3.0	0.9	0.4	22.6	0.8
	18～39 歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2
	40～64 歳	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2
	65 歳以上	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2
	年齢を把握していない	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.9	0.4
計		0.9	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.6	1.7

⑤ 利用回数（問 4）

移動支援の令和 6 年度における利用回数（利用決定を受けている障害児・者の延べ利用回数の総計）については、以下のとおりであった<sup>7,8</sup>。なお、重複障害のある場合には主たる障害に計上している。

図表 25 利用回数（身体障害、合計値、n=947、数値回答、単位：回）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	20,067	0	1	24	1,600	87	291	25,797	47,867
	18～39 歳	12,450	1	1,598	3,887	8,162	12,054	44,776	74,748	157,676
	40～64 歳	18,227	345	6,036	14,206	15,518	19,380	31,237	73,875	178,823
	65 歳以上	38,660	1,222	3,282	8,796	8,373	4,166	7,763	44,938	117,198
	年齢を把握していない	4,035	2,165	183	1,366	417	391	653	421,436	430,646
計		93,439	3,733	11,100	28,278	34,070	36,077	84,720	640,794	932,209

<sup>7</sup> 「合計値」の図表について、回答結果に基づき集計を行っているが、一部の回答において小数点以下の数値が含まれており、小数点第一位を四捨五入した整数で表記しているため、内訳の合計値が「計」の数値と完全に一致しない場合がある。

<sup>8</sup> 「平均値」の図表について、「計」以外の各区分における数値は、各区分における有効回答（無回答を除いた件数）を分母として算出している。また、行・列の「計」は、各区分の平均値の積算ではなく、全回答者数を分母として算出した加重平均値である。区分ごとに有効回答数が異なるため、各区分の平均値を合算しても「計」の数値とは一致しない場合がある。

図表 26 利用回数（知的障害、合計値、n=947、数値回答、単位：回）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	66,476	403	244	746	5,329	956	419	81,514	156,087
	18～39 歳	46,719	2,919	14,326	33,210	62,634	79,215	61,806	312,691	613,519
	40～64 歳	14,603	1,939	11,147	27,277	40,285	37,309	30,194	244,565	407,317
	65 歳以上	8,416	38	3,741	5,330	5,638	4,319	2,110	40,138	69,730
	年齢を把握していない	11,739	0	5,112	58	358	782	180	749,955	768,184
計		147,952	5,299	34,570	66,620	114,244	122,581	94,708	1,428,863	2,014,836

図表 27 利用回数（精神障害、合計値、n=947、数値回答、単位：回）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	4,708	31	29	74	123	133	450	12,171	17,719
	18～39 歳	18,495	30	9,558	6,644	5,458	810	542	41,678	83,215
	40～64 歳	25,974	1,082	30,358	34,550	26,269	7,467	2,049	235,645	363,392
	65 歳以上	13,675	557	8,248	7,427	3,764	1,618	325	77,579	113,193
	年齢を把握していない	3,609	0	18	5	42	2	2	203,824	207,502
計		66,461	1,700	48,211	48,700	35,656	10,030	3,368	570,897	785,020

図表 28 利用回数（難病等、合計値、n=947、数値回答、単位：回）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	201,364	0	934	1,669	195	8	69	16,506	220,745
	18～39 歳	2,403	0	0	0	100	0	0	276	2,779
	40～64 歳	183	98	138	1,046	443	266	184	404	2,762
	65 歳以上	1,492	0	86	71	82	0	1,141	451	3,323
	年齢を把握していない	13	0	0	0	0	0	0	25,408	25,421
計		205,455	98	1,158	2,786	820	274	1,394	43,045	255,030

図表 29 利用回数（身体障害、平均値、n=947、数値回答、単位：回）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	76.0	0.0	0.0	0.1	7.3	0.4	1.3	95.5	50.5
	18～39 歳	50.2	0.0	6.9	15.4	30.3	41.6	141.7	272.8	166.5
	40～64 歳	64.2	1.5	22.2	43.0	46.7	59.8	95.2	255.6	188.8
	65 歳以上	111.1	5.3	12.7	28.9	29.7	15.3	27.3	155.5	123.8
	年齢を把握していない	18.3	10.1	0.8	6.3	1.9	1.8	3.0	1,142.1	454.7
計		98.7	3.9	11.7	29.9	36.0	38.1	89.5	676.7	984.4

図表 30 利用回数（知的障害、平均値、n=947、数値回答、単位：回）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	219.4	1.8	1.1	3.2	23.7	4.3	1.9	285.0	164.8
	18～39 歳	148.8	12.7	45.8	98.5	162.7	233.0	193.7	1,067.2	647.9
	40～64 歳	51.1	8.0	35.7	74.7	112.2	110.4	103.1	846.2	430.1
	65 歳以上	32.4	0.2	14.8	18.3	19.2	16.0	8.4	142.8	73.6
	年齢を把握していない	53.6	0.0	23.8	0.3	1.7	3.6	0.8	2,066.0	811.2
計		156.2	5.6	36.5	70.3	120.6	129.4	100.0	1,508.8	2,127.6

図表 31 利用回数（精神障害、平均値、n=947、数値回答、単位：回）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	19.3	0.1	0.1	0.3	0.6	0.6	2.0	46.5	18.7
	18～39 歳	75.5	0.1	37.0	26.0	21.2	3.5	2.4	152.1	87.9
	40～64 歳	103.1	4.8	97.3	109.0	87.6	28.8	8.9	823.9	383.7
	65 歳以上	50.8	2.5	30.5	27.9	14.8	6.8	1.5	280.1	119.5
	年齢を把握していない	16.4	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	566.2	219.1
計		70.2	1.8	50.9	51.4	37.7	10.6	3.6	602.8	829.0

図表 32 利用回数（難病等、平均値、n=947、数値回答、単位：回）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	871.7	0.0	4.2	7.5	0.9	0.0	0.3	64.5	233.1
	18～39 歳	10.5	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	1.1	2.9
	40～64 歳	0.8	0.4	0.6	4.6	2.0	1.2	0.8	1.6	2.9
	65 歳以上	6.4	0.0	0.4	0.3	0.4	0.0	5.1	1.8	3.5
	年齢を把握していない	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.9	26.8
計		217.0	0.1	1.2	2.9	0.9	0.3	1.5	45.5	269.3

### ⑥ 総事業費（問 5）

移動支援事業の総事業費（事業者に委託費等として支出した金額の総計）については、以下のとおりであった<sup>9</sup>。

図表 33 総事業費（数値回答、単位：円）

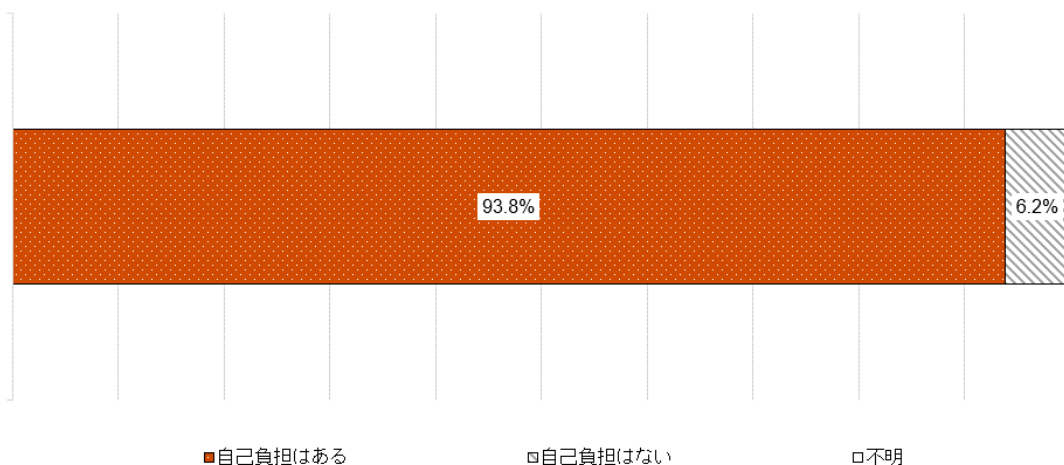
分類	金額		
	件数 (回答自 治体数)	合計 (金額)	平均 (金額)
① 国負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	516	8,194,441,967	15,880,701.5
② 都道府県負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	517	4,122,023,242	7,972,965.7
③ 貴自治体負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	730	21,280,601,848	29,151,509.4
④ 事業者が利用者から収集している金額の総額	608	189,536,980	311,738.5
⑤ 事業費総額	656	30,884,956,064	47,080,725.7

<sup>9</sup> 「把握していない」と回答した自治体については件数及び金額に含めていない。また、一部区分について「把握していない」場合であっても「事業費総額」のみ回答されている場合もあることから、①～④の和は必ずしも⑤と一致しない。

### ⑦ 自己負担の設定方法（問6-1）

移動支援の自己負担の状況について、「自己負担はある」が最多の約93.8%であった。

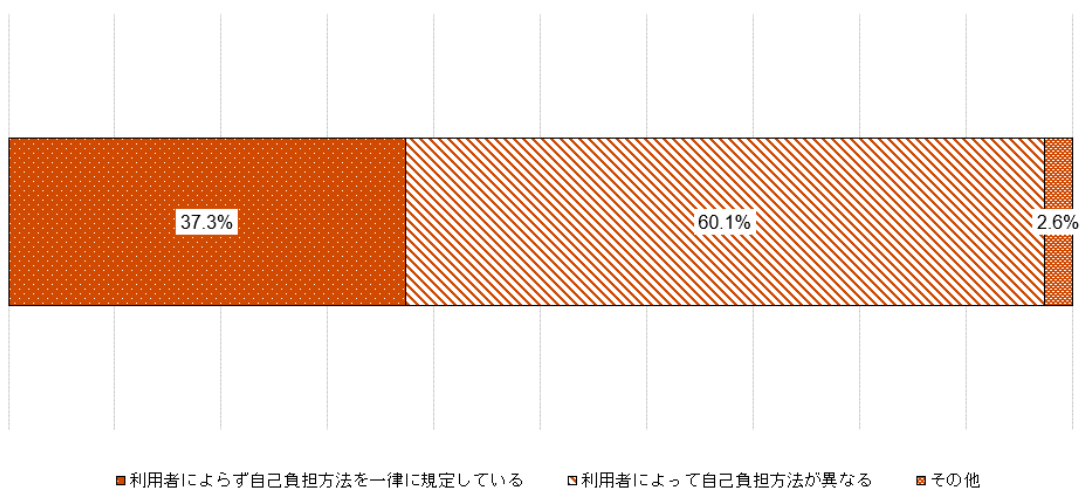
図表 34 自己負担の設定方法（n=932、単一回答）



### ⑧ 自己負担の規定（問6-2）

問6-1で「自己負担はある」と回答した自治体に自己負担の規定について聞いたところ、「利用者によって自己負担方法が異なる」が最多の約60.1%、「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」が約37.3%であった。

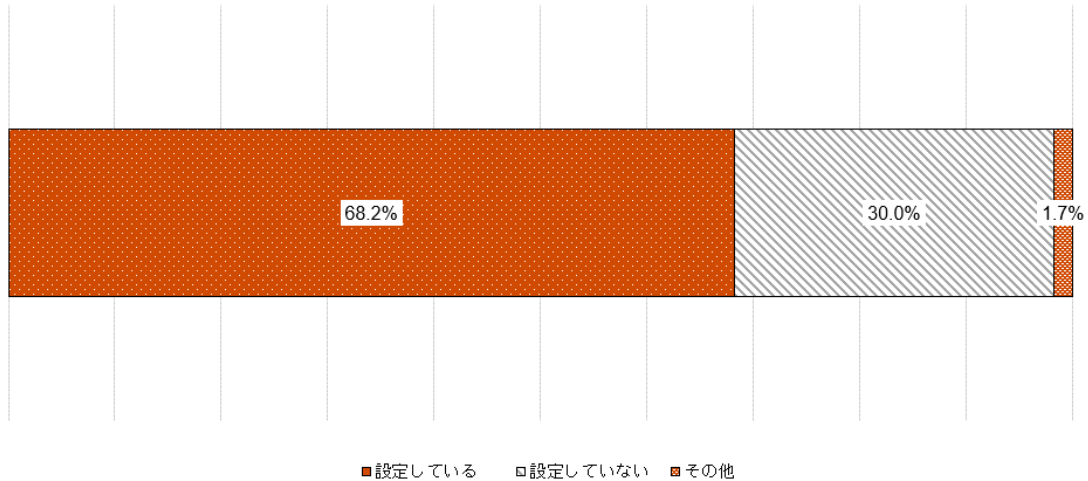
図表 35 自己負担の規定（n=874、単一回答）



⑨ 上限金額の設定（問 6-3）

問 6-1 で「自己負担はある」と回答した自治体に上限金額の設定について聞いたところ、「設定している」が最多の約 68.2%、「設定していない」は約 30.0%であった。

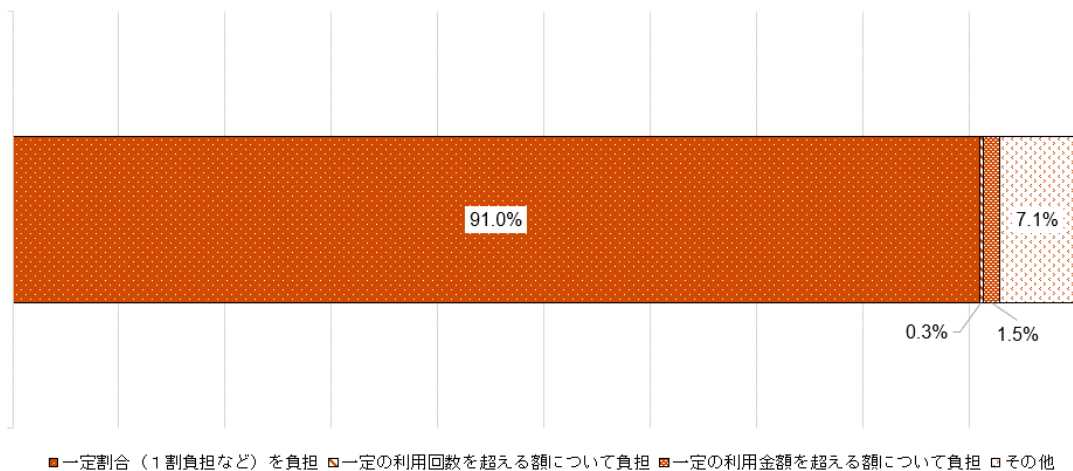
図表 36 上限金額の設定（n=872、単一回答）



⑩ 自己負担の方法（自己負担方法が一律の規定）（問 6-4）

問 6-2 で「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」と回答した自治体に自己負担の方法について聞いたところ、「一定割合（1割負担など）を負担」が最多の約 91.0%であった。

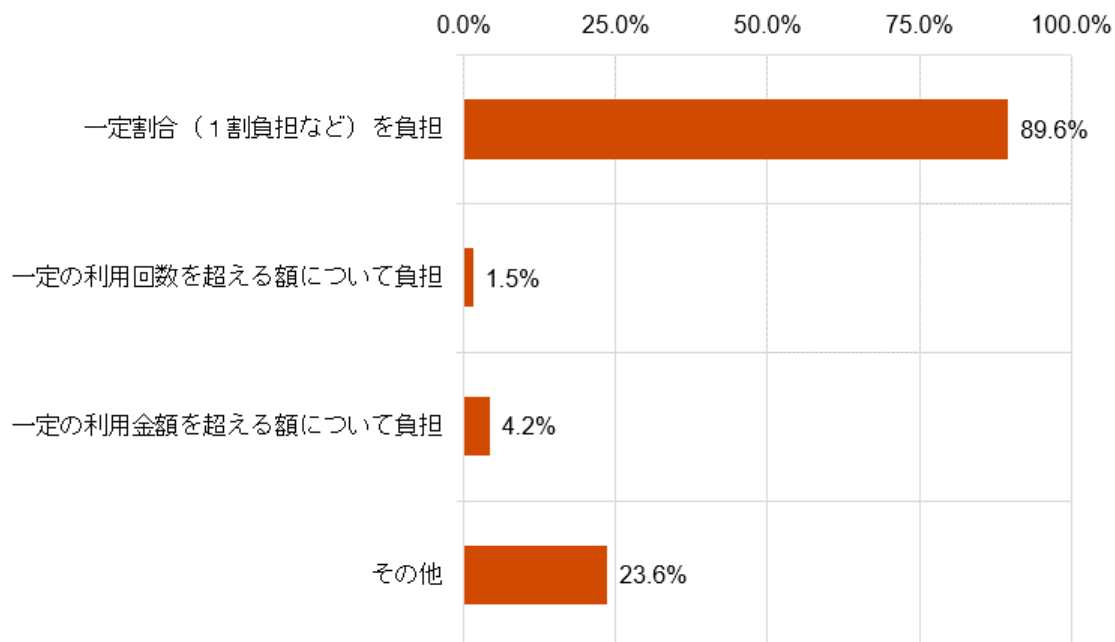
図表 37 自己負担の方法（自己負担方法が一律の規定）（n=323、単一回答）



⑪ 自己負担の方法（利用者によって自己負担方法が異なる場合）（問6-5）

問6-2で「利用者によって自己負担方法が異なる」と回答した自治体に自己負担の方法について聞いたところ、「一定割合（1割負担など）を負担」が最多の約89.6%であった。

図表 38 自己負担の方法（利用者によって自己負担方法が異なる場合）（n=521、複数回答）



「その他」の内容については、以下のとおりであった。

図表 39 自己負担の方法（利用者によって自己負担方法が異なる場合）の設定している金額（n=521、自由記述回答）

分類	件数 <sup>10</sup> (回答自治体数)
障害者総合支援法に準拠した上限額について負担	334
個別の固定金額（障害者総合支援法の上限額区分以外）について負担	29
利用料や事業費に対する割合について負担	20
所得に応じて異なる金額について負担	10
その他（事業に要する経費等）	3

<sup>10</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

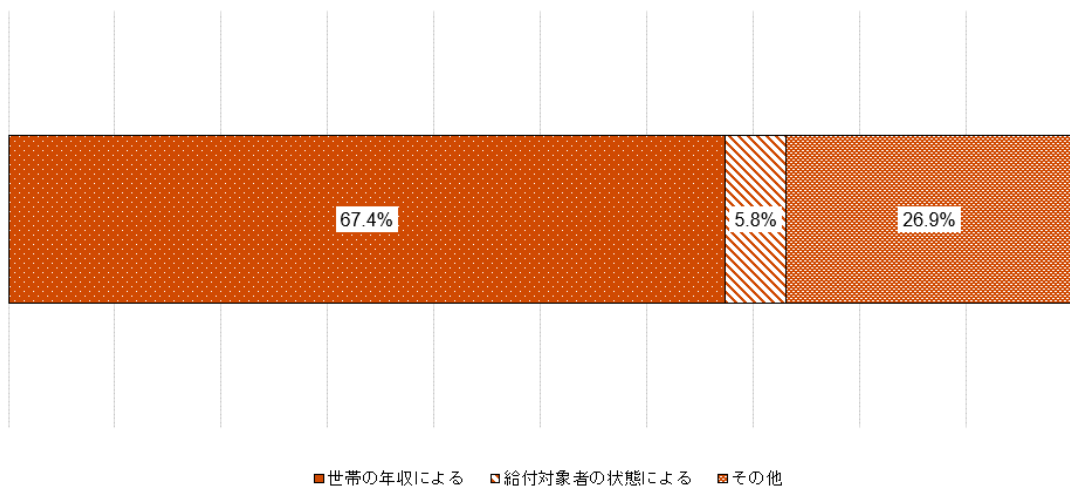
図表 40 自己負担の方法（利用者によって自己負担方法が異なる場合）の「その他」の内容<sup>11</sup>  
 (n=123、自由記述回答)

回答内容（原文のまま記載）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の補装具支給の例による</li> <li>・ 事業を実施していないため、全額負担。</li> <li>・ 該当者および該当施設もないため、規定等を策定していない。</li> <li>・ 障害福祉サービス事業と併用している利用者は、当該支給決定時の自己負担上限月額を超えない額としている。</li> <li>・ 利用者の同一の月の利用料の合計額が、障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する額を超えることとなるときは、令第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する額を当該利用者の同一の月の上限額として算定した額とする。</li> <li>・ 上限時間を 20 時間/月で設定している。</li> <li>・ 必要経費の 1 割負担を想定しており、具体的な金額設定はしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生保の場合 0 円</li> <li>・ 上限という概念は無いが、所得に応じ最大 1 割の負担が生じる方がいる</li> <li>・ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条の規定に準じて設定している。</li> <li>・ ガイドヘルプサービス：市民税課税世帯の負担額は 1 割。生活保護世帯、非課税世帯は自己負担無し。 移送サービス：1 回当たり 500 円</li> <li>・ 上限金額の設定はしておりませんが、原則として 1 月につき 30 時間以内としています。</li> <li>・ 所得に応じた上限金額を設定している</li> <li>・ 上限金額は設定していないが、支給時間に上限を設けている。</li> <li>・ 課税世帯 1 割負担</li> </ul>

⑫ 自己負担方法の基準（問 6-6）

問 6-2 で「利用者によって自己負担方法が異なる」と回答した自治体に利用者を分けている基準について聞いたところ、「世帯の年収による」が最多の約 67.4%、「その他」が次点の約 26.9%であった。

図表 41 自己負担方法の基準（n=521、単一回答）



<sup>11</sup> 自由記述回答欄に記載のあったものすべてについて原文のまま記載している。

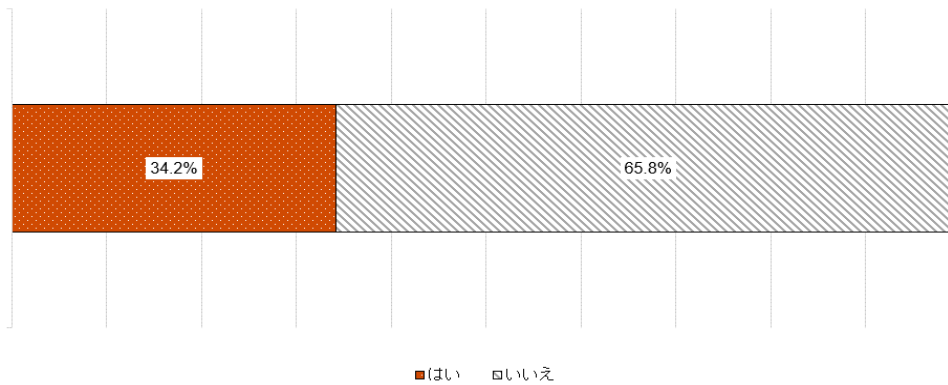
図表 42 自己負担方法の基準の「その他」の内容 (n=140、自由記述回答)

分類	件数 <sup>12</sup> (回答自治体数)
住民税（市町村民税）の課税状況に基づく基準	79
生活保護受給の有無に基づく基準	39
世帯の範囲（年齢・障害種別による違い）に基づく基準 （利用者の年齢や障害種別によって自己負担額を算定する際の「世帯」 の範囲が異なることに記載のあった回答）	42
サービス利用形態・内容に基づく基準	10
その他	11

⑬ 移動支援事業を担う職員の要件（問7）

移動支援事業を担う職員の要件を定めているかについて、「いいえ」が最多の約 65.8%、「はい」が 34.2%であった。

図表 43 移動支援事業を担う職員の要件 (n=931、単一回答)

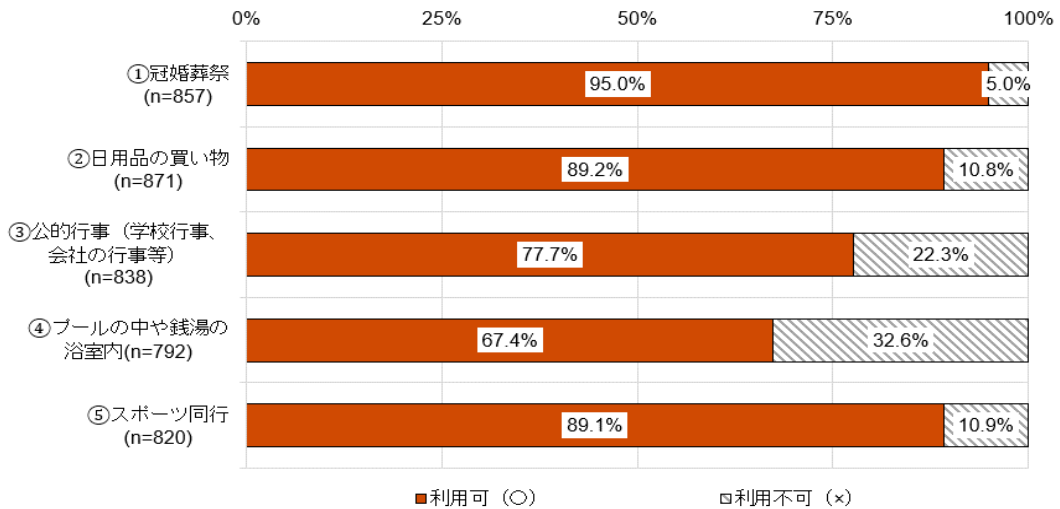


<sup>12</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

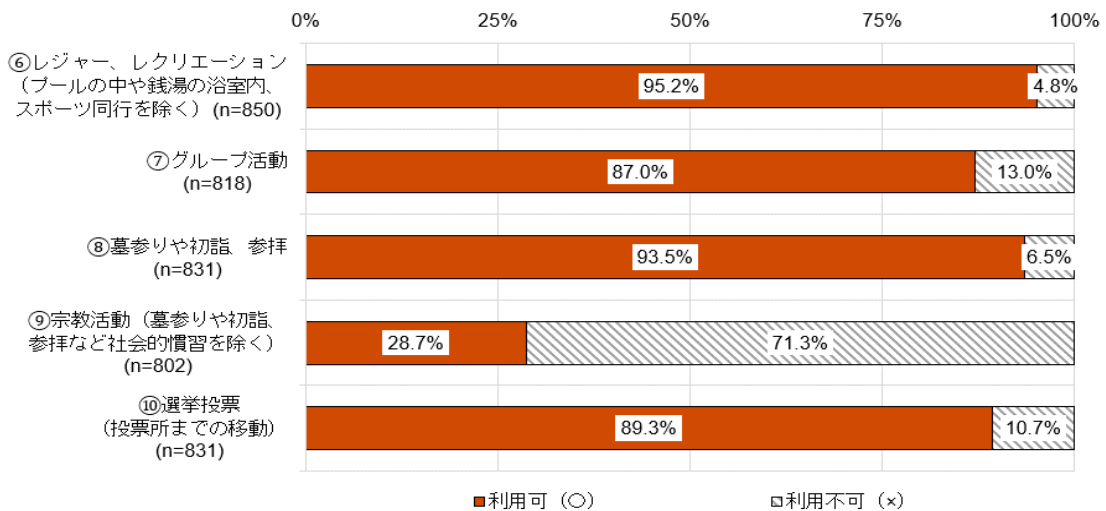
#### ⑭ 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（問8）

移動支援事業の利用を可と定める利用目的については、以下のとおりである。

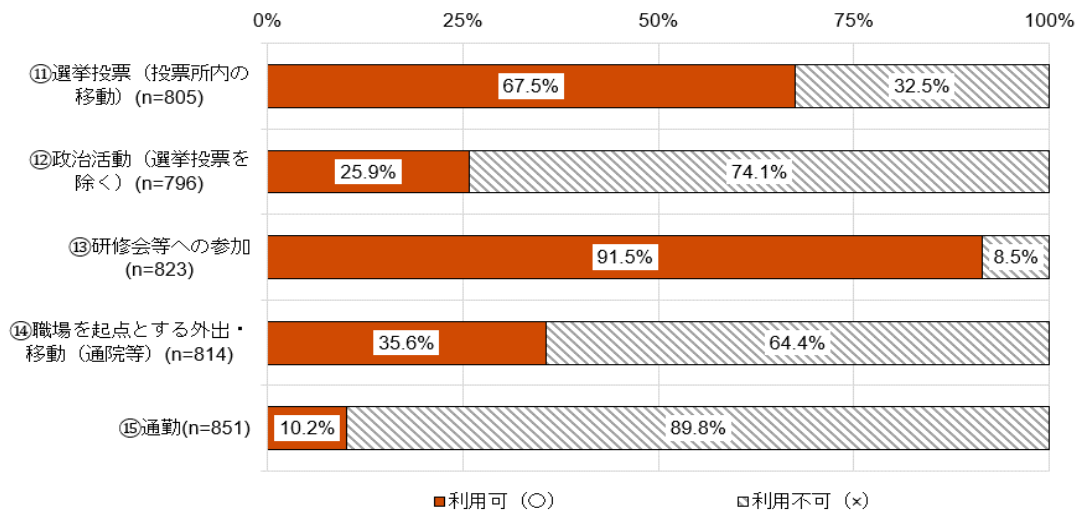
図表 44 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（1/4）（単一回答）



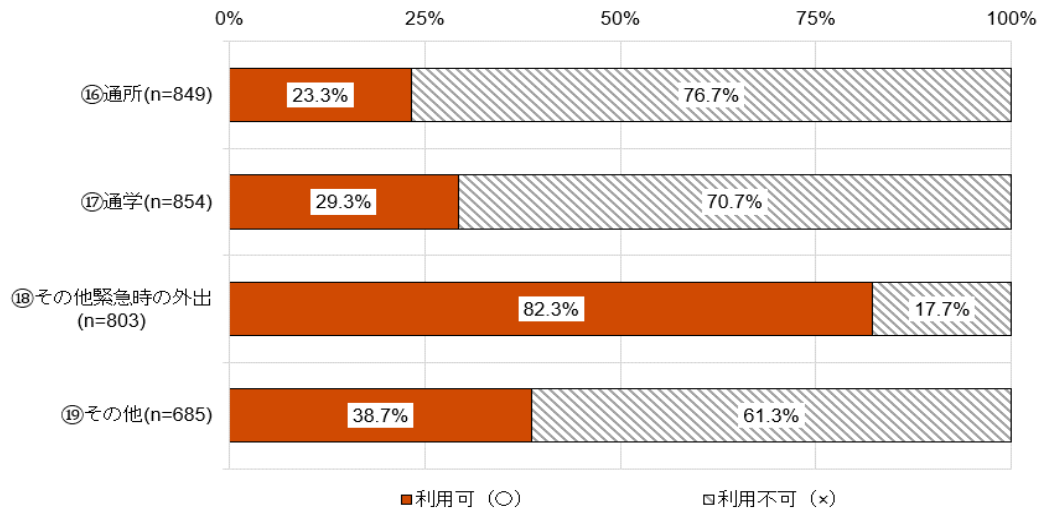
図表 45 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（2/4）（単一回答）



図表 46 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（3/4）（単一回答）



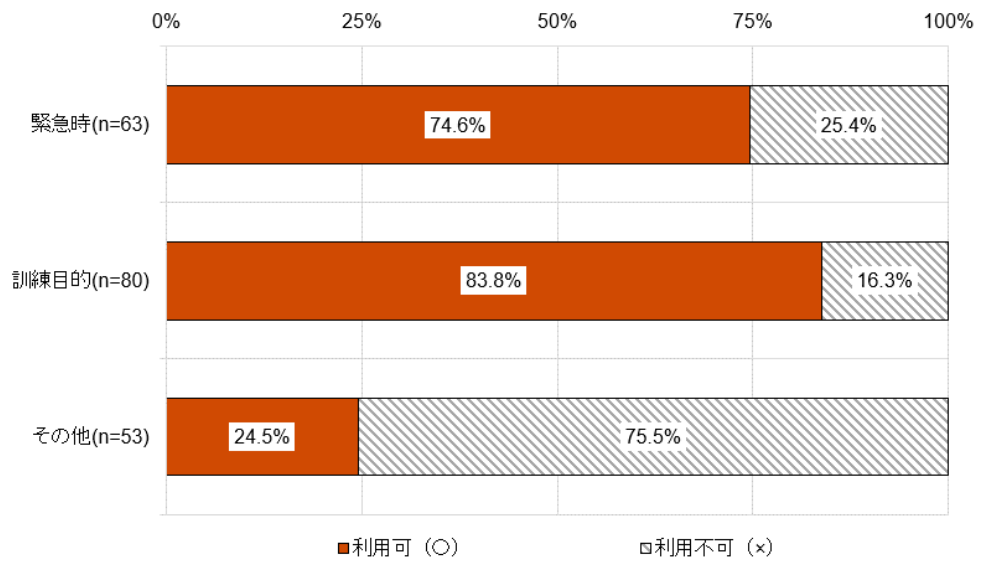
図表 47 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（4/4）（単一回答）



⑮ 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通勤）（問8）

移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通勤）については、以下のとおりである。

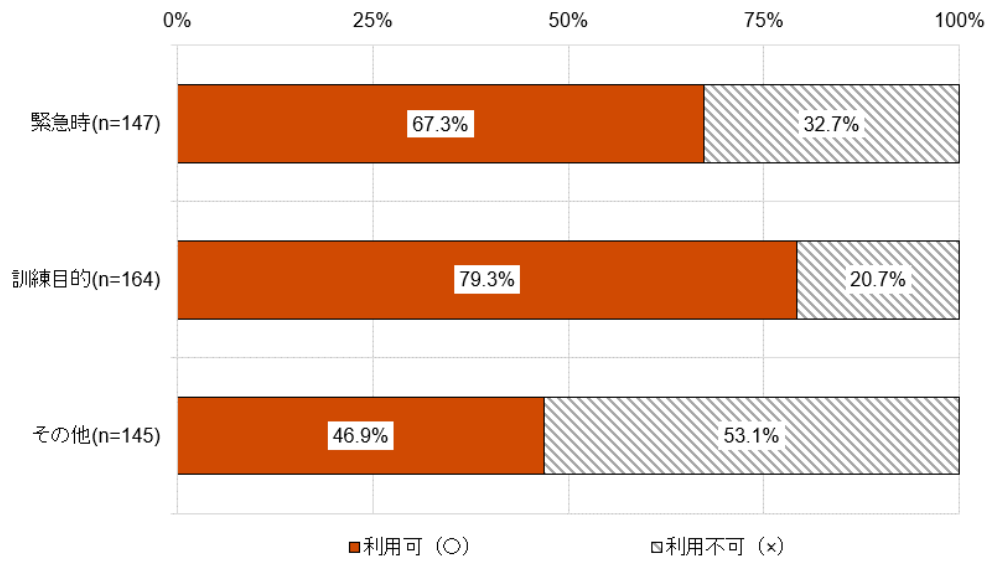
図表 48 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通勤）（単一回答）



⑩ 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通所）（問8）

移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通所）については、以下のとおりである。

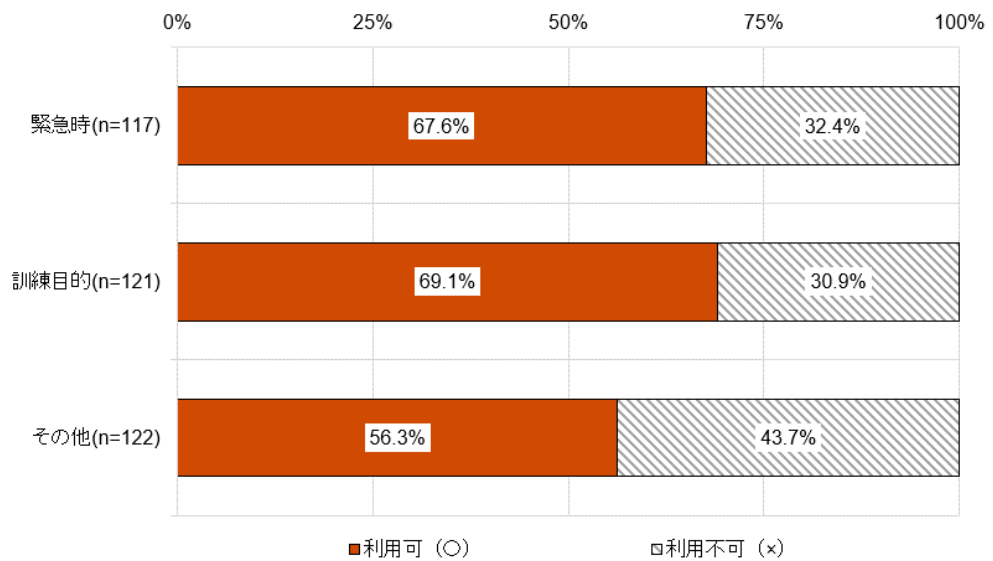
図表 49 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通所）（単一回答）



⑪ 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通学）（問8）

移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通学）については、以下のとおりである。

図表 50 移動支援事業の利用を可と定める利用目的（通学）（単一回答）



## ⑩ 利用対象要件（問9）

移動支援事業の利用対象要件について、自由記述回答であったことから、共通する傾向や特徴について以下のとおり整理した。

図表 51 移動支援事業の利用対象要件（n=947、自由記述回答）

分類	内容 <sup>13</sup>
障害の種別と特性	<p>・身体障害、知的障害、精神障害のいずれかの障害者手帳を所持していることを利用者要件として設定。障害種別ごとに具体的な等級が定められていることもある。</p> <p><b>身体障害</b></p> <p>・視覚障害：1～3級（自治体によっては4級まで、6級までとしている）、またはそれに準ずる者。同行援護の対象外であることや同行援護の支給決定が受けられないこと、グループ支援型を希望する場合など、他のサービスとの兼ね合いや移動支援の実施方法が考慮されることがある。</p> <p>・肢体不自由（全身性障害）：1～3級（自治体によっては4級まで）。特に「両上肢および両下肢の機能の障害」や「四肢体幹にわたり障害がある方」という記述をしている自治体が見受けられる。車椅子を常用し、自力での操縦が困難、外出に支援が必要な場合等の要件も設けられている場合がある。また、脳原性運動機能障害による移動機能障害も含む場合や、重度訪問介護の対象外であることが明記されることもある。</p> <p><b>知的障害</b></p> <p>・療育手帳の交付を受けていること、または児童相談所や知的障害者更生相談所などで知的障害と判定されていること。外出に支援が必要なこと、外出時における移動に支援が必要なこと、一人での外出が困難であることなどが条件となることもある。障害支援区分1以上を求める自治体もある。</p> <p><b>精神障害</b></p> <p>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けていること、精神障害を事由とする年金等の給付を受けていることなども挙げられる。外出に支援が必要なこと、外出時における移動に支援が必要なこと、一人での外出が困難であること（漠然とした不安、妄想、パニック等により公共交通機関の利用や各種手続きが困難な場合など）などが条件となることがある。その他、定期的な精神科・心療内科への通院が条件となったり、行動援護の対象外であることが明記されたりすることもある。</p> <p><b>難病等</b></p> <p>・障害者総合支援法施行令別表に掲げる特殊な疾病による障害により、継続的に日常生活等に相当な制限を受ける者。医師の診断書や特定医療費（指定難病）医療受給者証で確認できること。身体障害や他の障害と同程度の状態であることを求める自治体が見受けられる。</p> <p><b>障害児</b></p> <p>・小学生以上、小学4年生以上、中学生以上など、具体的な学年が定められていることがある。就学前児童も保護者の同伴または特別な事情がある場合に限り対象となることがある。児童相談所や医師により発達障害があると診断された者も含まれ、保護者の就労、疾病、出産、介護等の理由により付き添いが困難である場合や、通学の手段が他にない場合など、保護者の介護力の状況も考慮される。</p>

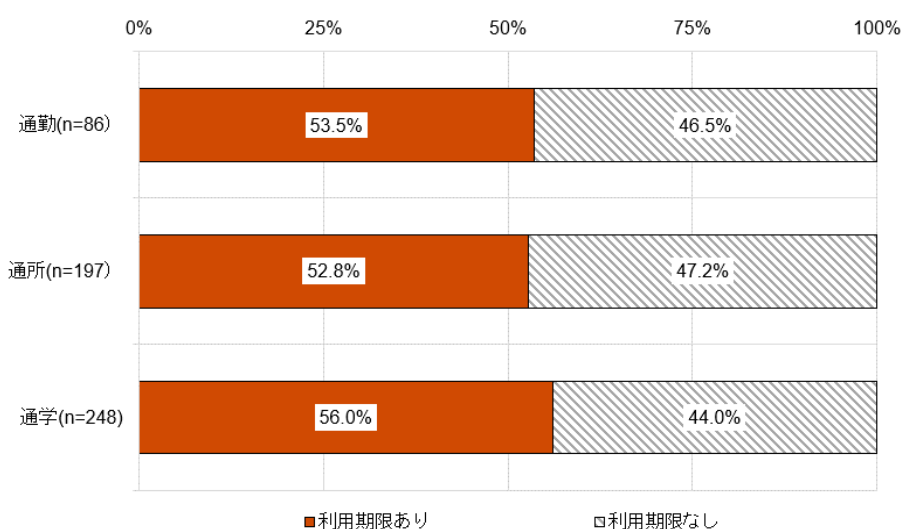
<sup>13</sup> 自由記述回答の中から共通して見受けられる文言について抽出して記載。

分類	内容 <sup>13</sup>
障害支援区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分1以上（ただし、障害児や特定の障害種別では問わない場合や、一次判定結果を適用する場合もある）。</li> <li>・身体介護を伴う場合は、より高い区分を求めることがある。</li> </ul>
年齢制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満を基本とする。65歳以上でも利用の必要性を個別に判断する、または65歳に達する以前から継続して利用していた場合に限り対象とする自治体もある。</li> </ul>
医師の診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳の有無にかかわらず、医師の診断書や意見書で障害の程度や移動支援の必要性を証明できる場合が認められることがある。</li> </ul>
施設・病院入所者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設入所者や病院入院者を対象外とする。</li> <li>・グループホーム入居者は対象となる場合や、施設入所者等であっても一時帰宅時のみ対象とする場合がある。</li> </ul>
居住地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村内に住所を有すること。</li> <li>・自治体によってはグループホーム入居者や住所地特例の対象者についても支援対象として明記している。</li> </ul>
移動の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋外での移動に著しい制限のある者」「単独での外出が困難な者」「外出時に支援が必要と認められる者」といった表現が自治体の利用者要件に記載されていることが共通点として挙げられる。</li> </ul>
他サービスとの調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動援護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援等、個別給付サービスが優先されることを記載。介護保険サービスが利用できる場合も同様である。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害や状況への言及：盲ろう者、発達障害、高次脳機能障害、医療的ケア児、長期入院後の退院者（短期間の支援）など、より具体的な障害や状況が対象として明記されることがある。</li> <li>・車両移送型サービス：車両移送型の要件を別に定めている自治体もある（常時車椅子利用、公共交通機関利用困難など）。</li> </ul> <p>世帯収入：世帯の所得状況（非課税世帯など）を条件とする自治体もある。</p>

### ⑱ 「通勤」「通所」「通学」の利用期限・上限（問10）

通勤・通所・通学のいずれにおいても「利用期限あり」が約半数であった。

図表 52 「通勤」「通所」「通学」の利用期限（単一回答）



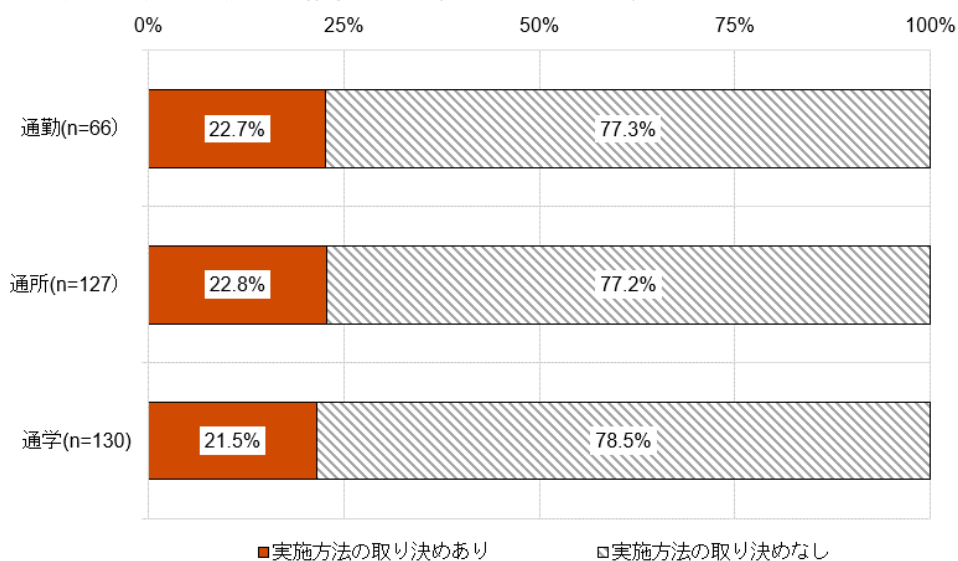
図表 53 「通勤」「通所」「通学」の利用期限（数値回答）

大分類	分類	件数 (回答自治体数)	平均 (利用制限)
通勤	上限日数	10	16.5 日
	上限月数	26	4.8 月
	月上限時間	17	30.8 時間
通所	上限日数	20	14.3 日
	上限月数	38	4.5 月
	月上限時間	39	42.5 時間
通学	上限日数	34	13.4 日
	上限月数	49	4.7 月
	月上限時間	54	33.5 時間

⑳ 通勤・通所・通学の訓練目的の実施方法の取り決め（問 11）

通勤・通学・通所の訓練目的の実施方法の取り決めについて、いずれにおいても「実施方法の取り決めなし」が最多の約 8 割であった。

図表 54 通勤・通所・通学の訓練目的の実施方法の取り決め（単一回答）



図表 55 通勤・通所・通学の訓練目的の実施方法の取り決めの内容（n=198、自由記述回答）

項目	件数 (回答自治体数)		
	通勤	通所	通学
利用期間に上限を設ける、あるいは一時的な利用に限定	14	18	18
支給決定に至るまでの具体的なプロセス（アセスメント、ケア会議等）を経て決定	2	4	8
通勤・通所・通学が困難な障害児等、対象者の要件の設定 (1人での通勤・通所・通学が困難かつ保護者等の送迎が困難である場合等)	3	4	4
送迎・移動手段等のサービス提供方法の制限 (個別対応のみ、居宅と通学先との移動のみ、車両輸送のみ等)	0	8	0

㉑ 通勤・通所・通学の実人数の内訳（問 12）

問 8 で通勤・通所・通学のいずれかに利用可と回答した自治体に、その実人数の内訳を聞いたところ、以下のような結果となった。

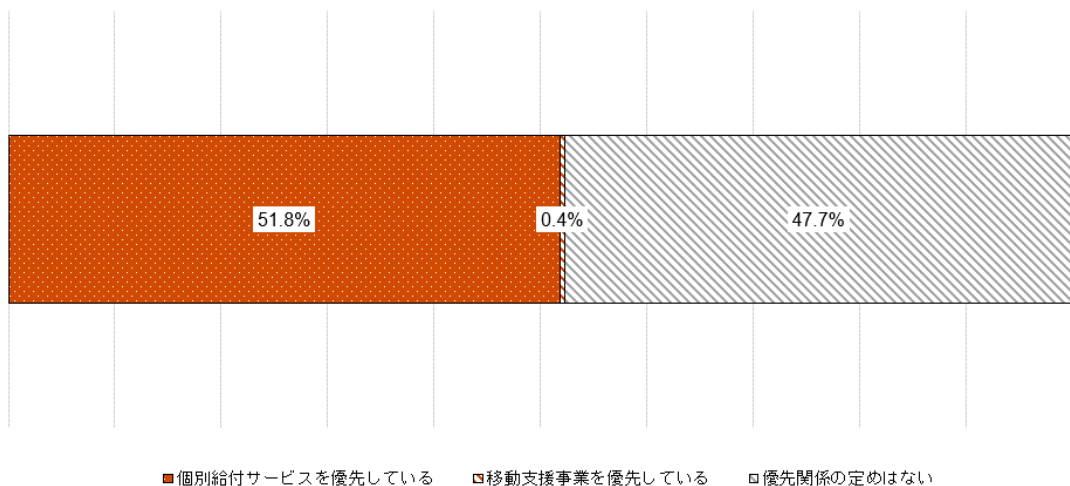
図表 56 通勤・通所・通学の実人数の内訳（n=198、数値回答）

障害支援区分	通勤（人）		通所（人）		通学（人）		計	
	合計	平均 <sup>14</sup>	合計	平均	合計	平均	合計	平均
区分なし	1	0.0	63	0.7	94	0.9	158	0.2
区分 1	0	0.0	4	0.0	0	0.0	4	0.0
区分 2	0	0.0	17	0.2	0	0.0	17	0.0
区分 3	1	0.0	59	0.7	4	0.0	64	0.1
区分 4	0	0.0	130	1.5	14	0.1	144	0.2
区分 5	0	0.0	129	1.4	12	0.1	141	0.1
区分 6	0	0.0	124	1.3	19	0.2	143	0.2
障害児	0	0.0	469	5.2	1,129	8.4	1,603	1.7
わからない	78	2.2	1,571	17.7	865	8.7	2,514	2.7
計	80	0.9	2,566	13.0	2,137	8.6	4,788	5.1

㉒ 個別給付サービスとの優先関係（問 13）

個別給付サービスとの優先関係について、「個別給付サービスを優先している」が最多の約 51.8%、「優先関係の定めはない」が約 47.7%であった。

図表 57 個別給付サービスとの優先関係（n=926、単一回答）



<sup>14</sup> それぞれの記載欄に数値を入力した回答者数を母数として平均を算出。

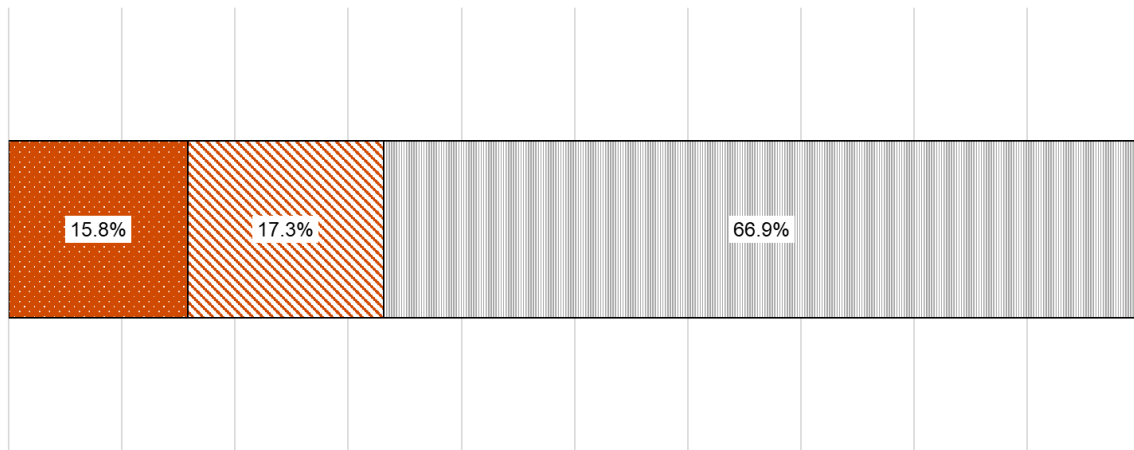
図表 58 個別給付サービスとの優先関係の内容 (n=926、自由記述回答)

項目	件数 <sup>15</sup> (回答自治体数)
個別給付サービス優先としている	98
特定の個別給付サービス受給者の移動支援からの対象からの除外または併給不可 (重度訪問介護、行動援護および重度障害者等包括支援の支給決定を受けていないこと等)	46
利用目的・状況に応じた判断 (個別給付サービスと移動支援の利用目的が異なるため使い分けができています)	51
優先関係の定めなし・不明	31

㉓ 個別給付サービスとの併給の可否 (問 13)

個別給付サービスとの併給の可否について、「併給の可否についてのルールはない」が最多の約 66.9%、「併給ができない場合を定めたルールがある」が次点の約 17.3%であった。

図表 59 個別給付サービスとの併給の可否 (n=910、単一回答)



■ 併給が可能な場合を定めたルールがある □ 併給ができない場合を定めたルールがある ▨ 併給の可否についてのルールはない

図表 60 個別給付サービスとの併給の可否の内容 (n=910、自由記述回答)

項目	件数 <sup>16</sup> (回答自治体数)
個別給付サービスとの併給不可 (移動支援事業の対象からの除外)	61
個別給付サービス優先とし、不足分を移動支援での併給を検討	60
利用目的・状況に応じた判断 (個別給付サービスと移動支援の利用目的が異なるため使い分けができています)	46
併給に関するルールなし・不明	38

<sup>15</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

<sup>16</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

㉔ 個別給付サービスとの併用者数（問 14）

個別給付サービスと移動支援事業を両方利用している者の数は以下のとおりであった。

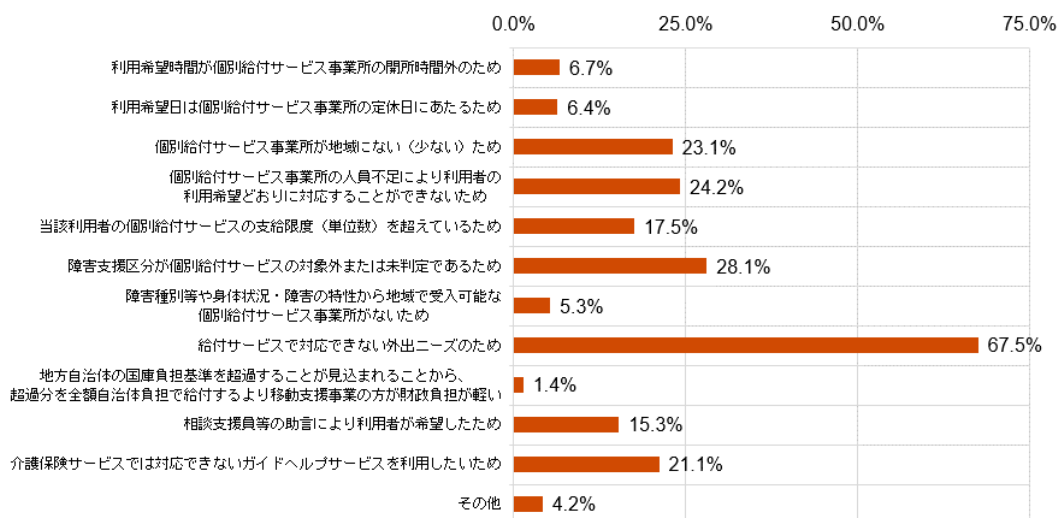
図表 61 個別給付サービスとの併用者数（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答 自治体数)	合計 (人数)	平均 (人数)
① 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）と移動支援事業を両方利用している者の総数	606	21,509	35.5
② ①のうち居宅介護の利用者	577	19,266	33.4
③ ①のうち重度訪問介護の利用者	550	322	0.6
④ ①のうち行動援護の利用者	546	1,637	3.0
⑤ ①のうち同行援護の利用者	552	526	1.0

㉕ 個別給付サービスを優先するが移動支援事業を利用している理由（問 15）

問 13 で「個別給付サービスを優先している」と回答した自治体に、個別給付サービスを優先としている一方で、移動支援事業を利用することとなっている理由を聞いたところ、「給付サービスで対応できない外出ニーズのため」が最多の約 67.5%、「障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定のため」が次点の約 28.1%であった。

図表 62 個別給付サービスを優先するが移動支援事業を利用している理由（n=360、複数回答）



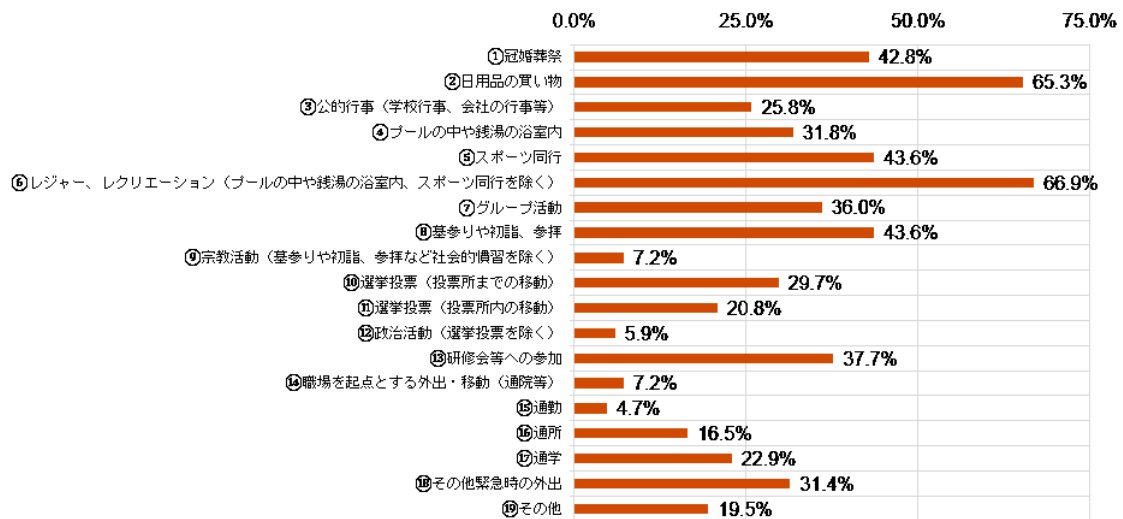
図表 63 具体的な障害種別等 (n=19、自由記述回答)

項目	件数 <sup>17</sup> (回答自治体数)
身体障害 (視覚障害)	6
身体障害 (肢体不自由・重度心身障害)	3
知的障害	10
精神障害	3
行動障害	5
その他	4

㉔ 把握されている具体的な外出ニーズ (問 16)

問 15 で「給付サービスで対応できない外出ニーズのため」と回答した自治体に、把握されている具体的な外出ニーズについて聞いたところ、「⑥レジャー、レクリエーション (プールの中や銭湯の浴室内、スポーツ同行を除く)」が最多の約 66.9%、「②日用品の買い物」が約 65.3%であった。

図表 64 把握されている具体的な外出ニーズ (n=236、複数回答)

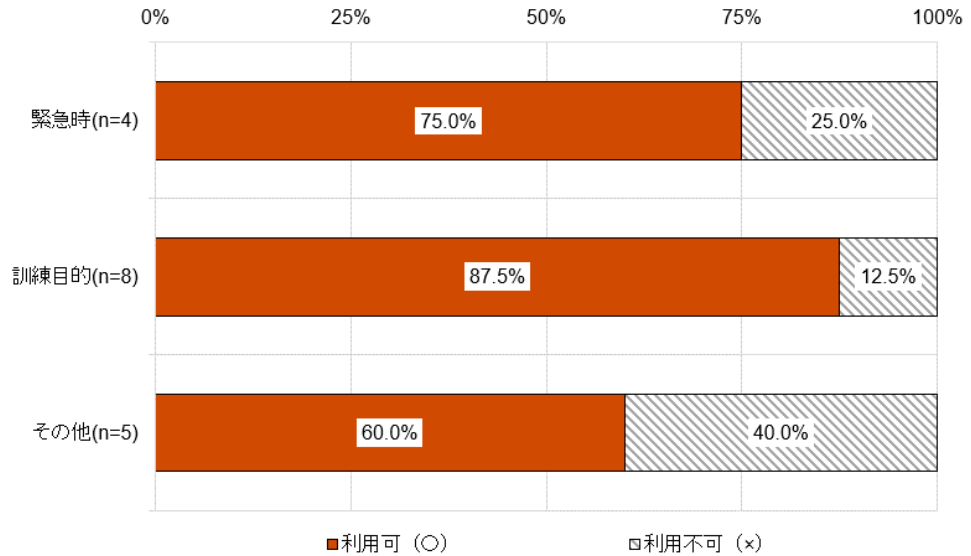


<sup>17</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

㉗ 把握されている具体的な外出ニーズ（通勤）（問 16）

具体的な外出ニーズとして「通勤」を回答した自治体にその詳細を聞いたところ、以下のとおりであった。

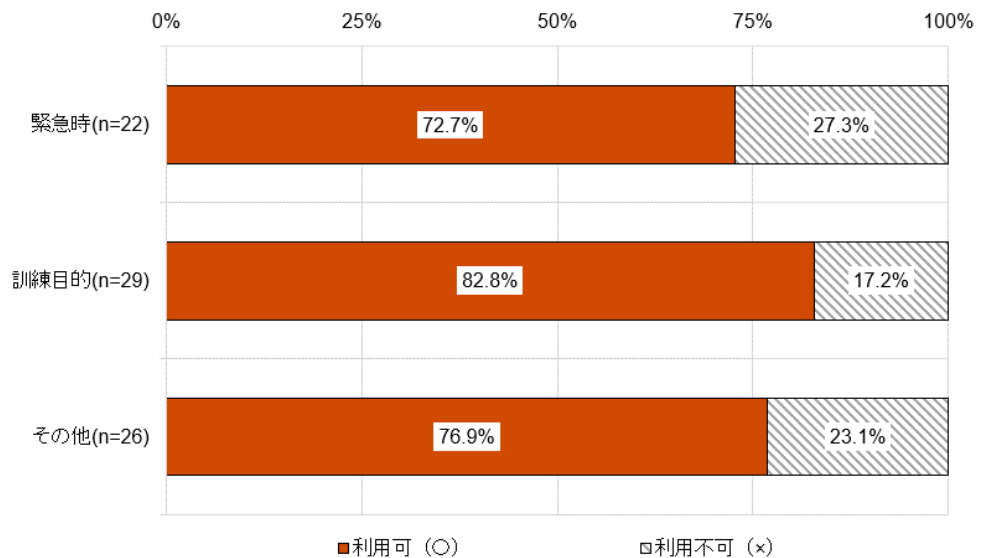
図表 65 把握されている具体的な外出ニーズ（通勤）（単一回答）



㉘ 把握されている具体的な外出ニーズ（通所）（問 16）

具体的な外出ニーズとして「通所」を回答した自治体にその詳細を聞いたところ、以下のとおりであった。

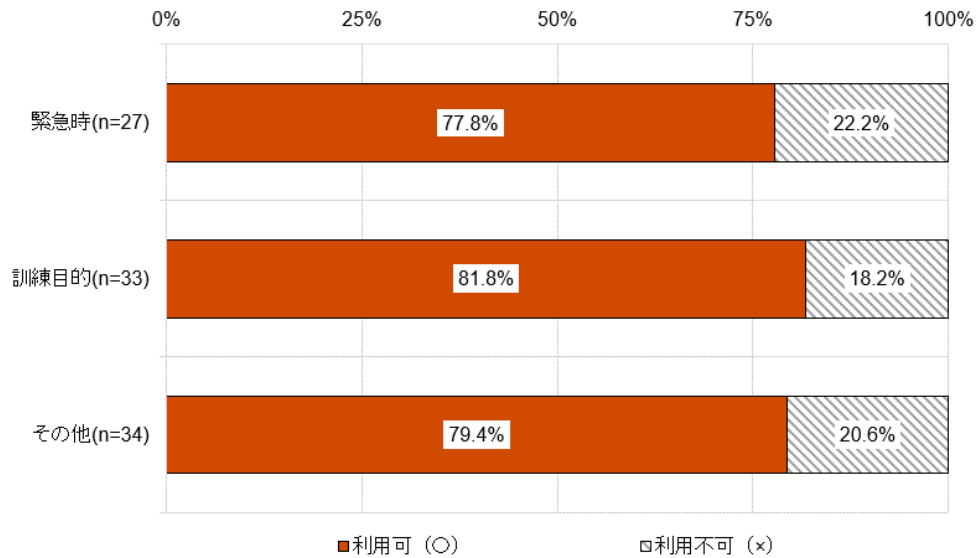
図表 66 把握されている具体的な外出ニーズ（通所）（単一回答）



⑳ 把握されている具体的な外出ニーズ（通学）（問 16）

具体的な外出ニーズとして「通学」を回答した自治体にその詳細を聞いたところ、以下のとおりであった。

図表 67 把握されている具体的な外出ニーズ（通学）（単一回答）



㉑ 実施方法ごとの報酬基準（問 17）

実施方法ごと（個別支援型、グループ支援型、車両移送型）の報酬基準の平均値は以下のとおりであった。

図表 68 個別支援型移動支援の報酬基準（n=947、数値回答）

個別支援型		日中	夜間早朝	深夜
		円/30分	円/30分	円/30分
身体介護あり	肢体不自由者（児）	2,061.8	2,333.1	2,592.3
	視覚障害者（児）	2,049.7	2,323.1	2,569.4
	知的障害者（児）	2,080.4	2,331.4	2,587.9
	精神障害者（児）	2,053.2	2,327.5	2,585.4
	難病等患者（児）	2,049.4	2,330.5	2,586.7
身体介護なし	肢体不自由者（児）	1,017.2	1,182.1	1,297.3
	視覚障害者（児）	1,006.5	1,169.0	1,286.0
	知的障害者（児）	1,009.9	1,172.6	1,291.0
	精神障害者（児）	1,007.4	1,170.2	1,288.9
	難病等患者（児）	1,008.5	1,172.0	1,289.0

図表 69 グループ支援型移動支援の報酬基準 (n=947、数値回答)

グループ支援型		日中	夜間早朝	深夜
		円/30分	円/30分	円/30分
身体介護あり	肢体不自由者 (児)	1,487.5	1,720.2	1,870.0
	視覚障害者 (児)	1,469.6	1,705.3	1,861.7
	知的障害者 (児)	1,478.4	1,711.2	1,867.0
	精神障害者 (児)	1,472.5	1,702.4	1,855.3
	難病等患者 (児)	1,490.0	1,718.4	1,866.9
身体介護なし	肢体不自由者 (児)	802.3	918.7	1,014.2
	視覚障害者 (児)	795.3	914.4	1,011.4
	知的障害者 (児)	796.3	913.2	1,010.4
	精神障害者 (児)	794.8	910.6	1,006.8
	難病等患者 (児)	800.2	914.3	1,010.2

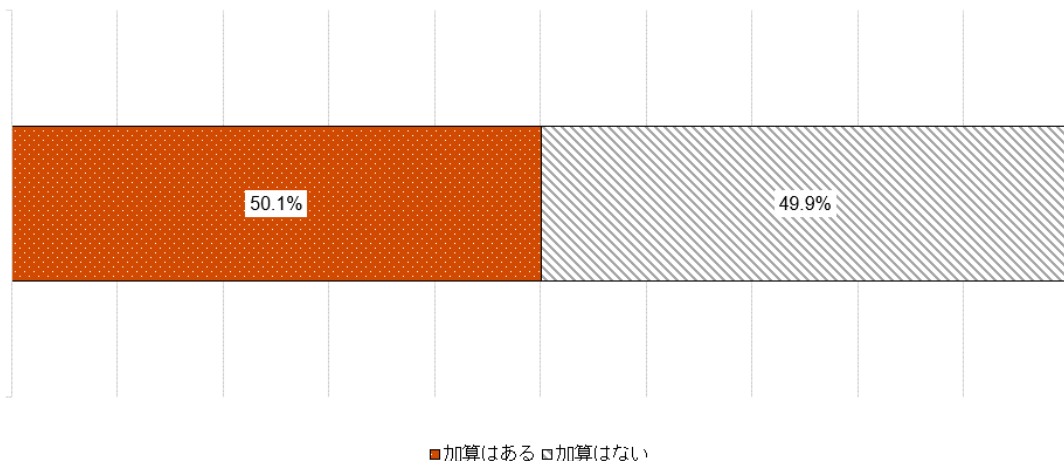
図表 70 車両移送型移動支援の報酬基準 (n=947、数値回答)

車両移送型		日中	夜間早朝	深夜
		円/30分	円/30分	円/30分
身体介護あり	肢体不自由者 (児)	1,680.6	1,883.3	2,032.3
	視覚障害者 (児)	1,688.2	1,898.6	2,051.0
	知的障害者 (児)	1,681.2	1,892.9	2,044.5
	精神障害者 (児)	1,681.2	1,892.9	2,044.5
	難病等患者 (児)	1,677.8	1,889.5	2,040.5
身体介護なし	肢体不自由者 (児)	916.7	1,024.8	1,099.2
	視覚障害者 (児)	913.8	1,023.1	1,097.7
	知的障害者 (児)	915.7	1,022.5	1,099.2
	精神障害者 (児)	915.7	1,022.5	1,099.2
	難病等患者 (児)	916.9	1,023.2	1,099.0

㊦ 報酬基準の加算の有無 (問 18-1)

報酬基準の加算はあるかについて、「加算はある」が最多の約 50.1%、「加算はない」が約 49.9%であった。

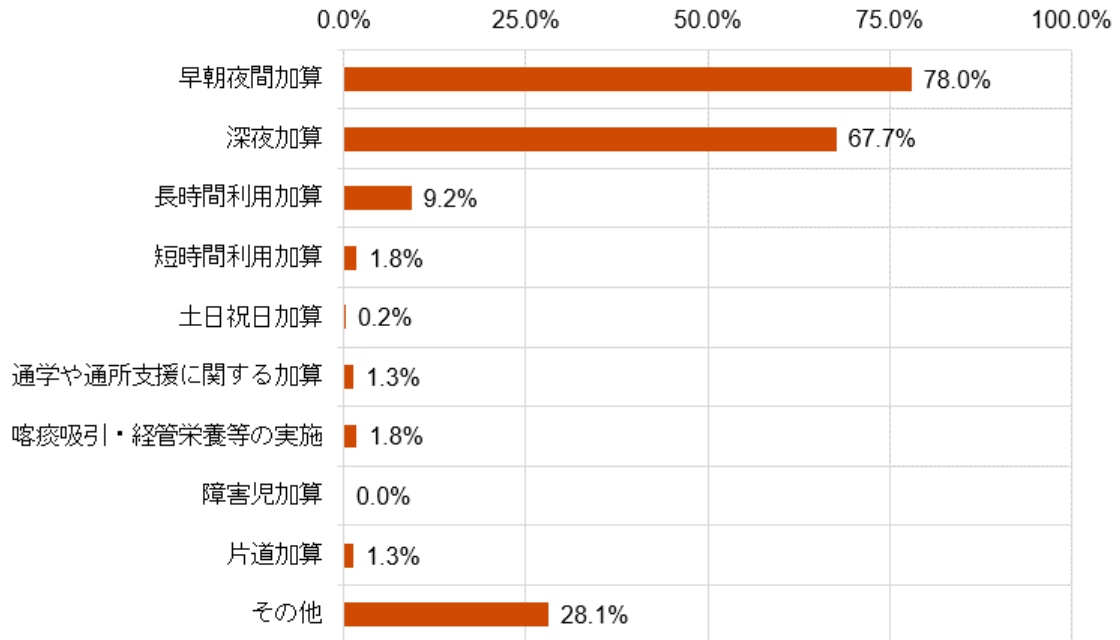
図表 71 報酬基準の加算の有無 (n=911、単一回答)



㉓ 加算の内容（問 18-2）

問 18-1 で「加算はある」と回答した自治体に加算の内容について聞いたところ、「早朝夜間加算」が最多の約 78.0%、「深夜加算」が次点の約 67.7%であった。

図表 72 報酬基準の加算の有無（n=455、複数回答）



㉓ 移動支援を担うヘルパー等の確保の工夫（問 19）

移動支援を担うヘルパー等の確保の工夫としては以下のような回答があった。

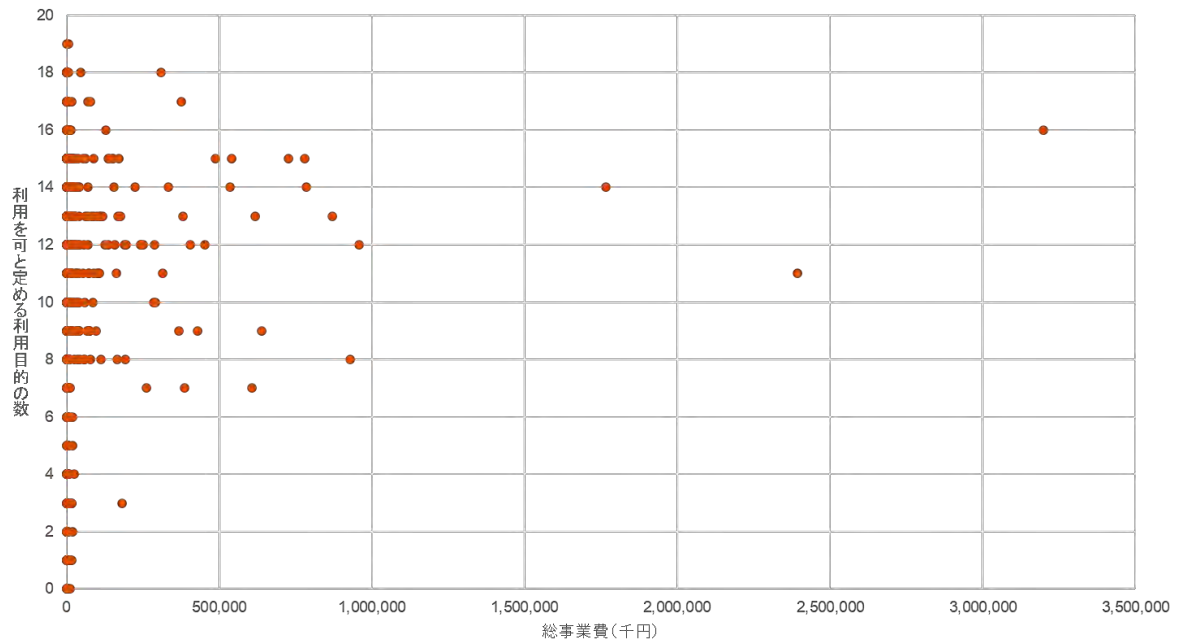
図表 73 移動支援を担うヘルパー等の確保の工夫（n=947、自由記述回答）

項目	件数 <sup>18</sup> (回答自治体数)
研修・養成支援 (移動支援従事者養成研修やガイドヘルパー講座の実施、資格取得のための研修費補助・助成等)	18
報酬・単価改善 (報酬単価の見直し、早朝・夜間加算の設定等)	15
連携・情報提供・広報活動 (近隣自治体の事業所も含めた連携、就職相談会・イベントの開催、広報誌やホームページを通じた情報発信等)	11
事業所要件等の緩和・募集拡大 (従事者の資格要件の拡大、事業所要件の緩和、事業所の広範な募集の実施等)	8
特になし	83

<sup>18</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

㉓ クロス集計（問5：総事業費×問8：移動支援事業の利用を可と定める利用目的）

図表 74 総事業費（問5、単位：千円）×利用を可と定める利用目的（問8、選択肢数）（n=655<sup>19</sup>）



<sup>19</sup> 事業費総額が空欄であった自治体は除く。

## ㉓ 利用者数の推計値（問3：利用者数）

全国での移動支援事業の利用者数の推計値を算出<sup>20</sup>した結果、図表 75～図表 76 のとおりであった。なお、全国の障害者数と比較するため、厚生労働省（2024）「令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」で得られた障害者手帳所持者数の数値を「全国の障害者数」として並べて記載している。

なお、図表 75～図表 76 の表において、重複障害については主たる障害にのみ計上している。

---

<sup>20</sup> 本計算では全国 947 自治体から得られた回答結果に基づき、障害種別、年齢層、および障害支援区分別の利用者数について、日本全国の状況を反映した推計値を算出した。推計値の具体的な手順は以下のとおりである。

### （1）対象データのクリーニング（欠損値の除外）

回答のあった 947 自治体のうち、以下の計 25 自治体を分析対象から除外した。

- ・ 全設問無回答：9 件（欠損値として処理）
- ・ 障害者手帳所持者数（基本情報問3）無回答：16 件（分母となる障害者手帳所持者数が不明なまま算出すると、利用率が実態より過大に算出される恐れがあるため除外）

### （2）全国推計の算出手順

#### ① ウェイト値の計算

自治体の種別（政令指定都市、中核市、特別区、一般市、その他）ごとに回収率が異なるため、特定の種別の影響が過大・過小にならないよう、全国の自治体数構成比に合わせたウェイト調整を実施した。

$$(\text{ウェイト値}) = (\text{全国の自治体数}) \div (\text{回答自治体数})$$

#### ② 各数値へのウェイト反映

上記①で算出したウェイト値を、集計データの「障害者手帳所持者数（基本情報問3）」および「障害種別×年齢層×障害支援区分ごとの利用者数（問3）」に乘じ、全国の自治体構成に近似させた補正後の数値を算出した。

#### ③ 障害種別ごとの利用率の算出

補正後の数値を用い、障害種別ごとの利用率を算出した。

$$(\text{利用率}) = (\text{補正後の障害種別ごとの利用者数}) \div (\text{補正後の障害種別ごとの障害者手帳所持者数})$$

#### ④ 利用者構成比の算出

障害種別×年齢層×障害支援区分ごとの利用者構成比を算出した。

#### ⑤ 全国利用者総数の推計

上記③で得られた「障害種別ごとの利用率」を、外部統計資料である厚生労働省（2024）「令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の全国障害者手帳所持者数に乘じ、日本全国における利用者総数の推計値を算出した。

$$(\text{全国利用者推計値（総数）}) = (\text{障害種別ごとの利用率}) \div (\text{全国の障害者手帳所持者数})$$

#### ⑥ 障害種別×年齢層×障害支援区分ごとの利用者数の推計

⑤で算出した「全国利用者総数の推計」に対し、④で算出した「利用者構成比」を掛け合わせることで、障害種別×年齢層×障害支援区分ごとの全国推計値を算出した。

図表 75 利用者数の推計値（障害種別）（単位：人）

障害種別	推計値	全国の障害者数	割合 (推計値/全国の障害者数)
身体障害	50,444.4	4,159,480.8	1.2%
知的障害	127,187.4	1,140,291.9	11.2%
精神障害	34,559.5	1,202,568.9	2.9%

図表 76 利用者数の推計値（障害種別×年齢）（単位：人）

障害種別	年齢	推計値	全国の 障害者数 <sup>21</sup>	割合 (推計値/全国の障害者数)
身体障害	0～17歳	2,875.2	95,906.6	3.0%
	18～39歳	11,151.9	773,480.3	1.4%
	40～64歳	15,248.9	1,482,192.6	1.0%
	65歳以上	10,408.9	3,330,574.0	0.3%
	年齢を把握していない	10,759.5	160,674.7	6.7%
知的障害	0～17歳	10,569.7	281,492.0	3.8%
	18～39歳	51,908.3	414,142.1	12.5%
	40～64歳	34,373.1	254,090.2	13.5%
	65歳以上	5,286.0	166,279.6	3.2%
	年齢を把握していない	25,050.3	24,288.0	103.1%
精神障害	0～17歳	1,326.0	45,462.2	2.9%
	18～39歳	4,378.6	182,471.6	2.4%
	40～64歳	16,960.3	802,750.5	2.1%
	65歳以上	4,735.7	2,961,894.1	0.2%
	年齢を把握していない	7,158.8	116,458.0	6.1%

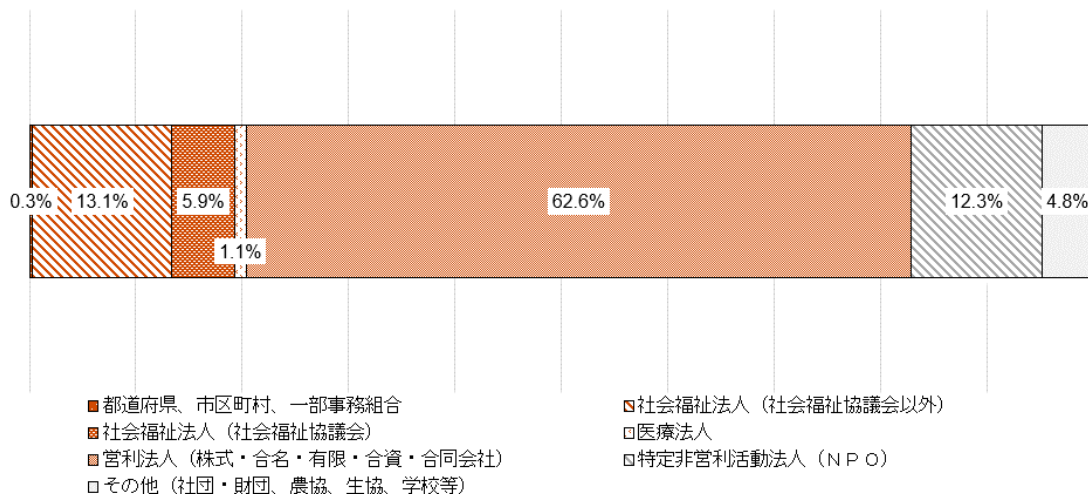
<sup>21</sup> 厚生労働省（2024）「令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」において「年齢不詳」として計上されていた数値について「年齢を把握していない」として記載。

### (3) 事業所調査結果<sup>22</sup>

#### ① 該当する法人格 (問3)

該当する法人格について、「営利法人」が最多の約 62.6%であり、「社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)」が次点の約 13.1%であった。

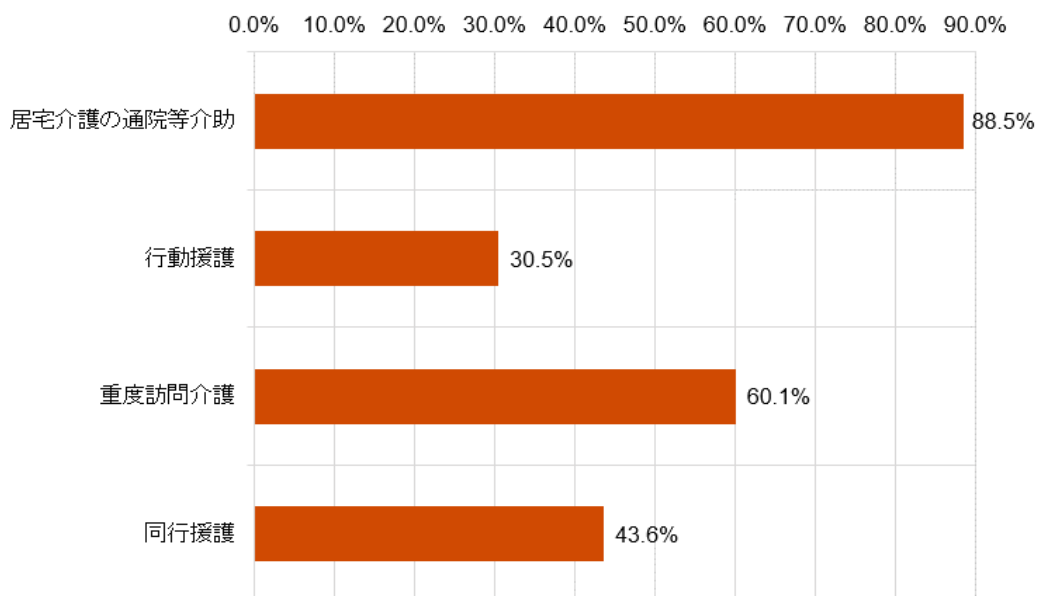
図表 77 該当する法人格 (n=1,386、単一回答)



#### ② 提供サービス (障害者の移動支援に関わるもの) (問4-1)

障害者の移動に係る支援サービスのうち提供するサービスについて、「居宅介護の通院等介助」が最多の約 88.5%であり、「重度訪問介護」が次点の約 60.1%であった。

図表 78 提供サービス (障害者の移動支援に関わるもの) (n=1,288、複数回答)

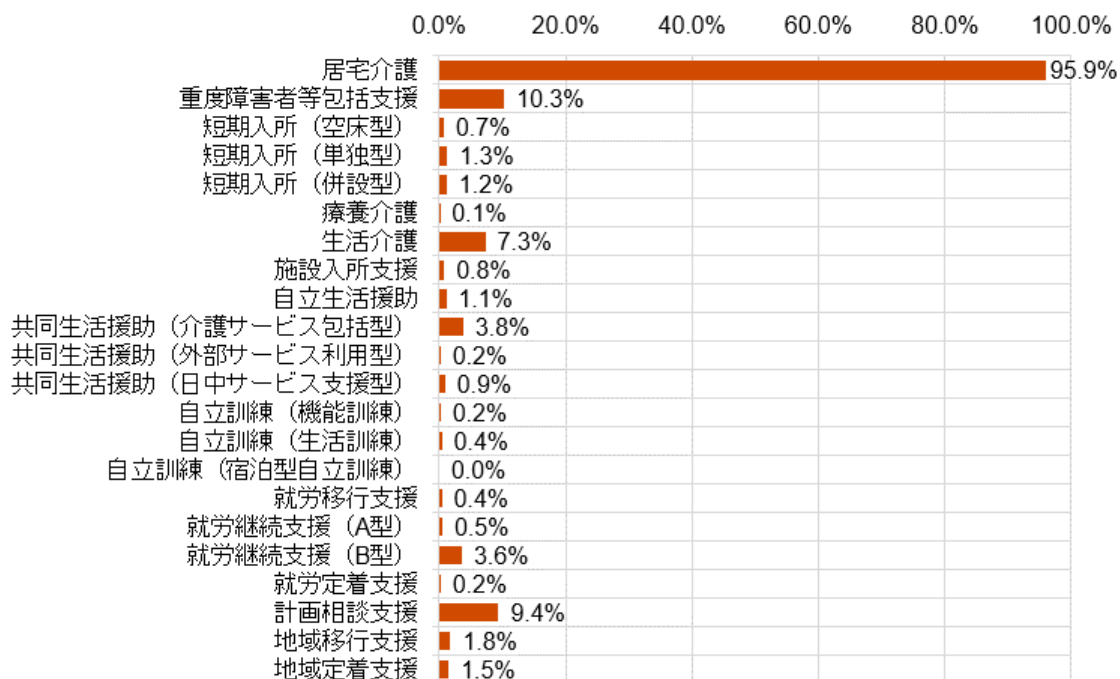


<sup>22</sup> 本調査結果における各設問の集計値 (n 数) は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答および判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設問によって n 数が異なる場合がある。

### ③ 提供サービス（問4-2）

提供サービスについて、「居宅介護」が最多の約95.9%であった<sup>23</sup>。

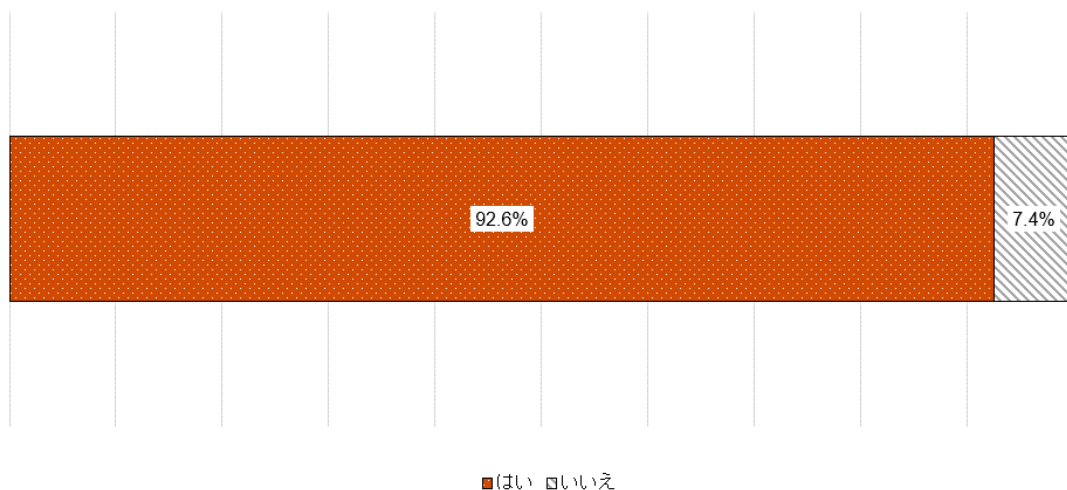
図表 79 提供サービス（n=1,358、複数回答）



### ④ 移動支援事業の実施有無（問5）

地域生活支援事業の移動支援の実施有無について、「はい」が約92.6%であった。

図表 80 移動支援事業の実施有無（n=1,382、単一回答）

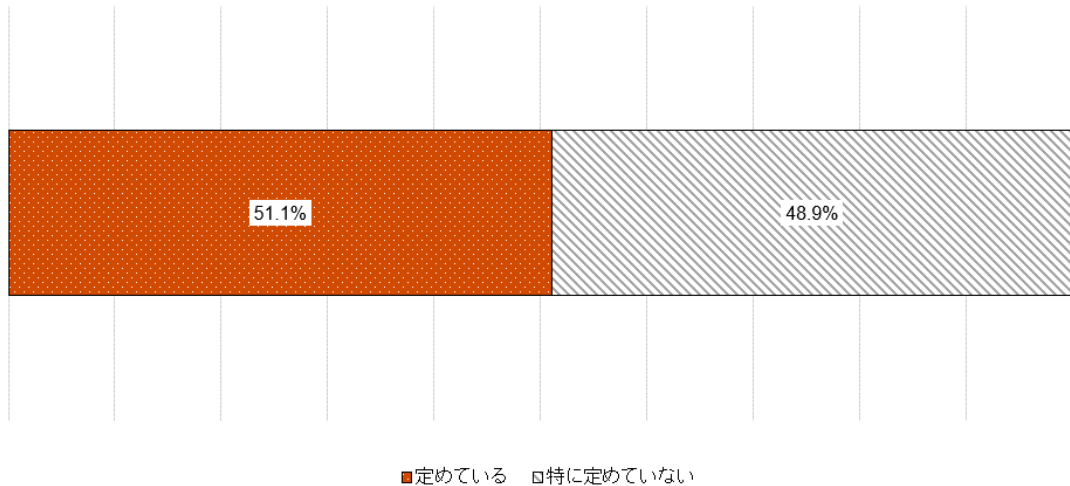


<sup>23</sup> 「重度障害者等包括支援（約10.3%）」については、全国的な事業所総数に比して高い割合となっている。これは、名称の類似する「重度訪問介護」や、重度の障害者に対する実質的な包括支援体制を指すものと回答者が誤認した可能性があることに留意されたい。

⑤ 対象とする主たる障害種別の定め（問6-1）

対象とする主たる障害種別の定めについて、「定めている」が最多の約51.1%であり、「特に定めていない」が次点の約48.9%であった。

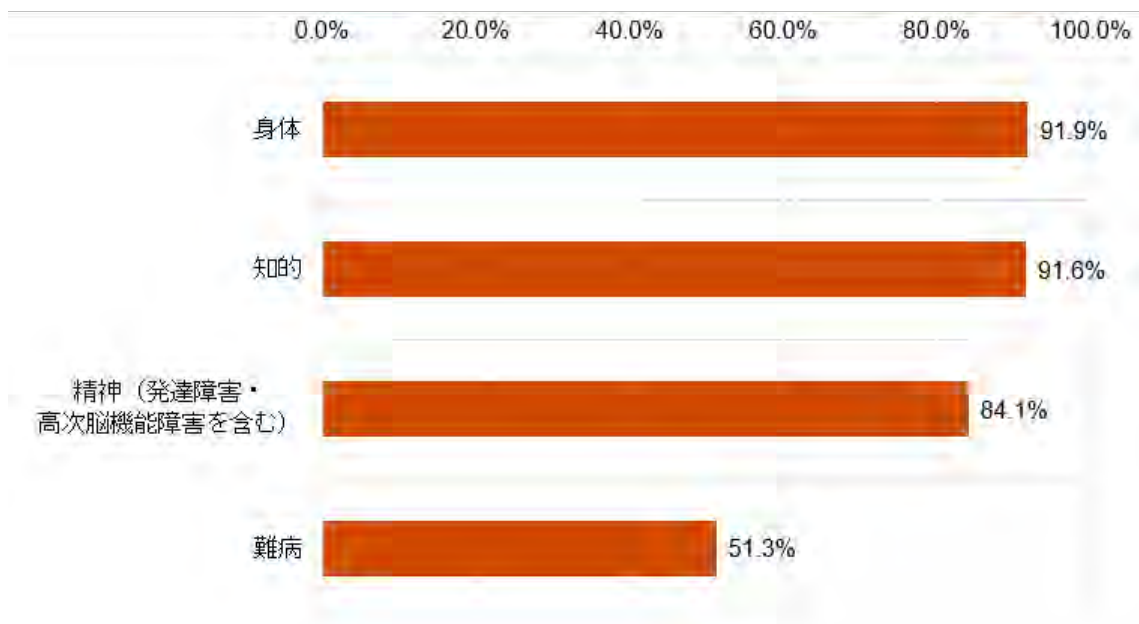
図表 81 対象とする主たる障害種別の定め（n=1,272、単一回答）



⑥ 対象とする主たる障害種別（問6-2）

対象とする主たる障害種別について、「身体」が最多の約91.9%、「知的」が次点の約91.6%、「精神（発達障害・高次脳機能障害を含む）」が約84.1%、「難病」が約51.3%であった。

図表 82 対象とする主たる障害種別（n=1,232、複数回答）



⑦ 事業所内および移動支援に従事するヘルパーの配置状況（問7-1）

事業所内および移動支援に従事するヘルパーの配置状況は以下のとおりであった。

図表 83 ヘルパーの配置状況（数値回答、単位：人）

大分類	分類	件数 (回答事業所数)	平均 (人数)
事業所内の職員配置状況	常勤	1,255	5.1
	非常勤	1,230	11.6
移動支援に従事するヘルパーの配置状況	常勤	1,237	4.2
	非常勤	1,225	9.0

⑧ 職員配置数（問7-2）

職員配置数は以下のとおりであった。

図表 84 職員配置数（数値回答、単位：人）

大分類	分類	件数 (回答事業所数)	平均 (人数)
①施設長・管理者	実員数	1,163	1.0
	常勤換算数	1,006	0.8
②サービス管理責任者	実員数	442	0.7
	常勤換算数	374	0.6
③サービス提供責任者	実員数	1,194	2.5
	常勤換算数	1,038	2.2
④主任相談支援専門員	実員数	271	0.1
	常勤換算数	233	0.1
⑤相談支援専門員	実員数	330	0.7
	常勤換算数	281	0.5
⑥生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）	実員数	322	2.5
	常勤換算数	284	1.7
⑦職業・作業指導員	実員数	274	0.2
	常勤換算数	231	0.2
⑧医師・歯科医師	実員数	264	0.0
	常勤換算数	226	0.0
⑨看護職員	実員数	302	0.6
	常勤換算数	260	0.4
⑩居宅介護員等	実員数	838	12.1
	常勤換算数	758	5.0
⑪管理栄養士・栄養士	実員数	266	0.1
	常勤換算数	226	0.1
⑫調理員	実員数	271	0.4
	常勤換算数	233	0.2
⑬事務員	実員数	546	1.0
	常勤換算数	450	0.7
⑭その他の職員	実員数	390	4.8
	常勤換算数	335	1.7

### ⑨ 職員の資格保有状況（問7-3）

職員の資格保有状況は以下のとおりであった。

図表 85 職員の資格保有状況（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答事業所数)	平均 (人数)
①社会福祉士	453	0.9
②精神保健福祉士	314	0.3
③介護福祉士	1,205	7.5
④介護支援専門員	390	1.2
⑤保健師	258	0.0
⑥学校教諭	285	0.4
⑦保育士	342	0.7
⑧看護師・准看護師	410	1.4
⑨理学療法士	260	0.1
⑩作業療法士	259	0.1
⑪公認心理師	261	0.1
⑫介護職員初任者研修	1,063	6.8
⑬介護福祉士実務者研修	757	2.1

### ⑩ 利用者<sup>24</sup>数（問8）

事業所における移動支援事業の令和7年7月の利用者数については、以下のとおりであった<sup>25,26</sup>。なお、重複障害のある場合には主たる障害に計上している。

図表 86 利用者数（身体障害、合計値、n=1,488、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	156	6	8	26	4	21	26	72	319
	18～39歳	43	8	37	104	118	241	721	200	1,472
	40～64歳	97	32	150	325	269	329	681	256	2,139
	65歳以上	180	27	102	238	134	95	203	200	1,179
	年齢を把握していない	10	0	7	9	14	7	30	101	178
計		486	73	304	702	539	693	1,661	829	5,287

<sup>24</sup> 本事業で実施したアンケート調査における「利用者」とは、利用決定を受けている障害児・者を指す。

<sup>25</sup> 「合計値」の図表について、回答結果に基づき集計を行っているが、一部の回答において小数点以下の数値が含まれており、小数点第一位を四捨五入した整数で表記しているため、内訳の合計値が「計」の数値と完全に一致しない場合がある。

<sup>26</sup> 「平均値」の図表について、「計」以外の各区分における数値は、各区分における有効回答（無回答を除いた件数）を分母として算出している。また、行・列の「計」は、各区分の平均値の積算ではなく、全回答者数を分母として算出した加重平均値である。区分ごとに有効回答数が異なるため、各区分の平均値を合算しても「計」の数値とは一致しない場合がある。

図表 87 利用者数（知的障害、合計値、n=1,488、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	469	10	24	35	18	5	20	444	1,025
	18～39 歳	421	47	255	559	907	845	880	1,666	5,580
	40～64 歳	183	41	322	625	846	704	696	847	4,264
	65 歳以上	41	3	79	103	130	113	74	112	655
	年齢を把握していない	13	100	7	12	21	18	5	354	530
計		1,127	201	687	1,334	1,922	1,685	1,675	3,423	12,054

図表 88 利用者数（精神障害、合計値、n=1,488、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	62	0	1	1	0	0	1	13	78
	18～39 歳	37	9	141	153	80	25	12	87	544
	40～64 歳	72	25	476	577	321	83	51	153	1,758
	65 歳以上	40	10	89	88	38	17	13	65	360
	年齢を把握していない	23	1	26	12	2	2	0	65	131
計		234	45	733	831	441	127	77	383	2,871

図表 89 利用者数（難病等、合計値、n=1,488、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	6	0	1	0	0	1	0	10	18
	18～39 歳	2	0	2	2	2	6	26	2	42
	40～64 歳	4	1	12	20	17	10	46	18	128
	65 歳以上	6	0	2	1	5	7	29	12	62
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	2	15	17
計		18	1	17	23	24	24	103	57	267

図表 90 利用者数（障害種別不明、合計値、n=1,488、数値回答、単位：人）

障害種別不明		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	30	3	16	2	15	0	0	28	94
	18～39歳	9	5	26	8	6	10	19	112	195
	40～64歳	5	0	15	16	7	14	8	94	159
	65歳以上	16	2	6	3	0	0	1	47	75
	年齢を把握していない	7	0	2	9	12	15	49	87	181
計		67	10	65	38	40	39	77	368	704

図表 91 利用者数（身体障害、平均値、n=1,488、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	1.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.3	0.3	0.8	0.2
	18～39歳	0.4	0.1	0.4	0.8	0.8	1.2	2.1	1.6	1.0
	40～64歳	0.8	0.4	1.1	1.3	1.2	1.3	2.0	1.9	1.4
	65歳以上	1.1	0.4	1.0	1.6	1.0	0.7	1.1	1.4	0.8
	年齢を把握していない	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.5	1.3	0.1
計		0.3	0.0	0.2	0.5	0.4	0.5	1.1	0.6	3.6

図表 92 利用者数（知的障害、平均値、n=1,488、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	2.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1	0.3	2.9	0.7
	18～39歳	2.3	0.5	1.4	1.8	2.4	2.5	2.6	6.9	3.8
	40～64歳	1.4	0.5	1.5	2.0	2.3	2.4	2.7	4.2	2.9
	65歳以上	0.5	0.1	0.7	0.8	1.0	1.0	0.8	0.9	0.4
	年齢を把握していない	0.2	1.8	0.1	0.2	0.3	0.3	0.1	4.5	0.4
計		0.8	0.1	0.5	0.9	1.3	1.1	1.1	2.3	8.1

図表 93 利用者数（精神障害、平均値、n=1,488、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
	18～39歳	0.4	0.1	1.1	1.1	0.7	0.3	0.2	0.9	0.4
	40～64歳	0.7	0.3	1.8	1.8	1.4	0.7	0.6	1.2	1.2
	65歳以上	0.4	0.1	0.8	0.7	0.4	0.2	0.2	0.7	0.2
	年齢を把握していない	0.3	0.0	0.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.9	0.1
計		0.2	0.0	0.5	0.6	0.3	0.1	0.1	0.3	1.9

図表 94 利用者数（難病等、平均値、n=1,488、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
	18～39歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0
	40～64歳	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.6	0.2	0.1
	65歳以上	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.2	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2

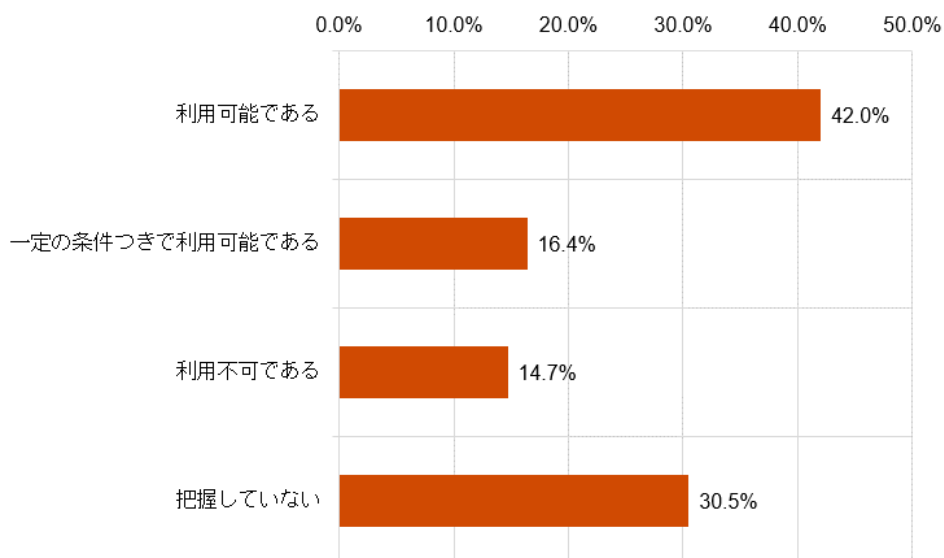
図表 95 利用者数（障害種別不明、平均値、n=1,488、数値回答、単位：人）

障害種別不明		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	0.4	0.1	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.4	0.1
	18～39歳	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.2	0.3	1.3	0.1
	40～64歳	0.1	0.0	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	1.1	0.1
	65歳以上	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.1
	年齢を把握していない	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.3	0.8	1.1	0.1
計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.5

### ⑪ 入所施設の入所者の利用可否（問9-1）

関係する自治体において、入所施設の入所者は移動支援を利用することが規定上可能かについて、「利用可能である」が最多の約42.0%、「把握していない」が次点の約30.5%であった。なお、「一定の条件つきで利用可能である」が約16.4%、「利用不可である」は約14.7%であった。

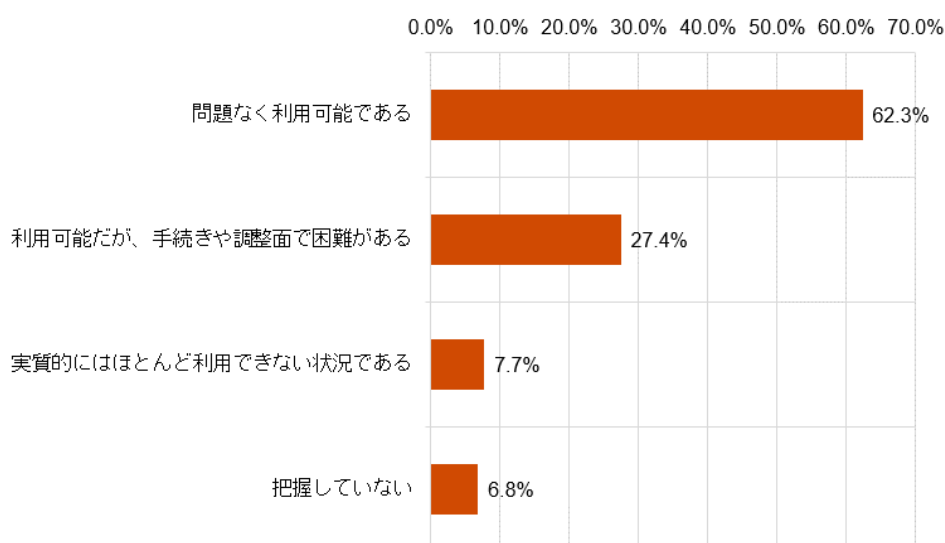
図表 96 入所施設の入所者の利用可否（n=1,244、複数回答）



### ⑫ 入所施設の入所者の利用に係る円滑さ（問9-2）

関係する自治体において、入所施設の入所者は移動支援を利用しようと思えば円滑に利用可能かについて、「問題なく利用可能である」が最多の約62.3%、「利用可能だが、手続きや調整面で困難がある」が次点の約27.4%であった。

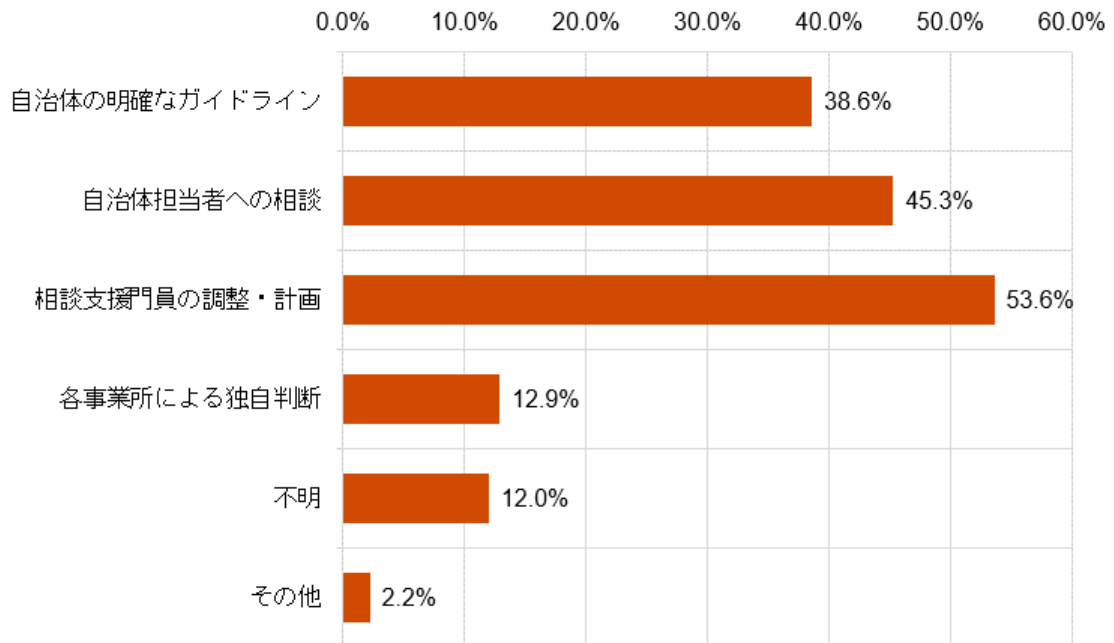
図表 97 入所施設の入所者の利用に係る円滑さ（n=690、複数回答）



⑬ 個別給付サービスとの優先関係の判断主体（問 10）

個別給付サービスとの優先関係の判断主体について、「相談支援専門員との調整・計画」が最多の約 53.6%、「自治体担当者への相談」が次点の約 45.3%であった。なお、「自治体の明確なガイドライン」は約 38.6%であった。

図表 98 個別給付サービスとの優先関係の判断主体（n=1,251、複数回答）



⑭ 個別給付サービスとの併用者数（問 11）

個別給付サービスと移動支援事業を両方利用している者の数は以下のとおりであった。

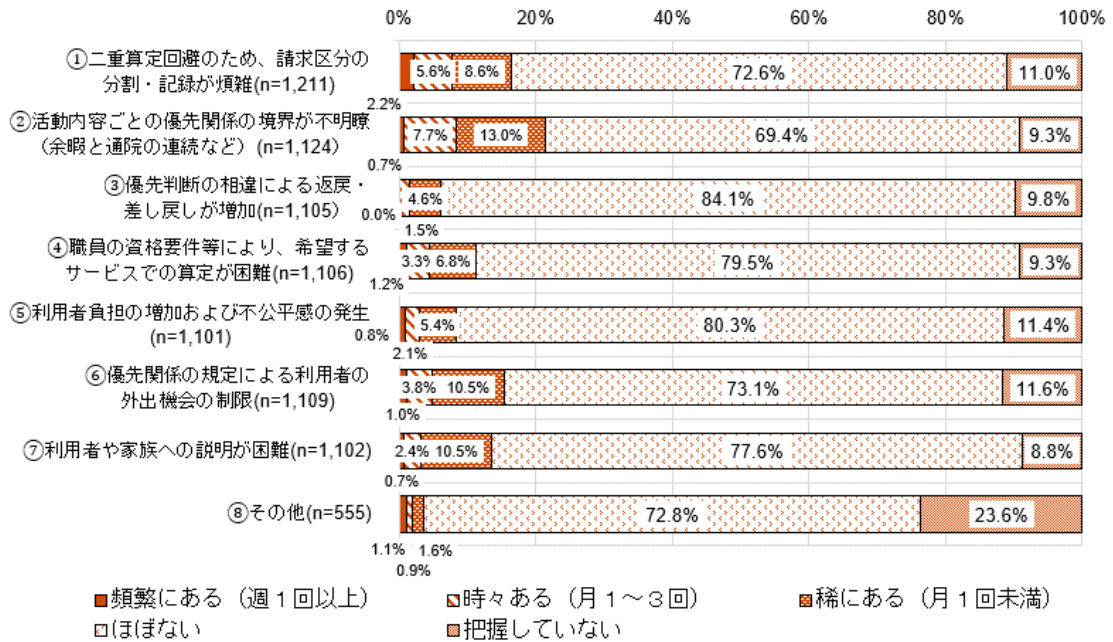
図表 99 個別給付サービスとの併用者数（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答事業 所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
① 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）と移動支援事業を両方利用している者の総数	951	6,126	6.4
② ①のうち居宅介護の利用者	946	5,461	5.8
③ ①のうち重度訪問介護の利用者	415	205	0.5
④ ①のうち行動援護の利用者	411	471	1.2
⑤ ①のうち同行援護の利用者	399	414	1.0

⑮ 優先関係を原因として発生する課題（問 12）

個別給付サービスとの優先関係を原因として発生する課題について、「頻繁にある」「時々ある」「稀にある」の合計が最も多かったのは「活動内容ごとの優先関係の境界が不明瞭（余暇と通院の連続など）」の約 22.9%であった。なお、すべての選択肢において「ほぼない」が最多（7～8割）であった。

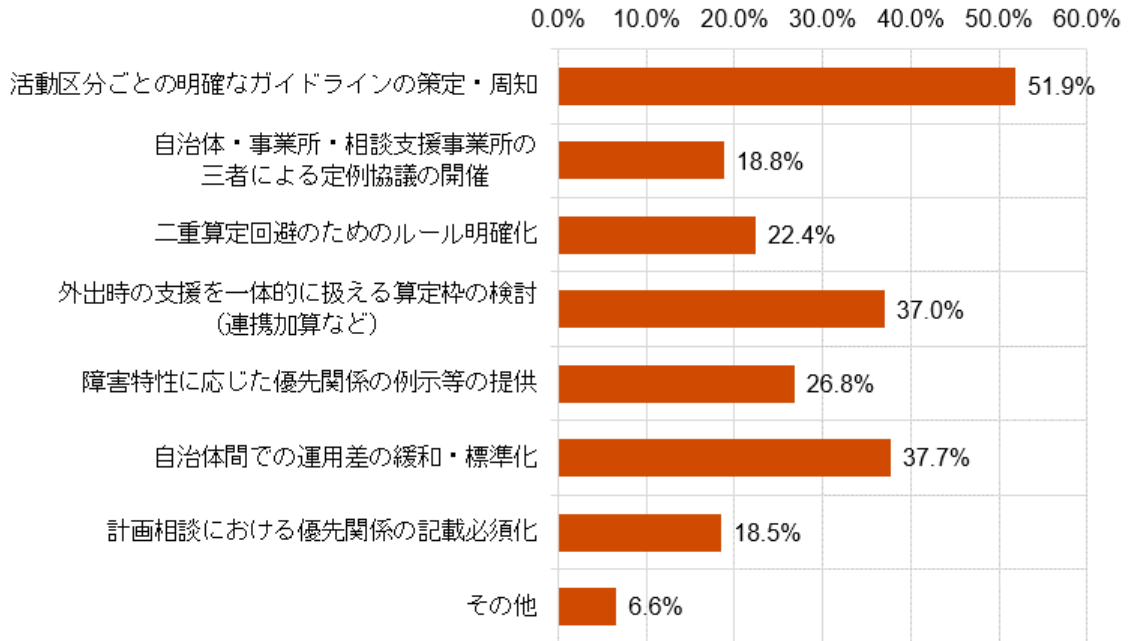
図表 100 優先関係を原因として発生する課題（単一回答）



⑩ 優先関係に関して行政や地域に期待すること（問 13）

優先関係に関して行政や地域に期待することとしては、「活動区分ごとの明確なガイドラインの策定・周知」が最多の約 51.9%、「自治体間での運用差の緩和・標準化」が次点の約 37.7%、「外出時の支援を一体的に扱える算定枠の検討（連携加算など）」が約 37.0%であった。

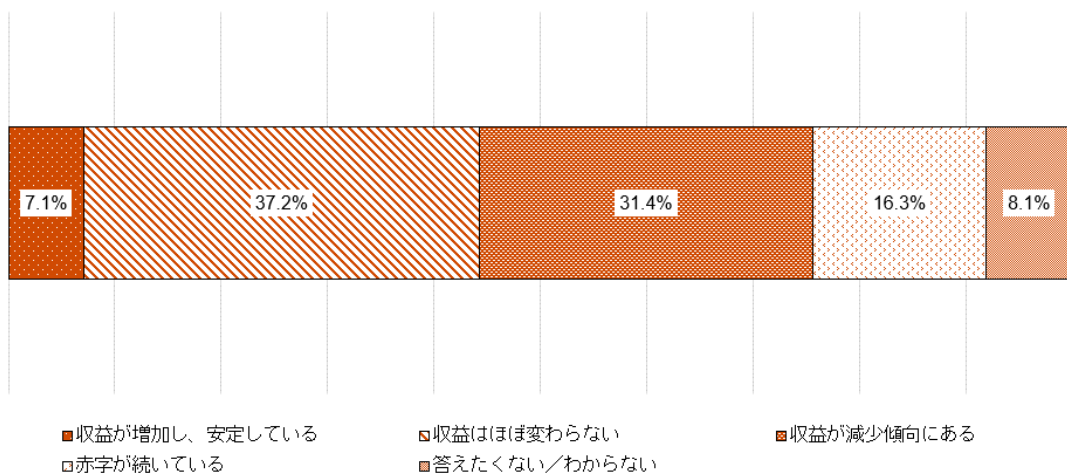
図表 101 優先関係に関して行政や地域に期待すること（n=1,103、複数回答）



⑪ 現在の収支状況（問 14）

令和 5～7 年度で比較した際の現在の収支状況について、「収益はほぼ変わらない」が最多の約 37.2%、「収益が減少傾向にある」が次点の約 31.4%であった。なお、「赤字が続いている」は約 16.3%であった。

図表 102 現在の収支状況（n=1,248、単一回答）



### ⑩ 直近期の収入内訳の割合（問 15）

直近期の収入内訳の割合は以下のとおりであった。

図表 103 直近期の収入内訳の割合（数値回答、単位：％）

分類	件数 (回答事業所数)	平均 (割合)
①自治体給付・委託	721	92.3%
②利用者負担分（サービス利用料やサービス利用に伴う実費負担を含む）	535	7.8%
③助成金・寄付	279	2.2%
④その他	239	2.7%
⑤わからない	497	-

### ⑪ 提供回数および延べ提供時間（概算）（問 16）

令和 7 年 7 月の提供回数および延べ提供時間（概算）は以下のとおりであった。

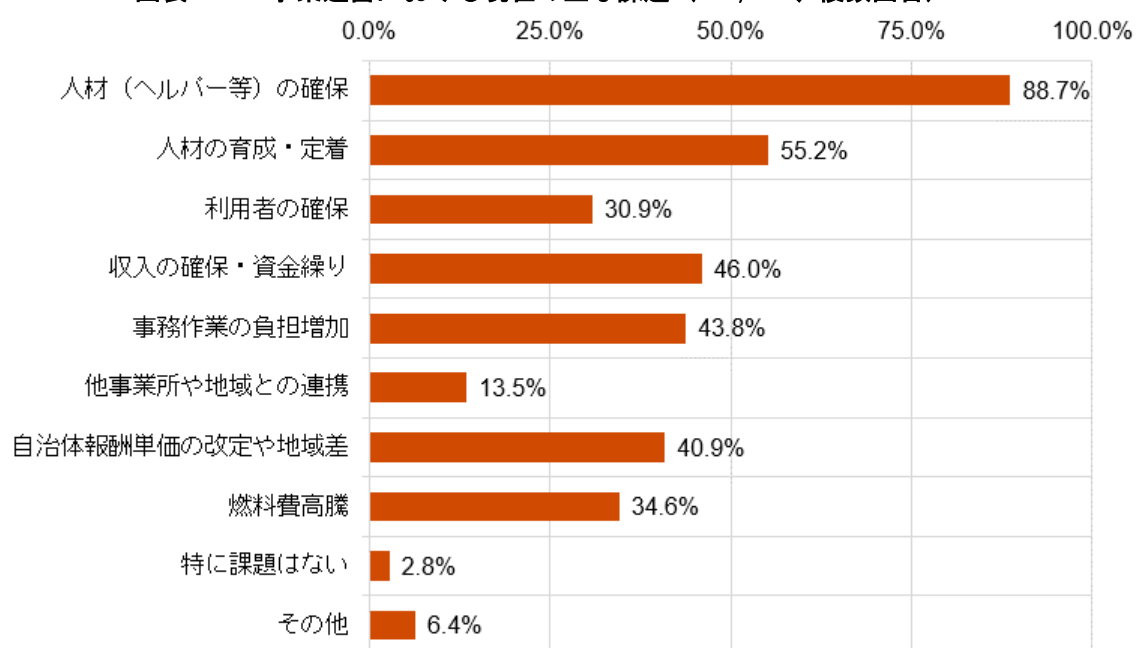
図表 104 提供回数および延べ提供時間（数値回答、単位：件／月または時間／月）

分類	件数 (回答事業所数)	合計 (回数または時間)	平均 (回数または時間)
提供回数（件／月）	1,092	76,626.5	70.2
提供時間（時間／月）	1,062	201,163.3	189.4

### ⑫ 事業運営における現在の主な課題（問 17）

事業運営における現在の主な課題について、「人材（ヘルパー等）の確保」が最多の約 88.7%、「人材の育成・定着」が次点の約 55.2%であった。なお、4 割を超えた回答として、「収入の確保・資金繰り」「事務作業の負担増加」「自治体報酬単価の改定や地域差」があった。

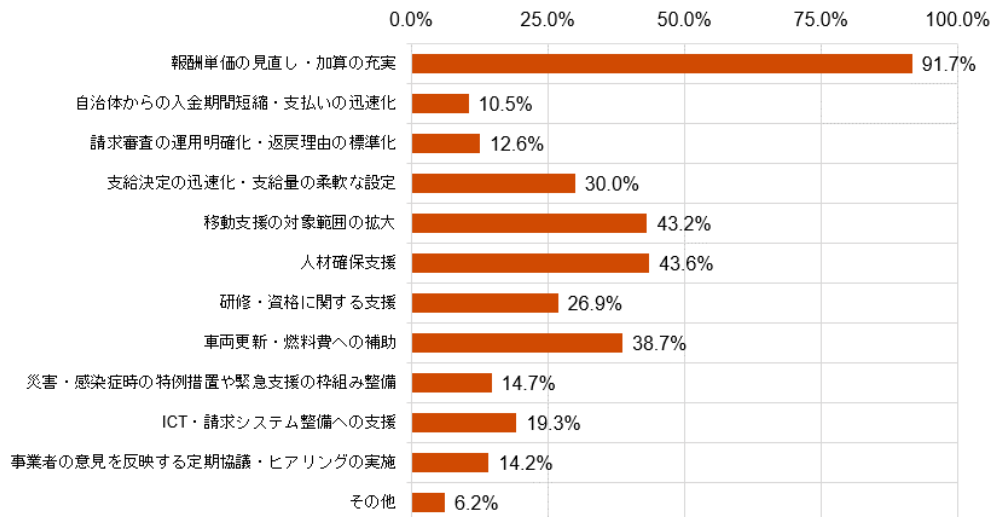
図表 105 事業運営における現在の主な課題（n=1,248、複数回答）



⑳ 事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待すること（問 18）

事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待することについて、「報酬単価の見直し・加算の充実」が最多の約 91.7%、「人材確保支援」が次点の約 43.6%、「移動支援の対象範囲の拡大」が約 43.2%であった。

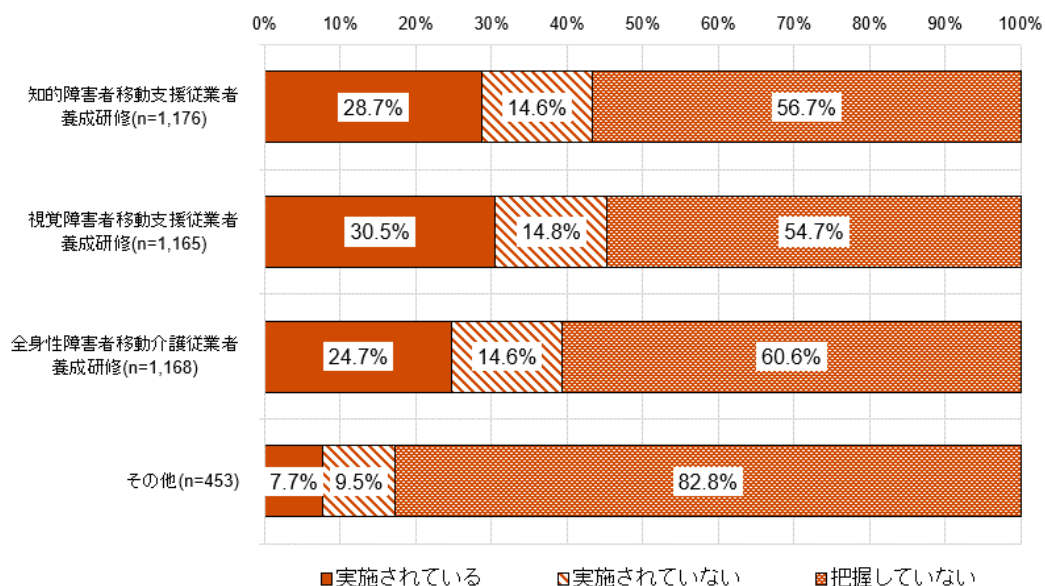
図表 106 事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待すること（n=1,235、複数回答）



㉑ 各研修の所在自治体での実施状況および事業所内での受講者の有無（問 19）

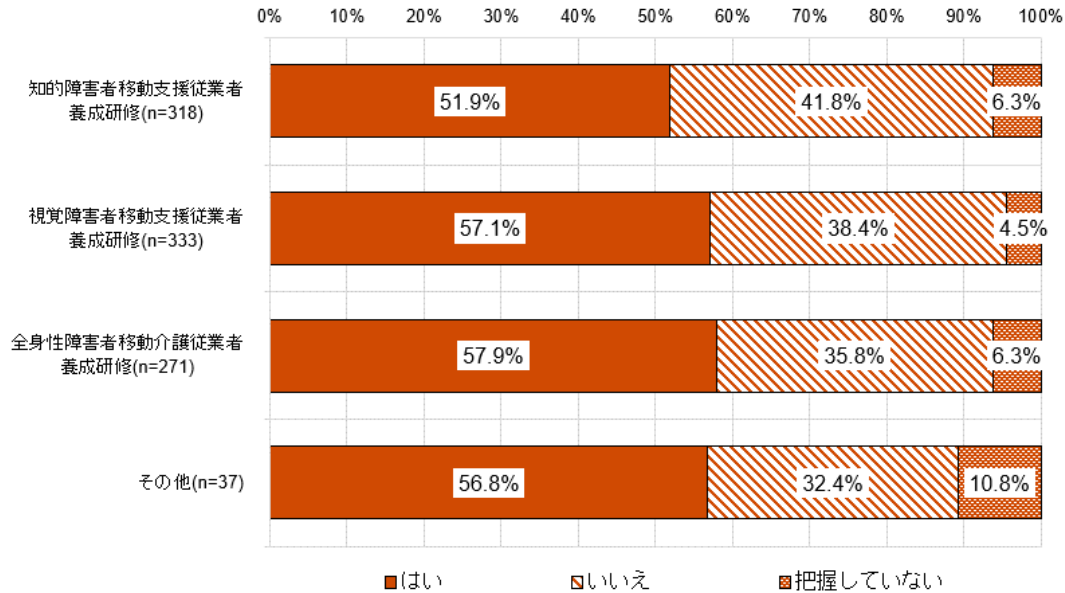
各研修が事業所の所在する自治体で実施されているかについて、すべての選択肢（知的障害者移動支援従事者養成研修、視覚障害者移動支援従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、その他）において、「把握していない」が最多（5～8割）であった。また、「実施されている」という選択肢を見たときに、当該選択肢が最多であったのは「視覚障害者移動支援従業者養成研修」の約 30.5%であった。

図表 107 各研修の所在自治体での実施状況（単一回答）



各研修の受講者の有無について、すべての選択肢（知的障害者移動支援従事者養成研修、視覚障害者移動支援従事者養成研修、全身性障害者移動介護従事者養成研修、その他）において、「はい」が最多（5～6割）であった。また、「はい」の選択肢を見たときに、当該選択肢が最多であったのは「全身性障害者移動介護従事者養成研修」の約57.9%であった。

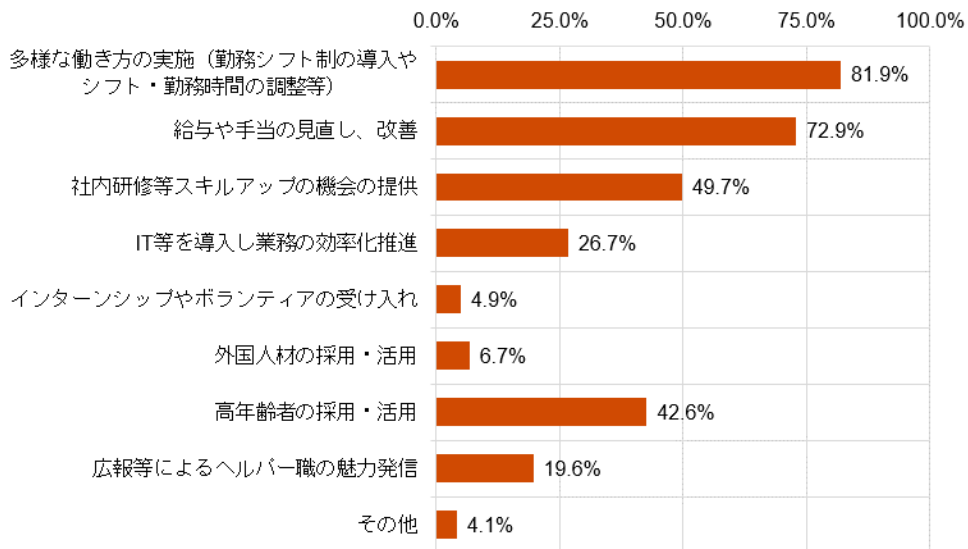
図表 108 各研修の事業所内での受講者の有無（単一回答）



㉓ ヘルパー確保の取組や工夫（問 20）

ヘルパー確保の取組や工夫について、「多様な働き方の実施（勤務シフト制の導入やシフト・勤務時間の調整等）」が最多の約81.9%、「給与や手当の見直し、改善」が次点の約72.9%であった。4割を超えたものとして「社内研修等スキルアップの機会の提供」「高年齢者の採用・活用」があった。

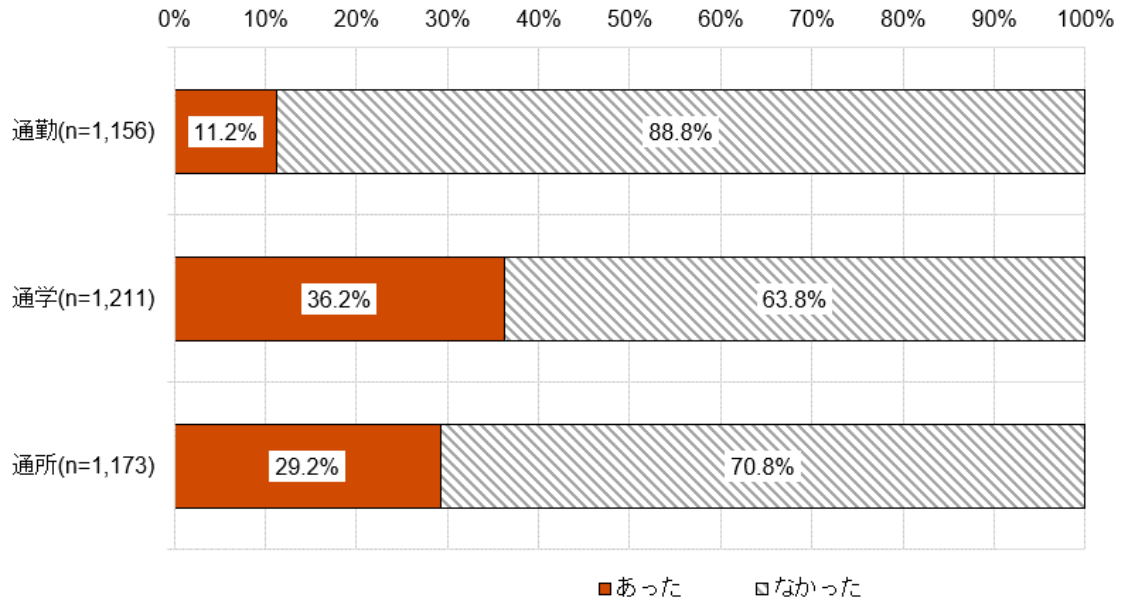
図表 109 ヘルパー確保の取組や工夫（n=1,231、複数回答）



④ 通勤・通学・通所の申込・相談の有無（問 21）

通勤・通学・通所の申込・相談の有無について、「あった」の選択肢を見たとき、当該選択肢が最多だったのは「通学」の約 36.2%、次点は「通所」の約 29.2%であった。なお、「通勤」の「あった」は約 11.2%であった。

図表 110 通勤・通学・通所の申込・相談の有無（単一回答）



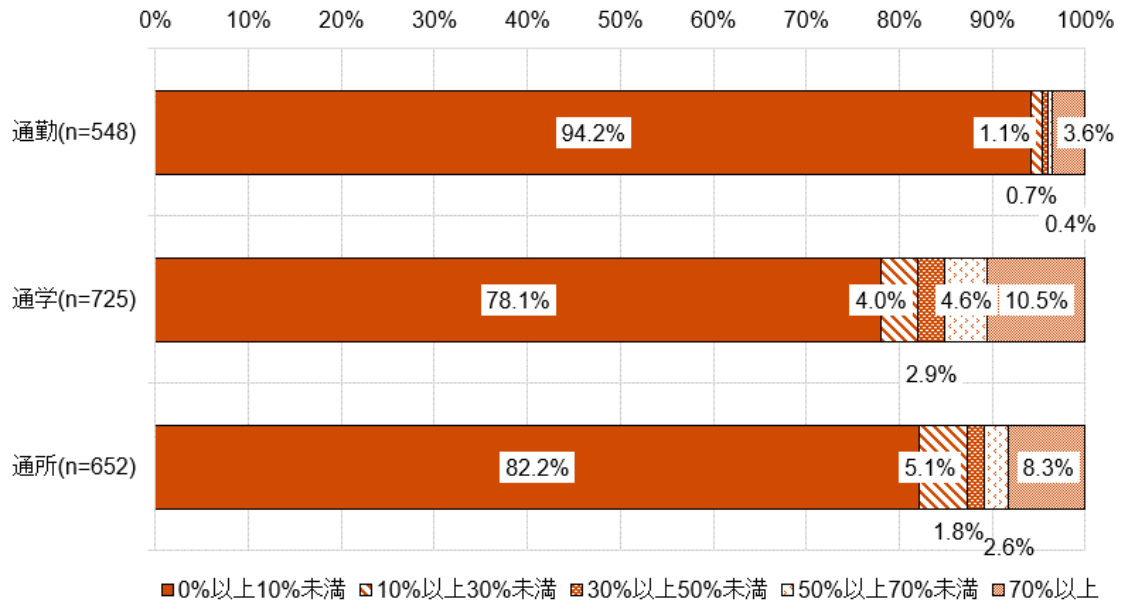
図表 111 通勤・通学・通所の申込・相談の具体的な件数（数値回答、単位：件）

分類	件数 (回数事業所数)	合計 (件数)	平均 (件数)
通勤	111	201	1.8
通学	407	1,336	3.3
通所	311	1,065	3.4

㊸ 通勤・通学・通所の申込・相談への対応（問 22）

通勤・通学・通所への対応ができた割合について、いずれにおいても「0%以上 10%未満」が最多で、約 94.2%（通勤）、約 78.1%（通学）、約 82.2%（通所）であった。

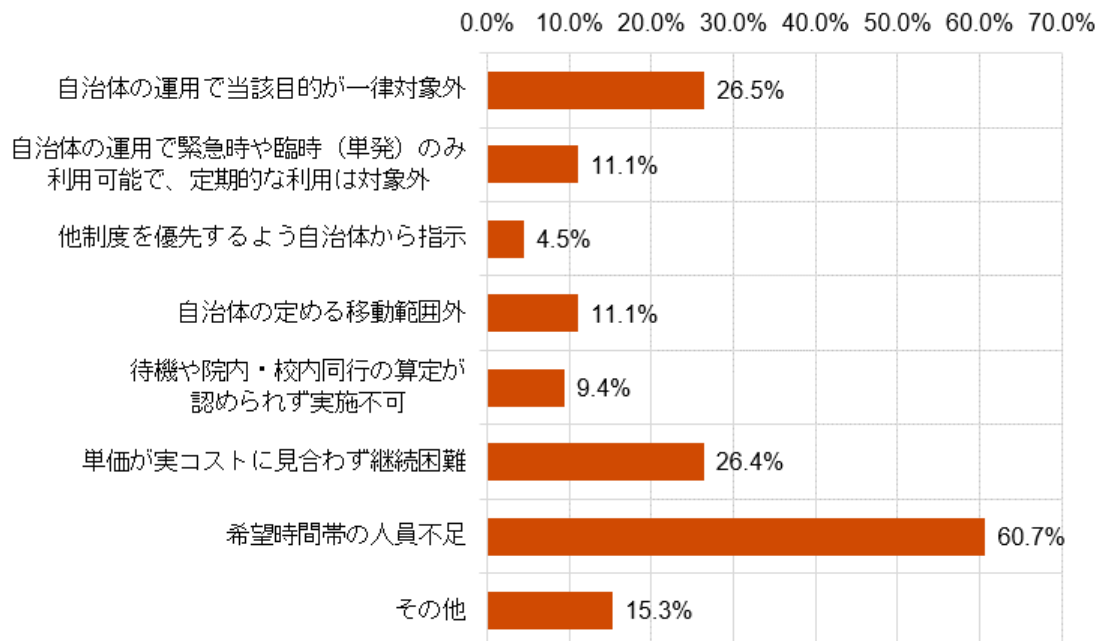
図表 112 通勤・通学・通所の申込・相談のうち対応できた割合（単一回答）



㊸ 通勤・通学・通所の対応ができなかった理由（問 23）

通勤・通学・通所の対応ができなかった理由について、「希望時間帯の人員不足」が最多の約 60.7%、「自治体の運用で当該目的が一律対象外」が次点の約 26.5%であった。

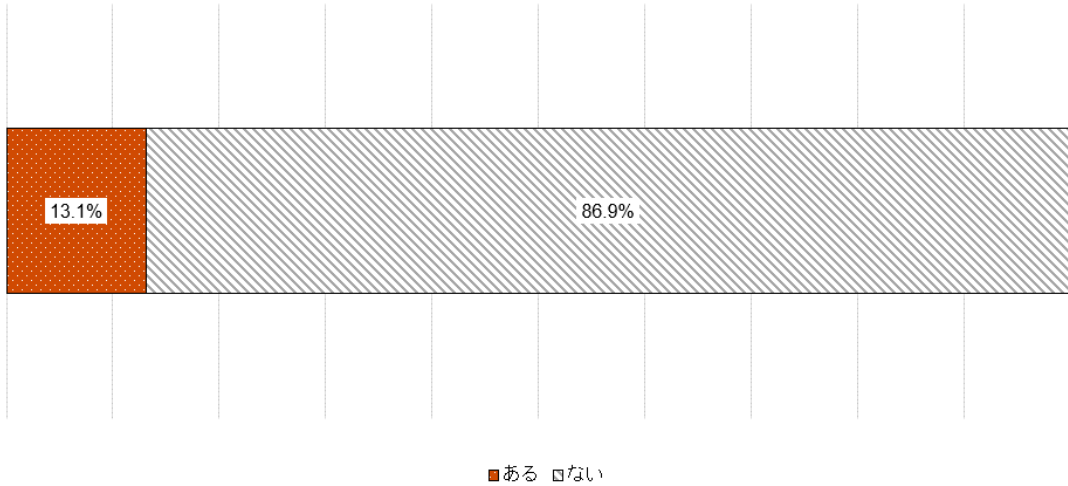
図表 113 通勤・通学・通所の対応ができなかった理由（n=758、複数回答）



㉗ 他サービスに連携・代替した実績（問 24-1）

利用に関する申込や相談を他サービスに連携・代替した実績について、「ない」が最多の約 86.9%で、「ある」は約 13.1%であった。

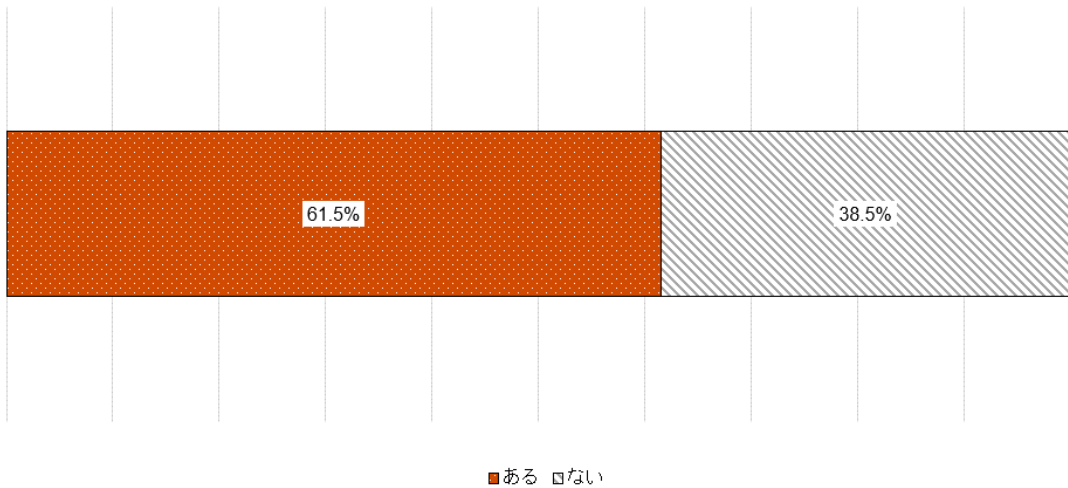
図表 114 他サービスに連携・代替した実績（n=1,218、単一回答）



㉘ 他サービスに連携・代替した実績（障害支援区分 4 以上）（問 24-2）

問 24-1 で「ある」と回答した自治体に、障害支援区分 4 以上の方が対象になったもので、利用に関する申込や相談を他サービスに連携・代替した実績があるか聞いたところ、「ある」が最多の約 61.5%であった。

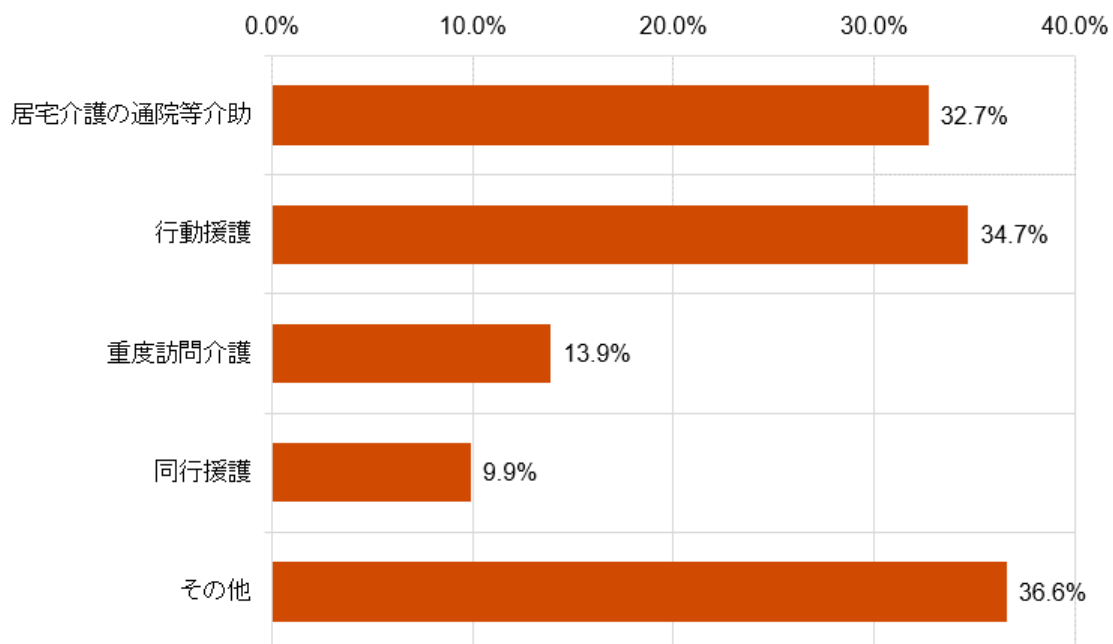
図表 115 他サービスに連携・代替した実績（障害支援区分 4 以上）（n=156、単一回答）



㊸ 代替した他サービスの内容（問 24-3）

代替した他サービスの内容について、「その他」が最多の約 36.6%、「行動援護」が次点の約 34.7%、「居宅介護の通院等介助」は約 32.7%であった。

図表 116 代替した他サービスの内容（n=101、複数回答）



### 3. 訪問入浴サービスに係る実態調査

本章では、全国の市区町村、事業所を対象として実施した訪問入浴サービスに係るアンケート調査の内容とその結果について詳細を記載する。

#### (1) 訪問入浴サービスの概要

訪問入浴サービスの概要については、次のとおりである。

図表 117 訪問入浴サービスの概要

項目	概要
事業の位置づけ	・市町村地域生活支援事業任意事業として実施
目的	・地域における身体障害者・児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする
実施主体	・市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合
実施内容	・看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者・児の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする ・なお、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる

## (2) 調査概要

本調査の調査概要、調査項目および調査の回収状況は次のとおりである。

### ① 調査概要

本調査は以下のとおり実施した。

図表 118 市区町村調査概要（訪問入浴）

項目	概要
目的	・自治体における訪問入浴サービス事業の実態を把握する
調査対象	・全国の市区町村
調査方法	・厚生労働省よりメールおよび一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開 ・専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・9月12日（金）～10月31日（金） ※11月14日（金）までに提出のあった回答を集計

図表 119 事業所調査概要（訪問入浴）

項目	概要
目的	・訪問入浴事業所の支援実態を把握する
調査対象	・全国の訪問入浴事業所 ※自治体調査に回答した自治体に登録している事業所が対象
調査方法	・「市区町村調査」に回答した自治体に登録事業所への調査票（Excel）展開を依頼 ・専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・12月1日（月）～12月26日（金） ※1月6日（火）までに提出のあった回答を集計

### ② 調査項目

検討委員会等での検討を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。

図表 120 市区町村調査項目（訪問入浴）

大項目	調査項目
基本情報	・自治体名 ・担当者の連絡先等
実施概要	・実施事業所の事前登録の実施有無、実施方法 ・実施事業所数 ・介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていない事業所がある理由 ・利用者数（利用決定を受けている障害児・者数） ・要介護認定を受けている者の数、医療的ケアの有無 ・総事業費（事業者へ委託費等として支出した金額の総計） ・基準単価 ・自己負担の設定状況、規定、上限金額の設定、方法 ・入浴設備、配置人員に関する要件、利用対象者の要件 ・利用制限回数
個別給付サービスや介護保険の訪問入浴介護との優先関係	・優先関係または併給の可否を定めたルール ・個別給付サービスとの併用者数 ・個別給付サービスを優先とする一方、訪問入浴サービスを利用することとなっている理由

図表 121 事業所調査項目（訪問入浴）

大項目	調査項目
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答依頼のあった市区町村</li> <li>・ 事業所の開設年度、所在地、法人格</li> <li>・ 提供サービス</li> <li>・ 訪問入浴事業の実施有無</li> <li>・ 対象とする主たる障害種別</li> <li>・ 職員配置状況、資格保有状況</li> <li>・ 入浴車の台数</li> </ul>
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者数</li> </ul>
個別給付サービスとの優先関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先関係の判断主体</li> <li>・ 併用者数</li> <li>・ 優先関係を原因として発生する課題</li> <li>・ 優先関係に関して行政や地域に期待すること</li> </ul>
事業運営・経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近三年間の収支状況</li> <li>・ 収入内訳</li> <li>・ 提供回数</li> <li>・ 事業運営における主な課題</li> <li>・ 事業運営・経営状況に関して行政や地域に期待すること</li> </ul>
ヘルパーの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘルパー確保の工夫</li> </ul>

### ③ 回収状況

回収状況は次のとおりである。

図表 122 回収状況（訪問入浴）

大項目	有効回答数	有効回答率	母数
市区町村調査	873	約 50.1%	1,741
事業所調査 <sup>27</sup>	197	約 18.8%	1,050

図表 123 市区町村の回収状況の内訳（訪問入浴）

大項目	有効回答数	有効回答率	母数
全体 <sup>28</sup>	873	約 50.1%	1,741
政令指定都市	16	約 80.0%	20
中核市	56	約 90.3%	62
特別区	20	約 87.0%	23
一般市	413	約 53.5%	710
その他	355	約 41.1%	926

<sup>27</sup> 事業所調査の有効回答率の算出にあたっては、各自治体が把握している登録事業所数の合計を母集団としている。同一の事業所が複数の自治体に重複して登録しているケースが含まれるため、母集団の数値が実数より大きくなり、算出された有効回答率は想定される最小の値である。

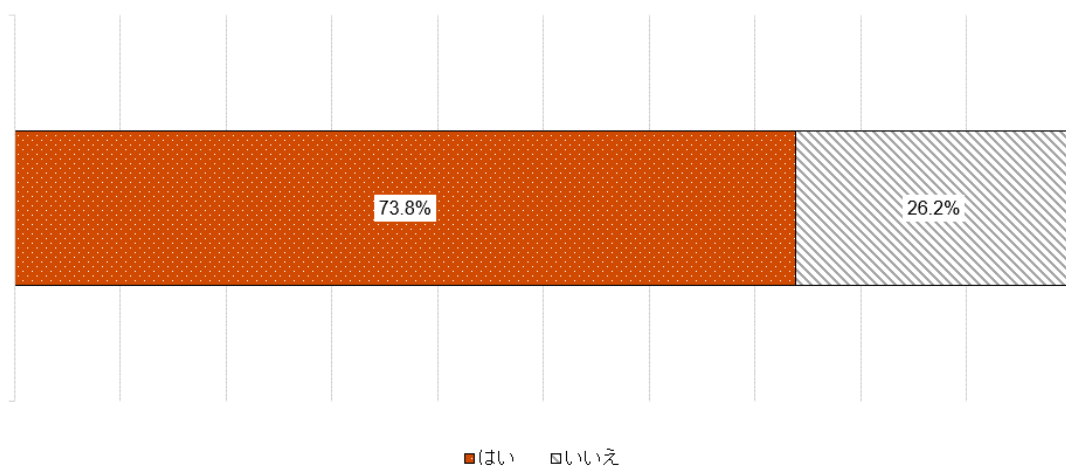
<sup>28</sup> 有効回答 873 件のうち、自治体種別（政令指定都市、中核市、特別区、一般市、その他）が特定できた回答は 860 件であった。残りの 13 件については自治体種別が不明であったため、内訳の集計からは除外しているが、全体の数値には含めて算出している。

## (2) 市区町村調査結果<sup>29</sup>

### ① 事業所の事前登録の実施（問 1-1）

訪問入浴サービスの実施事業所の事前登録は行っているかについて、「はい」が最多の約73.8%、「いいえ」が約26.2%であった。

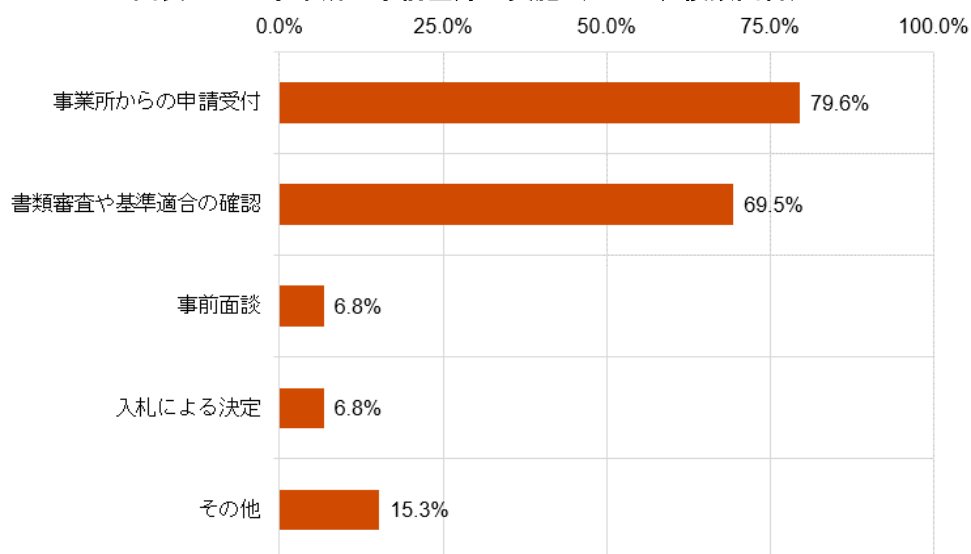
図表 124 事業所の事前登録の実施（n=844、単一回答）



### ② 事業所の事前登録の実施方法（問 1-2）

問 1-1 で「はい」と回答した自治体に事業所の事前登録の方法について聞いたところ、「事業所からの申請受付」が最多の約79.6%、「書類審査や基準適合の確認」が次点の約69.5%であった。

図表 125 事業所の事前登録の実施（n=622、複数回答）



<sup>29</sup> 本調査結果における各設問の集計値（n 数）は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答および判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設問によって n 数が異なる場合がある。

### ③ 登録事業所数（問2-1）

訪問入浴の登録事業所数については、以下のとおりであった。

図表 126 登録事業所数（数値回答、単位：か所）

分類	件数（回答自治体数）	合計（事業所数）	平均（事業所数）
① 登録事業所総数	776	1,069	1.4
② ①のうち居宅介護と併設している登録事業所数	553	264	0.5
③ ①のうち介護保険の訪問入浴介護（または介護予防訪問入浴介護）の指定を受けている登録事業所数	597	741	1.2
④ ①のうち訪問入浴サービスを実施している事業所数	669	883	1.3

### ④ 介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていない事業所がある理由（問2-2）

介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていない事業所がある 14 自治体にその理由を聞いたところ、「未回答・不明・把握していない」が 10 件、「近隣の事業所ではないため」が 1 件であった。

### ⑤ 利用者<sup>30</sup>数（問3）

訪問入浴サービスの利用者数（利用決定を受けている障害児・者数。令和7年7月1日現在）については、以下のとおりであった<sup>31</sup>。なお、重複障害のある場合には主たる障害に計上している。

図表 127 利用者数（身体障害、合計値、n=873、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を把握していない
年齢	0～17歳	337	0	0	17	0	1	9	174	538
	18～39歳	68	1	4	8	16	67	1,327	658	2,149
	40～64歳	123	5	8	34	59	226	1,175	879	2,509
	65歳以上	219	0	0	1	8	10	73	43	354
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	1	19	635	655
計		747	6	12	60	83	305	2,603	2,389	6,205

<sup>30</sup> 本事業で実施したアンケート調査における「利用者」とは、利用決定を受けている障害児・者を指す。

<sup>31</sup> 「合計値」の図表について、回答結果に基づき集計を行っているが、一部の回答において小数点以下の数値が含まれており、小数点第一位を四捨五入した整数で表記しているため、内訳の合計値が「計」の数値と完全に一致しない場合がある。

図表 128 利用者数（知的障害、合計値、n=873、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	33	0	1	2	0	0	1	6	43
	18～39歳	11	3	2	2	4	5	122	22	171
	40～64歳	9	0	3	1	5	4	51	12	85
	65歳以上	4	0	0	1	0	0	2	1	8
	年齢を把握していない	1	0	0	0	0	0	0	11	12
計		58	3	6	6	9	9	176	52	319

図表 129 利用者数（精神障害、合計値、n=873、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	18～39歳	11	0	0	0	0	0	4	1	16
	40～64歳	26	0	0	3	3	4	7	6	49
	65歳以上	4	0	3	1	0	0	0	0	8
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	0	3	3
計		46	0	3	4	3	4	11	10	81

図表 130 利用者数（難病等、合計値、n=873、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17歳	16	0	0	0	0	0	0	0	16
	18～39歳	5	0	0	0	0	0	8	0	13
	40～64歳	9	0	0	0	1	3	9	2	24
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		30	0	0	0	1	3	18	2	54

図表 131 利用者数（身体障害、平均値、n=873、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	1.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.7	0.6
	18～39歳	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	2.8	2.5	2.5
	40～64歳	0.4	0.0	0.0	0.1	0.2	0.7	2.5	3.3	2.9
	65歳以上	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.4
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2.5	0.8
計		0.9	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	3.0	2.7	7.1

図表 132 利用者数（知的障害、平均値、n=873、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1	0.2
	40～64歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1
	65歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.4

図表 133 利用者数（精神障害、平均値、n=873、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40～64歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	65歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

図表 134 利用者数（難病等、平均値、n=873、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17 歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39 歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40～64 歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	65 歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1

⑥ 訪問入浴サービスの利用者のうち要介護認定を受けている被保険者の数（問 4）

訪問入浴サービスの利用者数（利用決定を受けている障害児・者数。令和 7 年 7 月 1 日現在）のうち、要介護認定（要支援含む）を受けている介護保険の第 1 号被保険者および第 2 号被保険者の数は以下のとおりであった。

図表 135 訪問入浴サービスの利用者のうち要介護認定を受けている被保険者の数（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答自治体数)	合計 (人数)	平均 (人数)
第 1 号被保険者	586	46	0.1
第 2 号被保険者	572	76	0.1

⑦ 障害児の利用者の医療的ケア区分（問 5）

障害児の利用者について、医療的ケア区分の有無別に人数を聞いたところ、以下のとおりであった。

図表 136 障害児の利用者の医療的ケア区分（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答自治体数)	合計 (人数)	平均 (人数)
医療的ケア区分有	601	265	0.4
非該当/認定なし	588	199	0.3

### ⑧ 利用回数（問6）

訪問入浴サービスの令和6年度における延べ利用回数（利用決定を受けている障害児・者の延べ利用回数の総計）は以下のとおりであった<sup>32,33</sup>。

図表 137 利用回数（合計値、n=873、数値回答、単位：回）

障害児・者		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	9,314	0	0	658	0	50	836	5,006	15,864
	18～39歳	2,280	5	339	203	565	2,351	39,524	20,164	65,431
	40～64歳	3,198	178	146	903	1,145	6,977	37,597	23,715	73,859
	65歳以上	196	23	0	77	134	306	1,682	1,664	4,082
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	81	377	69,754	70,212
計		14,988	206	485	1,841	1,844	9,765	80,016	120,303	229,448

図表 138 利用回数（平均値、n=873、数値回答、単位：回）

障害児・者		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	1.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.7	18.2
	18～39歳	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	2.8	2.5	74.9
	40～64歳	0.4	0.0	0.0	0.1	0.2	0.7	2.5	3.3	84.6
	65歳以上	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	4.7
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2.5	80.4
計		17.2	0.2	0.6	2.1	2.1	11.2	91.7	137.8	262.8

<sup>32</sup> 「合計値」の図表について、回答結果に基づき集計を行っているが、一部の回答において小数点以下の数値が含まれており、小数点第一位を四捨五入した整数で表記しているため、内訳の合計値が「計」の数値と完全に一致しない場合がある。

<sup>33</sup> 「平均値」の図表について、「計」以外の各区分における数値は、各区分における有効回答（無回答を除いた件数）を分母として算出している。また、行・列の「計」は、各区分の平均値の積算ではなく、全回答者数を分母として算出した加重平均値である。区分ごとに有効回答数が異なるため、各区分の平均値を合算しても「計」の数値とは一致しない場合がある。

### ⑨ 総事業費（問7）

訪問入浴サービスの総事業費（事業者に委託費等として支出した金額の総計）については、以下のとおりであった<sup>34</sup>。

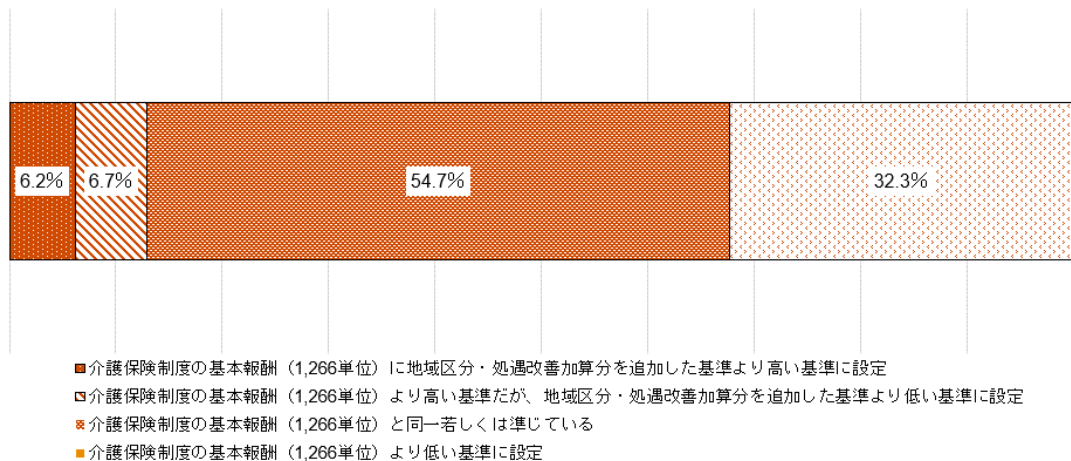
図表 139 総事業費（数値回答、単位：円）

分類	件数 (回答自治体数)	合計 (金額)	平均 (金額)
① 国負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	507	831,200,047	1,682,591.2
② 都道府県負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	507	420,868,488	851,960.5
③ 貴自治体負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額	696	3,409,702,263	6,902,231.3
④ 事業者が利用者から収集している金額の総額	618	56,551,944	114,477.6
⑤ 事業費総額	505	4,653,477,000	9,419,993.9

### ⑩ 基準単価の設定（問8）

訪問入浴サービス1回当たりの単価（基準単価）の設定について、「介護保険制度の基本報酬（1,266単位）と同一若しくは準じている」が最多の約54.7%、「介護保険制度の基本報酬（1,266単位）より低い基準に設定」が次点の約32.3%であった。

図表 140 基準単価（n=727、単一回答）

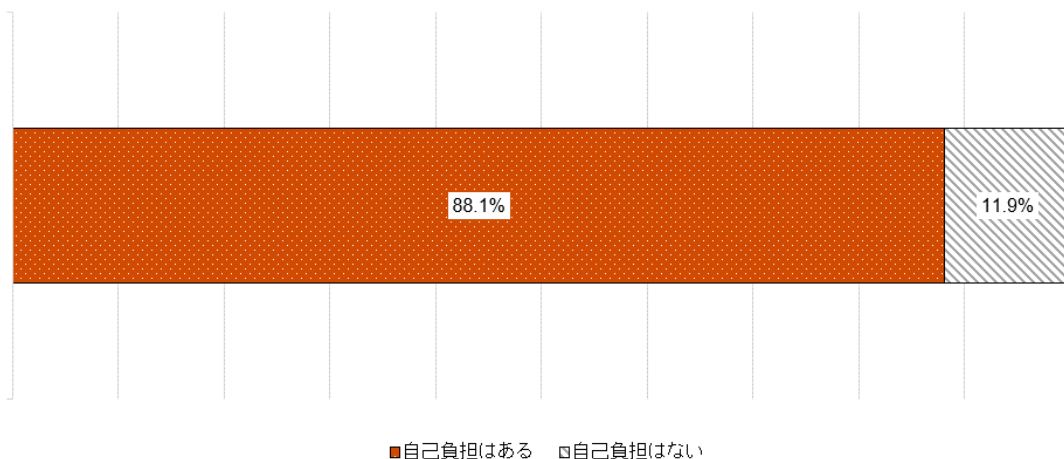


<sup>34</sup> 「把握していない」と回答した自治体については件数及び金額に含めていない。また、一部区分について「把握していない」場合であっても「事業費総額」のみ回答されている場合もあることから、①～④の和は必ずしも⑤と一致しない。

### ⑪ 自己負担の設定状況（問9-1）

自己負担の設定状況について、「自己負担はある」が最多の約 88.1%、「自己負担はない」が次点の約 11.9%であった。

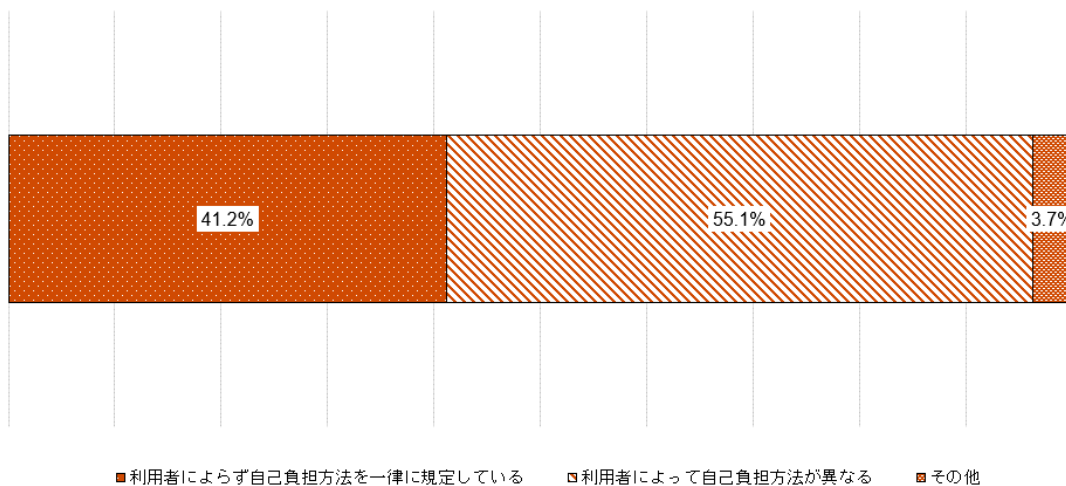
図表 141 自己負担の設定方法（n=759、単一回答）



### ⑫ 自己負担の規定（問9-2）

問9-1で「自己負担はある」と答えた自治体に自己負担の規定について聞いたところ、「利用者によって自己負担方法が異なる」が最多の約 55.1%、「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」が次点の約 41.2%であった。

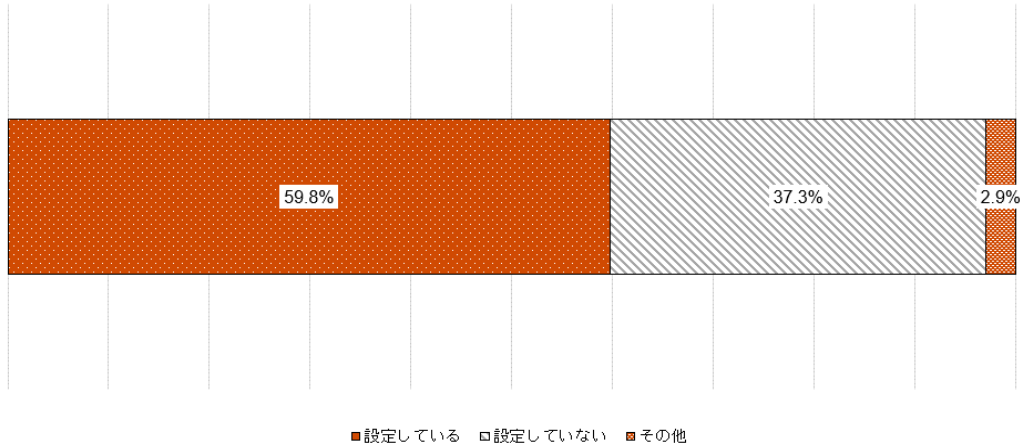
図表 142 自己負担の規定（n=668、単一回答）



⑬ 上限金額の設定（問9-3）

問9-1で「自己負担はある」と答えた自治体に上限金額の設定について聞いたところ、「設定している」が最多の約59.8%、「設定していない」が次点の約37.3%であった。

図表 143 上限金額の設定（n=665、単一回答）



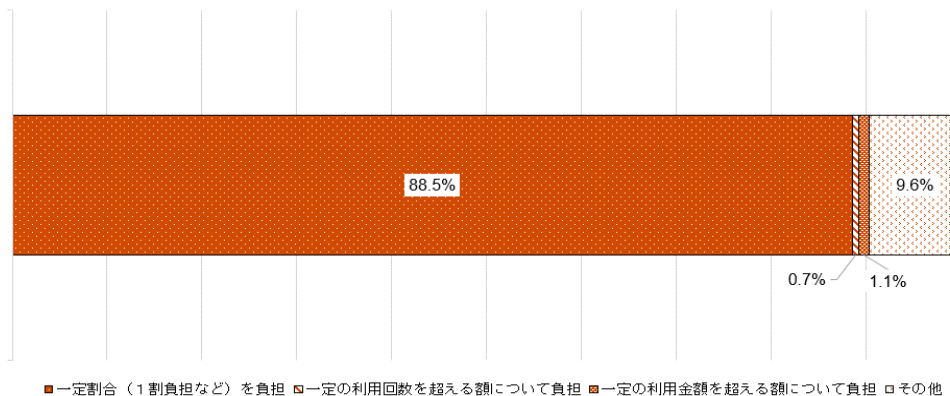
図表 144 設定している金額（n=398、自由記述回答）

項目	件数 <sup>35</sup> (回答自治体数)
障害者総合支援法準拠の所得区分別上限額	100
利用料の割合負担（主に1割）	21
1回あたりの単価設定	14
独自の月額・単発金額	25
所得・課税状況に応じる	8

⑭ 自己負担の方法（自己負担方法が一律の場合）（問9-4）

問9-2で「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」と答えた自治体に自己負担の方法について聞いたところ、「一定割合（1割負担など）を負担」が最多の約88.5%、「その他」が次点の約9.6%であった。

図表 145 自己負担の方法（自己負担方法が一律の場合）（n=270、単一回答）

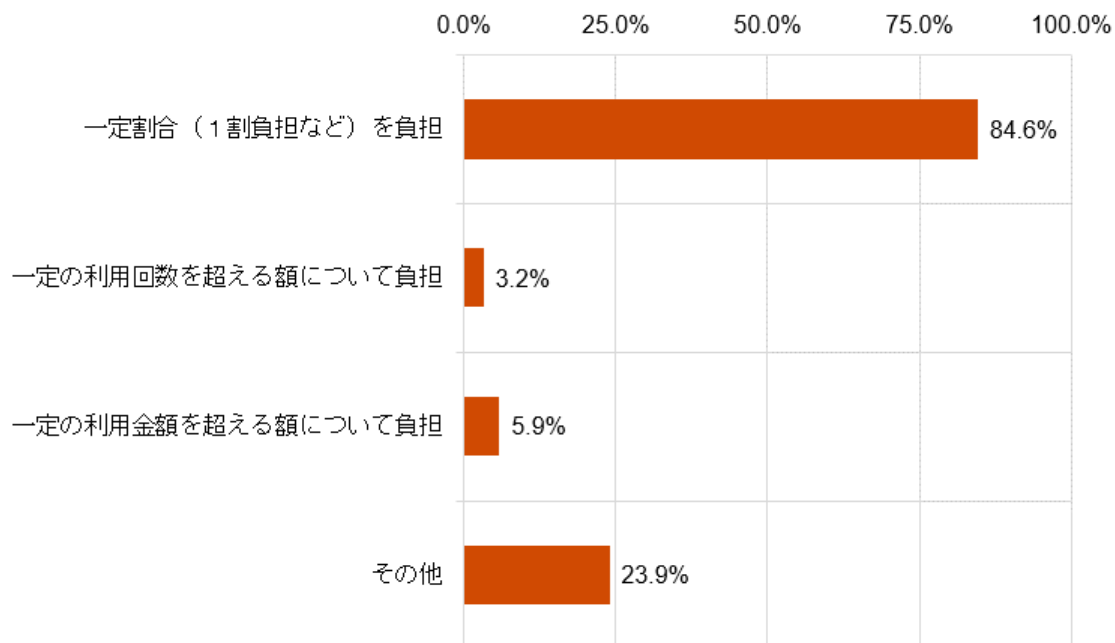


<sup>35</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑮ 自己負担の方法（利用者によって自己負担方法が異なる場合）（問9-5）

問9-2で「利用者によって自己負担方法が異なる」と答えた自治体に自己負担の方法について聞いたところ、「一定割合（1割負担など）を負担」が最多の約84.6%、「その他」が次点の約23.9%であった。

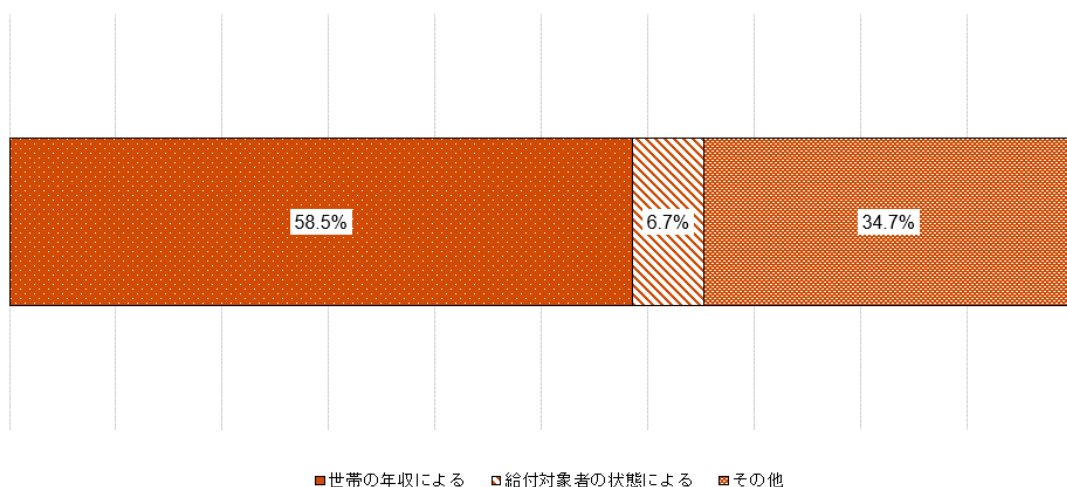
図表 146 自己負担の方法（利用者によって自己負担方法が異なる場合）（n=188、複数回答）



⑯ 自己負担方法の基準（問9-6）

問9-2で「利用者によって自己負担方法が異なる」と答えた自治体に、どのような基準で利用者を分けているのか聞いたところ、「世帯の年収による」が最多の約58.5%、「その他」が次点の約34.7%であった。

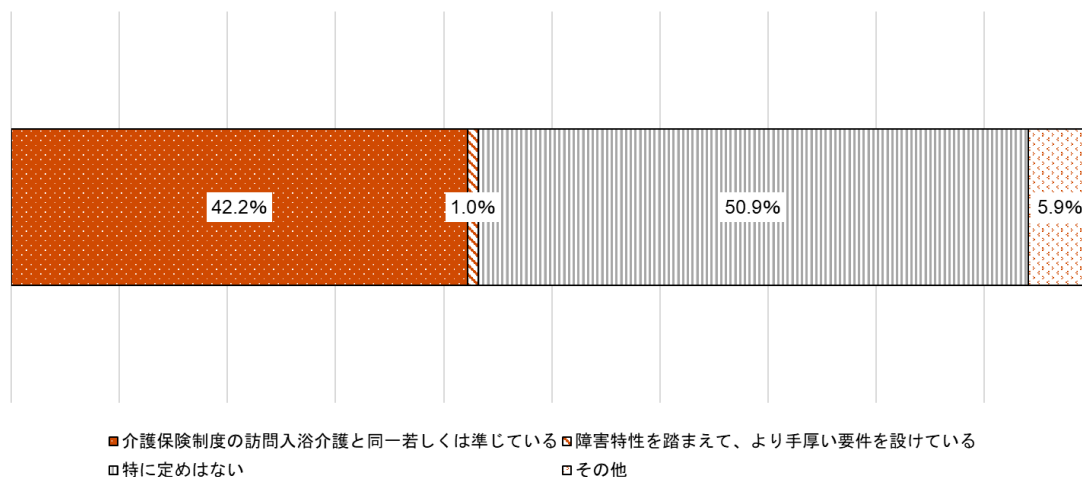
図表 147 自己負担の基準（n=354、単一回答）



### ⑪ 入浴設備および配置人員に関する要件（問 10-1）

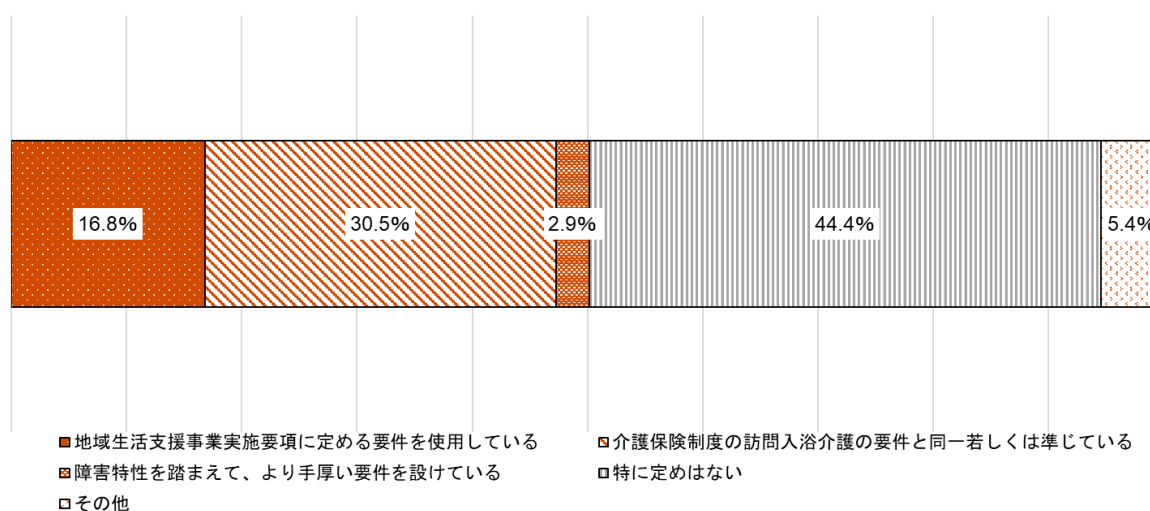
入浴設備に関する要件に関する定めが実施要綱等であるかについて、「特に定めはない」が最多の約 50.9%、次点が「介護保険制度の訪問入浴介護と同一若しくは準じている」の約 42.2%であった。

図表 148 入浴設備に関する要件（n=796、単一回答）



配置人員に関する要件に関する定めが実施要綱等であるかについて、「特に定めはない」が最多の約 44.4%、次点が「介護保険制度の訪問入浴介護と同一若しくは準じている」の 30.5%であった。

図表 149 配置人員に関する要件（n=793、単一回答）



### ⑩ 設備要件の具体的な考え方（問 10-2）

問 10-1 の入浴設備に関する要件について「障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている」もしくは「その他」を答えた自治体にその具体的な考え方を聞いたところ、以下のとおりであった。

図表 150 設備要件の具体的な考え方（n=8、自由記述回答）

項目	件数 <sup>36</sup> (回答自治体数)
具体的な設備要件（入浴車、浴槽、給湯装置、その他機材の具体的な性能、機能、または設置に関する要件）	8
法令・他制度準拠（介護保険制度の訪問入浴介護の基準に準拠している、または障害者総合支援法に基づく指定事業所である等）	4
ガイドライン・要綱参照（民間事業者による在宅介護サービスおよび在宅入浴サービスのガイドライン等の特定のガイドラインや実施要綱に準拠している等）	4
衛生・安全管理の要件（サービスの提供時における衛生面や利用者の安全確保に関する運用上の規定や留意点）	2

### ⑪ 配置人員要件の具体的な考え方（問 10-3）

問 10-1 の配置人員に関する要件について「障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている」もしくは「その他」を答えた自治体にその具体的な考え方を聞いたところ、以下のとおりであった。

図表 151 配置人員要件の具体的な考え方（n=22、自由記述回答）

項目	件数 <sup>37</sup> (回答自治体数)
人員構成や職種指定（訪問時の従事者の人数（多くは3名）と、その内訳を具体的に定めている回答。介護職員の資格や常勤職員の配置に言及しているものを含む）	10
従事者の資格（看護師、准看護師、介護福祉士、各種研修修了者など）や、業務内容（血圧測定、介助、助言など）を記載）	5
ガイドライン・要綱参照（民間事業者による在宅介護サービスおよび在宅入浴サービスのガイドライン等の特定のガイドラインや実施要綱に準拠している等）	4
法令・他制度準拠（介護保険制度の訪問入浴介護の基準や、障害者に関する事業所の資格要件に準拠している等）	3

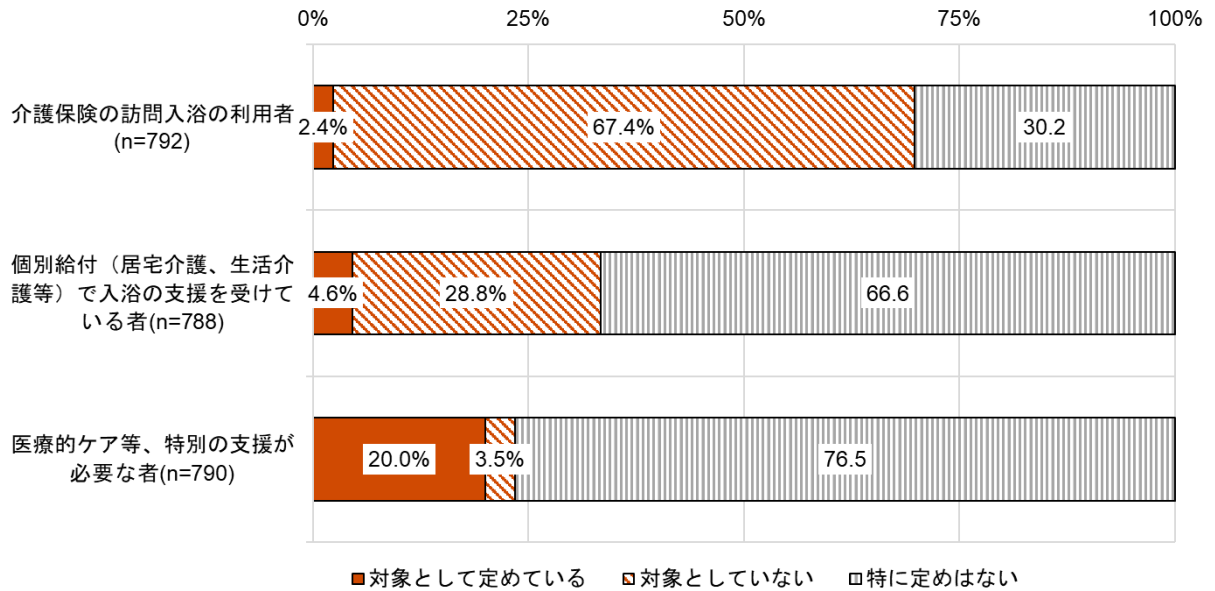
<sup>36</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

<sup>37</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑳ 利用対象者の要件（問 11）

利用対象者の要件に関する実施要綱等での定めについて、「介護保険の訪問入浴の利用者」「個別給付で入浴の支援を受けている者」「医療的ケア等、特別の支援が必要な者」それぞれについて以下のとおりであった。

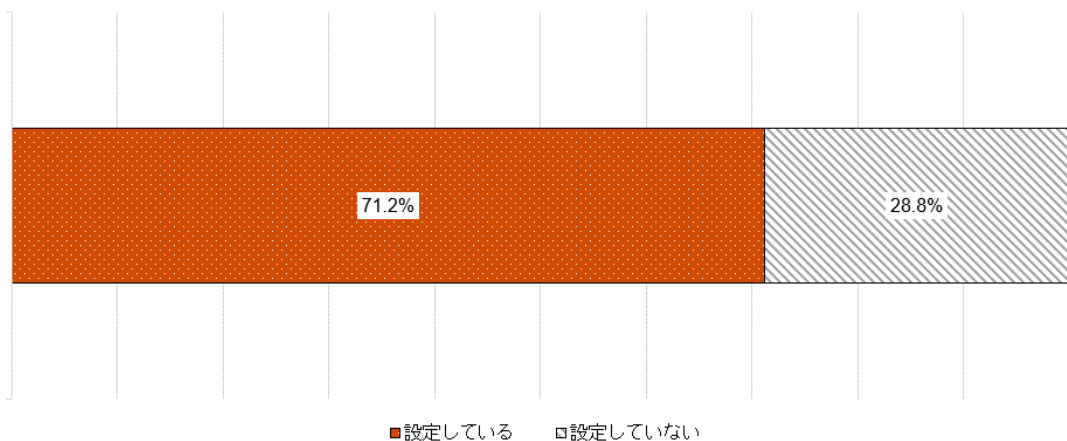
図表 152 利用対象者の要件



㉑ 利用制限回数の設定（問 12-1）

利用者に対し、利用制限回数を設定しているかについて、「設定している」が最多の約 71.2%、「設定していない」が約 28.8%であった。

図表 153 利用制限回数の設定 (n=791、単一回答)



㉓ 上限頻度（問 12-2）

問 12-1 で利用制限回数を「設定している」と答えた自治体に上限頻度を聞いたところ、以下のとおりであった。

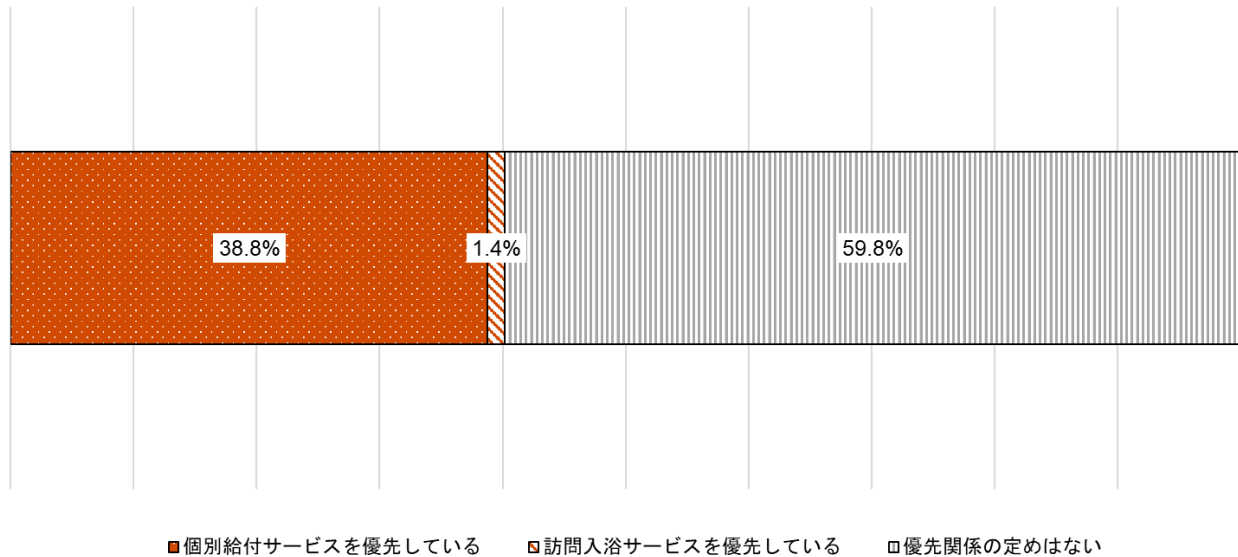
図表 154 上限頻度（数値回答、単位：回）

分類	件数 (回答自治体数)	平均 (回数)
1 か月あたり	190	7.8
1 週間あたり	304	1.8
その他	100	-

㉔ 個別給付サービスとの優先関係（問 13）

個別給付サービスとの優先関係を定めたルールはあるかについて、「優先関係の定めはない」が最多の約 59.8%、「個別給付サービスを優先している」が次点の約 38.8%であった。

図表 155 個別給付サービスとの優先関係（n=794、単一回答）



図表 156 個別給付サービスとの優先関係の内容（n=794、自由記述回答）

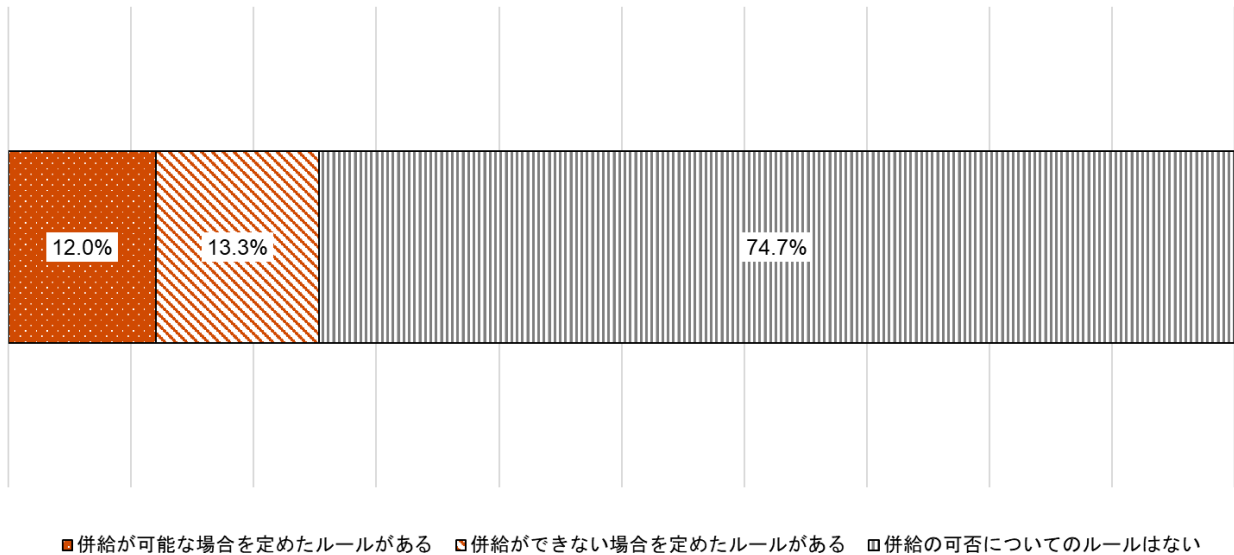
項目	件数 <sup>38</sup> (回答自治体数)
特定の条件を満たす場合のみ訪問入浴サービスの利用を可としている（他の入浴サービスが利用できない、自宅浴槽での入浴が困難、常時臥床状態、移送に耐えられない等）	167
個別給付サービスを優先としている	147
介護保険サービスを優先としている	39
制度的・財政的理由を挙げる回答（個別給付サービスを優先都市市の財政負担を下げる等）	21
優先関係の定めなし・併給可	75

<sup>38</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑮ 個別給付サービスとの併給の可否（問 13）

個別給付サービスとの併給の可否優先について、「併給の可否についてのルールはない」が最多の約 74.7%、「併給ができない場合を定めたルールがある」が次点の約 13.3%であった。

図表 157 個別給付サービスとの併給の可否（n=790、単一回答）



図表 158 個別給付サービスとの併給の可否の内容（n=790、自由記述回答）

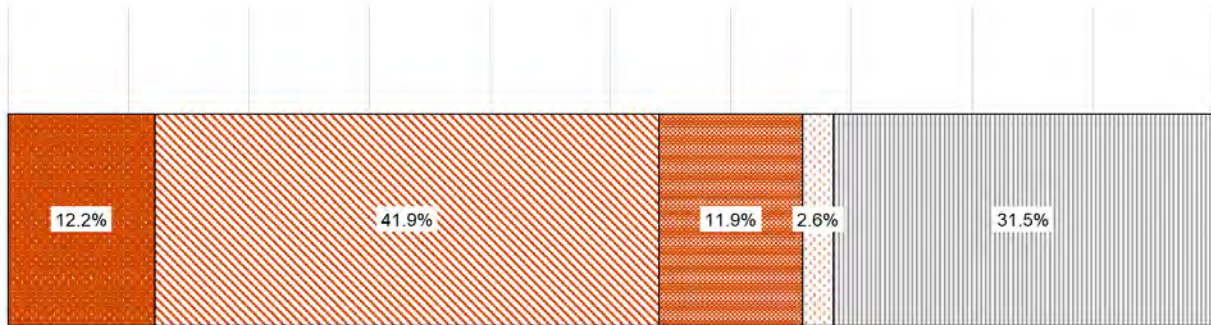
項目	件数 <sup>39</sup> (回答自治体数)
個別給付サービスまたは介護保険サービスを優先とし、併給不可または補完的にのみ利用可能	93
特定の条件で訪問入浴を許可（身体状況（自宅浴槽での入浴困難、常時臥床、移送に耐えられないなど）、医師の許可、感染症の有無、障害等級等）	80
ニーズに応じて柔軟に対応（原則的な併給の可否に係る記載がなく、利用者の個別の事情、希望、状態、または不足するサービス量を勘案して柔軟に決定する等）	39
制度的・財政的理由を挙げる回答（個別給付サービスを優先都市市の財政負担を下げる等）	21
併給可否の定めなし・不明	36

<sup>39</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑩ 介護保険の訪問入浴介護との優先関係（問 14）

介護保険の訪問入浴介護との優先関係に関する運用上のルール等はあるかについて、「介護保険の訪問入浴介護を利用できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている」が最多の約 41.9%、「特に優先関係等は定めていない」が次点の約 31.5%であった。

図表 159 介護保険の訪問入浴介護との優先関係（n=781、単一回答）



- 介護保険の訪問入浴介護を利用した上で不足する分について地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている
- ▨ 介護保険の訪問入浴介護を利用できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている
- 本人の障害の特性等をふまえて介護保険の訪問入浴介護では対応できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている
- 地域生活支援事業の訪問入浴サービス利用対象に該当する場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを優先して利用することとしている
- 特に優先関係等は定めていない

図表 160 介護保険の訪問入浴介護との優先関係の内容（n=781、自由記述回答）

項目	件数 <sup>40</sup> (回答自治体数)
介護保険サービスを優先としている	165
介護保険サービスを優先としているが、条件付きで利用可	35
介護保険対象外を前提とする	31
優先関係の定めなし・利用者の状況による判断	19
制度的・財政的理由を挙げる回答（個別給付サービスを優先都市市の財政負担を下げる等）	4
不明・その他	72

<sup>40</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑰ 個別給付サービスとの併用者数（問 15）

個別給付サービスと訪問入浴サービスを両方利用している者の数は以下のとおりであった。

図表 161 個別給付サービスとの併用者数（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答自治 体数)	合計 (人数)	平均 (人数)
① 個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）と訪問入浴サービスを両方利用している者の総数	629	2,009	3.2
② ①のうち居宅介護の利用者	589	1,418	2.4
③ ①のうち重度訪問介護の利用者	566	434	0.8
④ ①のうち生活介護の利用者	580	963	1.7

⑱ 個別給付サービスを優先するが訪問入浴を利用している理由（問 16-1）

個別給付サービスを優先としている一方で、訪問入浴サービスを利用することとなっている理由について、「医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため」が最多の約 59.7%、「その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため」が次点の約 48.9%であった。

図表 162 個別給付サービスを優先としている一方で、訪問入浴サービスを利用することとなっている理由（n=221、複数回答）



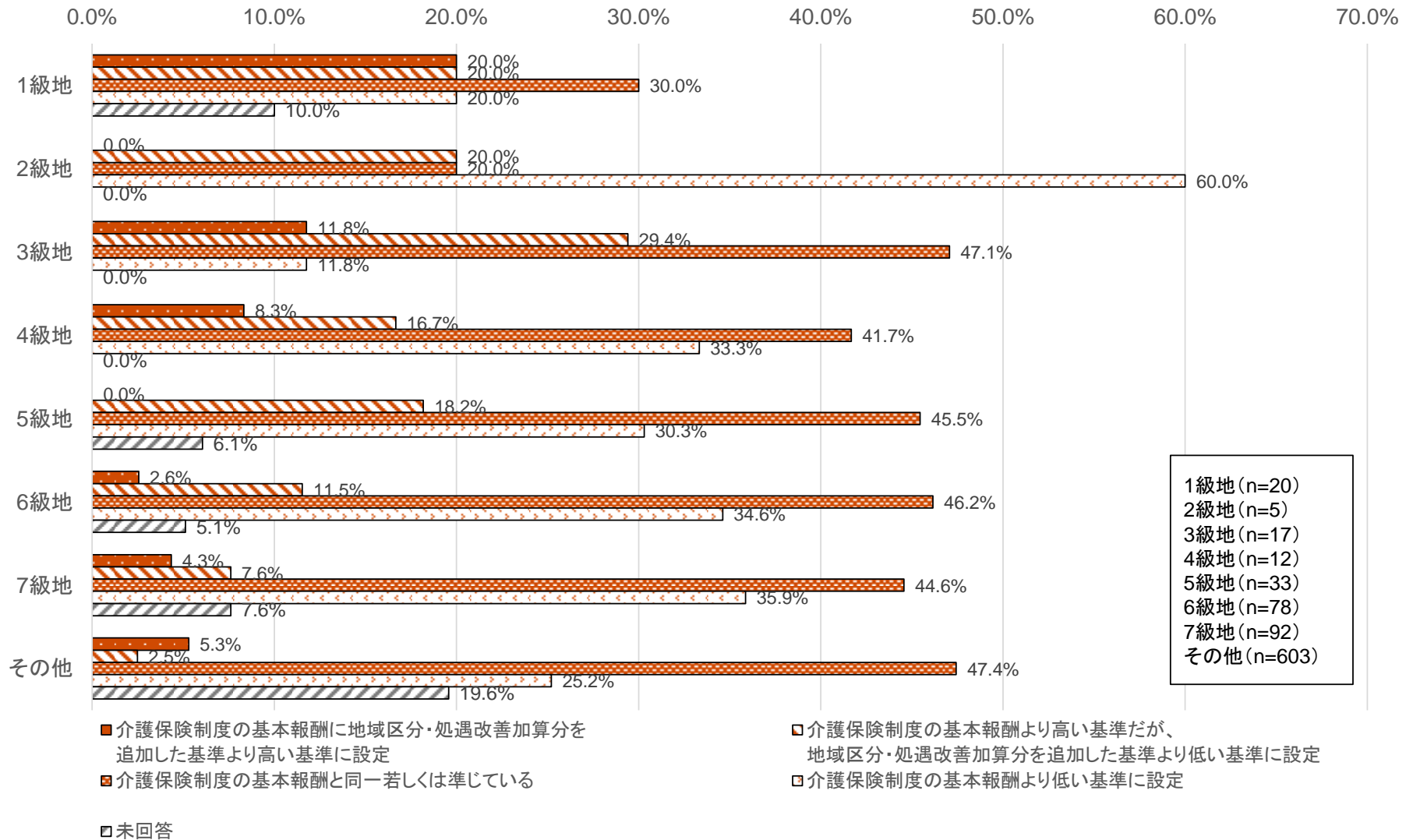
⑲ 個別給付サービスを優先するが訪問入浴を利用している理由の障害種別（問 16-2）

問 16-1 で「状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が地域にないため」を回答した 4 自治体に、その具体的な障害種別等を聞いたが、いずれも記載なしであった。

**㊫ クロス集計（問8：基準単価の設定×介護保険の地域区分）**

訪問入浴の基準単価の設定について、介護保険の地域区分との関係性を明らかにするため、問8の基準単価と介護保険の地域区分についてクロス集計を行った。その結果、介護保険と同等以上の報酬（「介護保険制度の基本報酬に地域区分・処遇改善加算分を追加した基準より高い基準に設定」）が設定されている自治体は、1級地で20.0%であり、それ以外の地域区分では1割前後かそれ以下である。また、2級地（n=5）では「介護保険制度の基本報酬より低い基準に設定」が6割であった。3～7級地、その他の地域では、「介護保険制度の基本報酬と同一若しくは準じている」の割合が4割以上を占める。

図表 163 基準単価の設定（問8、単一回答）×介護保険の地域区分（n=860<sup>41</sup>）



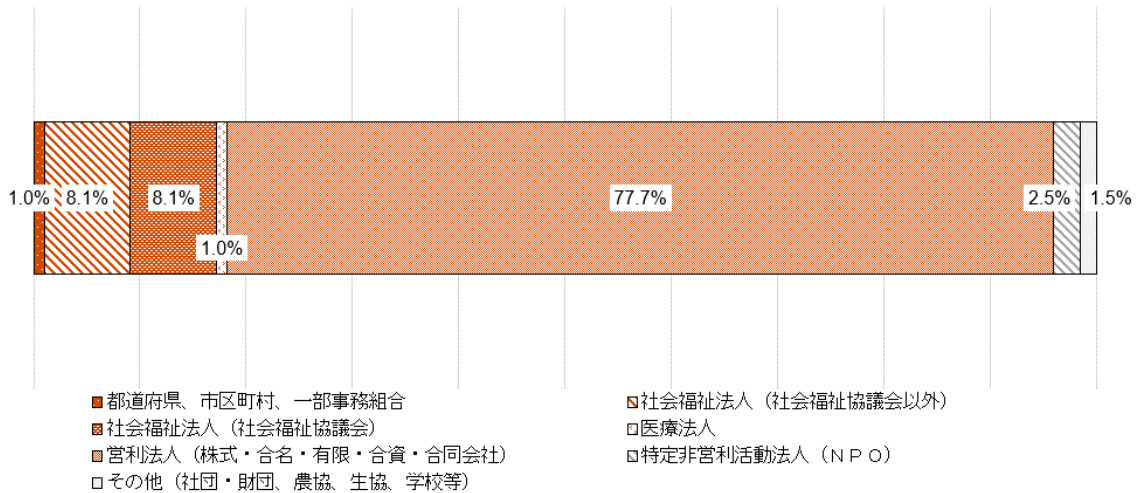
<sup>41</sup> 自治体名が空欄の回答については、介護保険の地域区分が不明であるため集計に含めていない。

### (3) 事業所調査結果<sup>42</sup>

#### ① 該当する法人格 (問3)

該当する法人格について、「営利法人 (株式・合名・有限・合資・合同会社)」が最多の約 77.7%、「社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)」「社会福祉法人 (社会福祉協議会)」が次点の約 8.1%であった。

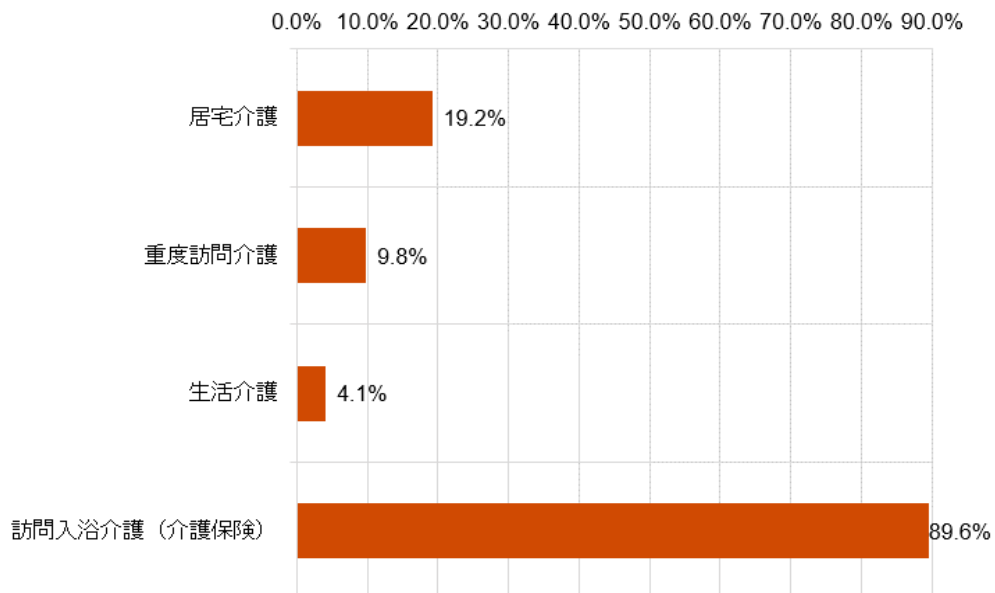
図表 164 該当する法人格 (n=197、単一回答)



#### ② 提供サービス (入浴に関わるもの) (問4-1)

提供サービス (入浴に関わるもの) について、「訪問入浴介護 (介護保険)」が最多の約 89.6%、「居宅介護」が次点の約 19.2%であった。

図表 165 提供サービス (入浴に関わるもの) (n=193、複数回答)

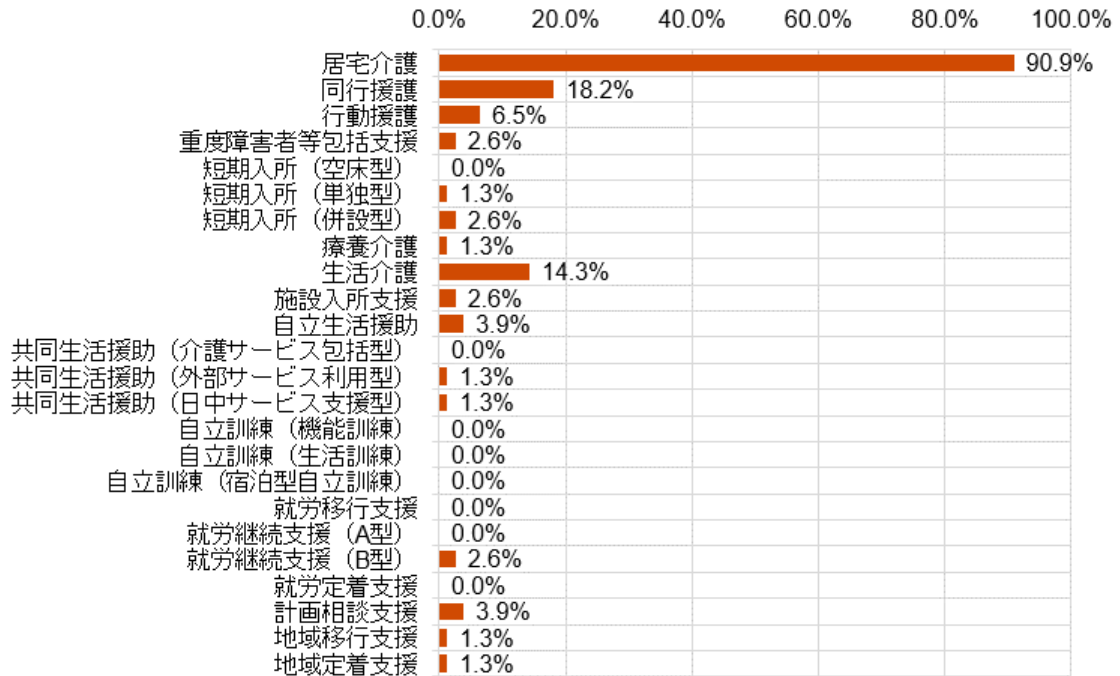


<sup>42</sup> 本調査結果における各設問の集計値 (n 数) は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答および判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設問によって n 数が異なる場合がある。

### ③ 提供サービス（問4-2）

提供サービスについて、回答があった77事業所のうち、「居宅介護」が最多の約90.9%、「同行援護」が次点の約18.2%であった<sup>43</sup>。

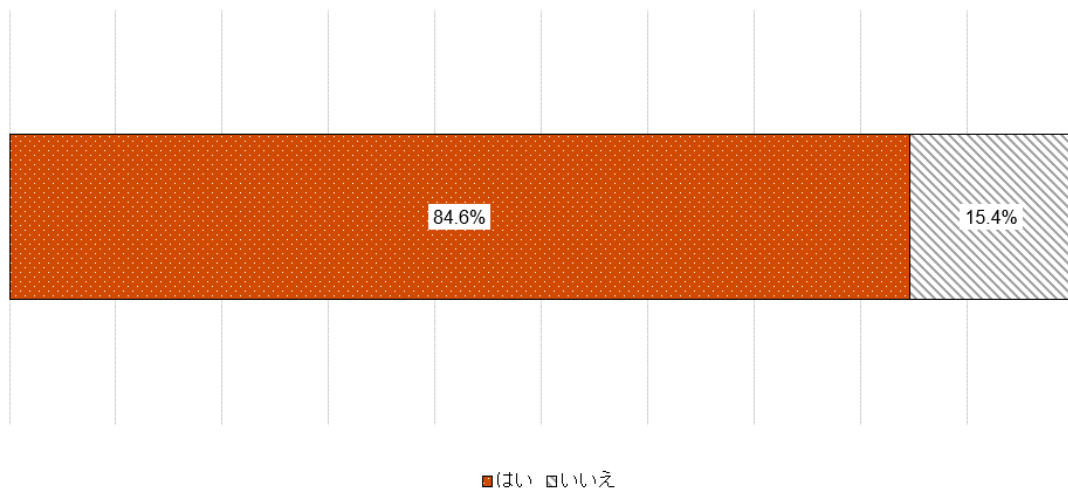
図表 166 提供サービス（n=77、複数回答）



### ④ 訪問入浴事業の実施有無（問5）

訪問入浴事業の実施有無について、「はい」が最多の約84.6%であった。

図表 167 訪問入浴事業の実施有無（n=195、単一回答）

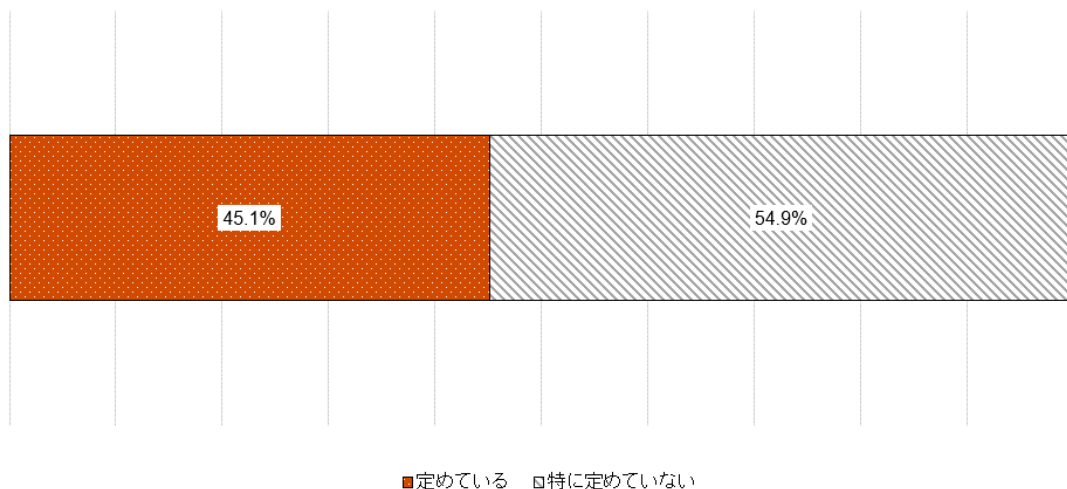


<sup>43</sup> 「重度障害者等包括支援（約2.6%）」については、全国的な事業所総数に比して高い割合となっている。これは、名称の類似する「重度訪問介護」や、重度の障害者に対する実質的な包括支援体制を指すものと回答者が誤認した可能性があることに留意されたい。

### ⑤ 対象とする主たる障害種別の定め（問6-1）

対象とする主たる障害種別の定めについて、「特に定めていない」が最多の約 54.9%、「定めている」が約 45.1%であった。

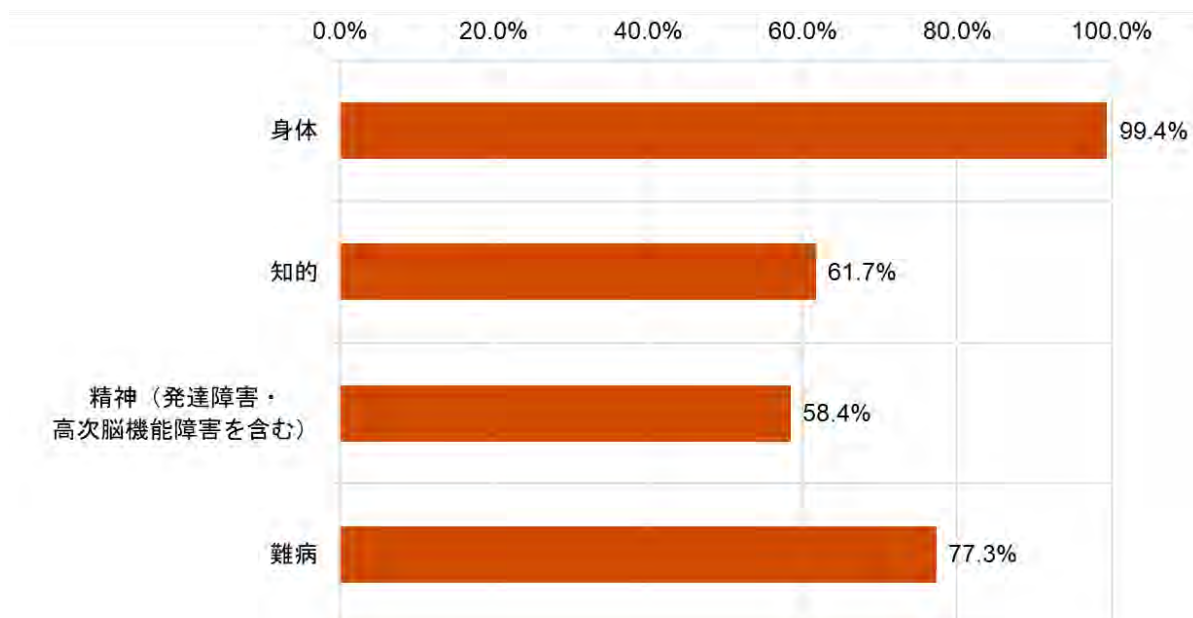
図表 168 対象とする主たる障害種別の定め（n=164、単一回答）



### ⑥ 対象とする主たる障害種別（問6-2）

対象とする主たる障害種別について、「身体」が最多の約 99.4%、「難病」が次点の約 77.3%、「知的」が約 61.7%、「精神（発達障害・高次脳機能障害を含む）」が約 58.4%であった。

図表 169 対象とする主たる障害種別（n=154、複数回答）



⑦ 事業所内および訪問入浴に従事するヘルパーの配置状況（問7-1）

事業所内および訪問入浴に従事するヘルパーの配置状況は以下のとおりであった。

図表 170 ヘルパーの配置状況（数値回答、単位：人）

大分類	分類	件数 (回答事業所数)	平均 (人数)
事業所内の職員配置状況	常勤	163	3.5
	非常勤	162	10.2
訪問入浴に従事するヘルパーの配置状況	常勤	162	2.7
	非常勤	159	5.3

⑧ 職員配置数（問7-2）

職員配置数は以下のとおりであった。

図表 171 職員配置数（数値回答、単位：人）

大分類	分類	件数 (回答事業所数)	平均 (人数)
①施設長・管理者	実員数	158	1.0
	常勤換算数	103	0.8
②サービス管理責任者	実員数	46	0.4
	常勤換算数	38	0.4
③サービス提供責任者	実員数	49	1.0
	常勤換算数	39	0.8
④主任相談支援専門員	実員数	35	0.0
	常勤換算数	31	0.0
⑤相談支援専門員	実員数	35	0.1
	常勤換算数	31	0.1
⑥生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）	実員数	38	0.3
	常勤換算数	34	0.2
⑦職業・作業指導員	実員数	35	0.0
	常勤換算数	31	0.0
⑧医師・歯科医師	実員数	35	0.0
	常勤換算数	31	0.0
⑨看護職員	実員数	151	6.3
	常勤換算数	98	2.2
⑩居宅介護員等	実員数	98	5.2
	常勤換算数	50	1.6
⑪管理栄養士・栄養士	実員数	35	0.0
	常勤換算数	31	0.0
⑫調理員	実員数	35	0.1
	常勤換算数	31	0.0
⑬事務員	実員数	53	0.7
	常勤換算数	47	0.4
⑭その他の職員	実員数	62	5.0
	常勤換算数	59	2.4

⑨ 職員の資格保有状況（問7-3）

職員の資格保有状況は以下のとおりであった。

図表 172 職員の資格保有状況（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答事業所数)	平均 (人数)
①社会福祉士	38	0.3
②精神保健福祉士	30	0.0
③介護福祉士	142	4.2
④介護支援専門員	43	1.4
⑤保健師	29	0.0
⑥学校教諭	29	0.0
⑦保育士	30	0.0
⑧看護師・准看護師	141	6.4
⑨理学療法士	31	0.2
⑩作業療法士	29	0.0
⑪公認心理師	29	0.0
⑫介護職員初任者研修	112	2.8
⑬介護福祉士実務者研修	76	1.4

⑩ 入浴車の台数（問8）

訪問入浴で使用している入浴車の台数は以下のとおりであった。

図表 173 入浴車の台数（数値回答、単位：台）

分類	件数 (事業所数)	合計 (台数)	平均 (台数)
入浴車の台数	157	365	2.3

### ⑪ 利用者<sup>44</sup>数（問9）

事業所における訪問入浴事業の令和7年7月の利用者数については以下のとおりであった<sup>45, 46</sup>。なお、重複障害のある場合には主たる障害に計上している。

図表 174 利用者数（身体障害、合計値、n=165、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	6	1	0	3	0	3	15	34	62
	18～39歳	3	5	0	2	2	11	140	122	285
	40～64歳	31	4	6	6	9	29	150	215	450
	65歳以上	0	1	0	0	1	1	5	4	12
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	0	19	19
計		40	11	6	11	12	44	310	394	828

図表 175 利用者数（知的障害、合計値、n=165、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	1	0	0	0	0	0	0	3	4
	18～39歳	0	0	0	0	1	0	3	5	9
	40～64歳	0	0	1	0	2	2	11	1	17
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1	0	1	0	3	2	14	9	30

<sup>44</sup> 本事業で実施したアンケート調査における「利用者」とは、利用決定を受けている障害児・者を指す。

<sup>45</sup> 「合計値」の図表について、回答結果に基づき集計を行っているが、一部の回答において小数点以下の数値が含まれており、小数点第一位を四捨五入した整数で表記しているため、内訳の合計値が「計」の数値と完全に一致しない場合がある。

<sup>46</sup> 「平均値」の図表について、「計」以外の各区分における数値は、各区分における有効回答（無回答を除いた件数）を分母として算出している。また、行・列の「計」は、各区分の平均値の積算ではなく、全回答者数を分母として算出した加重平均値である。区分ごとに有効回答数が異なるため、各区分の平均値を合算しても「計」の数値とは一致しない場合がある。

図表 176 利用者数（精神障害、合計値、n=165、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18～39 歳	0	1	0	0	0	1	2	1	5
	40～64 歳	0	0	0	0	0	1	2	1	4
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	1	0	0	0	2	4	2	9

図表 177 利用者数（難病等、合計値、n=165、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17 歳	0	0	0	0	0	0	1	5	6
	18～39 歳	2	0	0	0	0	1	11	9	23
	40～64 歳	0	0	0	1	1	3	12	16	33
	65 歳以上	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3	0	0	1	1	4	25	30	64

図表 178 利用者数（障害種別不明、合計値、n=165、数値回答、単位：人）

障害種別不明		障害支援区分							計	
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6		区分を 把握し ていな い
年齢	0～17 歳	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	18～39 歳	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	40～64 歳	28	0	0	0	0	0	0	0	28
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢を把握していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		30	0	0	0	0	0	0	0	30

図表 179 利用者数（身体障害、平均値、n=165、数値回答、単位：人）

身体障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	0.7	0.2	0.0	0.6	0.0	0.5	1.5	1.3	0.4
	18～39歳	0.5	0.8	0.0	0.4	0.4	1.1	3.0	2.6	1.7
	40～64歳	3.9	0.8	1.2	0.8	0.8	1.7	2.6	4.3	2.7
	65歳以上	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.3	0.6	0.4	0.1
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.1
計		0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.3	1.9	2.4	5.0

図表 180 利用者数（知的障害、平均値、n=165、数値回答、単位：人）

知的障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
	18～39歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.8	0.7	0.1
	40～64歳	0.0	0.0	0.3	0.0	0.4	0.4	2.2	0.2	0.1
	65歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2

図表 181 利用者数（精神障害、平均値、n=165、数値回答、単位：人）

精神障害		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.2	0.0
	40～64歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.2	0.0
	65歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

図表 182 利用者数（難病等、平均値、n=165、数値回答、単位：人）

難病等		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.7	0.0
	18～39 歳	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.1	0.9	0.1
	40～64 歳	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.6	1.2	1.1	0.2
	65 歳以上	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.4

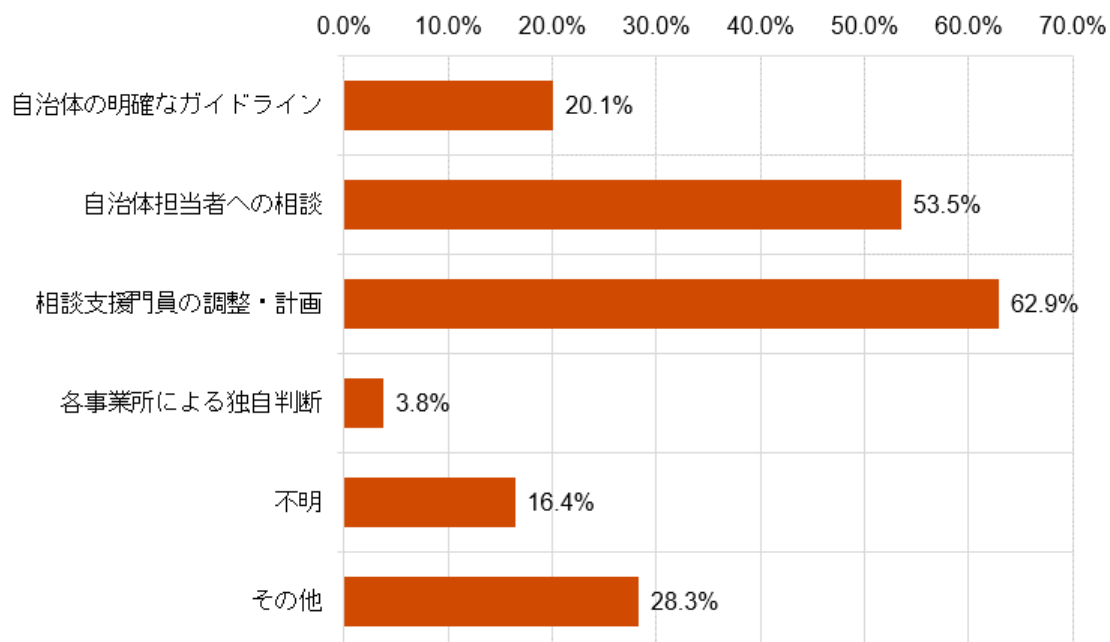
図表 183 利用者数（障害種別不明、平均値、n=165、数値回答、単位：人）

障害種別不明		障害支援区分								計
		非該当 / 認定 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分を 把握し ていな い	
年齢	0～17 歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1	0.1
	18～39 歳	0.1	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	1.3	2.9	0.7
	40～64 歳	3.1	0.3	0.0	0.0	0.4	0.5	0.9	4.3	1.2
	65 歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0
	年齢を把握していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
計		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.7	2.1

### ⑫ 個別給付サービスとの優先関係の判断主体（問 10）

個別給付サービスとの優先関係の判断主体について、「相談支援専門員の調整・計画」が最多の約 62.9%、「自治体担当者への相談」が次点の約 53.5%であった。

図表 184 個別給付サービスとの優先関係の判断主体（n=159、複数回答）



### ⑬ 個別給付サービスとの併用者数（問 11）

個別給付サービスと訪問入浴サービスを両方利用している者の数は以下のとおりであった。

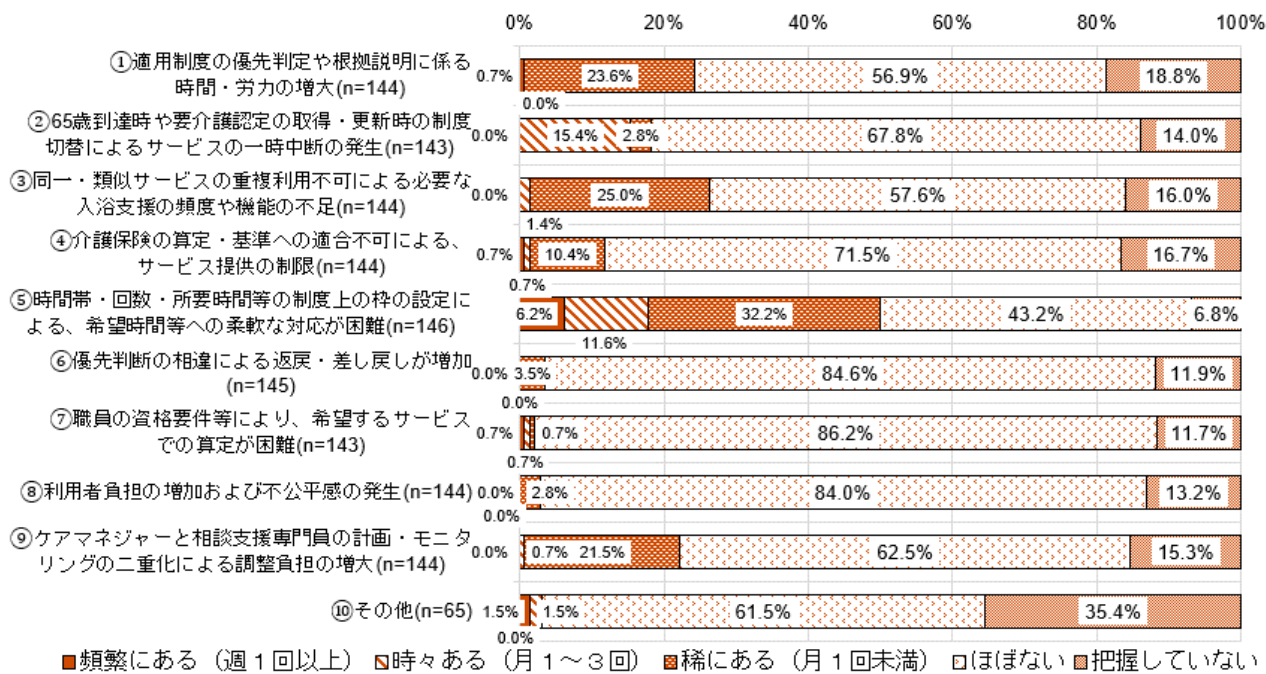
図表 185 個別給付サービスとの併用者数（数値回答、単位：人）

分類	件数 (回答事業 所数)	合計 (人数)	平均 (人数)
① 個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）と訪問入浴サービスを両方利用している者の総数	80	440	5.5
② ①のうち居宅介護の利用者	61	297	4.9
③ ①のうち重度訪問介護の利用者	53	90	1.7
④ ①のうち生活介護の利用者	48	110	2.3

#### ⑭ 優先関係を原因として発生する課題（問 12）

優先関係を原因として発生する課題について、「頻繁にある」「時々ある」「稀にある」の合計が最多なのは「時間帯・回数・所要時間等の制度上の枠の設定による、希望時間等への柔軟な対応が困難」の約 50.7%であった。

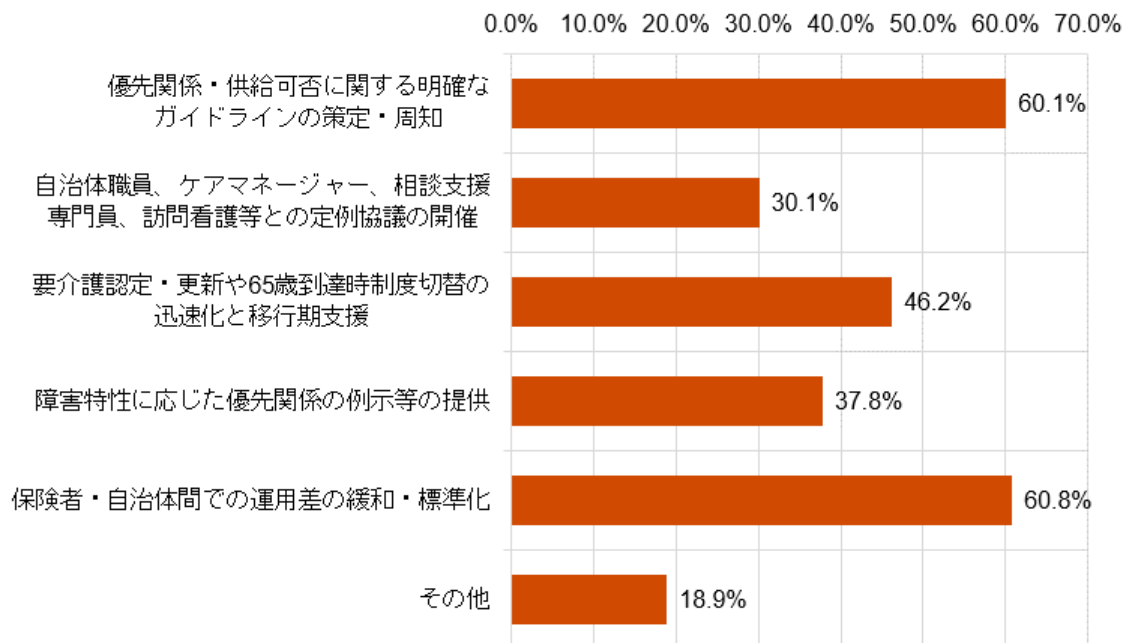
図表 186 優先関係を原因として発生する課題（単一回答）



⑮ 優先関係に関して行政や地域に期待すること（問 13）

優先関係に関して行政や地域に期待することについて、「保険者・自治体間での運用差の緩和・標準化」が最多の約 60.8%、「優先関係・併給可否に関する明確なガイドラインの策定・周知」が次点の約 60.1%であった。

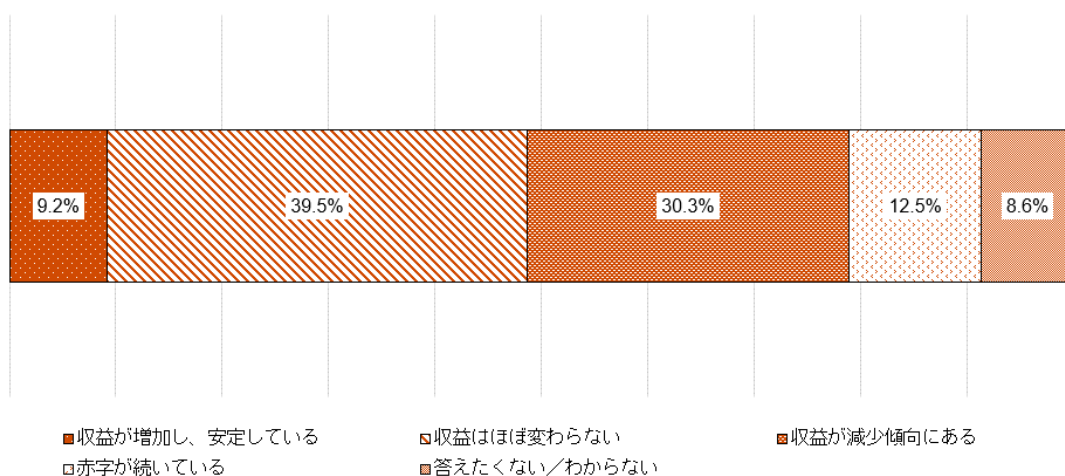
図表 187 優先関係に関して行政や地域に期待すること（n=143、複数回答）



⑯ 現在の収支状況（問 14）

令和 5～7 年度で比較した際の現在の収支状況について、「収益はほぼ変わらない」が最多の約 39.5%、「収益が減少傾向にある」が次点の約 30.3%、「赤字が続いている」が約 12.5%であった。

図表 188 現在の収支状況（n=152、単一回答）



### ⑰ 直近期の収入内訳の割合（問 15）

直近期の収入内訳の割合は以下のとおりであった。

図表 189 直近期の収入内訳の割合（数値回答、単位：％）

分類	件数 (回答事業所数)	平均 (割合)
①自治体給付・委託	108	88.8%
②利用者負担分（サービス利用料やサービス利用に伴う実費負担を含む）	67	14.5%
③助成金・寄付	16	0.0%
④その他	16	10.1%
⑤わからない	42	-

### ⑱ 提供回数（問 16）

令和 7 年 7 月の提供回数（概算）は以下のとおりであった。

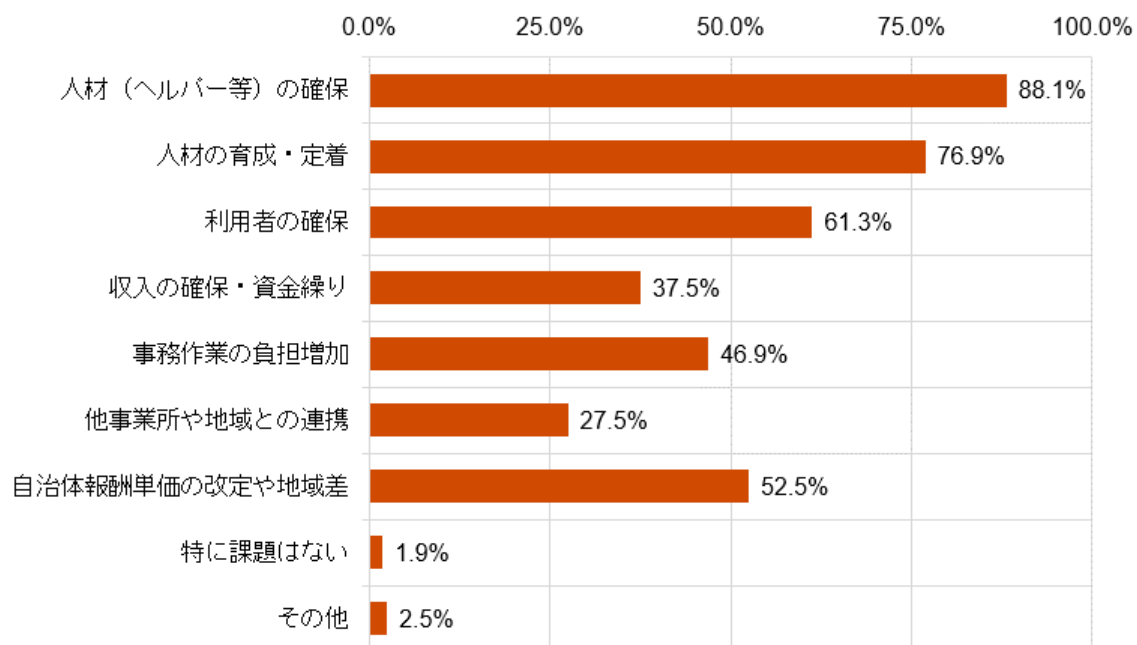
図表 190 提供回数（数値回答、単位：件／月）

分類	件数 (回答事業所数)	合計 (回数)	平均 (回数)
提供回数（件／月）	148	9,532	64.4

### ⑲ 事業運営における現在の主な課題（問 17）

事業運営における現在の主な課題について、「人材（ヘルパー等）の確保」が最多の約 88.1%、「人材の育成・定着」が次点の約 76.9%であった。4 割を超えるものとしては「利用者の確保」「自治体報酬単価の改定や地域差」「事務作業の負担増加」があった。

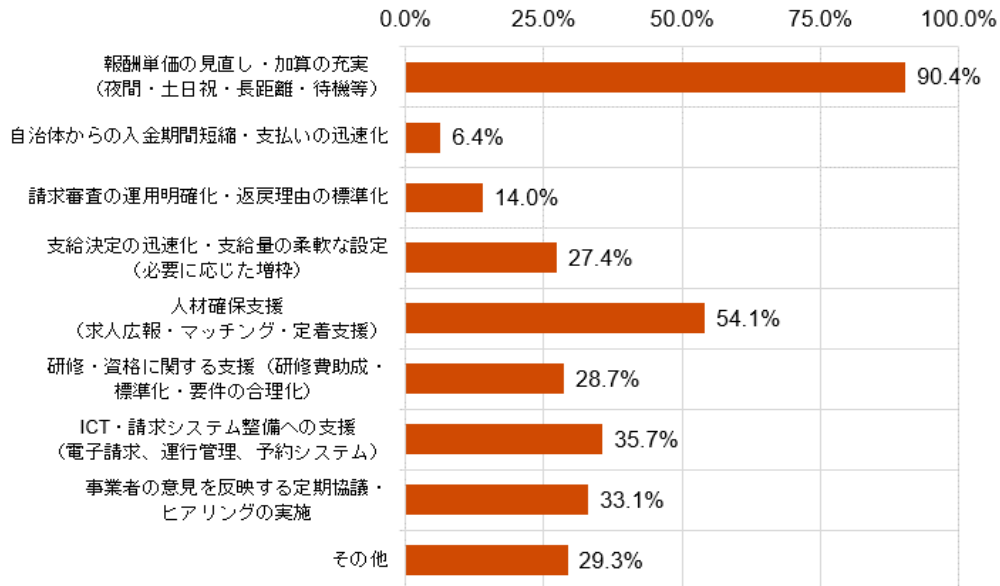
図表 191 事業運営における現在の主な課題（n=160、複数回答）



⑳ 事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待すること（問 18）

事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待することについて、「報酬単価の見直し・加算の充実」が最多の約 90.4%、「人材確保支援（求人広報・マッチング・定着支援）」が次点の約 54.1%であった。

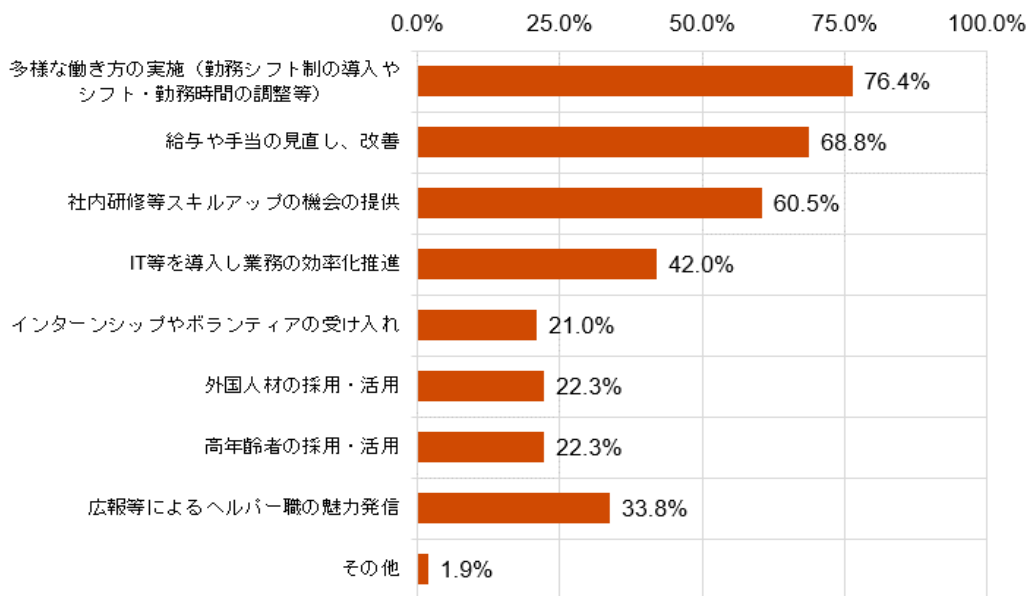
図表 192 事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待すること（n=157、複数回答）



㉑ ヘルパー確保の取組や工夫（問 19）

ヘルパー確保の取組や工夫について、「多様な働き方の実施（勤務シフト制の導入やシフト・勤務時間の調整等）」が最多の約 76.4%、「給与や手当の見直し、改善」が次点の約 68.8%であった。4割を超えたものとして「社内研修等スキルアップの機会の提供」「IT等を導入し業務の効率化推進」があった。

図表 193 ヘルパー確保の取組や工夫（n=157、複数回答）



## 4. 日常生活用具給付等事業に係る実態調査

本章では、全国の市区町村、事業所を対象として実施した日常生活用具給付等事業に係るアンケート調査の内容とその結果について詳細を記載する。

### (1) 日常生活用具給付等事業の概要

日常生活用具給付等事業概要については、次のとおりである。

図表 194 日常生活用具給付等事業の概要

項目	概要
事業の位置づけ	・市町村地域生活支援事業必須事業として実施
目的	・障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする
対象者	・身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする者
実施主体	・市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする ・ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする
事業内容	<p>・日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。</p> <p>厚生労働省告示第529号（平成十八年九月二十九日）に定める用具</p> <p>イ 介護・訓練支援用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの</li> </ul> <p>ロ 自立生活支援用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの</li> </ul> <p>ハ 在宅療養等支援用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの</li> </ul> <p>ニ 情報・意思疎通支援用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの</li> </ul> <p>ホ 排泄管理支援用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの</li> </ul> <p>ヘ 居宅生活動作補助用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの</li> </ul>

項目	概要
留意事項	<p>(1) 給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を求めることが適当である。</p> <p>(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム（T A I S）の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。</p> <p>(3) 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等の活用が適当である。</p> <p>(4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。</p>

## (2) 調査概要

本調査の調査概要、調査項目および調査の回収状況は次のとおりである。

### ① 調査概要

本調査は以下のとおり実施した。

図表 195 市区町村調査概要（日常生活用具）

項目	概要
目的	・自治体における日常生活用具給付等事業の実態を把握する
調査対象	・全国の市区町村
調査方法	・厚生労働省よりメールおよび一斉通知・調査システムにて調査票（Excel）を展開 ・専用のウェブページおよびメールにて回答済みの調査票を受領
調査期間	・9月12日（金）～10月31日（金） ※11月14日（金）までに提出のあった回答を集計

### ② 調査項目

検討委員会等での検討を踏まえ、次の項目についてアンケート調査を実施した。

図表 196 市区町村調査項目（日常生活用具）

大項目	調査項目
基本情報	・自治体名 ・担当者の連絡先等
実施概要	・日常生活用具給付等事業の実施有無 ・利用者実人数、延べ利用人数、延べ利用回数 ・利用金額および公費負担額 ・取扱事業所の事前登録の実施有無、実施していない理由
自己負担率、自己負担額の設定状況	・種目（品目）による自己負担の設定状況、規定、方法、上限の設定・金額、減免措置 ・自己負担のない種目（品目）
利用できる種目（品目）数、基準額合計の設定状況	・利用できる種目（品目）数の上限の設定状況、上限金額、理由
種目（品目）の見直し状況	・種目（品目）の見直し状況、頻度、見直しを行う理由 ・見直しを検討する場、協議会等の委員構成 ・種目（品目）の見直し時の参考情報 ・種目（品目）として給付対象としていない用具の申請があった場合の対応 ・種目（品目）の見直し・決定に関する課題
種目（品目）の基準額の見直し状況	・種目（品目）の基準額の見直し状況、頻度、見直しを行う理由 ・種目（品目）の基準額の見直し時の参考情報 ・種目（品目）の基準額の見直し・決定に関する課題
種目（品目）の給付対象者の見直し状況	・種目（品目）の給付対象者の見直し状況、頻度、見直しを行う理由 ・種目（品目）の給付対象者の見直し時の参考情報 ・種目（品目）の給付対象者の見直し・決定に関する課題

大項目	調査項目
日常生活用具給付等事業に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児・者に行っている情報提供やアフターフォローの内容</li> <li>・ 特に視覚障害児・者の情報提供について工夫していること</li> <li>・ 情報の提供方法</li> <li>・ 情報提供やアフターフォローにおける課題</li> </ul>
地域の利用ニーズの把握状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の利用ニーズ把握に係る取組の実施有無</li> <li>・ 地域の利用ニーズの把握方法</li> </ul>

### ③ 回収状況

回収状況は次のとおりである。

**図表 197 回収状況（日常生活用具）**

大項目	有効回答数	有効回答率	母数
市区町村調査	952	約 54.7%	1,741

**図表 198 市区町村の回収状況の内訳（日常生活用具）**

大項目	有効回答数	有効回答率	母数
全体 <sup>47</sup>	952	約 54.7%	1,741
政令指定都市	18	約 90.0%	20
中核市	58	約 93.5%	62
特別区	22	約 95.7%	23
一般市	434	約 56.2%	710
その他	409	約 47.3%	926

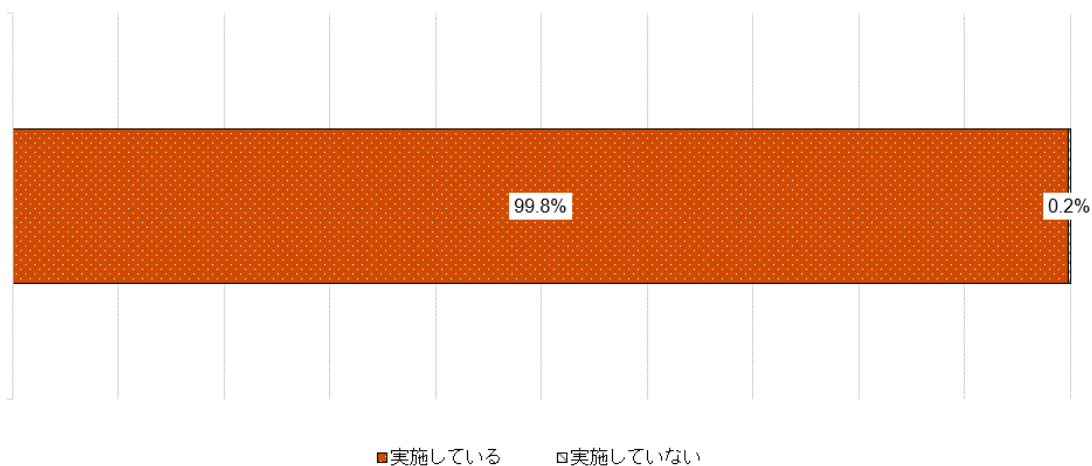
<sup>47</sup> 有効回答 952 件のうち、自治体種別（政令指定都市、中核市、特別区、一般市、その他）が特定できた回答は 941 件であった。残りの 11 件については自治体種別が不明であったため、内訳の集計からは除外しているが、全体の数値には含めて算出している。

## (2) 市区町村調査結果<sup>48</sup>

### ① 日常生活用具給付等事業の実施（問1）

日常生活用具給付等事業の実施について、「実施している」が最多の約99.8%であった。

図表 199 日常生活用具給付等事業の実施 (n=941、単一回答)



### ② 利用者数・利用回数（問2）

令和6年度における日常生活用具給付等事業の利用者実人数、延べ利用人数、延べ利用回数についてはそれぞれ以下のとおりであった。

図表 200 利用者数・利用回数（数値回答、単位：人または回）

分類	件数 (回答自治体数)	合計 (利用者数・ 利用回数)	平均 (利用者数・ 利用回数)
利用者実人数 (人)	748	163,640	218.8
延べ利用人数 (人)	826	1,109,261	1,342.9
延べ利用回数 (回)	817	1,544,104	1,890.0

### ③ 利用金額合計および公費負担額合計（問3）

令和6年度における日常生活用具給付等事業の年間の利用金額合計および公費負担額合計はそれぞれ以下のとおりであった。

図表 201 利用金額合計および公費負担額合計（数値回答、単位：千円）

分類	件数 (回答自治体数)	合計 (金額)	平均 (金額)
利用金額合計 <sup>49</sup> (千円)	854	22,926,833	26,846.4
公費負担額合計 (千円)	923	24,614,080	26,667.5

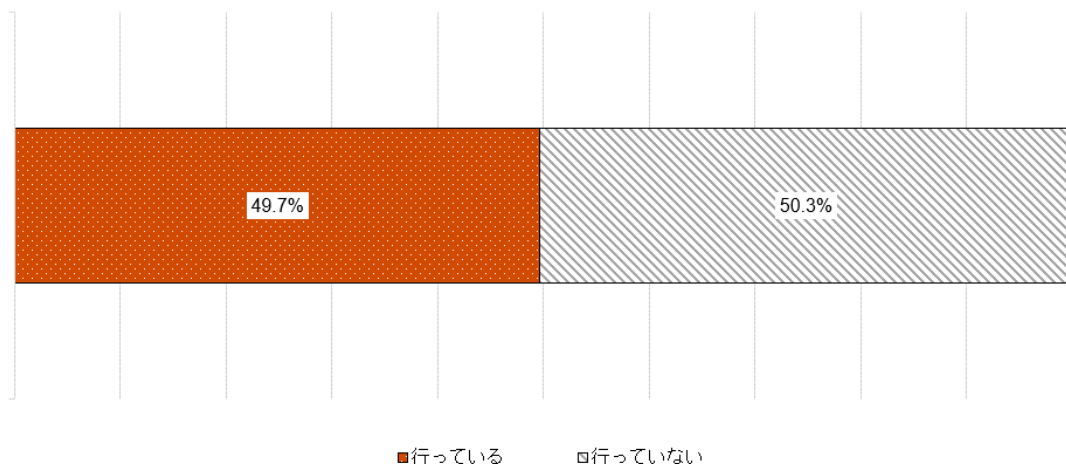
<sup>48</sup> 本調査結果における各設問の集計値（n数）は、本調査の結果をより実態に即して分析するため、明らかな無回答および判別不能な回答を除外した設問ごとの有効回答のみで構成比を算出している。そのため、設問によってn数が異なる場合がある。

<sup>49</sup> 利用金額合計は、利用者負担額と公費負担額を足し合わせた数値である。本回答で公費負担額合計の方が大きいのは、公費負担額合計に回答して利用金額合計には未回答だった自治体があるためと考えられる。

#### ④ 日常生活用具の取扱事業所の事前登録（問4-1）

日常生活用具の取扱事業所の事前登録について、「行っていない」が最多の約50.3%、「行っている」が次点の約49.7%であった。

図表 202 日常生活用具の取扱事業所の事前登録（n=936、単一回答）



#### ④ 日常生活用具の取扱事業所の事前登録を行っていない理由（問4-2）

問4-1で日常生活用具の取扱事業所の事前登録を「行っていない」と回答した自治体にその理由を聞いたところ、以下のとおりであった。

図表 203 日常生活用具の取扱事業所の事前登録を行っていない理由（n=471、自由記述回答）

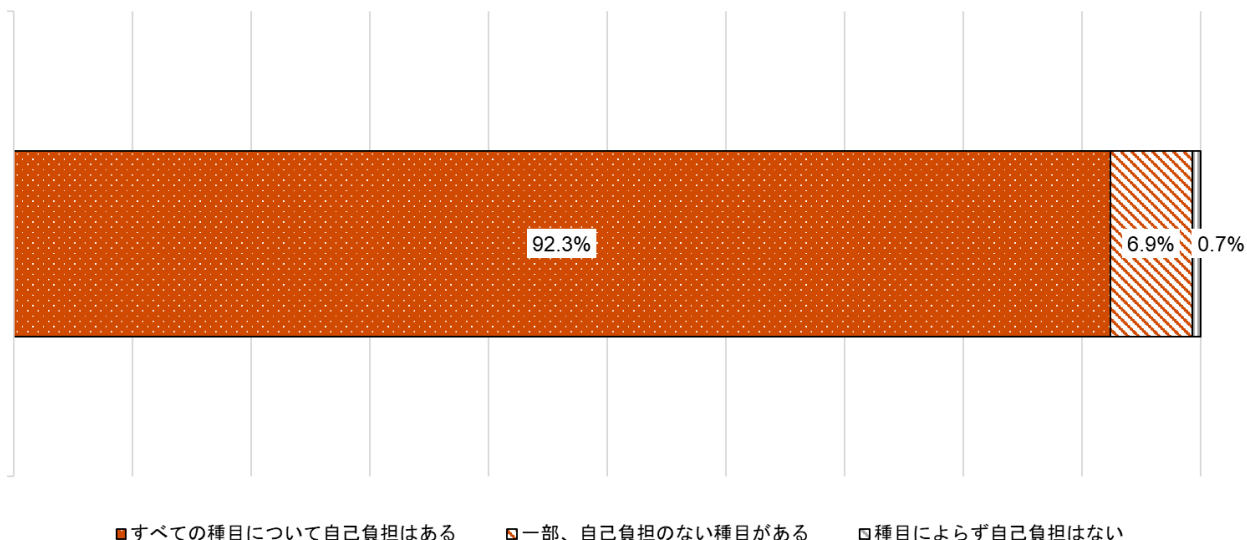
項目	件数 <sup>50</sup> (回答自治体数)
利用者の利便性・選択の自由の確保のため（利用者が自由に事業者を選べるようにするため、利用者の希望を尊重するため、迅速な支給を可能にするため等）	70
規定・要綱に定めがないため	52
事前登録の必要性を感じないため（現在の運用で業務上の支障がない等）	45
申請・確認等のプロセスで十分であるため（事前登録をせずとも、見積書や申請書類等の確認におけるプロセスで事業者の情報を確認できるため等）	30
事業者・品目が多岐にわたるためあるいは事業者が地域に少ないため（日常生活用具の品目が多岐にわたる、取扱事業者が多い、あるいは逆に地域に事業者が少ないため等）	16
事務負担軽減のため（事業所登録や管理に負担がかかる、事務手続きが煩雑になる等）	9

<sup>50</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

### ⑤ 種目（品目）による自己負担の設定状況（問5-1）

種目（品目）による自己負担の設定状況について、「すべての種目について自己負担はある」が最多の約92.3%、「一部、自己負担のない種目がある」が次点の約6.9%であった。

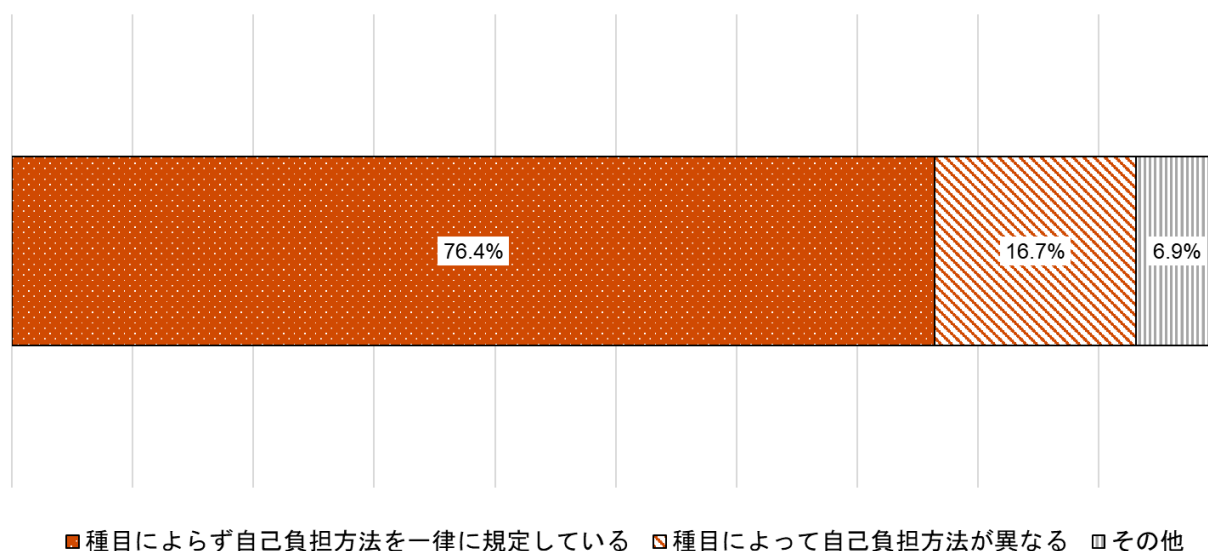
図表 204 種目（品目）による自己負担の設定状況（n=941、単一回答）



### ⑥ 自己負担の規定（すべての種目について自己負担ありの場合）（問5-2）

問5-1で「すべての種目について自己負担はある」と答えた自治体に自己負担の規定について聞いたところ、「種目によらず自己負担方法を一律に規定している」が最多の約76.4%、「種目によって自己負担方法が異なる」が次点の約16.7%であった。

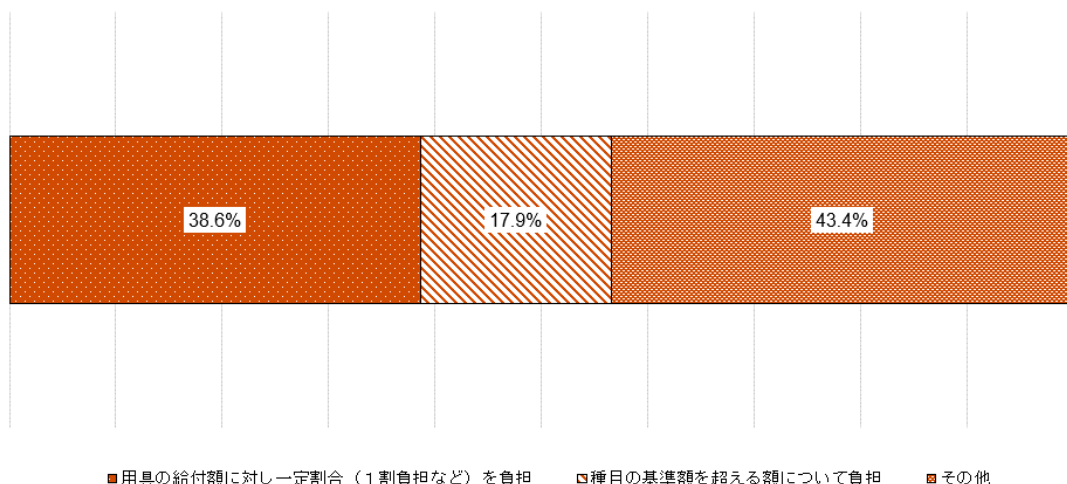
図表 205 自己負担の規定（すべての種目について自己負担ありの場合）（n=869、単一回答）



### ⑦ 自己負担の方法（種目によって自己負担方法が異なる場合）（問5-3）

問5-2で「種目によって自己負担方法が異なる」と答えた自治体に自己負担の方法を聞いたところ、「その他」が最多の約43.4%、「用具の給付額に対し一定割合（1割負担など）を負担」が次点の約38.6%であった。

図表 206 自己負担の規定（種目によって自己負担方法が異なる場合）（n=145、単一回答）



### ⑧ 自己負担のない種目とその理由（問5-4）

問5-1で「一部、自己負担のない種目がある」と答えた自治体にその種目と理由を聞いたところ、以下のとおりであった。

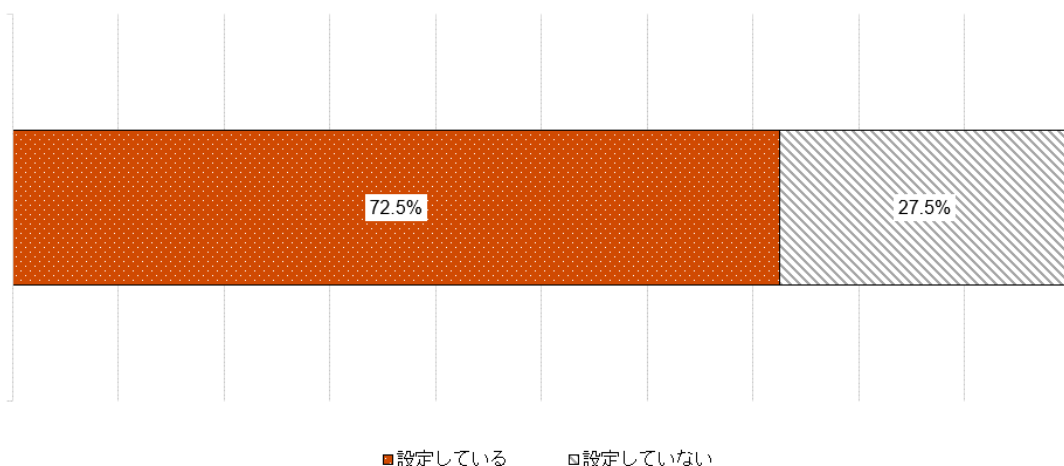
図表 207 自己負担の規定（種目によって自己負担方法が異なる場合）（n=76、自由記述回答）

種目	主な理由
ストーマ装具（6件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱で定めているため</li> <li>・毎月継続的に使用する消耗品であり、費用が高額となるため</li> <li>・必要性や医療的ケアの面から自己負担を求めているいないため</li> </ul>
排泄管理用具（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担上限額が0円であるため</li> </ul>
紙おむつ（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活維持に必要なものであるため</li> <li>・所得税非課税世帯のみ自己負担0円である</li> </ul>
緊急通報装置（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱で定めているため</li> </ul>
福祉電話（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税非課税世帯のみ自己負担0円である</li> </ul>
その他（人工呼吸器、視覚障害関連）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の用具であるため</li> <li>・共同利用、収入等によって自己負担を求めているいないため</li> </ul>

⑨ 自己負担額の上限の設定（問6-1）

問5-1で「すべての種目について自己負担はある」「一部、自己負担のない種目がある」と答えた自治体に自己負担額の上限の設定について聞いたところ、「設定している」が最多の約72.5%、「設定していない」が約27.5%であった。

図表 208 自己負担額の上限の設定（n=923、単一回答）



⑩ 自己負担額の上限設定金額（問6-2）

問6-1で「設定している」と回答した自治体に設定金額を聞いたところ、以下のとおりであった。

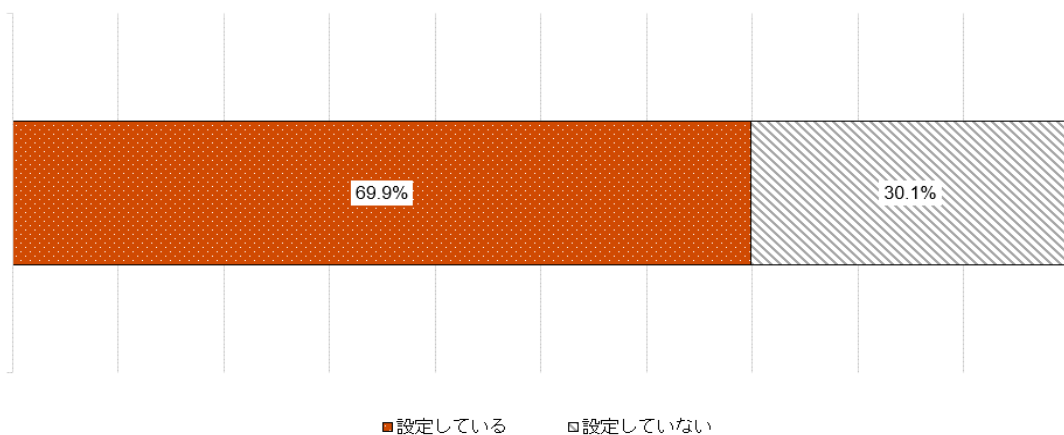
図表 209 自己負担額の上限設定金額（n=468、数値回答、単位：円）

分類	平均
自己負担額の上限設定金額（円）	36,209.2

⑪ 自己負担の減額措置の設定（問7-1）

問5-1で「すべての種目について自己負担はある」「一部、自己負担のない種目がある」と答えた自治体に自己負担の減額措置の設定について聞いたところ、上限の設定について聞いたところ、「設定している」が最多の約69.9%、「設定していない」が約30.1%であった。

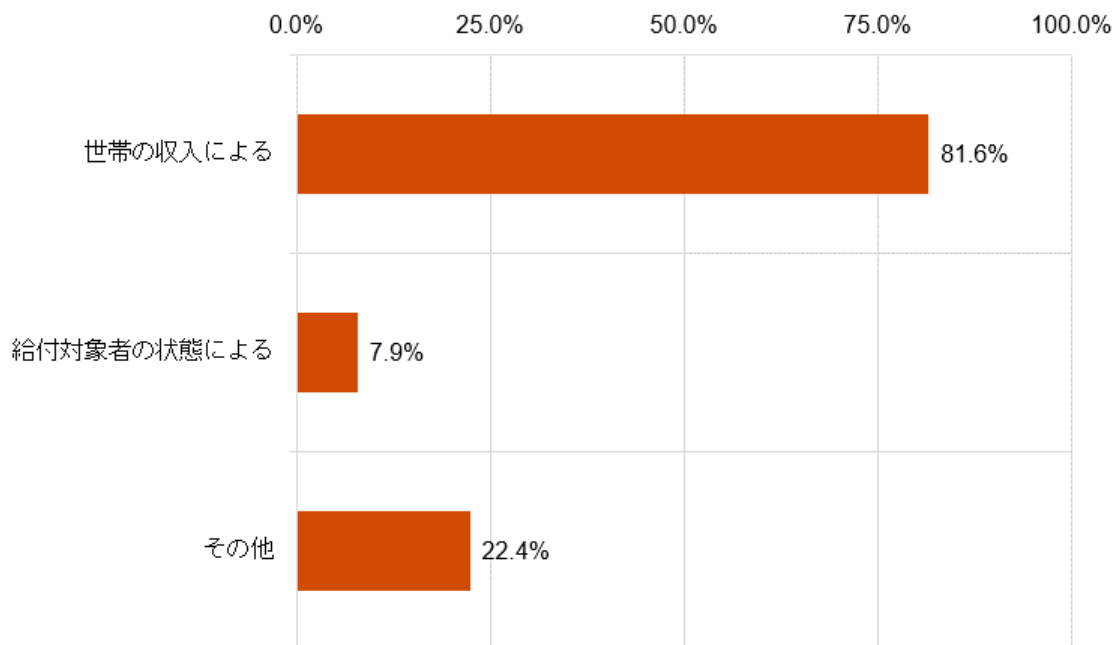
図表 210 自己負担の減額措置の設定（n=927、単一回答）



### ⑫ 自己負担の減額措置の設定条件（問7-2）

問7-1で自己負担の減額措置を「設定している」と答えた自治体に設定条件について聞いたところ、「世帯の収入による」が最多の約81.6%であった。

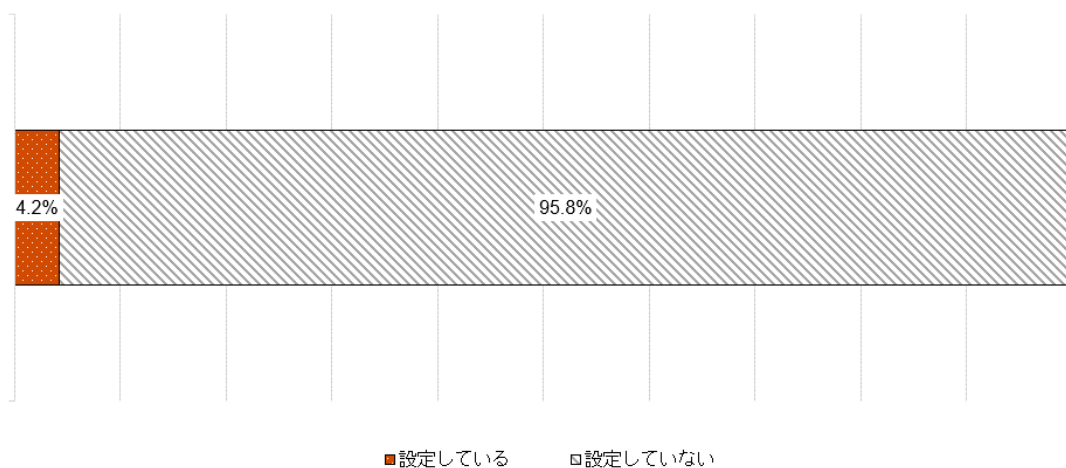
図表 211 自己負担の減額措置の設定条件（n=646、複数回答）



### ⑬ 利用できる種目（品目）数の上限の設定（問8-1）

利用できる種目（品目）数の上限設定について、「設定していない」が最多の約95.8%であった。

図表 212 利用できる種目（品目）数の上限の設定（n=937、単一回答）



#### ⑭ 利用できる種目（品目）数の上限（問8-2）

問8-1で「設定している」と回答した自治体にその上限について聞いたところ、以下のとおりであった。なお、回答内容は、原文の趣旨を損なわない範囲で、誤字脱字等の修正を加えている。

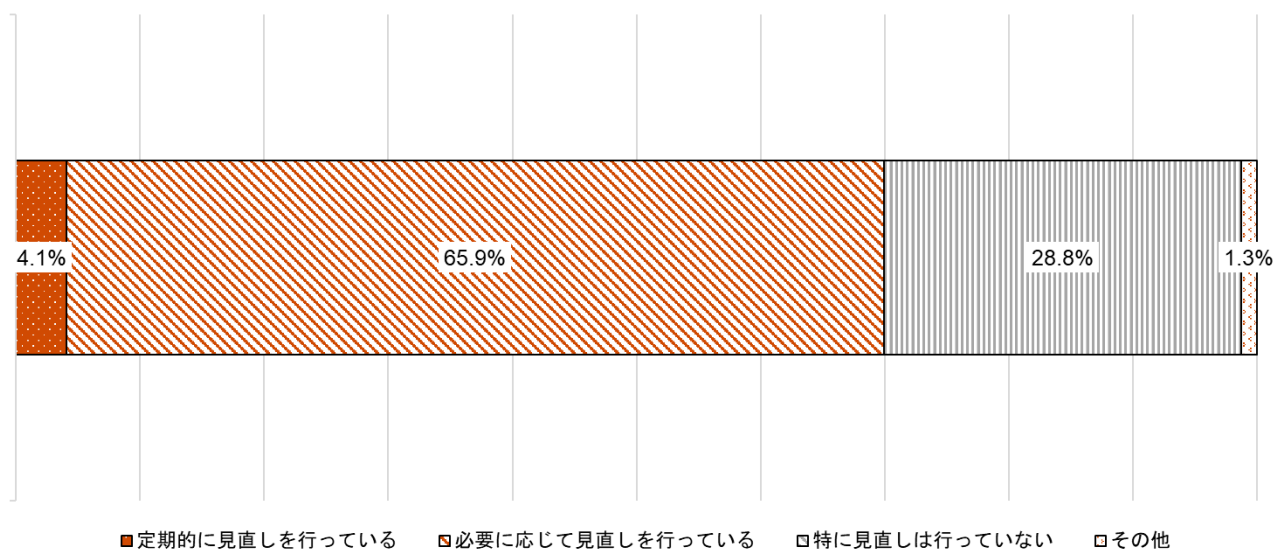
図表 213 利用できる種目（品目）数の上限（n=39、数値回答）

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数期間中は原則1個の支給。</li> <li>・耐用年数を経過することが条件であったり、居宅生活動作補助用具は1回限りであったりする</li> <li>・種目等を問わず1人1個まで（支給用具の耐用年数を超えるまでは原則として2個目の用具は支給していない）</li> <li>・補装具と同様原則1種目1個支給</li> <li>・同じ用途のものについては、1つだけの給付としている</li> <li>・耐用年数を経過すること、再給付の方が部品交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等に伴う新たな機器の方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合と認めること</li> <li>・種目数が多いため</li> <li>・一部の対象者への多額の給付により、他の対象者への給付決定が行えないという事態の発生を抑制するため</li> <li>・火災警報器について、1個当たりの上限金額を同時に2個まで支給可能で、総額31,000円まで支給可能</li> </ul>

#### ⑮ 種目（品目）の見直し状況（問9-1）

種目（品目）の見直し状況について、「必要に応じて見直しを行っている」が最多の約65.9%、「特に見直しは行っていない」が次点の約28.8%であった。

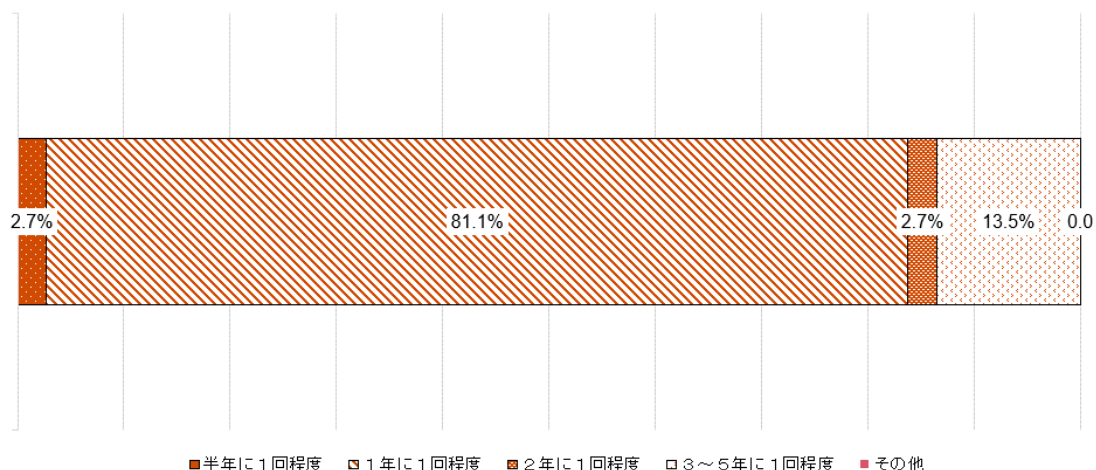
図表 214 種目（品目）の見直し状況（n=938、単一回答）



⑩ 種目（品目）の見直しを行う頻度（定期的な見直し）（問9-2）

問9-1で「定期的に見直しを行っている」と答えた自治体に、その頻度について聞いたところ、「1年に1回程度」が最多の約81.1%、「3～5年に1回程度」が次点の約13.5%であった。

図表 215 種目（品目）の見直しを行う頻度（定期的な見直し）（n=37、単一回答）



⑪ 種目（品目）の見直しを行う理由（問9-3）

問9-1で「定期的に見直しを行っている」と答えた自治体に、その理由について聞いたところ以下のとおりであった。

図表 216 種目（品目）の見直しを行う理由（n=38、自由記述回答）

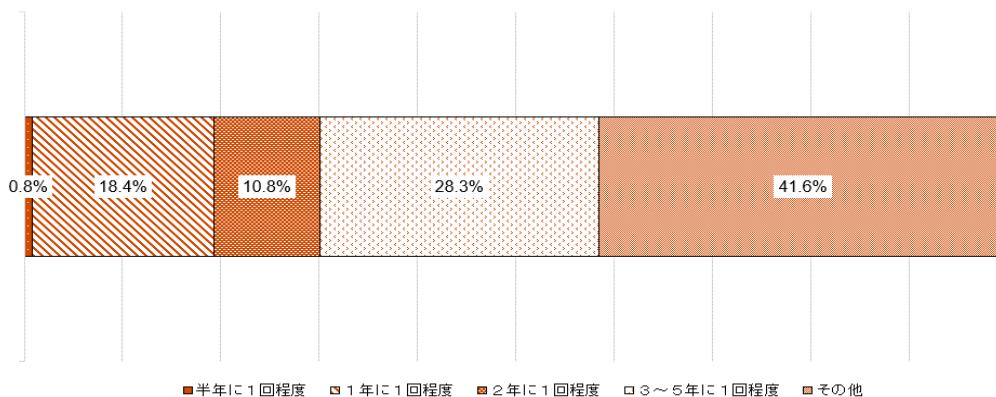
理由	件数 <sup>51</sup> (回答自治体数)
社会情勢等の同行への対応と改善（物価高騰、市場価格の変動、製品の技術革新、生活様式の多様化といった社会情勢の変化への対応や、市民サービスの向上、障害福祉の動向への対応、検討プロセスの透明化など、運営の効率化・適正化のため等）	17
利用者ニーズ・要望（市区町村民、障害当事者、関係団体などからの具体的な要望、相談、ニーズの変化に対応し、必要な用具やサービスを提供していくため等）	14
他自治体との連携・比較（近隣市町村や他自治体の実施状況、基準額、ガイドラインなどを参考にし、地域全体での整合性や公平性を保つため等）	4

<sup>51</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑩ 種目（品目）の見直しの頻度（必要に応じた見直し）（問9-4）

問9-1で「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体に、その平均的な頻度を聞いたところ、「その他」が最多の約41.6%、「3～5年に1回程度」が次点の約28.3%であった。

図表 217 種目（品目）の見直しの頻度（必要に応じた見直し）（n=618、単一回答）



図表 218 「その他」の主な内容（n=257、自由記述回答）

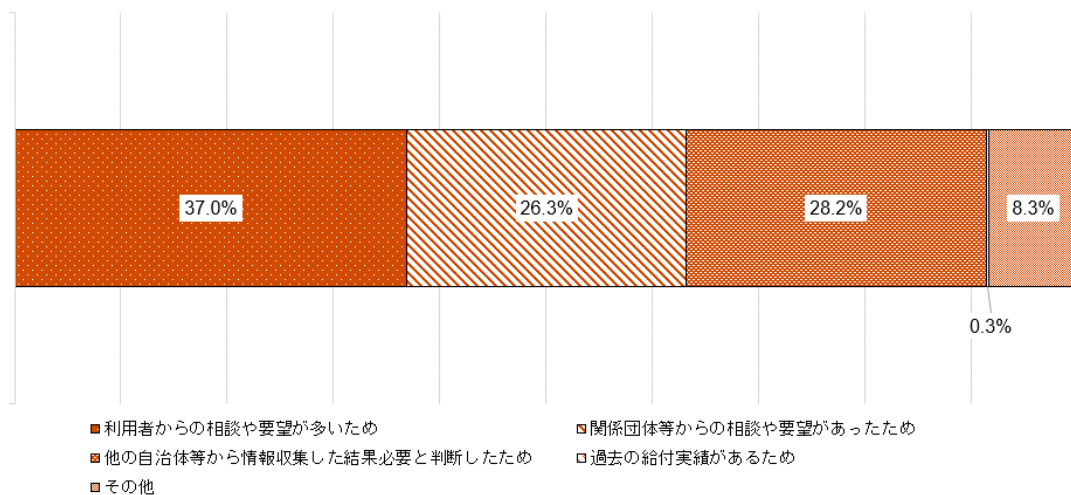
主な内容	件数 <sup>52</sup> (回答自治体数)
利用者・団体等からの要望や相談をきっかけとして実施	110
随時・必要に応じて実施	75
近隣自治体の状況や広域での協議をきっかけとして実施	51
国や県の制度改正や通知をきっかけとして実施	27
その他	11

<sup>52</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑱ 種目（品目）の見直しを行う理由（問9-5）

種目（品目）の見直しを行う理由について、「利用者からの相談や要望が多いため」が最多の約 37.0%、「他の自治体等から情報収集した結果必要と判断したため」が次点の約 28.2%であった。

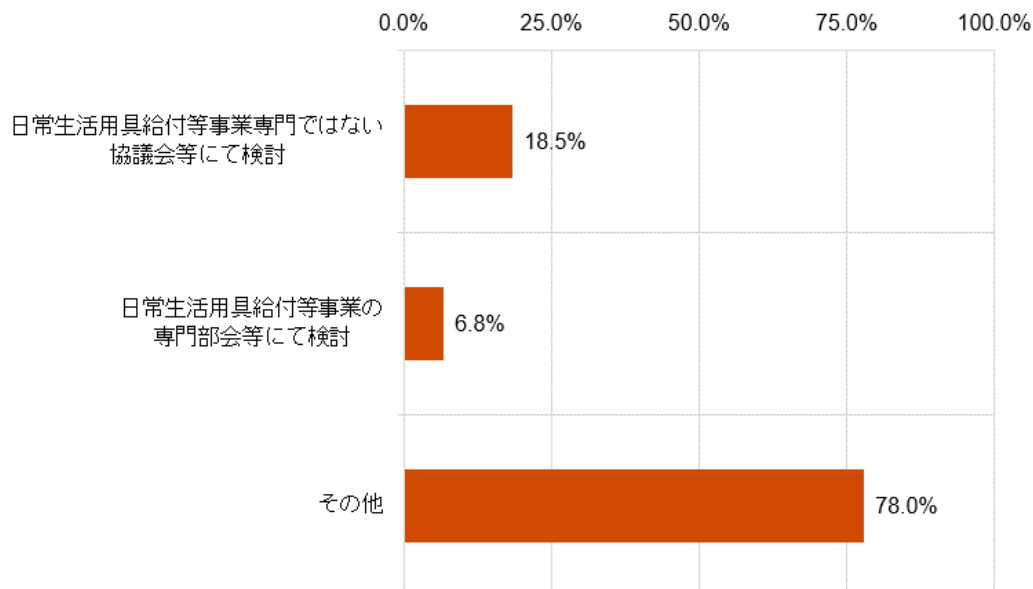
図表 219 種目（品目）の見直しを行う理由（n=617、単一回答）



⑳ 見直しを検討する場（問10-1）

問9-1で「定期的に見直しを行っている」「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体に見直しを検討する場について聞いたところ、「その他」が最多の約 78.0%、「日常生活用具給付等事業専門ではない協議会等にて検討」が次点の約 18.5%であった。

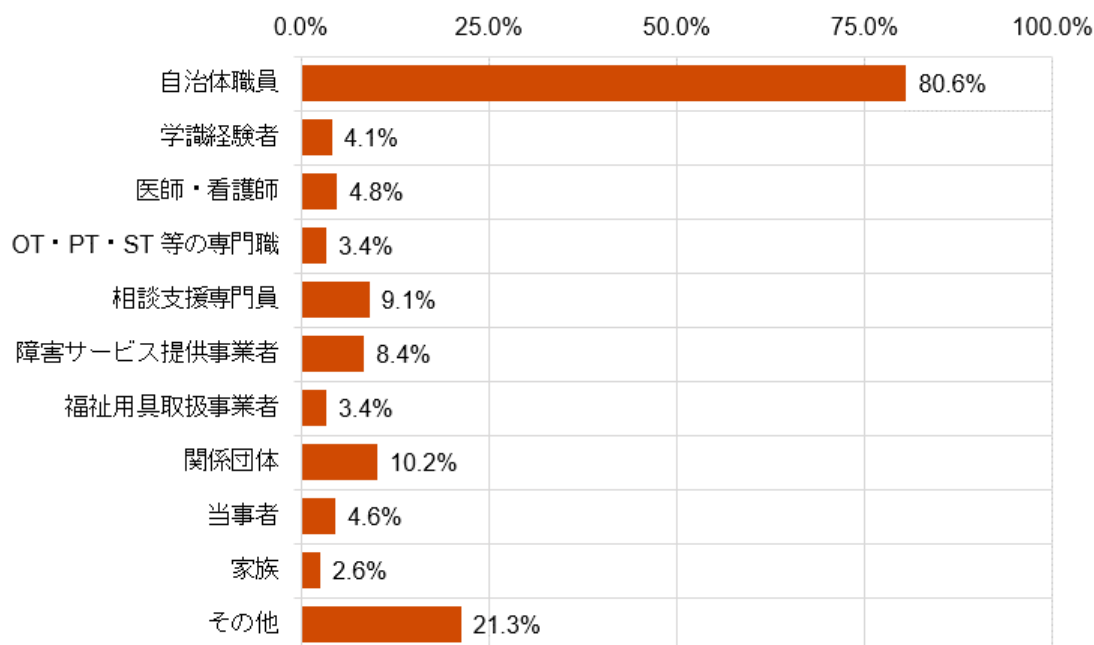
図表 220 見直しを検討する場（n=644、複数回答）



## ㉑ 協議会等の委員構成（問 10-2）

問 9-1 で「定期的に見直しを行っている」「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体に協議会等の委員構成について聞いたところ、「自治体職員」が最多の約 80.6%、「その他」が次点の約 21.3%であった。

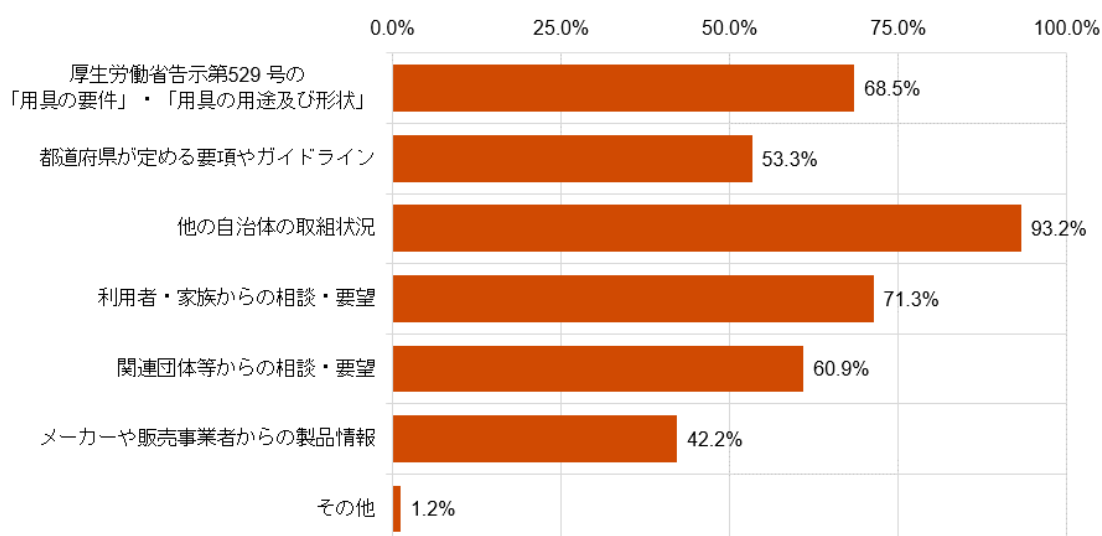
図表 221 協議会等の委員構成（n=581、複数回答）



## ㉒ 種目（品目）の見直しを行う際の参考情報（問 11）

種目（品目）の見直しを行う際の参考情報について、「他の自治体の取組状況」が最多の約 93.2%、「利用者・家族からの相談・要望」が次点の約 71.3%であった。

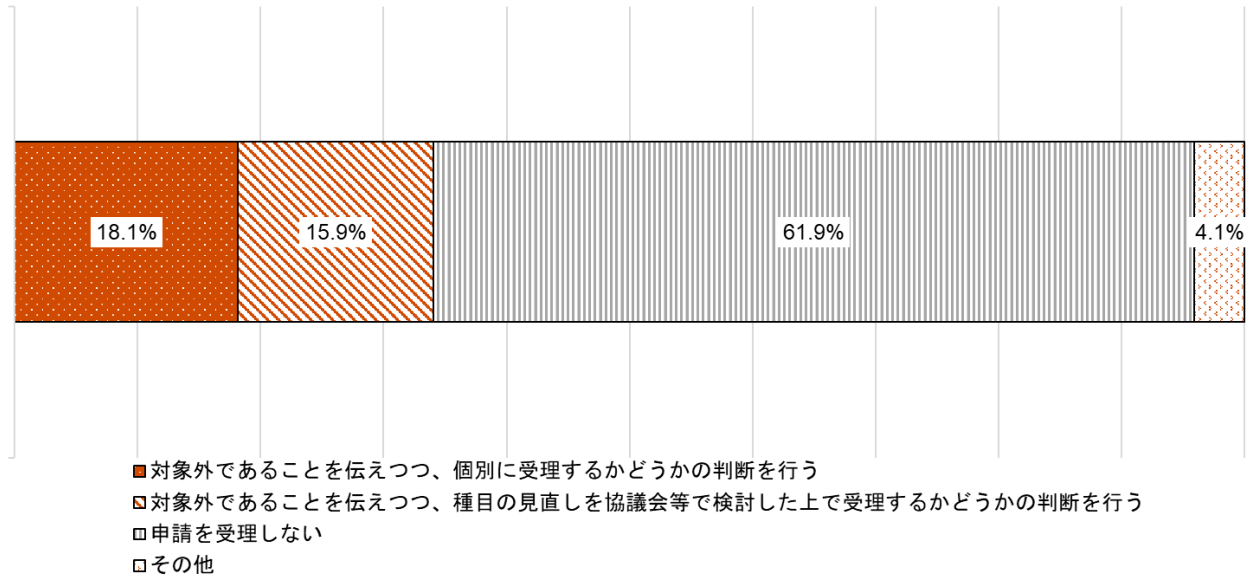
図表 222 種目（品目）の見直しを行う際の参考情報（n=581、複数回答）



㉓ 給付対象としていない用具申請の対応（問 12）

給付対象としていない用具申請の対応について、「申請を受理しない」が最多の約 61.9%、「対象外であることを伝えつつ、個別に受理するかどうかの判断を行う」が次点の約 18.1%であった。

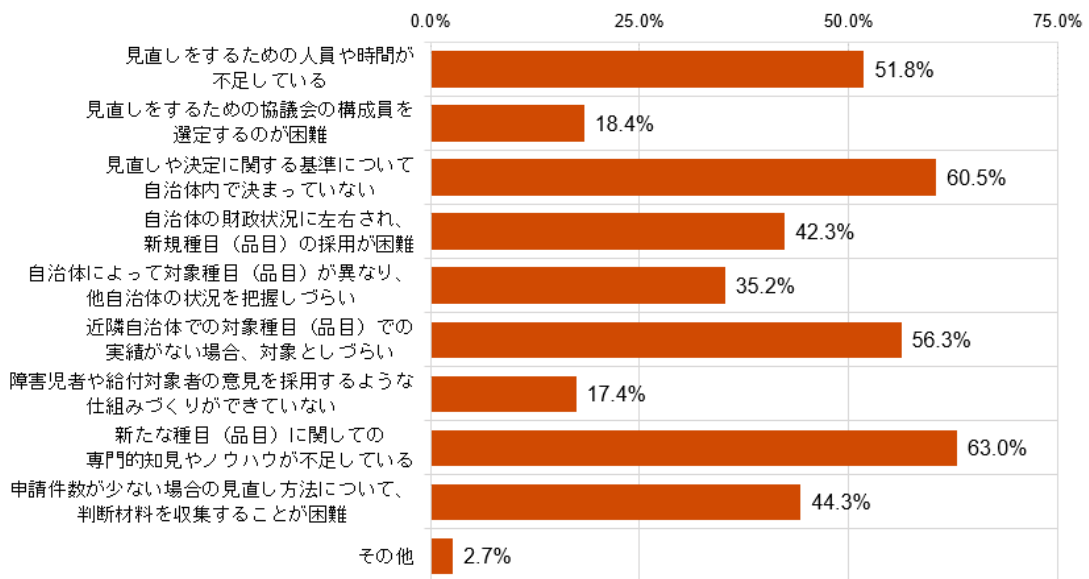
図表 223 給付対象としていない用具申請の対応（n=937、単一回答）



㉔ 種目（品目）の見直し・決定に関する課題（問 13）

種目（品目）の見直し・決定に関する課題について、「新たな種目（品目）に関する専門的知見やノウハウが不足している」が最多の約 63.0%、「見直しや決定に関する基準について自治体内で決まっていない」が次点の約 60.5%であった。

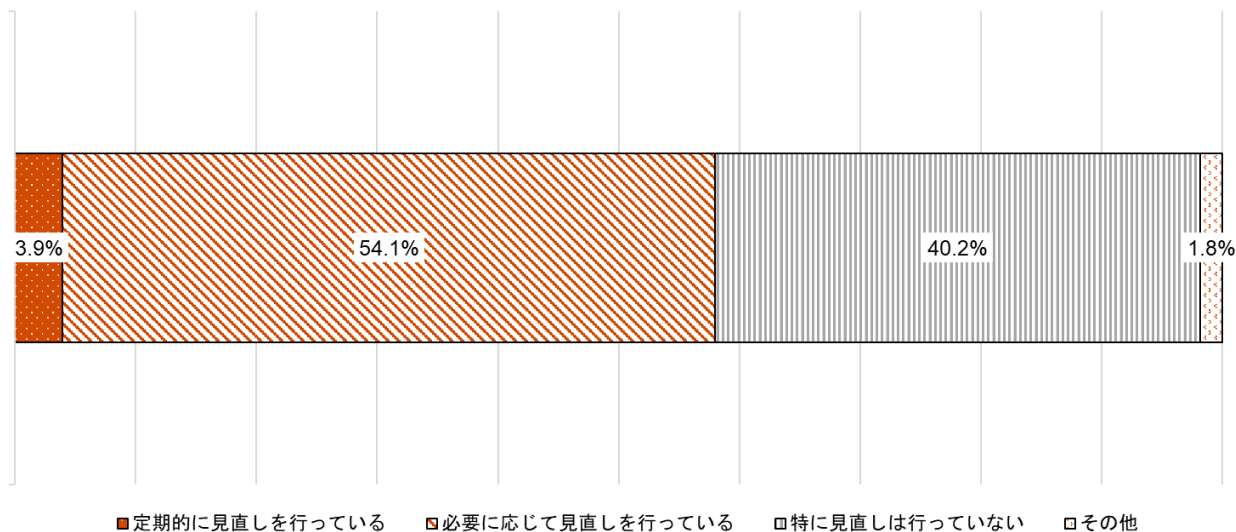
図表 224 種目（品目）の見直し・決定に関する課題（n=962、複数回答）



㊸ 種目（品目）の基準額の見直し状況（問 14-1）

種目（品目）の基準額の見直し状況について、「必要に応じて見直しを行っている」が最多の約 54.1%、「特に見直しは行っていない」が次点の約 40.2%であった。

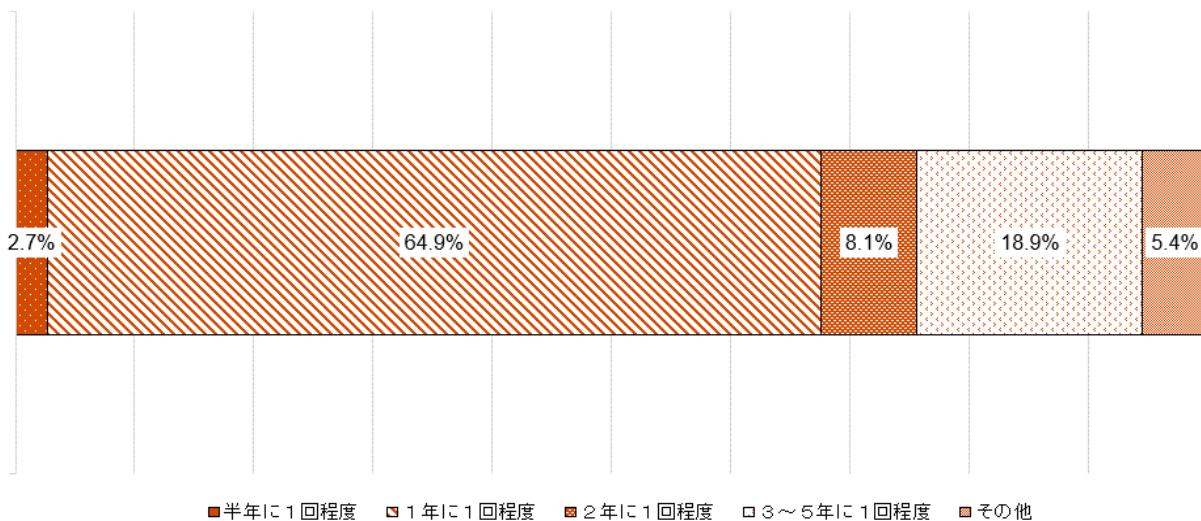
図表 225 種目（品目）の基準額の見直し状況（n=938、単一回答）



㊹ 基準額の見直しを行う頻度（定期的な見直しの場合）（問 14-2）

問 14-1 で「定期的に見直しを行っている」と答えた自治体に、その頻度について聞いたところ、「1年に1回程度」が最多の約 64.9%、「3～5年に1回程度」が次点の約 18.9%であった。

図表 226 基準額の見直しを行う頻度（定期的な見直しの場合）（n=37、単一回答）



㉗ 基準額の見直しを行う理由（定期的な見直しの場合）（問 14-3）

問 14-1 で「定期的に見直しを行っている」と答えた自治体に、その理由について聞いたところ以下のとおりであった。

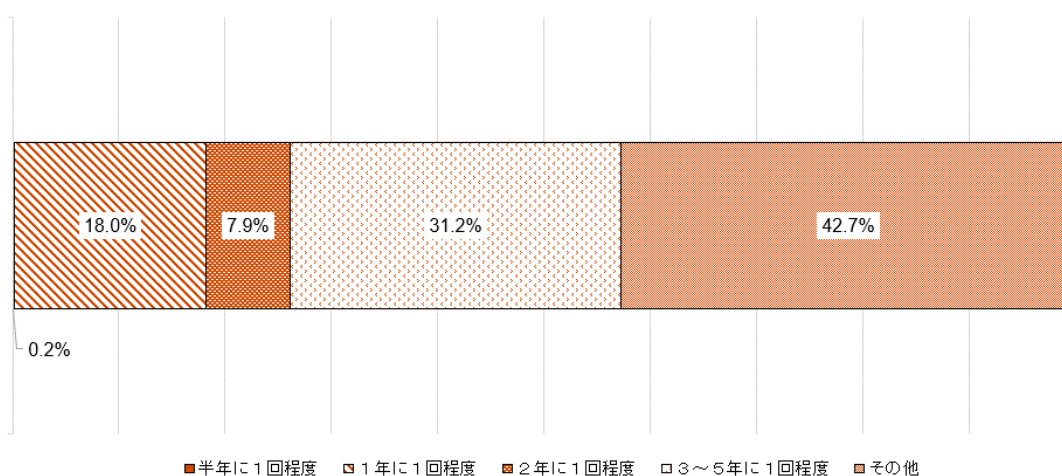
図表 227 基準額の見直しを行う頻度（定期的な見直しの場合）（n=37、自由記述回答）

理由	件数 <sup>53</sup> (回答自治体数)
社会情勢等の同行への対応と改善（物価高騰、市場価格の変動、製品の技術革新、生活様式の多様化といった経済的・社会的な変化に基準額を適応させ、市民サービスの向上、障害福祉の動向への対応、検討プロセスの透明化など、運営の効率化・適正化のため等）	27
利用者ニーズ・要望（市区町村民、障害当事者、関係団体などからの具体的な要望、相談、ニーズの変化に対応するため等）	8
他自治体との連携・比較（近隣市町村や他自治体の基準額などを参考にし、基準額が地域内で著しく乖離していないかなどを考慮するため等）	2

㉘ 基準額の見直しを行う頻度（必要に応じた見直しの場合）（問 14-4）

問 14-1 で「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体に、その平均的な頻度について聞いたところ、「その他」が最多の約 42.7%、「3～5年に1回程度」が次点の約 31.2%であった。

図表 228 基準額の見直しを行う頻度（必要に応じた見直しの場合）（n=506、単一回答）

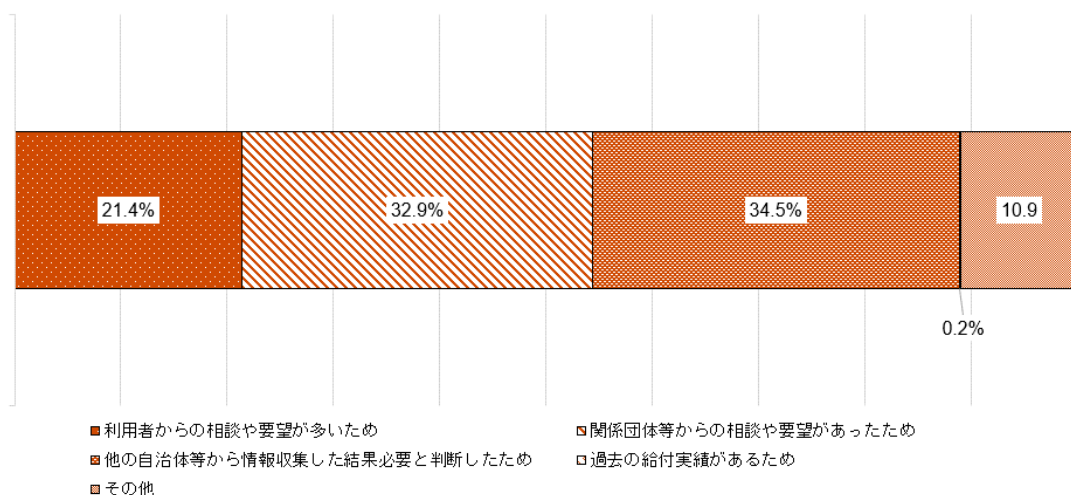


<sup>53</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

⑳ 基準額について見直しを行う理由（問 14-5）

問 14-1 で「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体に、種目（品目）の基準額の見直しを行う理由について聞いたところ、「他の自治体等から情報収集した結果必要と判断したため」が最多の約 34.5%、「関係団体等からの相談や要望があったため」が次点の約 32.9%であった。

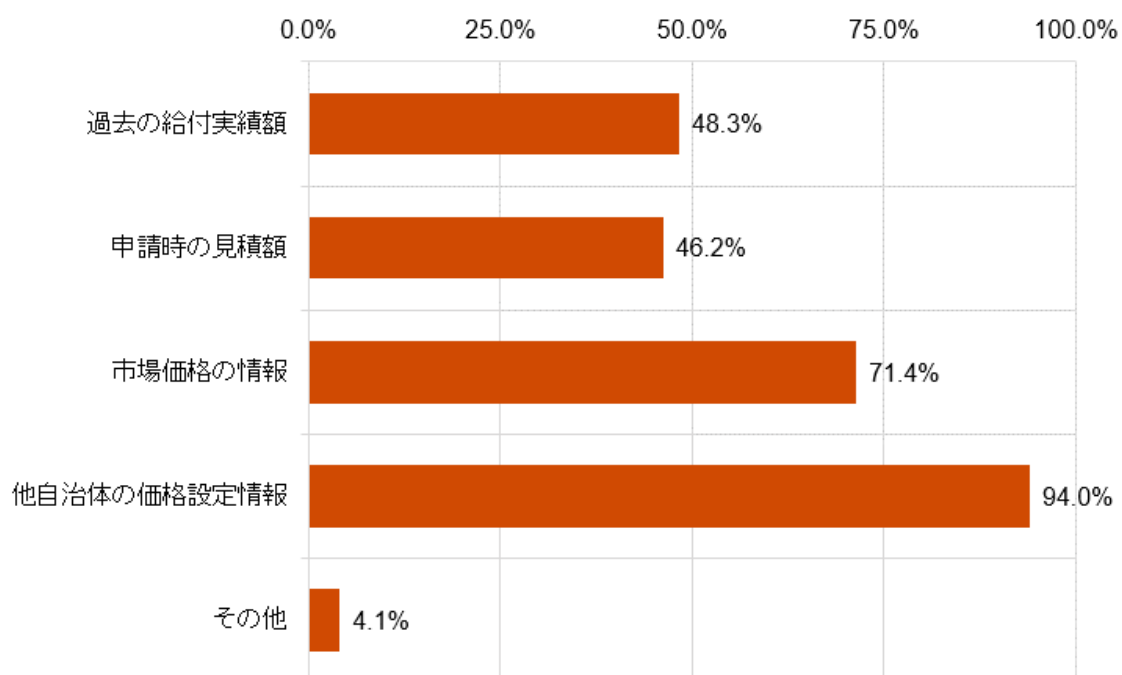
図表 229 基準額について見直しを行う理由（n=504、単一回答）



㉑ 基準額の見直し時の参考情報（問 15）

基準額の見直し時の参考情報について、「他自治体の価格設定情報」が最多の約 94.0%、「市場価格の情報」が次点の約 71.4%であった。

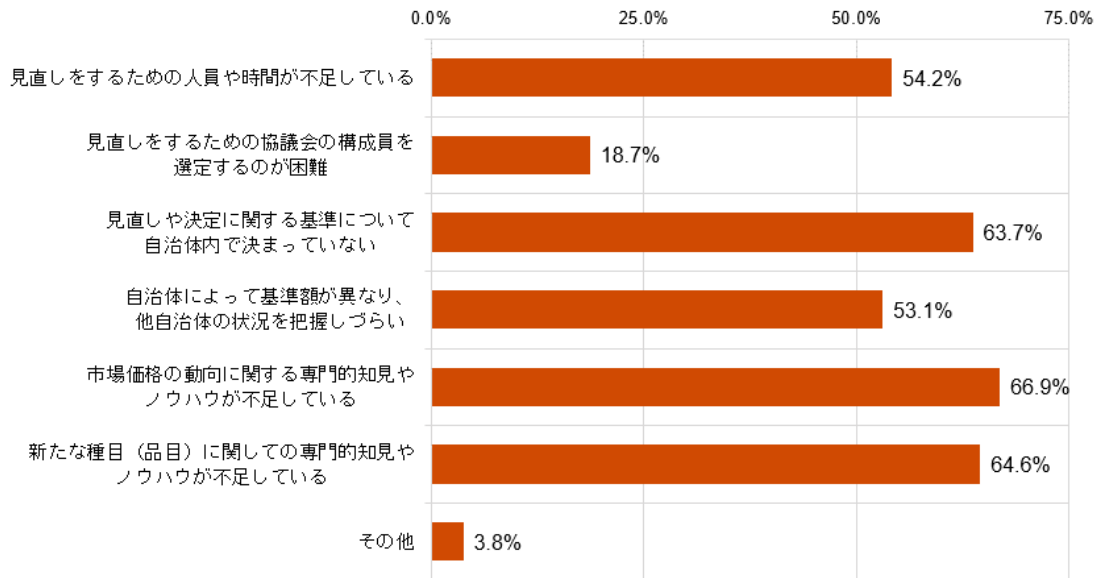
図表 230 基準額の見直し時の参考情報（n=924、複数回答）



⑳ 種目（品目）の見直し・決定に関する課題（問 16）

種目（品目）の見直し・決定に関する課題について、「市場価格の動向に関する専門的知見やノウハウが不足している」が最多の約 66.9%、「新たな種目（品目）に関する専門的知見やノウハウが不足している」が次点の約 64.6%であった。

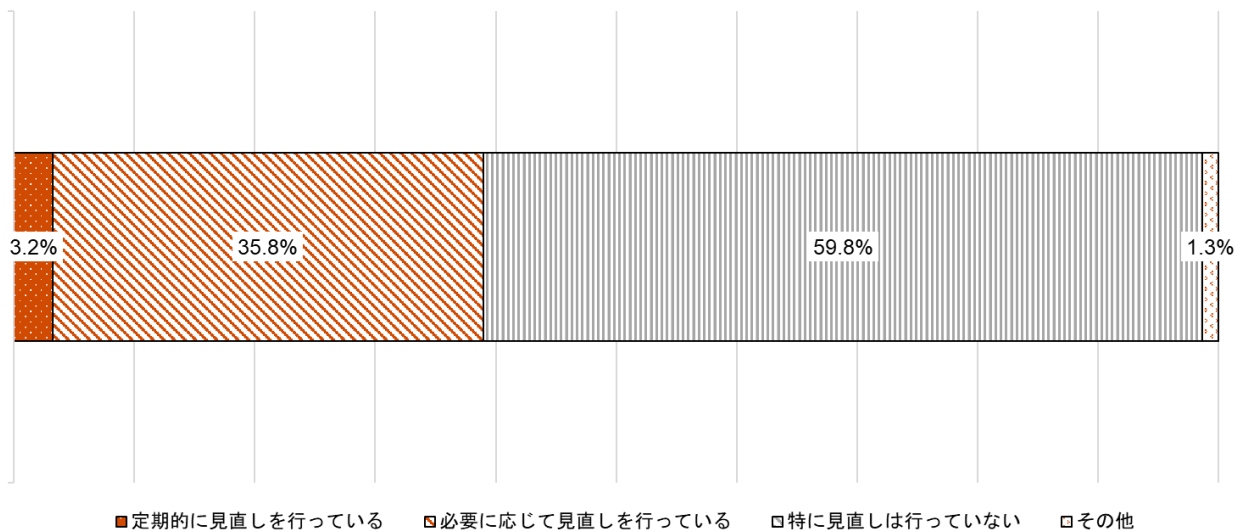
図表 231 種目（品目）の見直し・決定に関する課題（n=925、複数回答）



㉑ 給付対象者の見直し状況（問 17-1）

給付対象者の見直し状況について、「特に見直しは行っていない」が最多の約 59.8%、「必要に応じて見直しを行っている」が次点の約 35.8%であった。

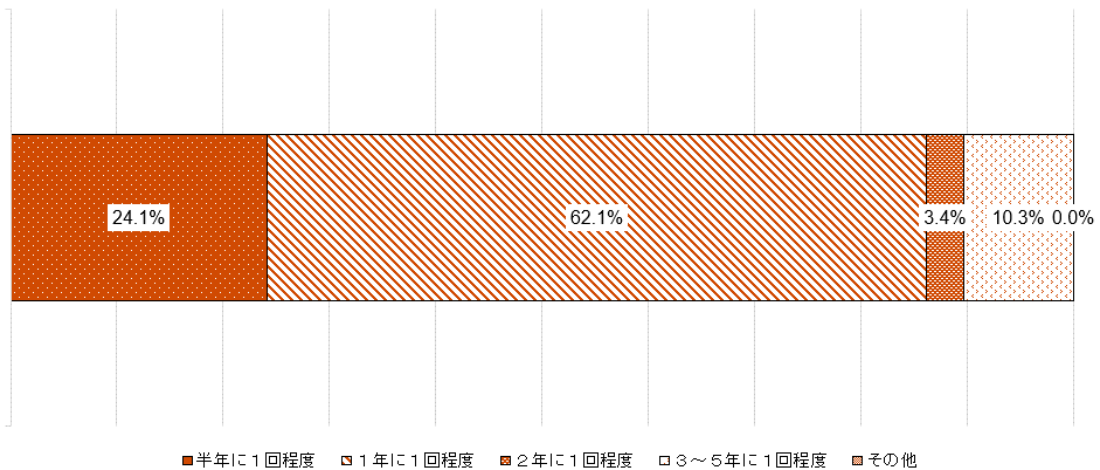
図表 232 給付対象者の見直し状況（n=937、単一回答）



③ 給付対象者の見直し頻度（定期的な見直しの場合）（問 17-2）

問 17-1 で「定期的に見直しを行っている」と答えた自治体にその頻度について聞いたところ、「1年に1回程度」が最多の約 62.1%、「半年に1回程度」が次点の約 24.1%であった。

図表 233 給付対象者の見直し頻度（定期的な見直しの場合）（n=29、単一回答）



④ 給付対象者の見直しを行う理由（定期的な見直しの場合）（問 17-3）

問 17-1 で「定期的に見直しを行っている」と答えた自治体に、その理由について聞いたところ、以下のとおりであった。

図表 234 基準額の見直しを行う頻度（定期的な見直しの場合）（n=37、自由記述回答）

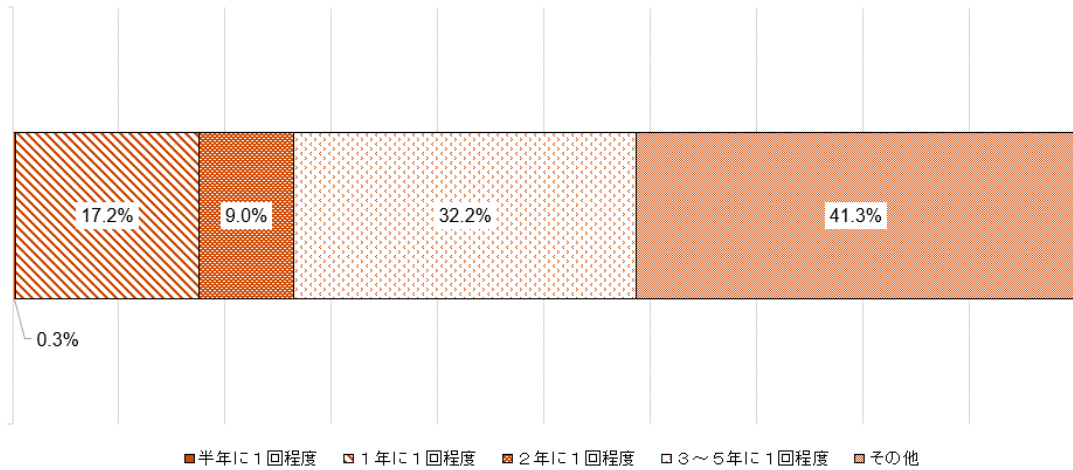
理由	件数 <sup>54</sup> (回答自治体数)
利用者ニーズ・要望（市区町村民、障害当事者、関係団体などからの具体的な要望、相談、ニーズの変化に対応するため等）	8
社会情勢等の同行への対応と改善（物価高騰、市場価格の変動、製品の技術革新、生活様式の多様化といった経済的・社会的な変化に基準額を適応させ、市民サービスの向上、障害福祉の動向への対応、検討プロセスの透明化など、運営の効率化・適正化のため等）	27
他自治体との連携・比較（近隣市町村や他自治体の基準額などを参考にし、基準額が地域内で著しく乖離していないかなどを考慮するため等）	2

<sup>54</sup> 複数分類に計上される場合、重複して計上している。

③⑤ 給付対象者の見直し頻度（必要に応じた見直しの場合）（問 17-4）

問 17-1 で「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体にその頻度について聞いたところ、「その他」が最多の約 41.3%、「3～5年に1回程度」が次点の約 32.2%であった。

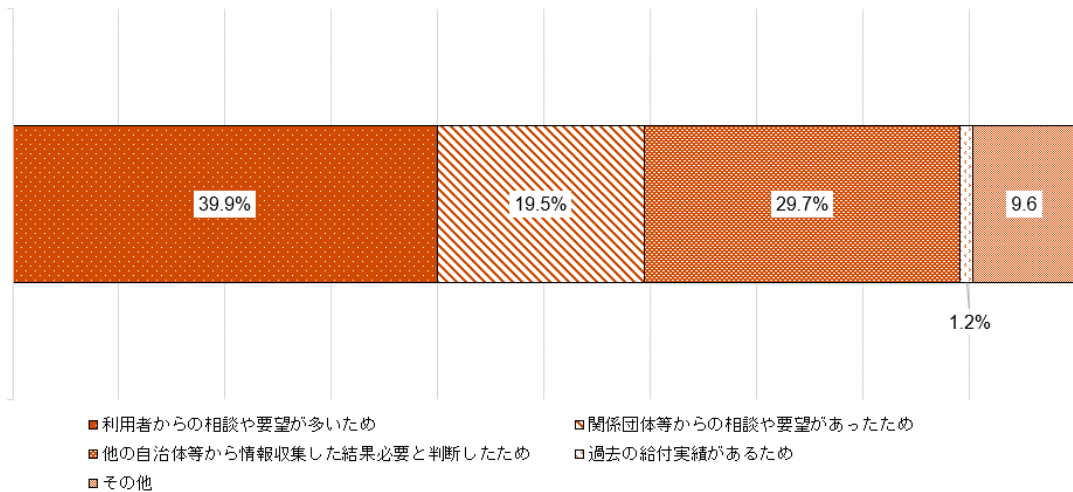
図表 235 給付対象者の見直し頻度（必要に応じた見直しの場合）（n=332、単一回答）



給付対象者の見直しを行う理由（問 17-5）

問 17-1 で「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体に給付対象者の見直しを行う理由について聞いたところ、「利用者からの相談や要望が多いため」が最多の約 39.9%、「他の自治体等からの情報収集した結果必要と判断したため」が次点の約 29.7%であった。

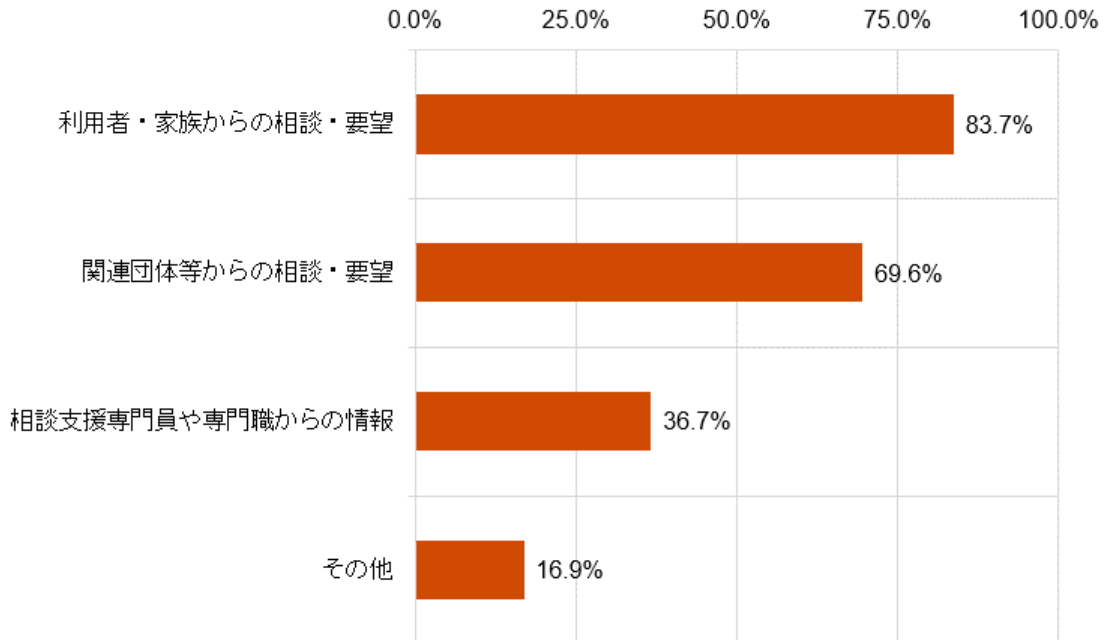
図表 236 給付対象者の見直しを行う理由（n=333、単一回答）



### 給付対象者の見直し時の参考情報（問 18）

問 17-1 で「定期的な見直しを行っている」「必要に応じて見直しを行っている」と答えた自治体に参考情報について聞いたところ、「利用者・家族からの相談・要望」が最多の約 83.7%、「関連団体等からの相談・要望」が次点の約 69.6%であった。

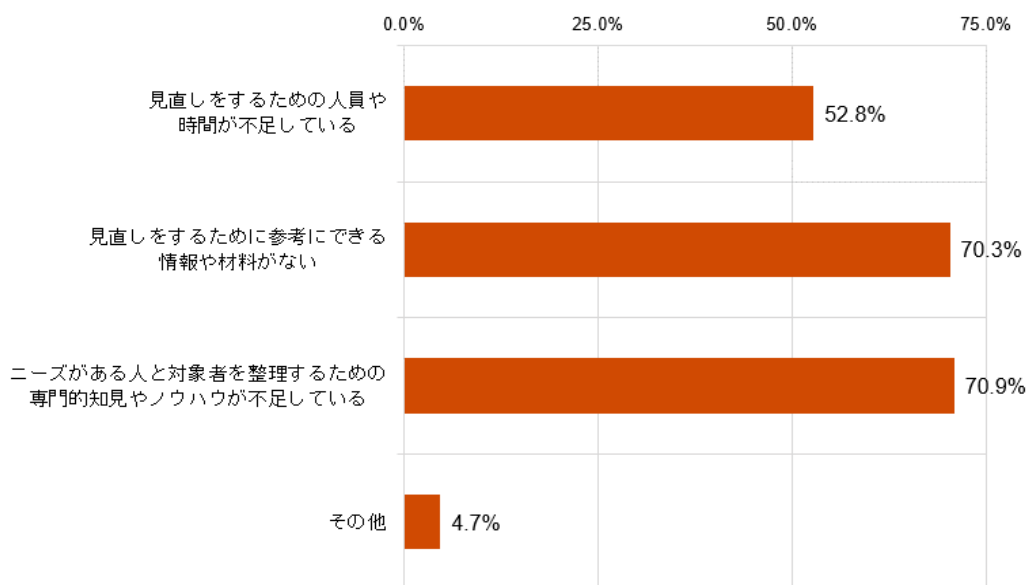
図表 237 給付対象者の見直し時の参考情報（n=362、複数回答）



### 給付対象者の見直し・決定に関する課題（問 19）

給付対象者の見直し・決定に関する課題について、「ニーズがある人と対象者を整理するための専門的知見やノウハウが不足している」が最多の約 70.9%、「見直しをするために参考にできる情報や材料がない」が次点の約 70.3%であった。

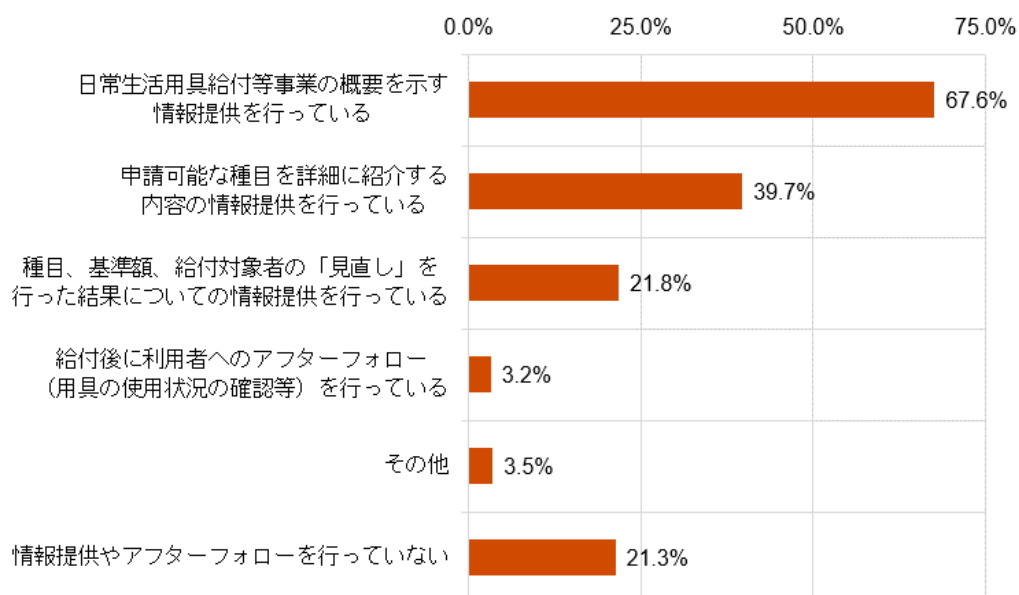
図表 238 給付対象者の見直し・決定に関する課題（n=907、複数回答）



## 情報提供やアフターフォローの内容（問 20-1）

情報提供やアフターフォローの内容について、「日常生活用具給付等事業の概要を示す情報提供を行っている」が最多の約 67.6%、「申請可能な種目を詳細に紹介する内容の情報提供を行っている」が次点の約 39.7%であった。

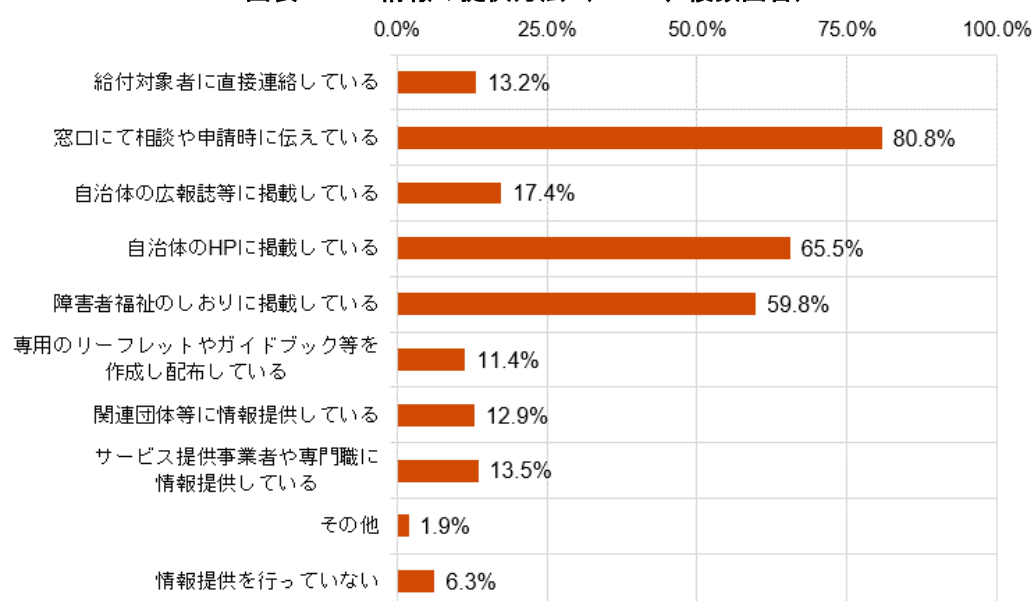
図表 239 情報提供やアフターフォローの内容（n=937、複数回答）



## 情報の提供方法（問 21）

情報の提供方法について、「窓口にて相談や申請時に伝えている」が最多の約 80.8%、「自治体の HP に掲載している」が次点の約 65.5%であった。

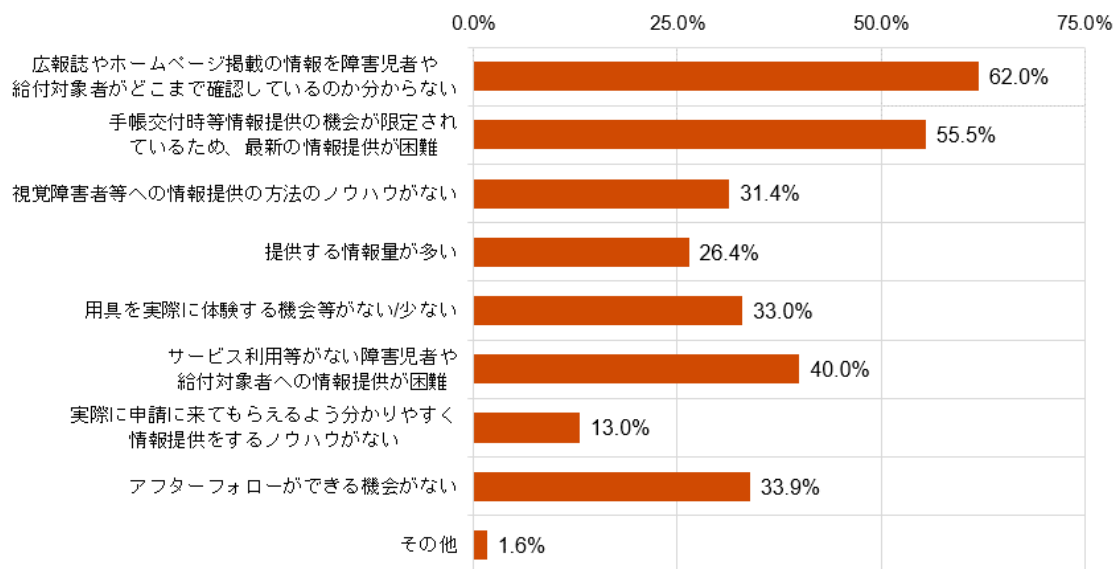
図表 240 情報の提供方法（n=927、複数回答）



## 情報提供やアフターフォローにおける課題（問 22）

情報提供やアフターフォローにおける課題について、「広報誌やホームページ掲載の情報を障害児・者や給付対象者がどこまで確認しているのか分からない」が最多の約 62.0%、「手帳交付時等情報提供の機会が限定されているため、最新の情報提供が困難」が次点の約 55.5%であった。

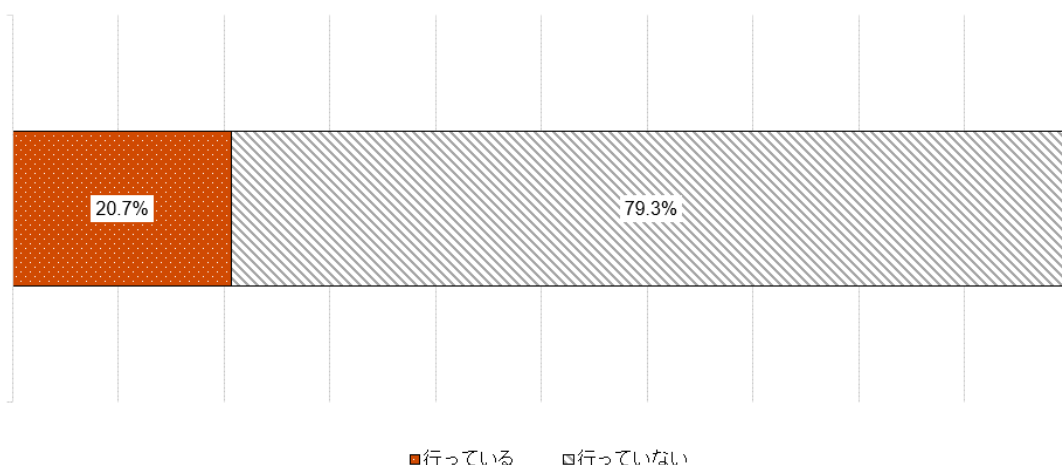
図表 241 情報提供やアフターフォローにおける課題（n=920、複数回答）



## 地域の利用ニーズ把握の取組（問 23-1）

地域の利用ニーズ把握の取組について、「行っていない」が最多の約 79.3%であった。

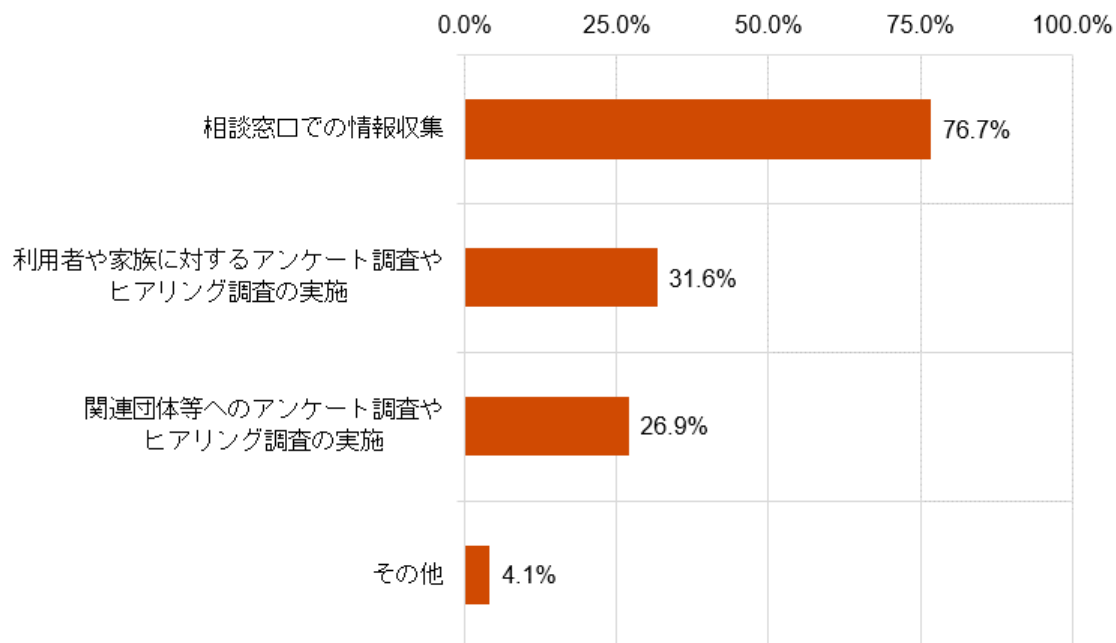
図表 242 地域の利用ニーズ把握の取組（n=936、単一回答）



### 地域の利用ニーズ把握の取組の詳細（問 23-2）

問 23-1 で「行っている」と答えた自治体にその詳細について聞いたところ、「相談窓口での情報収集」が最多の約 76.7%、「利用者や家族に対するアンケート調査やヒアリング調査の実施」が次点の約 31.6%であった。

図表 243 地域の利用ニーズ把握の取組の詳細（n=193、複数回答）



## 5. まとめ

本章では、各種アンケート調査を踏まえ、本調査の調査目的に関するまとめや考察を示す。

### (1) 移動支援事業

#### ① 事業所の事前登録

約 87.1%の自治体が事業所の事前登録を「行っている」と回答しており、その内訳としての実施方法は「事業所からの申請受付」(約 89.4%)と「書類審査や基準適合の確認」(約 77.9%)が主となっている。事業所の事前登録は広く実施されており、事業所の質や適合性の確認をするための一般的なプロセスとして普及していると考えられる。また、事前登録をしていない自治体については、地域内の事業所数が少なく、民間団体等への委託で実施している可能性について検討委員から示唆があった。

#### ② 個別給付サービスとの優先関係と移動支援事業を利用する背景・理由

個別給付サービスとの優先関係については「個別給付サービスを優先している」が約 51.8%、「優先関係の定めはない」が約 47.7%とそれぞれ約半数に分かれていた。また、自由記述回答からは、「個別給付優先」「個別給付サービスとの併給不可」「不足分を移動支援で補完」「利用目的に応じた使い分け」等、各自治体における運用ルールが多様であることがうかがえる。

個別給付サービスを優先している自治体においても、移動支援事業を利用している理由は、「給付サービスで対応できない外出ニーズのため」(約 67.5%)の回答が最も多く、次いで「障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定のため」(約 28.1%)であった。

「給付サービスで対応できない外出ニーズのため」の詳細としては、「レジャー、レクリエーション(プールの中や銭湯の浴室内、スポーツ同行を除く)」(約 66.9%)が最も多く、次いで「日用品の買い物」(約 65.3%)であった。このことは、個別給付サービスの対象となりにくい社会参加活動等の外出において、移動支援事業が重要な役割を担っていることを示唆している。

サービスを提供する事業所側では、優先関係の判断を「相談支援専門員との調整・計画」(約 53.6%)や「自治体担当者への相談」(約 45.3%)といった個別の調整に委ねているケースが多い。一方で、「自治体の明確なガイドライン」に基づいて判断している事業所は約 38.6%であった。現状、現場では個別の調整等により柔軟な対応が行われているためか、優先関係に起因する課題が「ほぼない」という回答がいずれの選択肢においても最多(7~8割)であった。しかし、課題として最も多く認識されているのは「活動内容ごとの優先関係の境界が不明瞭(余暇と通院の連続など)」(約 22.9%)であった。この課題を背景に、事業所が行政や地域に期待することとして、「活動区分ごとの明確なガイドラインの策定・周知」(約 51.9%)が最も多く、次いで「自治体間での運用差の緩和・標準化」(約 37.7%)を求める声が挙がっている。

このことから、移動支援事業では、利用者のニーズに応えるためにある程度柔軟性をもって個別に調整している実態がうかがえる。この運用に対する課題意識は「ほぼない」とい

う回答が事業所へのアンケート調査では最多であることから、運用が柔軟性をもって機能していることがわかる。一方、ガイドラインの策定や自治体間での運用差の緩和等に対する声もあり、事業所には、運用の標準化を求める意見もあることが把握された。

### ③ 移動支援事業の利用を可と定める利用目的と事業費規模

レジャー、レクリエーション、冠婚葬祭、墓参りや初詣、研修会等への参加、選挙投票（投票所までの移動）、日用品の買い物、スポーツ同行、グループ活動については、回答した自治体の約9～10割が利用を可としている。一方、通勤、通所、政治活動、宗教活動、通学、職場を起点とする外出については、利用を「可」とする自治体が4割以下である<sup>55</sup>。

上記を踏まえると、「レジャー、レクリエーション」や「冠婚葬祭」、「日用品の買い物」、「スポーツ同行」といった個人の社会参加に関わる活動については、移動支援事業が担う役割として定着していることを示唆している。一方、通勤・通学・通所については、スクールバスや事業所による送迎サービスといった他の制度やサービスとの切り分けが論点となっている可能性が示唆される。また、政治・宗教活動については、公費支出の原則に鑑み、慎重な判断が為されているものと考えられる。

また、事業費総額が大きいほど、移動支援の利用可となる目的として選ばれた選択肢数が多いのではないかという仮説を立てクロス集計を実施したところ、特に両者の間に相関関係はみられなかった。そのため、特定の利用目的について移動支援事業の利用を可とするかどうかは、財政規模よりも自治体の政策的な姿勢が影響している可能性があると考えられる。

また、利用目的の選択肢が多い自治体であっても、事業費が必ずしも大規模ではないという実態について、多くの自治体において一人当たりの利用時間数に上限が設けられていることや、移動支援事業が使途の自由度が高い一方で総額が定められている補助金（地域生活支援事業費等補助金）であることが背景にあると考えられる。これらの仕組みが、利用目的の範囲を広げた場合でも事業費総額が一定の範囲内に収まるようコントロールする仕組みを果たしているとし唆される。当該示唆を踏まえ、利用時間という明確な上限があるからこそ、その限られた枠内での使い方（利用目的）については、利用者の状況に応じてある程度柔軟な運用を認めようという、自治体の裁量を働かせる要因になっているのではないかという意見が検討委員からは挙がった。

### ④ 通勤・通所・通学の利用制限と訓練目的の取り決め

移動支援事業を「通勤」「通所」「通学」に利用可としている自治体はそれぞれ3割未満（それぞれ約10.2%、約23.3%、約29.3%）であった。「利用可」とした自治体のうち、約半数（通勤：約53.5%、通所：約52.8%、通学：約56.0%）が利用制限を設けているものの、

<sup>55</sup> 項目ごとに有効回答数（n数）が異なるため、各項目の割合は同一の母集団による厳密な比較ではなく、各項目における傾向を示すものである。特にn数が小さい項目については、数自治体の回答の変化が全体の割合に大きく影響を及ぼす性質があることに留意されたい。

訓練目的の実施方法については「取り決めなし」の自治体が約8割（通勤：約77.3%、通所：約77.2%、通学：約78.5%）を占める。

通勤・通所・通学は個別給付サービスでは対応しきれないニーズであるものの、障害児・者やその家族からのニーズは高く、個別給付サービスで対応しきれないニーズの受け皿として、より柔軟な運用が可能な移動支援事業に頼らざるを得ない状況が生じていることがうかがえる。移動支援事業でこれらのニーズを認めるか否かは、各自治体の判断にゆだねられており、その対応は多様であることがわかる。また、調査上「取り決めなし」と回答した自治体の中にも、内部用のガイドライン等を策定したり、実情に合わせて運用を見直したりするなど、個別のニーズに合わせた対応を行っている事例もあることについて委員から意見が挙げられた。

また、事業所へのアンケート調査では、通勤・通学・通所の申込・相談の有無について、「あった」が最多だったのは「通学」の約36.2%、次点は「通所」の約29.2%であった。なお、「通勤」の「あった」は約11.2%であった。申込や相談に対応できた割合としては「0%以上10%未満」と回答する事業所が通勤・通学・通所いずれにおいても最も多く、約94.2%（通勤）、約78.1%（通学）、約82.2%（通所）であった。その背景としては、「希望時間帯の人員不足」（約60.7%）、「自治体の運用で当該目的が一律対象外」（約26.5%）が挙げられ、ニーズが集中する時間帯における支援については、現状の人員体制では困難がある実態が浮き彫りとなっている。

## ⑤ 利用者数および延べ利用回数

移動支援事業の利用者数および延べ利用回数を障害種別ごとに見ると以下のとおりであり、知的障害が他の障害種別を上回っている。

図表 244 移動支援事業の利用者数および延べ利用回数（調査結果より）

項目	利用者数	延べ利用回数
身体障害	41,250 人	932,209 回
知的障害	112,871 人	2,014,836 回
精神障害	38,564 人	785,020 回

この結果から、移動支援事業は特に知的障害者の地域生活における外出を支えるうえで、重要な役割を果たしていることが定量的に示された。知的障害者の利用が多い背景としては、(ア) 制度の成り立ち、(イ) 自治体の制度設計、(ウ) 障害特性の3つの点が検討委員会では指摘された。

(ア) 制度の成り立ちについて、移動支援事業の主な前身である「ガイドヘルパー（移動介護従事者）」による派遣事業が、身体障害者や知的障害者など、一人で外出するのが困難な人を対象にして実施されていたことが影響しているのではないかという意見が挙げられた。

(イ) 自治体の制度設計について、身体障害者の利用対象者を車いす利用者に限定するな

ど、自治体ごとの支給決定の方針が影響し、結果的に知的障害者の利用者数および利用回数が多くなっている可能性も示唆される。

- (ウ) 障害特性について、外出時の見守りの必要性や、外出計画の立案・実行に支援を要するという知的障害者の障害特性が、移動支援のニーズと結びつきやすいことが背景として考えられる。また、身体障害者は移動手段そのものに支援が必要であり、精神障害者は単独で外出可能な場合が他の障害種別に比べて多いため、相対的に知的障害者の利用が多くなることも想定される。

障害支援区分ごとの利用者数および延べ利用回数については、「区分を把握していない」利用者数が全障害種別で約 60,400 人、延べ利用回数で約 224 万回である。

これは、障害支援区分が個別給付サービスの支給決定に必須である一方、移動支援事業の利用においては必ずしも必須とされていない自治体が多いことが背景にある。このため、自治体側で区分情報を積極的に管理・把握する動機が働きにくい構造が考えられる。

全国の利用者数の推計値を算出した結果、障害支援区分ごとに比較した際、以下のとおりであった。

- ・ 身体障害者：(区分 1～3 の合計) 約 4,500 人、(区分 4～6 の合計) 約 13,000 人
- ・ 知的障害者：(区分 1～3 の合計) 約 14,700 人、(区分 4～6 の合計) 約 36,500 人
- ・ 精神障害者：(区分 1～3 の合計) 約 8,200 人、(区分 4～6 の合計) 約 3,900 人

身体障害においては区分 4～6 の利用者数が区分 1～3 の利用者数の約 2.9 倍、知的障害においては約 2.5 倍であり、区分 4 以上の利用が 2 倍以上上回っている。一方、精神障害においては、区分 1～3 の利用者が区分 4～6 の約 2.1 倍であり、対照的な利用実態を示している。

上記の結果を踏まえ、特に知的障害者および身体障害者においては、個別給付サービス(重度訪問介護、行動援護、同行援護等)の対象者に該当しない区分 4 以上の障害者や、個別給付サービスに該当しても、事業所の不足により個別給付サービスの利用が十分にできない障害者が広範に利用している実態を裏付けているという意見が検討委員からは挙げられた。「給付サービスで対応できない社会参加等の外出ニーズ」や「支給限度量の補完」といった移動支援の役割が区分 4 以下のみならず区分 4 以上の障害者を支えるうえでも重要な機能となっていることがうかがえる。

## ⑥ 入所施設の入所者の利用

入所施設の入所者は移動支援を利用することが関係する自治体の規定上可能かについて事業所へのアンケート調査で聞いたところ、「利用可能である」(約 40.2%) が最も多く、次いで「把握していない」(約 30.5%) であった。なお、「一定の条件つきで利用可能である」は約 16.4%、「利用不可である」は約 14.7%であった。また、入所施設の入所者は移動支援を

利用しようと思えば円滑に利用可能か（複数回答）について、「問題なく利用可能である」（約 62.3%）が最も多く、次いで「利用可能だが、手続きや調整面で困難がある」（約 27.4%）であった。

入所中の移動支援の利用を求める声は多く、入所者が施設から外出する場合の移動支援の利用を認めていない自治体は多いものと思われる。調査票では、この点を明確に区分して回答する設問になっていなかったため、帰省した期間において移動支援が利用できることを「利用可能」として回答している可能性があることが考えられる。

## ⑦ 事業所の人材確保・経営状況

事業所の、令和5～7年度で比較した際の現在の収支状況について、「収益はほぼ変わらない」（約 37.2%）が最も多く、次いで「収益が減少傾向にある」（約 31.4%）であった。なお、「赤字が続いている」は約 16.3%であった。

事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待することについて、「報酬単価の見直し・加算の充実」（約 91.7%）を求める声が9割を超え、直接的な経営支援策を求めていることがわかった。次いで「人材確保支援」（約 43.6%）、「移動支援の対象範囲の拡大」（約 43.2%）が続いた。

事業運営における現在の主な課題については、「人材（ヘルパー等）の確保」（約 88.7%）が最も多く、次いで「人材の育成・定着（求人広報・マッチング・定着支援）」（約 55.2%）であった。その他、4割を超えた回答としては、「収入の確保・資金繰り」「事務作業の負担増加」「自治体報酬単価の改定や地域差」が挙げられる。

人材不足に対し、事業所側も様々な工夫を講じており、「多様な働き方の実施（柔軟なシフト調整等）」（約 81.9%）や「給与や手当の見直し、改善」（約 72.9%）といった労働条件の改善に積極的に取り組んでいるほか、「社内研修等スキルアップ機会の提供」（約 49.7%）や「高齢者の採用・活用」（約 42.6%）が行われていることが明らかになった。

## (2) 訪問入浴サービス

### ① 事業所の事前登録

約 73.8%の自治体が事業所の事前登録を「行っている」と回答しており、その内訳としての実施方法は「事業所からの申請受付」(約 79.6%)と「書類審査や基準適合の確認」(約 69.5%)が主となっている。移動支援事業と同様、事業所の事前登録は広く実施されており、事業所の質や適合性の確認をするための一般的なプロセスとして普及していると考えられる。また、事前登録をしていない自治体については、地域内の事業所数が少なく、市町村社会福祉協議会等民間事業所に委託して実施している可能性について検討委員から示唆があった。

### ② 個別給付サービスや介護保険サービスとの優先関係と訪問入浴事業を利用する背景・理由

個別給付サービスとの優先関係については「優先関係の定めはない」が約 59.8%と最も多かった。個別給付サービスを優先している自治体においても、訪問入浴事業を利用している理由は、「医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため」(約 59.7%)の回答が最も多かった。

上記を踏まえると、自治体が利用者の状況に応じて柔軟に対応するために、個別給付サービスとの優先関係の定めがないところが多いのではないかと考えられる。また、利用理由からは、障害の程度が重度である利用者や医療的ケアが必要な利用者の入浴ニーズを満たすサービスとして機能していると言える。

類似サービスである介護保険の訪問入浴介護との優先関係については、「介護保険の訪問入浴介護を利用できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できることとしている」が約 41.9%で最も多く、次いで「特に優先関係等は定めていない」(約 31.5%)であった。自由記述回答からも、「介護保険サービスを優先」と明確に定める自治体や、「介護保険対象外を前提とする」といった回答が見られ、多くの自治体で介護保険サービスを補完する位置づけで運用されている実態が示された。

また、サービスを提供する事業所側では、優先関係の判断を「相談支援専門員との調整」(約 62.9%)や「自治体担当者への相談」(約 53.5%)といった個別の調整に委ねているケースが多い。その運用の中で、約半数の事業所が「時間・回数等の制度上の枠により、利用者の希望への柔軟な対応が困難」という課題を経験している(「頻繁にある」「時々ある」「稀にある」の合計が約 50.0%)。これは、自治体が意図する柔軟な対応が、サービスを提供する段階で事業所が順守しなければならない時間や回数といった具体的な運用上の制約との間に乖離が生じている可能性を示唆する。こうした状況を背景に、事業所が行政に期待することとして、「自治体間での運用差の緩和・標準化」(約 60.8%)および「優先関係に関する明確なガイドラインの策定・周知」(約 60.1%)が6割を超える結果となった。

訪問入浴事業は、車両や浴槽、給湯器などの設備と人員が必要であるため、その資源に応じてサービス提供回数が限定される。限られたサービス提供量を、訪問入浴によらないと入浴することができない障害者に対して優先的に提供することが望まれることから、「優先

関係に関する明確なガイドラインの策定・周知」が必要とされていると、検討委員から意見が示された。

### ③ 基準単価の設定

基準単価について、「介護保険制度の基本報酬（1,266単位）と同一若しくは準じている」（約54.7%）の回答が最も多く、次いで「介護保険制度の基本報酬（1,266単位）より低い基準に設定」（約32.3%）であった。すなわち、約8割が介護保険制度の基本報酬と同等かそれ以下に設定されており、介護保険の単価を意識した設定が多いことがわかる。また、当初は介護保険の報酬単価に合わせていたものの、単価の引き上げに対応できずに差が生じている可能性についても示唆される。

また、訪問入浴の基準単価と介護保険の地域区分とのクロス集計では、介護保険と同等以上の報酬（「介護保険制度の基本報酬に地域区分・処遇改善加算分を追加した基準より高い基準に設定」）が設定されている自治体は、1級地で2割であり、それ以外の地域区分では1割前後かそれ以下であることも明らかになった。

### ④ 利用制限回数の設定

約71.2%の自治体が訪問入浴の利用制限回数を設定していると回答しており、上限頻度の平均は1か月あたり7.80回、1週間あたり1.79回であった。

本結果からは、財源的な負担を鑑みて制限をしていることが想定される。また、検討委員からは近隣の市町村の制限回数を参考にして設定している可能性があることも意見として挙げられた。

### ⑤ 事業所の人材確保・経営状況

事業所における、令和5～7年度と比較した際の現在の収支状況について、「収益はほぼ変わらない」（約39.5%）が最も多く、次いで「収益が減少傾向にある」（約30.3%）であった。なお、「赤字が続いている」は約12.5%であった。

事業運営・経営状況の安定のため行政や地域に期待することについて、「報酬単価の見直し・加算の充実」（約90.4%）を求める声が9割を超え、直接的な経営支援策を求めていることがわかった。次いで「人材確保支援（求人広報・マッチング・定着支援）」（約54.1%）が続いた。

事業運営における現在の主な課題については、「人材（ヘルパー等）の確保」（約88.1%）が最も多く、次いで「人材の育成・定着」（約76.9%）であった。その他、4割を超えた回答としては、「利用者の確保」「自治体報酬単価の改定や地域差」「収入の確保・資金繰り」が挙げられる。

人材不足に対し、事業所側も様々な工夫を講じており、「多様な働き方の実施（柔軟なシフト調整等）」（約76.4%）や「給与や手当の見直し、改善」（約68.8%）といった労働条件の改善に積極的に取り組んでいるほか、「社内研修等スキルアップ機会の提供」（約60.5%）や

「IT等を導入し業務の効率化推進」(約42.0%)が行われていることが明らかになった。

### (3) 日常生活用具給付等事業

#### ① 自己負担額の上限設定と減免措置

自己負担の上限を「設定している」自治体は約 72.5%である。一方、自己負担の減免措置を「設定している」自治体は約 69.9%であり、その条件は「世帯の収入による」が約 81.6%である。自己負担の負担軽減策について各自治体では取り組んでおり、特に世帯の経済状況に応じた対応が主流であることがわかる。

#### ② 種目（品目）・基準額・給付対象者の見直し

種目（品目）・基準額・給付対象者の3項目に関する見直し状況は図表 245 のとおりであった。

図表 245 種目（品目）・基準額・給付対象者の見直し状況（調査結果より）

見直し項目	見直し状況
種目（品目）	「必要に応じて見直し」が約 65.9%で最多
基準額	「必要に応じて見直しを行っている」が約 54.1%で最多
給付対象者	「特に見直しは行っていない」が約 59.8%で最多

種目（品目）の見直しの主な理由は「利用者からの相談や要望が多いため」（約 37.0%）や「他の自治体等から情報収集した結果必要と判断したため」（約 28.2%）である。しかし、その見直し・決定に際しては、「新たな種目（品目）に関しての専門的知見やノウハウが不足している」（約 63.0%）、「見直しや決定に関する基準について自治体内で決まっていない」（約 60.5%）が課題となっている。

また、基準額の見直しについて、参考とする情報は「他自治体の価格設定情報」（約 94.0%）や「市場価格の情報」（約 71.4%）が中心である。ここでも「市場価格の動向に関する専門的知見やノウハウが不足している」（約 66.9%）、「新たな種目（品目）に関しての専門的知見やノウハウが不足している」（約 64.6%）が課題として挙げられており、適切な価格設定の難しさがうかがえる。

給付対象者の見直しについては、他の項目に比べ見直しに消極的な傾向が見られる。その背景として、見直し・決定に関する課題として「ニーズがある人と対象者を整理するための専門的知見やノウハウが不足している」（約 70.9%）、「見直しをするために参考にできる情報や材料がない」（約 70.3%）が挙げられている。

新しい用具の技術的評価、市場価格の動向、ニーズの的確な把握など、事業の根幹をなす判断において、専門的な知見やノウハウが自治体内部に不足している実態が明らかになった。自治体職員のみでは、日々開発される新しい用具や、障害者に限らず利便性の高いアプリや、アプリの利用と一体化したスマートフォン等の機器を日常生活用具の対象とすることの妥当性を判断することが困難である実態が検討委員からも意見として挙げられ、その実態が定量的にも把握されたと考えられる。

明確な判断基準がないため、多くの自治体が「他自治体の動向」を主な参考情報とせざる

を得ない状況にある。検討委員からは、個々の自治体が単独で専門家を雇用し対応することは現実的ではなく、国や都道府県レベル、あるいは広域連携により、専門家によるアドバイスや、有効性が確認された用具・アプリに関する情報を集約・提供する専門的な機関や仕組みを構築することで、各自治体の判断を支援し、事業の質の標準化と向上を図るべきであるという意見が挙げられた。

## ② 情報提供やアフターフォロー

情報提供やアフターフォローの内容について、「日常生活用具給付等事業の概要を示す情報提供を行っている」(約 67.6%) が最も多く、次いで「申請可能な種目を詳細に紹介する内容の情報提供を行っている」(約 39.7%) であった。情報提供の方法は「窓口にて相談や申請時に伝えている」(約 80.8%)、「自治体の HP に掲載している」(約 65.5%) が主であり、課題として「広報誌やホームページ掲載の情報を障害児・者や給付対象者がどこまで確認しているのか分からない」が約 62.0%と最多である。情報を発信する方法の多様化は図られているものの、障害児・者や給付対象者がその情報を受領できているかを確認する手段が実施されていないと考えられる。また、情報提供の機会が手帳交付時等と限定的であることや、窓口対応等の受動的であることが主であるため、サービス利用履歴がないような対象者像や潜在層への最新の情報提供に課題がある可能性が示唆される。



付録 1 移動支援事業に関する実態調査票（市区町村調査）

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」

自治体アンケート調査票【移動支援】

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。

本事業は、移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討の基礎資料とするため、全国の市区町村を対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。

ご多忙の折大変恐縮ではございますが、貴自治体において、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の市区町村

【回答期日】

令和7年9月26日(金)

【ご回答方法】

調査票（本ファイル）にご入力のうえ、**令和7年9月26日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご回答方法■

調査票（本ファイル）に記入

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>
-----------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承くださいませと幸いです

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	chiikiseikatsushien_survey@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、青木佑夏、藤井瞭

## 1. 基本情報

問1. 貴自治体名をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

自治体名

問2. 貴自治体の人口規模を教えてください。（最新の情報をご記載ください。）

人口規模	人

問3. 貴自治体の以下手帳の保有者数をそれぞれお答えください。

身体障害者手帳		人
療育手帳		人
精神障害者保健福祉手帳		人

問4. 本事業の担当について以下お答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当部課

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当者名

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください。(-)は入れて入力してください。

電話番号

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

メールアドレス

## 2. 実施概要について

問1-1. 移動支援事業の実施事業所の事前登録は行っていますか。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問1-2. 問1-1で「はい」とお答えの場合、事業所の登録をするまでに実施する方法をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 事業所からの申請受付
- ② 書類審査や基準適合の確認
- ③ 事前面談
- ④ 入札による決定
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問2. 貴自治体内における、移動支援事業の実施事業所数（令和7年7月1日現在）を入力ください。

- ※貴自治体の管内に所在する登録事業所数を回答ください。
- ※半角数字入力、該当する事業所がない場合は必ず「0」を入力ください。
- ※令和7年7月1日現在の数を把握されていない場合、直近1年間以内の任意の時点で把握されている事業所数を記入ください。
- ※複数の事業所を併設している場合は、それぞれに計上してください。

分類		事業所数	
① 貴自治体管内の登録事業所総数 ※管外に所在する事業所を除く管内登録事業所の合計			事業所
	② ①のうち居宅介護と併設している登録事業所数		事業所
	③ ①のうち重度訪問介護と併設している登録事業所数		事業所
	④ ①のうち行動援護と併設している登録事業所数		事業所
	⑤ ①のうち同行援護と併設している登録事業所数		事業所
	⑥ ①のうち個別支援型移動支援を提供している事業所数		事業所
	⑦ ①のうちグループ支援型移動支援を提供している事業所数		事業所
	⑧ ①のうち車両移送型個別支援を提供している事業所数		事業所

※ 事業所数を直接入力してください  
 ※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

問3. 貴自治体内における移動支援事業の利用者数

\*\*\*「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病等」の4つの表内に記載してください\*\*\*

（利用決定を受けている障害児者数。令和7年7月1日現在）を入力ください。

※障害種別等については、重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。

単位：人

身体障害		障害支援区分							
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を把握していない
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

知的障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

精神障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

難病等		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

問4. 移動支援事業の令和6年度における延べ利用回数  
 (利用決定を受けている障害児者の延べ利用回数の総計)の内訳を入力ください。

\*\*\*「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病等」の4つの表内に記載してください\*\*\*

単位：回

身体障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計(自動算出)		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：回

知的障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計(自動算出)		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：回

精神障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計(自動算出)		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：回

難病等		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計(自動算出)		0	0	0	0	0	0	0	0

問5. 移動支援事業の総事業費（事業者に委託費等として支出した金額の総計）を入力ください。

※ 金額の総額を直接入力してください

※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

分類		金額の総額	
①	国負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（A）		円
②	都道府県負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（B）		円
③	貴自治体負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（C）		円
④	事業者が利用者から収集している金額の総額（D）		円
⑤	⑤事業費総額 ※自動算出結果（A+B+C+D）が異なる場合（一部値が不明の場合）には、下の回答欄に正しい数値を入れてください	（自動） 0	円

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	円
--	---

問6-1. 移動支援について、自己負担の設定状況について教えてください。

<選択肢>

- ① 自己負担はある
- ② 自己負担はない

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問6-2. 問6-1で「自己負担はある」とお答えの場合、自己負担の規定について当てはまるものをお選びください。

<選択肢>

- ① 利用者によらず自己負担方法を一律に規定している
- ② 利用者によって自己負担方法が異なる
- ③ その他

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問6-3. 問6-1で「自己負担はある」とお答えの場合、上限金額の設定についてお答えください。

<選択肢>

- ① 設定している
- ② 設定していない
- ③ その他

▼ 上記<選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答

\*\*\* ①を回答した方で、設定している金額がある場合はご記載ください\*\*\*

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

設定している金額

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問6-4. 問6-2で「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」とお答えの場合、自己負担の方法についてお答えください。

<選択肢>

- ① 一定割合（1割負担など）を負担
- ② 一定の利用回数を超える額について負担
- ③ 一定の利用金額を超える額について負担
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問6-5. 問6-2で「利用者によって自己負担方法が異なる」とお答えの場合、自己負担の方法について当てはまるものすべてをお答えください。

<選択肢>

- ① 一定割合（1割負担など）を負担
- ② 一定の利用回数を超える額について負担
- ③ 一定の利用金額を超える額について負担
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問6-6. 問6-2で「利用者によって自己負担方法が異なる」とお答えの場合、  
どのような基準で利用者を分けているのかお答えください。

<選択肢>

- ① 世帯の年収による
- ② 給付対象者の状態による
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問7. 貴自治体で移動支援事業を担う職員の要件（特定の研修の受講 等）を定めていますか？  
定めている場合は具体的に要件の内容を記載してください。

<選択肢>

- ① はい ⇒ 具体的な要件の内容を回答欄にご記入ください
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な要件の内容

問8. 貴自治体の利用要件や運用ルール等で移動支援事業の利用を可と定めている利用目的に○、利用を不可としている利用目的に×を入力ください。

▼「○」を選択してください

<input type="checkbox"/>	①冠婚葬祭	<input type="checkbox"/>	⑪選挙投票（投票所内の移動）
<input type="checkbox"/>	②日用品の買い物	<input type="checkbox"/>	⑫政治活動（選挙投票を除く）
<input type="checkbox"/>	③公的行事（学校行事、会社の行事等）	<input type="checkbox"/>	⑬研修会等への参加
<input type="checkbox"/>	④プールの中や銭湯の浴室内	<input type="checkbox"/>	⑭職場を起点とする外出・移動（通院等）
<input type="checkbox"/>	⑤スポーツ同行	<input type="checkbox"/>	⑮通勤
<input type="checkbox"/>	⑥レジャー、レクリエーション（プールの中や銭湯の浴室内、スポーツ同行を除く）	<input type="checkbox"/>	⑯通所
<input type="checkbox"/>	⑦グループ活動	<input type="checkbox"/>	⑰通学
<input type="checkbox"/>	⑧墓参りや初詣、参拝	<input type="checkbox"/>	⑱その他緊急時の外出
<input type="checkbox"/>	⑨宗教活動（墓参りや初詣、参拝など社会的慣習を除く）	<input type="checkbox"/>	⑲その他
<input type="checkbox"/>	⑩選挙投票（投票所までの移動）		

\*\*\*\*\*「その他」に○をつけた場合は、具体的な内容を以下に記載ください。\*\*\*\*\*

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑲その他」の具体的な内容

⑮通勤を選んだ方に伺います

\*\*\*\*\*「緊急時」「訓練目的」「その他」に「○」か「×」をお選びください\*\*\*\*\*

▼ その他に「○」をつけた方は、具体的な内容をご記載ください

	緊急時	△
	訓練目的	
	その他	■

⑯通所を選んだ方に伺います

\*\*\*\*\*「緊急時」「訓練目的」「その他」に「○」か「×」をお選びください\*\*\*\*\*

▼ その他に「○」をつけた方は、具体的な内容をご記載ください

	緊急時	△
	訓練目的	
	その他	■

⑰通学を選んだ方に伺います

\*\*\*\*\*「緊急時」「訓練目的」「その他」に「○」か「×」をお選びください\*\*\*\*\*

▼ その他に「○」をつけた方は、具体的な内容をご記載ください

	緊急時	△
	訓練目的	
	その他	■

問9. 移動支援事業の利用対象要件について概要を記入してください。(障害種別や程度、年齢、居住など)

(例)

在宅又はグループホームに居住の方で、原則未就学児を除く、以下のいずれかの障害児・者等

- ①身障手帳1・2級で3肢以上の機能障害のある肢体不自由児・者
- ②知的・精神障害児・者
- ③障害者総合支援法の対象となる難病等の患者のうち上記1に準ずるもの

※通学・通所に利用する場合は、親など他の付添が得られない場合に限る

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

回答欄

問10. 問8で「通勤」「通所」「通学」いずれかに○をつけた場合、利用期限や上限についてお答えください。

通勤についてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用期限あり ⇒上限日数、上限月数、月上限時間を以下の回答欄にお答えください
- ② 利用期限なし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

(①を回答した方) 上限日数		日
(①を回答した方) 上限月数		月
(①を回答した方) 月上限時間		時間

通所についてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用期限あり ⇒上限日数、上限月数、月上限時間を以下の回答欄にお答えください
- ② 利用期限なし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

(①を回答した方) 上限日数		日
(①を回答した方) 上限月数		月
(①を回答した方) 月上限時間		時間

通学についてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用期限あり ⇒上限日数、上限月数、月上限時間を以下の回答欄にお答えください
- ② 利用期限なし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

(①を回答した方) 上限日数		日
(①を回答した方) 上限月数		月
(①を回答した方) 月上限時間		時間

問11. 問8で「通勤」「通所」「通学」いずれかに○をつけ、利用要件を「訓練目的」としている場合、実施方法の取り決めの有無及び内容についてすべてお答えください。

通勤についてお答えください。

<選択肢>

- ① 実施方法の取り決めあり ⇒具体的な内容を以下の回答欄にお答えください
- ② 実施方法の取り決めなし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

(①を回答した方) 取り決めの内容

通所についてお答えください。

<選択肢>

- ① 実施方法の取り決めあり ⇒具体的な内容を以下の回答欄にお答えください
- ② 実施方法の取り決めなし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

(①を回答した方) 取り決めの内容

通学についてお答えください。

<選択肢>

- ① 実施方法の取り決めあり ⇒具体的な内容を以下の回答欄にお答えください
- ② 実施方法の取り決めなし

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

(①を回答した方) 取り決めの内容

問12. 問8で「通勤」「通所」「通学」いずれかに○をつけた場合、その実人数の内訳をお答えください。

	通勤(人)	通所(人)	通学(人)	計(自動算出)
区分なし				0人
区分1				0人
区分2				0人
区分3				0人
区分4				0人
区分5				0人
区分6				0人
障害児				0人
わからない				0人
計(自動算出)	0人	0人	0人	0人

※特別支援学校および特別支援学級への通学（通級）を含む

### 3. 個別給付サービスとの優先関係について

問13. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）について、優先関係もしくは供給の可否を定めたルールはありますか。  
ご回答について、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方について以下に記載ください。

優先関係についてお答えください。

<選択肢>

- ① 個別給付サービスを優先している
- ② 移動支援事業を優先している
- ③ 優先関係の定めはない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方

供給の可否についてお答えください。

<選択肢>

- ① 供給が可能な場合を定めたルールがある
- ② 供給ができない場合を定めたルールがある
- ③ 供給の可否についてのルールはない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方

問14. 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）と移動支援事業を両方利用している者の数を入力ください。

分類		利用者数	
①	個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）と移動支援事業を両方利用している者の総数		人
	② ①のうち居宅介護の利用者		人
	③ ①のうち重度訪問介護の利用者		人
	④ ①のうち行動援護の利用者		人
	⑤ ①のうち同行援護の利用者		人

※ 利用者数を直接入力してください  
 ※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

問15. 問13で「個別給付サービスを優先している」と回答いただいた方で、移動支援事業の利用者がいる場合にお伺いします。個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）を優先している一方で、移動支援事業を利用することとなっている理由について、以下のうち該当するものすべてに○を入力し、それぞれに該当する利用者の人数（令和7年7月1日現在）が多い順に順位を選択肢からお選びください。

※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える必要はありません。

※いずれも該当する利用者がある項目にのみ入力すれば結構です。

すべての項目に対して番号を振る必要はありません。

移動支援事業を利用する理由	該当箇所に○	該当する利用者が多い順に順位を選択
利用希望時間が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の開所時間外のため		
利用希望日は個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の定休日にあたるため		
個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所が地域にない（少ない）ため		
個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所の人員不足により利用者の利用希望どおりに対応することができないため		
当該利用者の個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の支給限度（単位数）を超えているため		
障害支援区分が個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の対象外または未判定であるため		
障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため		
給付サービスで対応できない外出ニーズのため		
地方自治体の国庫負担基準の上限を超過することが見込まれることから、超過分を全額自治体負担で給付するよりも移動支援事業により実施する方が財政負担が軽いため		
相談支援員等の助言により利用者が希望したため		
介護保険サービスでは対応できないガイドヘルプサービスを利用したいため		
その他		

\*\*\*\*\*「障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）事業所がないため」に○をつけた場合は、具体的な障害種別等を以下に記載ください。\*\*\*\*\*

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な障害種別等

\*\*\*\*\*「その他」に○をつけた場合は、具体的な内容を以下に記載ください。\*\*\*\*\*

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な内容

問16. 問15で「給付サービスで対応できない外出ニーズのため」とご回答された場合、把握されている具体的な外出ニーズについて、以下のうち該当するものすべてに○をご記入ください。

▼「○」を選択してください

①冠婚葬祭	⑪選挙投票（投票所内の移動）
②日用品の買い物	⑫政治活動（選挙投票を除く）
③公的行事（学校行事、会社の行事等）	⑬研修会等への参加
④プールの中や銭湯の浴室内	⑭職場を起点とする外出・移動（通院等）
⑤スポーツ同行	⑮通勤
⑥レジャー、レクリエーション（プールの中や銭湯の浴室内、スポーツ同行を除く）	⑯通所
⑦グループ活動	⑰通学
⑧墓参りや初詣、参拝	⑱その他緊急時の外出
⑨宗教活動（墓参りや初詣、参拝など社会的慣習を除く）	⑲その他
⑩選挙投票（投票所までの移動）	

\*\*\*\*\*「その他」に○をつけた場合は、具体的な内容を以下に記載ください。\*\*\*\*\*

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な要件の内容

⑮通勤を選んだ方に伺います

\*\*\*\*\*「緊急時」「訓練目的」「その他」に「○」か「×」をお選びください\*\*\*\*\*

▼ その他に「○」をつけた方は、具体的な内容をご記載ください

	緊急時	
	訓練目的	
	その他	

⑯通所を選んだ方に伺います

\*\*\*\*\*「緊急時」「訓練目的」「その他」に「○」か「×」をお選びください\*\*\*\*\*

▼ その他に「○」をつけた方は、具体的な内容をご記載ください

	緊急時	
	訓練目的	
	その他	

⑰通学を選んだ方に伺います

\*\*\*\*\*「緊急時」「訓練目的」「その他」に「○」か「×」をお選びください\*\*\*\*\*

▼ その他に「○」をつけた方は、具体的な内容をご記載ください

	緊急時	
	訓練目的	
	その他	

#### 4. 報酬基準について

問17. 実施方法ごとの報酬基準についてお答えください。

\*\*\*\*\*「個別支援型移動支援」、「グループ支援型移動支援」、「車両移送型個別支援」の3つの表内に記載してください\*\*\*\*\*

個別支援型移動支援		日中 (例：8時～18時)	夜間早朝 (例：18時～22時、6時～8時)	深夜 (例：22時～6時)
		円/30分	円/30分	円/30分
身体介護あり	肢体不自由者（児）			
	視覚障害者（児）			
	知的障害者（児）			
	精神障害者（児）			
	難病等患者（児）			
身体介護なし	肢体不自由者（児）			
	視覚障害者（児）			
	知的障害者（児）			
	精神障害者（児）			
	難病等患者（児）			

注：30分単位でない場合は30分に置き換えて記載し、時間単価では無い場合は、その旨下記の自由回答欄に記述した上で単価を記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

自由回答欄
(例) 日中/身体介護ありの視覚障害者（児）→円/60分

グループ支援型移動支援		日中 (例：8時～18時)	夜間早朝 (例：18時～22時、6時～8時)	深夜 (例：22時～6時)
		円/30分	円/30分	円/30分
身体介護あり	肢体不自由者（児）			
	視覚障害者（児）			
	知的障害者（児）			
	精神障害者（児）			
	難病等患者（児）			
身体介護なし	肢体不自由者（児）			
	視覚障害者（児）			
	知的障害者（児）			
	精神障害者（児）			
	難病等患者（児）			

注：30分単位でない場合は30分に置き換えて記載し、時間単価では無い場合は、その旨下記の自由回答欄に記述した上で単価を記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

自由回答欄
(例) 日中/身体介護ありの視覚障害者（児）→円/60分

車両移送型個別支援		日中 (例：8時～18時)	夜間早朝 (例：18時～22時、6時～8時)	深夜 (例：22時～6時)
		円/30分	円/30分	円/30分
身体介護あり	肢体不自由者（児）			
	視覚障害者（児）			
	知的障害者（児）			
	精神障害者（児）			
	難病等患者（児）			
身体介護なし	肢体不自由者（児）			
	視覚障害者（児）			
	知的障害者（児）			
	精神障害者（児）			
	難病等患者（児）			

注：30分単位でない場合は30分に置き換えて記載し、時間単価では無い場合は、その旨下記の自由回答欄に記述した上で単価を記載ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

自由回答欄
(例) 日中/身体介護ありの視覚障害者（児）→円/60分

問18-1. 報酬基準について、加算はありますか。

<選択肢>

- ① 加算はある
- ② 加算はない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問18-2. 問18-1で「①加算はある」とお答えの場合、加算の内容について当てはまるものを全てお答えください。

<選択肢>

- ① 早朝夜間加算（例：6～8時、18～22時）
- ② 深夜加算（例：22時～翌6時）
- ③ 長時間利用加算（例：8時間以上の超過時間に対する加算）
- ④ 短時間利用加算
- ⑤ 土日祝日加算
- ⑥ 通学や通所支援に関する加算
- ⑦ 喀痰吸引・経管栄養等の実施
- ⑧ 障害児加算
- ⑨ 片道加算
- ⑩ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑩その他」の具体的な内容

## 5. その他

問19. 移動支援を担うヘルパー等を確保するために工夫している点をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

工夫している具体的な内容

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、**令和7年9月26日(金)**までに  
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>



「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」

事業所アンケート調査票【移動支援】

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。本事業は、移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討の基礎資料とするため、全国の市区町村および事業所を対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。ご多忙の折大変恐縮ではございますが、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の移動支援（地域生活支援事業）事業者

【回答期日】

令和7年12月26日(金)

【ご回答方法】

調査票(本ファイル)にご入力のうえ、**令和7年12月26日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご回答方法■

調査票(本ファイル)に記入

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロード ページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>
---------------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承いただけますと幸いです

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	chiikiseikatsushien_survey@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：青木佑夏、リヒゼ、東海林崇

## 1. 基本情報

問0. 本調査の回答依頼をどの自治体から受けましたか。市区町村名をお答えください  
※複数回答可

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

市区町村名

問1. 貴事業所の開設年度（西暦）をお答えください。

▼ 数値を入力してください

開設年度（西暦）	年度

問2-1. 貴事業所の所在地（都道府県）をお答えください。

プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください▼

所在地（都道府県）

問2-2. 貴事業所の所在地（市区町村）をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

所在地（市区町村）

問3. 該当する法人格についてお答えください。

<選択肢>

- ① 都道府県、市区町村、一部事務組合
- ② 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- ③ 社会福祉法人（社会福祉協議会）
- ④ 医療法人
- ⑤ 営利法人（株式・合名・有限・合資・合同会社）
- ⑥ 特定非営利活動法人（NPO）
- ⑦ その他（社団・財団、農協、生協、学校等）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問4-1. 貴事業所の提供サービス（移動支援に関わるもの）についてお答えください。

<選択肢>

- ① 居宅介護の通院等介助
- ② 行動援護
- ③ 重度訪問介護
- ④ 同行援護

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

問4-2. 貴事業所の提供サービスについてお答えください。

<選択肢>

- ① 居宅介護
- ② 重度障害者等包括支援
- ③ 短期入所（空床型）
- ④ 短期入所（単独型）
- ⑤ 短期入所（併設型）
- ⑥ 療養介護
- ⑦ 生活介護
- ⑧ 施設入所支援
- ⑨ 自立生活援助
- ⑩ 共同生活援助（介護サービス包括型）
- ⑪ 共同生活援助（外部サービス利用型）
- ⑫ 共同生活援助（日中サービス支援型）
- ⑬ 自立訓練（機能訓練）
- ⑭ 自立訓練（生活訓練）
- ⑮ 自立訓練（宿泊型自立訓練）
- ⑯ 就労移行支援
- ⑰ 就労継続支援（A型）
- ⑱ 就労継続支援（B型）
- ⑲ 就労定着支援
- ⑳ 計画相談支援
- ㉑ 地域移行支援
- ㉒ 地域定着支援

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答										

問5. 貴事業所は地域生活支援事業サービスの移動支援事業を実施していますか。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問6-1. 対象とする主たる障害種別（運営規定において定めている障害種別すべて）についてお答えください。

<選択肢>

- ① 定めている
- ② 特に定めていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問6-2. 対象とする主たる障害種別についてお答えください。

<選択肢>

- ① 身体
- ② 知的
- ③ 精神（発達障害・高次脳機能障害を含む）
- ④ 難病

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

問7-1. 職員配置状況および移動支援に従事するヘルパーの配置状況についてお答えください。

▼ 数値を入力してください

事業所内の職員配置状況		
①常勤		人
②非常勤		人

移動支援に従事するヘルパーの配置状況		
①常勤		人
②非常勤		人

問7-2. 職員配置数（実員数および常勤換算数）についてお答えください。

▼数値を入力してください

職員配置数	実員数		常勤換算数	
		人		人
①施設長・管理者		人		人
②サービス管理責任者		人		人
③サービス提供責任者		人		人
④主任相談支援専門員		人		人
⑤相談支援専門員		人		人
⑥生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）		人		人
⑦職業・作業指導員		人		人
⑧医師・歯科医師		人		人
⑨看護職員		人		人
⑩居宅介護員等		人		人
⑪管理栄養士・栄養士		人		人
⑫調理員		人		人
⑬事務員		人		人
⑭その他の職員		人		人

問7-3. 職員の資格保有状況についてお答えください。

▼数値を入力してください

職員の資格保有状況		
①社会福祉士		人
②精神保健福祉士		人
③介護福祉士		人
④介護支援専門員		人
⑤保健師		人
⑥学校教諭		人
⑦保育士		人
⑧看護師・准看護師		人
⑨理学療法士		人
⑩作業療法士		人
⑪公認心理師		人
⑫介護職員初任者研修		人
⑬介護福祉士実務者研修		人

## 2. 事業概要について

貴事業所が受託または指定を受けている自治体すべての状況を加味しながらご回答ください。

- 問8. 貴事業所における移動支援事業の令和7年7月の利用者数を入力してください。  
 ※重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。  
 ※障害種別ごとに把握していない場合は、「障害種別不明」の表に記入をお願いいたします。  
 ※一部の方のみ障害種別がわからない場合は、その人数を「障害種別不明」の表に記入してください。

単位：人

身体障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

知的障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

精神障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

難病等		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

障害種別不明		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

問9-1. 貴事業所が関係する自治体では、入所施設の入所者は移動支援を利用することが規定上可能かお答えください。

<選択肢>

- ① 利用可能である
- ② 一定の条件つきで利用可能である
- ③ 利用不可である
- ④ 把握していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

問9-2. (9-1で「①利用可能である」「②一定の条件つきで利用可能である」とご回答された場合) 貴事業所が関係する自治体では、入所施設の入所者は移動支援を利用しようと思えば、円滑に利用可能かお答えください。

<選択肢>

- ① 問題なく利用可能である
- ② 利用可能だが、手続きや調整面で困難がある
- ③ 実質的にはほとんど利用できない状況である
- ④ 把握していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

### 3. 個別給付サービスとの優先関係について

問10. 関係する自治体内において、移動支援と個別給付（居宅介護の通院等介助・行動援護・重度訪問介護・同行援護）の優先関係の判断主体で該当するものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 自治体の明確なガイドライン
- ② 自治体担当者への相談
- ③ 相談支援専門員の調整・計画
- ④ 各事業所による独自判断
- ⑤ 不明
- ⑥ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答					

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑥その他」の具体的な内容

問11. 個別給付サービスと移動支援を両方利用している者の数を入力ください。  
※把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください。

▼数値を入力してください

分類	利用者数		
① 個別給付サービス（居宅介護（通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護）と移動支援事業を両方利用している者の総数		人	※ 利用者数を直接入力してください ※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください
② ①のうち居宅介護の利用者		人	
③ ①のうち重度訪問介護の利用者		人	
④ ①のうち行動援護の利用者		人	
⑤ ①のうち同行援護の利用者		人	

問12. 優先関係を原因として発生する課題について、  
それぞれ該当する発生頻度を以下の選択肢からお答えください。

<選択肢>

- ①頻繁にある（週1回以上）
- ②時々ある（月1～3回）
- ③稀にある（月1回未満）
- ④ほぼない
- ⑤把握していない

プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください▼

課題	発生頻度
①二重算定回避のため、請求区分の分割・記録が煩雑	
②活動内容ごとの優先関係の境界が不明瞭（余暇と通院の連続など）	
③優先判断の相違による返戻・差し戻しが増加	
④職員の資格要件等により、希望するサービスでの算定が困難	
⑤利用者負担の増加および不公平感の発生	
⑥優先関係の規定による利用者の外出機会の制限	
⑦利用者や家族への説明が困難	
⑧その他 (具体的な内容を下記にお答えください)	

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑧その他」の具体的な内容

問13. 優先関係に関して行政や地域に期待することをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 活動区分ごとの明確なガイドラインの策定・周知
- ② 自治体・事業所・相談支援事業所の三者による定例協議の開催
- ③ 二重算定回避のためのルール明確化
- ④ 外出時の支援を一体的に扱える算定枠の検討（連携加算など）
- ⑤ 障害特性に応じた優先関係の例示等の提供
- ⑥ 自治体間での運用差の緩和・標準化
- ⑦ 計画相談における優先関係の記載必須化
- ⑧ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑧その他」の具体的な内容

#### 4. 事業運営・経営状況について（移動支援についてのみ）

ここからは地域生活支援事業の移動支援事業に関してのみお答えください。

問14. 令和5～7年度で比較した際の現在の収支状況について最も近いものを一つお選びください

<選択肢>

- ① 収益が増加し、安定している
- ② 収益はほぼ変わらない
- ③ 収益が減少傾向にある
- ④ 赤字が続いている
- ⑤ 答えたくない／わからない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問15. 直近期の収入内訳の割合をお答えください。

内訳を把握していない場合は、「⑤わからない」に○をつけてください。

▼数値を入力してください

分類	割合	
①自治体給付・委託		%
②利用者負担分（サービス利用料やサービス利用に伴う実費負担を含む）		%
③助成金・寄付		%
④その他		%
⑤わからない		

問16. 令和7年7月の提供回数および延べ提供時間（概算）についてお答えください。

▼数値を入力してください

提供回数および延べ提供時間（概算）		
回数		件／月
時間		時間／月

問17. 事業運営における現在の主な課題について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 人材（ヘルパー等）の確保
- ② 人材の育成・定着
- ③ 利用者の確保
- ④ 収入の確保・資金繰り
- ⑤ 事務作業の負担増加
- ⑥ 他事業所や地域との連携
- ⑦ 自治体報酬単価の改定や地域差
- ⑧ 燃料費高騰
- ⑨ 特に課題はない
- ⑩ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑩その他」の具体的な内容

問18. 今後の事業運営・経営状況を安定させるため、行政や地域に期待することについて当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 報酬単価の見直し・加算の充実（夜間・土日祝・長距離・待機等）
- ② 自治体からの入金期間短縮・支払いの迅速化
- ③ 請求審査の運用明確化・返戻理由の標準化
- ④ 支給決定の迅速化・支給量の柔軟な設定（必要に応じた増枠）
- ⑤ 移動支援の対象範囲の拡大（医療・通学・余暇・長距離等のニーズ反映）
- ⑥ 人材確保支援（求人広報・マッチング・定着支援）
- ⑦ 研修・資格に関する支援（研修費助成・標準化・要件の合理化）
- ⑧ 車両更新・燃料費への補助（福祉車両・タイヤ・保険料等含む）
- ⑨ 災害・感染症時の特例措置や緊急支援の枠組み整備
- ⑩ ICT・請求システム整備への支援（電子請求、運行管理、予約システム）
- ⑪ 事業者の意見を反映する定期協議・ヒアリングの実施
- ⑫ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答											

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「@その他」の具体的な内容

## 5. ヘルパーの配置について

問19. 以下の各研修について、貴事業所の所在する自治体（都道府県または市区町村）における実施状況および、貴事業所内の受講者の有無について、それぞれの項目を以下の選択肢からお答えください。

<自治体の実施状況・選択肢>

- ①実施されている
- ②実施されていない
- ③把握していない

<事業所内に受講者がいるかどうか・選択肢>

- ①はい
- ②いいえ
- ③把握していない

▼ プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください

自治体の実施状況	自治体の実施状況	事業所内に受講者が いるかどうか
知的障害者移動支援 従業者養成研修		
視覚障害者移動支援 従業者養成研修		
全身性障害者移動介護 従業者養成研修		
その他（具体的な内容を 下記にお答えください）		

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

その他にご回答の場合、その他の研修名をお答えください。

問20. ヘルパーを確保するために、事業所で実施している取り組みや工夫について、あてはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 多様な働き方の実施（勤務シフト制の導入やシフト・勤務時間の調整等）
- ② 給与や手当の見直し、改善
- ③ 社内研修等スキルアップの機会の提供
- ④ IT等を導入し業務の効率化推進
- ⑤ インターンシップやボランティアの受け入れ
- ⑥ 外国人材の採用・活用
- ⑦ 高齢者の採用・活用
- ⑧ 広報等によるヘルパー職の魅力発信
- ⑨ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑨その他」の具体的な内容

## 6. 通勤・通所・通学での利用や他サービスでの代替について

問21. 令和7年度に通勤・通学・通所での申込や相談がありましたか。  
通勤・通学・通所の目的ごとに、以下の選択肢からお答えください。

<選択肢>

- ① あった（右列に具体的な件数をご記入ください）
- ② なかった

▼ プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください

▼ 回答欄に数値を入力してください

	申込や相談の有無	具体的な件数
通勤		
通学		
通所		

問22. 問21の申込や相談のうち対応できた割合はどの程度ですか。  
通勤・通学・通所の目的ごとに、以下の選択肢からお答えください。

<選択肢>

- ① 0%以上10%未満
- ② 10%以上30%未満
- ③ 30%以上50%未満
- ④ 50%以上70%未満
- ⑤ 70%以上

▼ プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください

	対応できた割合
通勤	
通学	
通所	

問23. 問21の申込や相談のうち対応できなかった理由について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 自治体の運用で当該目的が一律対象外
- ② 自治体の運用で緊急時や臨時（単発）のみ利用可能で、定期的な利用は対象外
- ③ 他制度（居宅介護の通院等介助・行動援護・重度訪問介護・同行援護）を優先するよう自治体から指示
- ④ 自治体の定める移動範囲外
- ⑤ 待機や院内・校内同行の算定が認められず実施不可
- ⑥ 単価が実コストに見合わず継続困難
- ⑦ 希望時間帯の人員不足
- ⑧ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答							

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑧その他」の具体的な内容

問24-1. 通勤・通学・通所の利用目的に限らず、利用に関する申込や相談について、他サービスに連携・代替した実績はありますか。

<選択肢>

- ① ある（具体的な件数を下記にお答えください）
- ② ない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な件数

問24-2. 問24-1で「①ある」と回答した場合、  
その利用者像のうち障害支援区分4以上の方が対象になった実績はありますか。

<選択肢>

- ① ある
- ② ない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問24-3. 問24-2で「①ある」と回答した場合、  
代替した他サービスについて当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 居宅介護の通院等介助
- ② 行動援護
- ③ 重度訪問介護
- ④ 同行援護
- ⑤ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

**アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。**

お手数ですが、**令和7年12月26日(金)**までに  
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>

付録3 訪問入浴サービスに関する実態調査票（市区町村調査）

---

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」

自治体アンケート調査票【訪問入浴】

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。

本事業は、移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討の基礎資料とするため、全国の市区町村を対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。

ご多忙の折大変恐縮ではございますが、貴自治体において、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の市区町村

【回答期日】

令和7年9月26日(金)

【ご回答方法】

調査票（本ファイル）にご入力の上、**令和7年9月26日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご回答方法■

調査票（本ファイル）に記入

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>
-----------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承いただけますと幸いです

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	chiikiseikatsushien_survey@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、青木佑夏、藤井暲

## 1. 基本情報

問1. 貴自治体名をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

自治体名

問2. 本事業の担当について以下お答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当部課

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当者名

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください。(-)は入れて入力してください。

電話番号

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

メールアドレス

## 2. 実施概要について

問1-1. 訪問入浴サービスの実施事業所の事前登録は行っていますか。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問1-2. 問1-1で「はい」とお答えの場合、事業所の登録をするまでに実施する方法をすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 事業所からの申請受付
- ② 書類審査や基準適合の確認
- ③ 事前面談
- ④ 入札による決定
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問2-1. 貴自治体内における、訪問入浴サービスの登録事業所数（令和7年7月1日現在）を入力ください。

※貴自治体の管内に所在する登録事業所数を回答ください。

※半角数字入力、該当する事業所がない場合は必ず「0」を入力ください。

※令和7年7月1日現在の数を把握されていない場合、直近1年間以内の任意の時点で把握されている事業所数を記入ください。

分類		事業所数	
① 貴自治体管内の登録事業所総数 ※管外に所在する事業所を除く管内登録事業所の合計			事業所
	② ①のうち個別給付サービス居宅介護と併設している登録事業所数		事業所
	③ ①のうち介護保険の訪問入浴介護（または介護予防訪問入浴介護）の指定を受けている登録事業所数		事業所
	④ ①のうち訪問入浴サービスを実施している事業所数		事業所

※ 事業所数を直接入力してください  
 ※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

問2-2. 介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていない訪問入浴サービス事業所がある場合、介護保険の訪問入浴介護の指定を受けていない（受けられない）理由をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

回答欄

問3. 貴自治体内における訪問入浴サービスの利用者数

(利用決定を受けている障害児者数。令和7年7月1日現在)を入力ください。

※障害種別等については、重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。

\*\*\*「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病等」の4つの表内に記載してください\*\*\*

単位：人

身体障害		障害支援区分							
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を把握していない
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

知的障害		障害支援区分							
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を把握していない
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

精神障害		障害支援区分							
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を把握していない
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

難病等		障害支援区分							
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分を把握していない
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

- 問4. 貴自治体内における訪問入浴サービスの利用者数（利用決定を受けている障害児者数。令和7年7月1日現7のうち、要介護認定（要支援含む）を受けている介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者の数をそれぞれ入力ください。※把握していない場合は「把握していない」をお選びください

分類		延べ利用回数	
①	第1号被保険者		人
②	第2号被保険者		人

- 問5. 障害児の利用者について、医療的ケア区分の有無別に人数を入力してください。  
※把握していない場合は「把握していない」をお選びください

分類		延べ利用回数	
①	医療的ケア区分有		人
②	非該当/認定なし		人

- 問6. 訪問入浴サービスの令和6年度における延べ利用回数  
（利用決定を受けている障害児者の延べ利用回数の総計）の内訳を入力ください。

\*\*\*「障害児」「障害者」「障害児者」の3つの表内に記載してください\*\*\*

単位：回

障害児		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：回

障害者		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：回

障害児者		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

問7. 訪問入浴サービスの総事業費（事業者に委託費等として支出した金額の総計）を入力ください。

※ 金額の総額を直接入力してください

※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

分類	金額の総額	
① 国負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（A）		円
② 都道府県負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（B）		円
③ 貴自治体負担で事業者に委託費等として支出した金額の総額（C）		円
④ 事業者が利用者から収集している金額の総額（D）		円
⑤ ⑤事業費総額 ※自動算出結果（A+B+C+D）が異なる場合（一部値が不明の場合）には、下の回答欄に正しい数値を入れてください	（自動） 0	円

↓ 「把握していない」を選択することも可能です

	円
--	---

問8. 訪問入浴サービス1回当たりの単価（基準単価）の設定について、該当するものをお選びください。

<選択肢>

- ① 介護保険制度の基本報酬（1,266単位）に地域区分・処遇改善加算分を追加した基準より高い基準に設定
- ② 介護保険制度の基本報酬（1,266単位）より高い基準だが、地域区分・処遇改善加算分を追加した基準より低い基準に設定
- ③ 介護保険制度の基本報酬（1,266単位）と同一若しくは準じている
- ④ 介護保険制度の基本報酬（1,266単位）より低い基準に設定

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

問9-1. 訪問入浴について、自己負担の設定状況について教えてください

<選択肢>

- ① 自己負担はある
- ② 自己負担はない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

問9-2. 問9-1で「自己負担はある」とお答えの場合、自己負担の規定について当てはまるものをお選びください。

<選択肢>

- ① 利用者によらず自己負担方法を一律に規定している
- ② 利用者によって自己負担方法が異なる
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問9-3. 問9-1で「自己負担はある」とお答えの場合、上限金額の設定についてお答えください

<選択肢>

- ① 設定している
- ② 設定していない
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

\*\*\*\* ①を回答した方で、設定している金額がある場合はご記載ください\*\*\*\*

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

(①を回答した方) 設定している金額

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問9-4. 問9-2で「利用者によらず自己負担方法を一律に規定している」とお答えの場合、自己負担の方法についてお答えください。

<選択肢>

- ① 一定割合（1割負担など）を負担
- ② 一定の利用回数を超える額について負担
- ③ 一定の利用金額を超える額について負担
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問9-5. 問9-2で「利用者によって自己負担方法が異なる」とお答えの場合、自己負担の方法について当てはまるものすべてをお答えください。

<選択肢>

- ① 一定割合（1割負担など）を負担
- ② 一定の利用回数を超える額について負担
- ③ 一定の利用金額を超える額について負担
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問9-6. 問9-2で「利用者によって自己負担方法が異なる」とお答えの場合、  
どのような基準で利用者を分けているのかお答えください。

<選択肢>

- ① 世帯の年収による
- ② 給付対象者の状態による
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問10-1. 入浴設備や配置人員に関する要件について、実施要綱等で定めがありますか。  
それぞれ該当するもの一つをお選びください。

設備要件 についてお答えください。

<選択肢>

- ① 介護保険制度の訪問入浴介護と同一若しくは準じている
- ② 障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている
- ③ 特に定めはない
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

配置人員要件 についてお答えください。

<選択肢>

- ① 地域生活支援事業実施要項に定める要件を使用している
- ② 介護保険制度の訪問入浴介護の要件と同一若しくは準じている
- ③ 障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている
- ④ 特に定めはない
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問10-2. 問10-1の**設備要件**について、「障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている」もしくは「その他」をお答えの場合は、具体的な考え方を記載してください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な考え方

問10-3. 問10-1の**配置人員要件**について、「障害特性を踏まえて、より手厚い要件を設けている」もしくは「その他」をお答えの場合は、具体的な考え方を記載してください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

具体的な考え方

問11. 利用対象者の要件について、実施要綱等で定めがありますか。  
以下のうちそれぞれについて、対象としているか否かをドロップダウンリストより選択ください。

<選択肢>

- ① 対象として定めている
- ② 対象としていない
- ③ 特に定めはない

分類	回答
① 介護保険の訪問入浴の利用者	
② 個別給付（居宅介護、生活介護等）で入浴の支援を受けている者	
③ 医療的ケア等、特別の支援が必要な者	

問12-1. 利用者に対し、利用制限回数は設定していますか。

<選択肢>

- ① 設定している
- ② 設定していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問12-2. 問12-1で「①設定している」とお答えの場合、上限頻度についてお答えください。

①～③のあてはまるものを選択し、①または②を選択した場合は（ ）内に数値を入力してください。

▼ あてはまるものに「○」をつけてください

① 1か月あたり	（		）回
② 1週間あたり	（		）回
③その他			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

### 3. 個別給付サービスや介護保険の訪問入浴介護との優先関係について

問13. 個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）との優先関係について、優先関係もしくは併給の可否を定めたルールはありますか。

優先関係 についてお答えください。

<選択肢>

- ① 個別給付サービスを優先している
- ② 訪問入浴サービスを優先している
- ③ 優先関係の定めはない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

ご回答について、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方について以下に記載ください。

回答

併給の可否 についてお答えください。

<選択肢>

- ① 併給が可能な場合を定めたルールがある
- ② 併給ができない場合を定めたルールがある
- ③ 併給の可否についてのルールはない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

ご回答について、具体的な理由や背景、ルールの内容や考え方について以下に記載ください。

回答

問14. 介護保険の訪問入浴介護との優先関係について、貴自治体の運用上のルール等がありますか。該当するもの一つをお選びください。

<選択肢>

- ① 介護保険の訪問入浴介護を利用した上で不足する分について地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できている
- ② 介護保険の訪問入浴介護を利用できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できている
- ③ 本人の障害の特性等をふまえて介護保険の訪問入浴介護では対応できない場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを利用できている
- ④ 地域生活支援事業の訪問入浴サービス利用対象に該当する場合には地域生活支援事業の訪問入浴サービスを優先して利用できている
- ⑤ 特に優先関係等は定めていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つを選択してください

回答

ご回答について、具体的な理由や背景、考え方があれば以下に記載ください。

回答

問15. 個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）と訪問入浴サービスを両方利用している者の数を入力ください。

※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

分類		回答	
①	個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）と訪問入浴サービスを両方利用している者の総数		人
	② ①のうち居宅介護の利用者		人
	③ ①のうち重度訪問介護の利用者		人
	④ ①のうち生活介護の利用者		人

問16-1. 問13で「個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）を優先している」と回答いただいた方で、訪問入浴サービスの利用者がある場合にお伺いします。

個別給付サービスを優先としている一方で、訪問入浴サービスを利用することとなっている理由について、以下のうち該当するものすべてに○を入力し、それぞれ該当する利用者の人数（令和7年7月1日現在）が多い順に順位を選択肢からお選びください。

※番号の入力は貴自治体で認識されている範囲で良く、必ずしも厳密に人数を数える必要はありません。

※いずれも該当する利用者がある項目にのみ入力すれば結構です。

すべての項目に対して番号を振る必要はありません。

移動支援事業を利用する理由	該当箇所に○	該当する利用者が多い順に順位を選択
利用者の体格、体型により自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため		
医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため		
その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため		
複数名の支援者で対応する必要があるため		
状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、利用希望日時が個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所の開所時間外または定休日のため		
状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が地域にないため		
状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が人員体制等の事情により対応することができないため		
状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）の支給限度（単位数）を超えているため		
状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害支援区分が個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）の対象外または未判定であるため		
状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所がないため		
状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、相談支援員等の助言により利用者が希望したため		
その他		

- 問16-2. 「状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）事業所が地域にないため」を選択された場合は具体的な障害種別等を記載してください。

回答欄

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、**令和7年9月26日(金)**までに  
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>

付録4 訪問入浴サービスに関する実態調査票（事業所調査）

---

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」

事業所アンケート調査票【訪問入浴】

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。本事業は、移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討の基礎資料とするため、全国の市区町村および事業所を対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。ご多忙の折大変恐縮ではございますが、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の訪問入浴（地域生活支援事業）事業者

【回答期日】

令和7年12月26日(金)

【ご回答方法】

調査票(本ファイル)にご入力の上、**令和7年12月26日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご回答方法■

調査票(本ファイル)に記入

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロード ページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>
---------------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承いただけますと幸いです

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	chiikiseikatsushien_survey@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：青木佑夏、リヒゼ、東海林崇

## 1. 基本情報

問0. 本調査の回答依頼をどの自治体から受けましたか。市区町村名をお答えください  
※複数回答可

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

市区町村名

問1. 貴事業所の開設年度（西暦）をお答えください。

▼ 数値を入力してください

開設年度（西暦）	年度

問2-1. 貴事業所の所在地（都道府県）をお答えください。

プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください▼

所在地（都道府県）

問2-2. 貴事業所の所在地（市区町村）をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

所在地（市区町村）

問3. 該当する法人格についてお答えください。

<選択肢>

- ① 都道府県、市区町村、一部事務組合
- ② 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- ③ 社会福祉法人（社会福祉協議会）
- ④ 医療法人
- ⑤ 営利法人（株式・合名・有限・合資・合同会社）
- ⑥ 特定非営利活動法人（NPO）
- ⑦ その他（社団・財団、農協、生協、学校等）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問4-1. 貴事業所の提供サービス（訪問入浴に関わるもの）についてお答えください。

<選択肢>

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 生活介護
- ④ 訪問入浴介護（介護保険）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

問4-2. 貴事業所の提供サービスについてお答えください。

<選択肢>

- ① 居宅介護
- ② 同行援護
- ③ 行動援護
- ④ 重度障害者等包括支援
- ⑤ 短期入所（空床型）
- ⑥ 短期入所（単独型）
- ⑦ 短期入所（併設型）
- ⑧ 療養介護
- ⑨ 生活介護
- ⑩ 施設入所支援
- ⑪ 自立生活援助
- ⑫ 共同生活援助（介護サービス包括型）
- ⑬ 共同生活援助（外部サービス利用型）
- ⑭ 共同生活援助（日中サービス支援型）
- ⑮ 自立訓練（機能訓練）
- ⑯ 自立訓練（生活訓練）
- ⑰ 自立訓練（宿泊型自立訓練）
- ⑱ 就労移行支援
- ⑲ 就労継続支援（A型）
- ⑳ 就労継続支援（B型）
- ㉑ 就労定着支援
- ㉒ 計画相談支援
- ㉓ 地域移行支援
- ㉔ 地域定着支援

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											

問5. 貴事業所は地域生活支援事業サービスの訪問入浴事業を実施していますか。

<選択肢>

- ① はい
- ② いいえ

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問6-1. 対象とする主たる障害種別（運営規定において定めている障害種別すべて）についてお答えください。

<選択肢>

- ① 定めている
- ② 特に定めていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問6-2. 対象とする主たる障害種別についてお答えください。

<選択肢>

- ① 身体
- ② 知的
- ③ 精神（発達障害・高次脳機能障害を含む）
- ④ 難病

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

問7-1. 職員配置状況および訪問入浴に従事するヘルパーの配置状況についてお答えください。

▼ 数値を入力してください

事業所内の職員配置状況		
①常勤		人
②非常勤		人

訪問入浴に従事するヘルパーの配置状況		
①常勤		人
②非常勤		人

問7-2. 職員配置数（実員数および常勤換算数）についてお答えください。

▼数値を入力してください

職員配置数	実員数		常勤換算数	
		人		人
①施設長・管理者		人		人
②サービス管理責任者		人		人
③サービス提供責任者		人		人
④主任相談支援専門員		人		人
⑤相談支援専門員		人		人
⑥生活指導・支援員（生活指導員、生活相談員、生活支援員を含む）		人		人
⑦職業・作業指導員		人		人
⑧医師・歯科医師		人		人
⑨看護職員		人		人
⑩居宅介護員等		人		人
⑪管理栄養士・栄養士		人		人
⑫調理員		人		人
⑬事務員		人		人
⑭その他の職員		人		人

問7-3. 職員の資格保有・研修受講状況についてお答えください。

▼数値を入力してください

職員配置数	資格保有者数		研修受講者数	
①社会福祉士		人		人
②精神保健福祉士		人		人
③介護福祉士		人		人
④介護支援専門員		人		人
⑤保健師		人		人
⑥学校教諭		人		人
⑦保育士		人		人
⑧看護師・准看護師		人		人
⑨理学療法士		人		人
⑩作業療法士		人		人
⑪公認心理師		人		人
⑫介護職員初任者研修		人		人
⑬介護福祉士実務者研修		人		人

問8. 訪問入浴で使用している入浴車の台数をお答えください。

▼数値を入力してください

入浴車		台
-----	--	---

## 2. 事業概要について

貴事業所が受託または指定を受けている自治体すべての状況を加味しながらご回答ください。

問9. 貴事業所における訪問入浴事業の令和7年7月の利用者数を入力してください。

※重複障害のある場合には主たる障害に計上してください。

単位：人

身体障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

知的障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

精神障害		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

難病等		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

障害種別ごとに把握していない		障害支援区分							区分を把握していない
		非該当/ 認定なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
年齢	0～17歳								
	18～39歳								
	40～64歳								
	65歳以上								
	年齢を把握していない								
計（自動算出）		0	0	0	0	0	0	0	0

### 3. 個別給付サービスとの優先関係について

問10. 関係する自治体内において、訪問入浴と個別給付（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）の優先関係の判断主体で該当するものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 自治体の明確なガイドライン
- ② 自治体担当者への相談
- ③ 相談支援専門員の調整・計画
- ④ 各事業所による独自判断
- ⑤ 不明
- ⑥ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答					

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑥その他」の具体的な内容

問11. 個別給付サービスと訪問入浴を両方利用している者の数を入力ください。  
※把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください。

▼数値を入力してください

分類	利用者数		
① 個別給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護）と訪問入浴サービスを両方利用している者の総数		人	※ 利用者数を直接入力してください ※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください
② ①のうち居宅介護の利用者		人	
③ ①のうち重度訪問介護の利用者		人	
④ ①のうち生活介護の利用者		人	

問12. 優先関係を原因として発生する課題について、  
それぞれ該当する発生頻度を以下の選択肢からお答えください。

<選択肢>

- ①頻繁にある（週1回以上）
- ②時々ある（月1～3回）
- ③稀にある（月1回未満）
- ④ほぼない
- ⑤把握していない

プルダウンよりあてはまるものを一つ選択してください▼

課題	発生頻度
①適用制度の優先判定や根拠説明に係る時間・ 労力の増大	
②65歳到達時や要介護認定の取得・更新時の 制度切替によるサービスの一時中断の発生	
③同一・類似サービスの重複利用不可による必 要な入浴支援の頻度や機能の不足	
④介護保険の算定・基準への適合不可による、 サービス提供の制限	
⑤時間帯・回数・所要時間等の制度上の枠の設定に よる、希望時間等への柔軟な対応が困難	
⑥優先判断の相違による 返戻・差し戻しが増加	
⑦職員の資格要件等により、希望するサービス での算定が困難	
⑧利用者負担の増加および不公平感の発生	
⑨ケアマネジャーと相談支援専門員の計画・モ ニタリングの二重化による調整負担の増大	
⑩その他 (具体的な内容を下記にお答えください)	

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑩その他」の具体的な内容

問13. 優先関係に関して行政や地域に期待することをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 優先関係・供給可否に関する明確なガイドラインの策定・周知
- ② 自治体職員、ケアマネージャー、相談支援専門員、訪問看護等との定例協議の開催
- ③ 要介護認定・更新や65歳到達時制度切替の迅速化と移行期支援
- ④ 障害特性に応じた優先関係の例示等の提供
- ⑤ 保険者・自治体間での運用差の緩和・標準化
- ⑥ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑥その他」の具体的な内容

#### 4. 事業運営・経営状況について（訪問入浴事業についてのみ）

ここからは地域生活支援事業の訪問入浴事業に関してのみお答えください。

問14. 令和5～7年度で比較した際の現在の収支状況について最も近いものを一つお選びください

<選択肢>

- ① 収益が増加し、安定している
- ② 収益はほぼ変わらない
- ③ 収益が減少傾向にある
- ④ 赤字が続いている
- ⑤ 答えたくない／わからない

▼上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答				

問15. 直近期の収入内訳の割合をお答えください。

内訳を把握していない場合は、「⑤把握していない」に○をつけてください。

▼数値を入力してください

分類	割合	
①自治体給付・委託		%
②利用者負担分（サービス利用料やサービス利用に伴う実費負担を含む）		%
③助成金・寄付		%
④その他		%
⑤把握していない		

問16. 令和7年7月の提供回数（概算）についてお答えください。

▼数値を入力してください

提供回数および延べ提供時間（概算）		
回数		件/月

問17. 事業運営における現在の主な課題について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 人材（ヘルパー等）の確保
- ② 人材の育成・定着
- ③ 利用者の確保
- ④ 収入の確保・資金繰り
- ⑤ 事務作業の負担増加
- ⑥ 他事業所や地域との連携
- ⑦ 自治体報酬単価の改定や地域差
- ⑧ 特に課題はない
- ⑨ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答								

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑨その他」の具体的な内容

問18. 今後の事業運営・経営状況を安定させるため、行政や地域に期待することについて当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 報酬単価の見直し・加算の充実（夜間・土日祝・長距離・待機等）
- ② 自治体からの入金期間短縮・支払いの迅速化
- ③ 請求審査の運用明確化・返戻理由の標準化
- ④ 支給決定の迅速化・支給量の柔軟な設定（必要に応じた増枠）
- ⑥ 人材確保支援（求人広報・マッチング・定着支援）
- ⑦ 研修・資格に関する支援（研修費助成・標準化・要件の合理化）
- ⑧ ICT・請求システム整備への支援（電子請求、運行管理、予約システム）
- ⑨ 事業者の意見を反映する定期協議・ヒアリングの実施
- ⑩ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑩その他」の具体的な内容

## 5. ヘルパーの配置について

問19. ヘルパーを確保するために、事業所で実施している取り組みや工夫について、あてはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 多様な働き方の実施（勤務シフト制の導入やシフト・勤務時間の調整等）
- ② 給与や手当の見直し、改善
- ③ 社内研修等スキルアップの機会の提供
- ④ IT等を導入し業務の効率化推進
- ⑤ インターンシップやボランティアの受け入れ
- ⑥ 外国人材の採用・活用
- ⑦ 高齢者の採用・活用
- ⑧ 広報等によるヘルパー職の魅力発信
- ⑨ その他（具体的な内容を下記にお答えください）

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑨その他」の具体的な内容

**アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。**

お手数ですが、**令和7年12月26日(金)**までに  
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>



「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」

自治体アンケート調査票【日常生活用具】

この度弊社は厚生労働省「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の採択を受け、「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。

本事業は、移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討の基礎資料とするため、全国の市区町村を対象とした調査により、実態や課題等を把握するものです。

ご多忙の折大変恐縮ではございますが、貴自治体において、下記の通り調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

【本調査の目的】

移動支援事業や訪問入浴サービス、地域生活支援事業のうちの日常生活用具給付等事業について、検討に必要な実態把握を行う

【対象】

全国の市区町村

【回答期日】

令和7年9月26日(金)

【ご回答方法】

調査票（本ファイル）にご入力のうえ、**令和7年9月26日(金)**までに以下のサイトにてアップロードをお願いいたします。

■ご回答方法■

調査票（本ファイル）に記入

■ご提出先■

以下のアップロードページよりご確認ください。

アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>
-----------	---

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取り扱い、ご回答方法等についてご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

※ ご返信にはお時間を要する場合がございますが、順次ご返信いたしますのでご了承いただけますと幸いです

事務局	アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	chiikiseikatsushien_survey@researchworks.co.jp

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」事務局

担当：東海林崇、青木佑夏、藤井瞭

## 1. 基本情報

問1. 貴自治体名をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

自治体名

問2. 本事業の担当について以下お答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当部課

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

事業担当者名

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください。(-)は入れて入力してください。

電話番号

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

メールアドレス

## 2. 実施概要について

問1. 日常生活用具給付等事業を実施していますか。

<選択肢>

- ① 実施している
- ② 実施していない ⇒本アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問2. 令和6年度における日常生活用具給付等事業の利用者実人数、延べ利用人数、延べ利用回数をそれぞれお答えください。

※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

分類	回答	
① 利用者実人数		人
② 延べ利用人数		人
③ 延べ利用回数		回

問3. 令和6年度における日常生活用具給付等事業の年間の利用金額合計および公費負担額合計をお答えください。

※ 利用金額合計=利用者負担額+公費負担額

※ 把握していない場合は、プルダウンリストから「把握していない」を選択してください

分類	回答	
① 利用金額合計		円
② 公費負担額合計		円

問4-1. 日常生活用具の取扱事業所の事前登録は行っていますか。

<選択肢>

- ① 行っている
- ② 行っていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問4-2. 問4-1で「②行っていない」とお答えの場合、その理由をお答えください。

回答欄

### 3. 自己負担率、自己負担額の設定状況

問5-1. 種目（品目）による自己負担の設定状況について、当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① すべての種目について自己負担はある
- ② 一部、自己負担のない種目がある
- ③ 種目によらず自己負担はない

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを一つ選択してください

回答
②

問5-2. 問5-1で「①すべての種目について自己負担はある」とお答えの場合、自己負担の規定についてお答えください。

<選択肢>

- ① 種目によらず自己負担方法を一律に規定している
- ② 種目によって自己負担方法が異なる
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問5-3. 問5-2で「②種目によって自己負担方法が異なる」とお答えの場合、自己負担の方法についてお答えください。

<選択肢>

- ① 用具の給付額に対し一定割合（1割負担など）を負担
- ② 種目の基準額を超える額について負担
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問5-4. 問5-1で「②一部、自己負担のない種目がある」とお答えの場合、具体的な種目およびその理由をお答えください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

①種目

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

②理由

問6-1. 問5-1で「①すべての種目について自己負担はある」または「②一部、自己負担のない種目がある」とお答えの場合にご回答ください。

自己負担額の上限を設定していますか。

<選択肢>

- ① 設定している
- ② 設定していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問6-2. 問6-1で「①設定している」とお答えの場合、その設定金額をお答えください。

設定金額		円
------	--	---

問7-1. 問5-1で「①すべての種目について自己負担はある」または「②一部、自己負担のない種目がある」とお答えの場合

自己負担の減免措置は設定していますか。

<選択肢>

- ① 設定している
- ② 設定していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問7-2. 問7-1で「①設定している」とお答えの場合、設定している条件について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 世帯の収入による
- ② 給付対象者の状態による
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答		

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

#### 4. 利用できる種目（品目）数、基準額合計の上限の設定状況

問8-1. 利用できる種目（品目）数の上限を設定していますか。

<選択肢>

- ① 設定している
- ② 設定していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問8-2. 問8-1で「①設定している」とお答えの場合、その上限金額と、上限を設けている理由についてそれぞれお答えください。

上限金額		円
------	--	---

理由

## 5. 種目（品目）の見直し状況

問9-1. 種目（品目）の見直し状況について、当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① 定期的に見直しを行っている
- ② 必要に応じて見直しを行っている
- ③ 特に見直しは行っていない
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問9-2. 問9-1で「①定期的に見直しを行っている」とお答えの場合、種目（品目）の見直しを行う頻度についてお答えください。

<選択肢>

- ① 半年に1回程度
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3～5年に1回程度
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問9-3. 問9-1で「①定期的に見直しを行っている」とお答えの場合、種目（品目）の見直しを行う理由についてお答えください。

回答欄

問9-4. 問9-1で「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、  
種目（品目）の見直しを行う平均的な頻度についてお答えください。

<選択肢>

- ① 半年に1回程度
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3～5年に1回程度
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問9-5. 問9-1で「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、  
種目（品目）の見直しを行う理由についてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用者からの相談や要望が多いため
- ② 関係団体等からの相談や要望があったため
- ③ 他の自治体等から情報収集した結果必要と判断したため
- ④ 過去の給付実績があるため
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問10-1. 問9-1で「①定期的に見直しを行っている」または「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、見直しを検討する場について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 日常生活用具給付等事業専門ではない協議会等にて検討
- ② 日常生活用具給付等事業の専門部会等にて検討
- ③ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答		

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「③その他」の具体的な内容

問10-2. 問9-1で「①定期的に見直しを行っている」または「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、協議会等の委員構成について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 自治体職員
- ② 学識経験者
- ③ 医師・看護師
- ④ OT・PT・ST等の専門職
- ⑤ 相談支援専門員
- ⑥ 障害サービス提供事業者
- ⑦ 福祉用具取扱事業者
- ⑧ 関係団体
- ⑨ 当事者
- ⑩ 家族
- ⑪ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答										

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑪その他」の具体的な内容

問11. 種目（品目）の見直しを行う際に参考とする情報について、当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 厚生労働省告示第529号の「用具の要件」・「用具の用途及び形状」
- ② 都道府県が定める要項やガイドライン
- ③ 他の自治体の取組状況
- ④ 利用者・家族からの相談・要望
- ⑤ 関連団体等からの相談・要望
- ⑥ メーカーや販売事業者からの製品情報
- ⑦ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答						

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑦その他」の具体的な内容

問12. 種目（品目）として給付対象としていない用具の申請があった場合の対応について、当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① 対象外であることを伝えつつ、個別に受理するかどうかの判断を行う
- ② 対象外であることを伝えつつ、種目の見直しを協議会等で検討した上で受理するかどうかの判断を行う
- ③ 申請を受理しない
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問13. 種目（品目）の見直し、決定に関して課題となっていることについて、当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 見直しをするための人員や時間が不足している
- ② 見直しをするための協議会の構成員を選定するのが困難
- ③ 見直しや決定に関する基準について自治体内で決まっていない
- ④ 自治体の財政状況に左右され、新規種目（品目）の採用が困難
- ⑤ 自治体によって対象種目（品目）が異なり、他自治体の状況を把握しづらい
- ⑥ 近隣自治体での対象種目（品目）での実績がない場合、対象としづらい
- ⑦ 障害児者や給付対象者の意見を採用するような仕組みづくりができていない
- ⑧ 新たな種目（品目）に関しての専門的知見やノウハウが不足している
- ⑨ 申請件数が少ない場合の見直し方法について、判断材料を収集することが困難
- ⑩ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑩その他」の具体的な内容

## 6. 種目（品目）の基準額の見直し状況

問14-1. 種目（品目）の基準額の見直し状況について、当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① 定期的に見直しを行っている
- ② 必要に応じて見直しを行っている
- ③ 特に見直しは行っていない
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問14-2. 問14-1で「①定期的に見直しを行っている」とお答えの場合、種目（品目）の基準額について、見直しを行う頻度についてお答えください。

<選択肢>

- ① 半年に1回程度
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3～5年に1回程度
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問14-3. 問14-1で「①定期的に見直しを行っている」とお答えの場合、種目（品目）の基準額について見直しを行う理由についてお答えください。

回答欄

問14-4. 問14-1で「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、  
種目（品目）の基準額について見直しを行う平均的な頻度についてお答えください。

<選択肢>

- ① 半年に1回程度
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3～5年に1回程度
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問14-5. 問14-1で「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、  
種目（品目）の基準額について見直しを行う理由についてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用者からの相談や要望が多いため
- ② 関係団体等からの相談や要望があったため
- ③ 他の自治体等から情報収集した結果必要と判断したため
- ④ 過去の給付実績があるため
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問15. 種目（品目）の基準額について見直しを行う際に参考とする情報について、当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 過去の給付実績額
- ② 申請時の見積額
- ③ 市場価格の情報
- ④ 他自治体の価格設定情報
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答				

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問16. 種目（品目）の見直し、決定に関して課題となっていることについて、当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 見直しをするための人員や時間が不足している
- ② 見直しをするための協議会の構成員を選定するのが困難
- ③ 見直しや決定に関する基準について自治体内で決まっていない
- ④ 自治体によって基準額が異なり、他自治体の状況を把握しづらい
- ⑤ 市場価格の動向に関する専門的知見やノウハウが不足している
- ⑥ 新たな種目（品目）に関しての専門的知見やノウハウが不足している
- ⑦ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答						

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑦その他」の具体的な内容

## 7. 種目（品目）の給付対象者の見直し状況

問17-1. 給付対象者の見直し状況について、当てはまるものをお答えください。

<選択肢>

- ① 定期的に見直しを行っている
- ② 必要に応じて見直しを行っている
- ③ 特に見直しは行っていない
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問17-2. 問17-1で「①定期的に見直しを行っている」とお答えの場合、給付対象者の見直しを行う頻度についてお答えください。

<選択肢>

- ① 半年に1回程度
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3～5年に1回程度
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問17-3. 問17-1で「①定期的に見直しを行っている」とお答えの場合、給付対象者の見直しを行う理由についてお答えください。

回答欄

問17-4. 問17-1で「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、  
給付対象者の見直しを行う平均的な頻度についてお答えください。

<選択肢>

- ① 半年に1回程度
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3～5年に1回程度
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問17-5. 問17-1で「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、  
給付対象者の見直しを行う理由についてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用者からの相談や要望が多いため
- ② 関係団体等からの相談や要望があったため
- ③ 他の自治体等から情報収集した結果必要と判断したため
- ④ 過去の給付実績があるため
- ⑤ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容

問18. 問17-1で「①定期的に見直しを行っている」または「②必要に応じて見直しを行っている」とお答えの場合、給付対象者の見直しを行う際に参考とする情報について、当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 利用者・家族からの相談・要望
- ② 関連団体等からの相談・要望
- ③ 相談支援専門員や専門職からの情報
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

問19. 給付対象者の見直し、決定に関して課題となっていることについて、当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 見直しをするための人員や時間が不足している
- ② 見直しをするために参考にできる情報や材料がない
- ③ ニーズがある人と対象者を整理するための専門的知見やノウハウが不足している
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

## 8. 日常生活用具給付等事業に関する情報提供およびアフターフォローの実施状況

問20-1. 日常生活用具給付等事業に関して、障害児者に行っている情報提供やアフターフォローの内容について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 日常生活用具給付等事業の概要を示す情報提供を行っている
- ② 申請可能な種目を詳細に紹介する内容の情報提供を行っている
- ③ 種目、基準額、給付対象者の「見直し」を行った結果についての情報提供を行っている
- ④ 給付後に利用者へのアフターフォロー（用具の使用状況の確認等）を行っている
- ⑤ その他
- ⑥ 情報提供やアフターフォローを行っていない

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑤その他」の具体的な内容
<input type="text"/>

問20-2. 日常生活用具給付等事業に関して、特に視覚障害児者の情報提供について工夫していることをお答えください。

回答欄
<input type="text"/>

問21. 日常生活用具給付等事業に関して障害児者に情報提供を行っている場合、情報の提供方法について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 給付対象者に直接連絡している
- ② 窓口にて相談や申請時に伝えている
- ③ 自治体の広報誌等に掲載している
- ④ 自治体のHPに掲載している
- ⑤ 障害者福祉のしおりに掲載している
- ⑥ 専用のリーフレットやガイドブック等を作成し配布している
- ⑦ 関連団体等に情報提供している
- ⑧ サービス提供事業者や専門職に情報提供している
- ⑨ その他
- ⑩ 情報提供を行っていない

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑨その他」の具体的な内容

問22. 情報提供やアフターフォローにおける課題について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 広報誌やホームページ掲載の情報を障害児者や給付対象者がどこまで確認しているのか分からない
- ② 手帳交付時等情報提供の機会が限定されているため、最新の情報提供が困難
- ③ 視覚障害者等への情報提供の方法のノウハウがない
- ④ 提供する情報量が多い
- ⑤ 用具を実際に体験する機会等がない/少ない
- ⑥ サービス利用等がない障害児者や給付対象者への情報提供が困難
- ⑦ 実際に申請に来てもらえるよう分かりやすく情報提供をするノウハウがない
- ⑧ アフターフォローができる機会がない
- ⑨ その他

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものを全て選択してください

回答									

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「⑨その他」の具体的な内容

## 9. 地域の利用ニーズの把握状況

問23-1. 地域の利用ニーズ把握に係る取組を行っていますか。

<選択肢>

- ① 行っている
- ② 行っていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

問23-2. 問23-1で「①行っている」とお答えの場合、その把握方法について当てはまるものをすべてお答えください。

<選択肢>

- ① 相談窓口での情報収集
- ② 利用者や家族に対するアンケート調査やヒアリング調査の実施
- ③ 関連団体等へのアンケート調査やヒアリング調査の実施
- ④ その他

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答			

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

「④その他」の具体的な内容

**アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。**

お手数ですが、**令和7年9月26日(金)**までに  
次のアップロードページよりご提出していただくようお願いいたします。

事務局	アンケート回収事務局（株式会社サーチワークス）
アップロードページ	<a href="https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/">https://chiikiseikatsushien-survey.researchworks.co.jp/</a>

令和7年度障害者総合福祉推進事業 指定課題6  
「地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究」  
事業報告書

発行日：令和8年3月  
発行：PwC コンサルティング合同会社